

平成28年10月
平成28年12月

指宿市議会会議録

第4回臨時会
第4回定例会

指宿市議会会議録目次

平成28年第4回市議会臨時会

会期日程	1
10月27日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第97号及び議案第98号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第97号及び議案第98号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	7
決議案第2号上程	7
提案理由説明	7
決議案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	9
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告	15
閉議及び閉会	16

平成28年第4回市議会定例会

会期日程	17
11月30日	
議事日程	19
本日の会議に付した事件	20
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条の規定による出席者	21
職務のため出席した事務局職員	21
開会及び開議	22
会議録署名議員の指名	22
会期の決定	22
議案第79号～議案第86号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	22
議案第99号～議案第101号一括上程	54
提案理由説明	55

議案第99号（質疑，委員会付託省略，表決）	56
議案第100号及び議案第101号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	57
議案第102号～議案第113号一括上程	63
提案理由説明	64
議案第102号～議案第113号（質疑，委員会付託）	74
議案第114号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	75
新たに受理した請願及び陳情一括上程（委員会付託）	75
散 会	75

12月15日

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定による出席者	77
職務のため出席した事務局職員	78
開 議	79
会議録署名議員の指名	79
一般質問	79
西 森 三 義 議員	79
1. 農林漁業対策について	
2. 安心・安全対策について	
3. 歳入確保策について	
下川床 泉 議員	91
1. 新ごみ処理施設建設工事に関連して	
2. 国際年の取組について	
高 田 チヨ子 議員	101
1. 安心・安全な生活のために	
2. 教育の充実のために	
井 元 伸 明 議員	110
1. 市長の政治姿勢について	
吉 村 重 則 議員	125
1. 農業問題について	
2. 教育について	
延 会	136

12月16日

議事日程	138
------	-----

本日の会議に付した事件	138
出席議員	138
欠席議員	138
地方自治法第121条の規定による出席者	138
職務のため出席した事務局職員	139
開 議	140
会議録署名議員の指名	140
一般質問	140
中 村 洋 幸 議 員	140
1. 空き家・空き地対策等の取組について	
白 山 正 志 議 員	150
1. 学校再編について	
2. 新ごみ処理施設に関する新聞報道について	
新川床 金 春 議 員	161
1. 市長の政治姿勢について	
前之園 正 和 議 員	174
1. 「地熱の恵み」活用プロジェクトについて	
2. 高齢者の運転免許証自主返納に対する支援策について	
3. 防災体制について	
前 原 六 則 議 員	188
1. 農業振興について	
2. 地域コミュニティ組織推進について	
3. 副市長の1人体制について	
延 会	200

12月19日

議事日程	201
本日の会議に付した事件	201
出席議員	201
欠席議員	201
地方自治法第121条の規定による出席者	201
職務のため出席した事務局職員	202
開 議	203
会議録署名議員の指名	203
一般質問	203
恒 吉 太 吾 議 員	203
1. 鹿児島国体に向けた取組について	
2. 観光客の誘客促進について	

外 菌 幸 吉 議員	218
1. 植物対策と利活用について	
2. 通学路等の街路灯について	
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	226
散 会	226

12月22日

議事日程	228
本日の会議に付した事件	229
出席議員	229
欠席議員	229
地方自治法第121条の規定による出席者	230
職務のため出席した事務局職員	230
開 議	231
会議録署名議員の指名	231
議案第102号，議案第104号及び議案第105号（委員長報告，質疑，討論，表決）	231
議案第103号及び議案第106号（委員長報告，質疑，討論，表決）	233
議案第107号（委員長報告，質疑，討論，表決）	235
議案第113号（委員長報告，質疑，討論，表決）	246
議案第108号及び議案第109号（委員長報告，質疑，討論，表決）	247
議案第110号～議案第112号（委員長報告，質疑，討論，表決）	249
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	250
閉会中の継続審査について	252
意見書案第3号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	253
議案第115号～議案第124号一括上程	253
提案理由説明	253
議案第115号～議案第124号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	261
議員派遣の件	266
閉議及び閉会	266

第 4 回 臨 時 会

平成 28 年 10 月議会

平成28年第4回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（10月27日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
10月27日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none">・会期の決定・議案第97号及び議案第98号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)・決議案第2号上程 (説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

第 4 回 臨 時 会

平成 28 年 10 月 27 日

(第 1 日)

第4回指宿市議会臨時会会議録

平成28年10月27日 午前11時26分 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第97号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第98号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 決議案第2号 地熱開発に関する事項の調査に関する決議（案）
- 日程第6 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	前之園 正 和
15番議員	木 原 繁 昭	16番議員	中 村 洋 幸
17番議員	新川床 金 春	18番議員	下川床 泉
19番議員	新宮領 進	21番議員	松 下 喜久雄

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 豊 留 悦 男 副 市 長 佐 藤 寛

教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
産 業 振 興 部 長	廣 森 敏 幸	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 課 長	岩 下 勝 美	市 長 公 室 長	川 路 潔
財 政 課 長	上 田 薫		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	森 和 美	次 長 兼 調 査 管 理 係 長	石 坂 和 昭
主 幹 兼 議 事 係 長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	嶺 元 和 仁

△ 開会及び開議

午前11時26分

○議長（松下喜久雄） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、下川床泉議員及び新宮領進議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

△ 議案第97号及び議案第98号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第97号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、日程第4、議案第98号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第4回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件であります。議案第97号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第98号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案であります。

両案は、平成28年9月27日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜り

ますようお願いを申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。提出議案の1ページをお開きください。

議案第97号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。別冊の平成28年度指宿市一般会計補正予算書（第12号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,036万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億5,743万1千円にしたものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の額を追加及び変更したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、16ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費3,061万円の補正につきましては、山川農業センター育苗施設の屋根やビニールハウスの破損、農道及び林道等の倒木、水路閉塞等16件、69か所の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費9,911万6千円の補正につきましては、市道、里道、公園等の倒木及び団地の屋根破損、越波に伴う流末排水管路流出等の38件293か所の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。同じく目2現年補助災害復旧費2億923万8千円の補正につきましては、市道1か所の法面崩壊の災害が発生し、現計予算で不足したことから災害復旧費を増額したものであります。

項3教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1億2,552万9千円の補正につきましては、指宿総合体育館の屋根崩落や小・中学校及び高等学校の倒木及びフェンス倒壊等の42件145か所の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。同じく目2現年補助災害復旧費1,524万4千円の補正につきましては、学校の購買部半壊や給食センターの軒下天井の落下等6件15か所の災害が発生し、現計予算で不足したことから災害復旧費を増額したものであります。

項4その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費6,062万8千円の補正につきましては、ふれあいプラザなのはな館の体育館屋根の破損、道の駅いぶすき彩花菜館のアプローチ屋根破損等の27件111か所の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風16号被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金1億4,150万3千円の補正につきましては、土木施設及び教育施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。同じく、項2国庫補助金90万9千円の補正につきましては、教育施設の現年補助災害復旧費に係る国庫補助金であります。

款18繰入金2億3,995万3千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債1億5,800万円の補正につきましては、土木施設、教育施設及びその他公共施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（廣森敏幸） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について追加してご説明申し上げます。提出議案の3ページをお開きください。

議案第98号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。別冊の平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算書（第3号）の21ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,525万2千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、30ページをお開きください。

款3災害復旧費、項1唐船峡そうめん流し施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費340万9千円の補正につきましては、唐船峡そうめん流しの倒木、看板倒壊、車庫、そうめん倉庫半壊の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況につきましては、台風16号被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、29ページをご覧ください。

款6繰入金340万9千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として唐船峡そうめん流し整備等基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第97号及び議案第98号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第97号及び議案第98号の2議案は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第97号及び議案第98号の2議案は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第97号及び議案第98号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は，承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第97号及び議案第98号の2議案は，承認することに決定いたしました。

△ 決議案第2号上程

○議長（松下喜久雄） 次は，日程第5，決議案第2号，地熱開発に関する事項の調査に関する決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○4番議員（井元伸明） 決議案第2号，地熱開発に関する事項の調査に関する決議案に関する提案理由の説明をさせていただきたいと思えますが，本日，先ほど地熱開発事業の凍結について，執行部の方から説明をいただきましたが，この中でもまだ十分な説明がなされていないという観点からですね，今後，事実関係を調査をしたいということから提案をさせていただ

だくものでございます。

これは平成28年第1回定例会において、平成28年度指宿市一般会計予算の中から地熱の恵み活用プロジェクト事業の地熱資源を確認するための調査井掘削に関わる費用7億7,328万円とたまたま箱温泉周辺の地熱を活用した観光施設の整備に向けた基本設計委託料2,000万円を減額した修正案が4名の議員から提出され、可決されたものでございます。にも関わらず6日後の平成28年3月31日には、県の温泉審議会に対して掘削申請が提出されております。この申請書には1本13万円、3本分の39万円の印紙が貼られ、事業推進のための事業費が支出されております。これは議会の議決に反して事業を推進したことになります。このことは事業の推進、予算執行を否決した議会の議決に反した行為と言わざるを得ません。議会の議決には法的根拠を有するものとそうでないものがあります。法的根拠を有する議決事件としては、団体意思の決定に関わる議決事件として条例の制定・改廃、予算の改定、決算の認定など、地方自治法第96条第1項第1号から14号までに定める事件などでございます。つまり、予算の決定という正しく法的根拠を有する議決事件であったわけでございます。議会がこの事業の予算を省き修正可決したということは、この事業そのものを否決したということであり、行政実例として、議決事件であるにも関わらず議決を得ないで行った行為は、原則として無効であると明確に示されております。この件に関して言えば、可決という議決を得ないで行った行為ということで無効ということになります。つまり、3月31日の県への申請、これに基づくその後の事業に関する一連の行為は無効ということになるのではないかと考えます。更に、この事件に対する執行部の対応について、担当職員がこの事業に反対する市民の反対陳情提出について、陳情取下げを要請するということが明らかになりました。このことは憲法で保障され、国民に与えられている請願権への侵害ということになります。また、9月定例会では佐藤副市長、総務部参与の虚偽と思われる答弁、それを適切な対応だったと認めた豊留市長の答弁など、問題は山積しております。加えて佐藤副市長、総務部参与、産業振興部長の3名は100条委員会設置の議案に対して、数名の議員の自宅を訪問し、採決時の退席を要求するという前代未聞の行為を行っていたということも明らかになってまいりました。この事業の事業者選定における平成23年3月の公募に関する事実関係、その内容など多くの問題を含んでいると思われ、今こそチェック機関である議会として事実を明らかにし、市民に対して説明責任を果たす義務があると考えます。このことが市民から選挙によって与えられた議員としての責務、職責を果たすことになると思います。

以上のことからこの件の調査を行う場として、地方自治法100条に認められている調査特別委員会の設置を求めるものであります。

どうぞ、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） しばらくお待ちください。動議については1名以上の賛成者をいただき

たいと思います。

休憩動議のことですよね。賛成者がおりませんので、1名以上で。

(「委員長、今の文章は」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) ちょっと待ってください。今、本会議中ですので、休憩を取っていませんので、不規則発言になりますので。

(「休憩とったら」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) いやいや、暫時休憩の動議が成立してないんです。ですから、暫時休憩するわけにまいらないということです。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) ただいま、休憩動議につきまして、賛成者がおりましたので、成立するとみなします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時53分

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○4番議員(井元伸明) 今ですね、異議があるということでしたので、委員の方に私が文章を、大方みんなで取り決めたんでありますが、その中で、ちょっと1か所だけ訂正をさせていただければと思います。議決を得ないで行った行為ということで、無効と取られかねないということになりますということで、今さっき無効となりますということで言い切っておりますので、この部分をですね、取られかねないということで訂正のお願いを申し上げたいと思います。どうも失礼いたしました。

○議長(松下喜久雄) 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時03分

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 決議案第2号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(松下喜久雄) これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております決議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委

員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西森三義議員。

○6番議員(西森三義) 決議案第2号に反対する立場から討論を行います。

地方自治法第100条の規定により、地熱開発に関する事項の調査を行うとのことであるが、調査事項の内容を見る限り、鬼に金棒、泣く子も黙るかのようになっている100条委員会の設置に疑問を感じているところです。先ほど、市長から報告がありましたように、地熱開発事業を凍結すると言われましたので、公共施設の在り方調査研究特別委員会に関係者を呼んで調査することも可能ではないのか。刑罰をもって保証されている強力な権限を行使する必要があるのか。これまでの執行部の対応で勇み足的な行動はあったと思うが、今年度から地方交付税も減額となり、また人口減少も進む中でどうにかして指宿市を盛り立てたい一心での行動ではなかったのか。100条委員会が設置されることで全国にマイナスのイメージで本市が注目されかねないし、また今、指宿市においては、執行部と議会がぎくしゃくしていると、先ほど10月12日の新聞に市民の1人が地熱への議会対応に強い疑問との記事が掲載されていました。そういうことから、私は先日の全員協議会の席上でも申し上げましたが、大河ドラマが決定になり、観光客の誘客に向けての計画を立案する大事な時期であり、またいろいろな事業の停滞が見込まれる状況でありますので、地熱開発に関する事項の調査に関する決議案に反対いたします。以上です。

○議長(松下喜久雄) 次に、前之園正和議員。

○14番議員(前之園正和) 私は決議案に賛成の討論を行います。

本決議案は、地熱開発に関する事項の調査のために、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を付して特別委員会を設置しようとするものであります。地熱開発を巡っては、執行部の考えとしては人口減少が続く中で、この事業を通じて市の活性化や発展を図ろうということです。これに対して、地下深く、1,500mの井戸を掘ることによって既存の泉源に影響はないのか、またヒ素や重金属、あるいは硫酸などによる環境への影響はないのかなど、大きな心配と懸念が関係者や住民、そして議会内でも沸き起こっているのが現実の姿であります。市議会においては、3月定例会市議会以降の定例会市議会や臨時市議会でも予算を伴う議案について審査、審議がなされたり、一般質問でのやり取りがあったりしました。執行部や議会に対して、住民から要請や陳情などもありました。議会内外において、ときが経

てば経つほど市の不誠実さや不当なやり方、勝手な解釈など幾つも出てきています。順不同で幾つか示せば、3月議会、3月25日に掘削予算が減額修正、つまり事実上の否決がされたのに、3月31日に県への掘削申請を行う。内容を見ても事実と違ったり、時系列から見ても間違いがあったりしています。3月31日は仮申請だったとか、4月5日以降に差し替えたとか定まりません。差し替えたのであればその方法はと質しても、直接持って行ったのか、郵送だったのか、使送便だったのか、メールだったのかもはっきりしない状況です。最終的には差し替えだったとしながら、差し替え期日については市も県も分からないというのが答弁です。市は4月5日などの住民説明会について、説明と質疑応答を行っただけで理解を得たと判断、観光関係者が反対の立場で撤回を申し入れても、反対とは捉えていないと答弁をする。住民が議会に出した陳情書に対して、これを取り下げるように担当職員が働き掛ける。副市長は職員と陳情者は友人関係だったとか、個人の携帯から勤務時間外の電話だったとか言ってこれを擁護しました。さすがに市長は、これに対してまずかったと表明しましたが、副市長は擁護したままであります。そればかりか、報道がなされ本人も認めているとおり、本決議案の採決を巡って、つまり本日の本会議であります、複数の議員に対して反対、若しくは退席を求めるような接触をしています。報道によれば、議員宅への訪問が悪いとは思わないとか、時期が悪かったとか言うだけで、根本的には今回のことも全く反省はなされておられません。言い逃れだけであります。議会での対応だけではなく、地熱発電や地熱開発は、一体どのような影響をもたらすのかも解明しなければなりません。調査井掘削の段階で問題が生じれば工事をストップするとか、元に戻すとか言いますが、実際に完全に復元が可能なのかも含めて、質したいことは幾らでもあります。また、観光温泉業界関係者や周辺の泉源利用者、地域住民、一般市民、電力会社、行政など幅広く意見聴取が考えられ、その整合性の確認も必要になるかと思えます。そして、真実を明らかにする最低限の保障は事実を述べてもらうことであり、虚偽、偽りがあっては困ります。隠し事も困ります。その意味で100条調査権が必要であります。決議案による調査事項は、1、関係者や市民の理解と合意に関する事項。2、議会との関係性及びその対応に関する事項。3、事務処理上の諸手続に関する事項。4、その他関連事項としています。いずれも必要な調査事項であります。本決議案に反対する主張として、100条委員会ではなく、まずは100条調査権を付さない常任委員会や特別委員会で調査をしてからにすべきだということについてであります。先に述べましたように、執行部における不誠実さや答弁の整合性のなさ、議会対応における問題点などが幾つも表れています。もはや、100条調査権を持つ調査こそ求められています。また、段階的調査をすべきという考えを持っていたとしても、真実を調査すべきとの考えがあれば、100条委員会の設置が提起された以上は賛成をしてしかるべきではないでしょうか。先の討論でもありましたが、市を挙げて市の活性化を図るべきときに、100条委員会はよろしくないのではないかという考えについてですが、これは論外だと考えます。市の活性化のための方策を探

ることと、行政執行の問題点があるとすればこれを明らかにすることは次元が違います。いや、次元が違うと言うより、むしろ市の活性化のためにも行政執行は正しいものでなければなりません。100条委員会は最初から行政や誰かを罰するのが目的ではなくて、あくまで真実を解明するのが目的であります。調査ののちに、偽証や問題点があれば一定の権限を持つという仕組みであります。そもそも100条委員会の話が出てきたのは10月7日の議会運営委員会のときであります。10月7日の議会運営委員会の開催については、委員会条例第15条第2項に基づき、私を含む4人から請求をして開かれたものです。そのときに、1委員より100条委員会設置について提起がなされ、いろいろと意見の交換はありましたが、採決に至ったときは全委員異議なしで決定しました。提案者である議運の委員長が述べたとおりであります。これまでに述べてきたとおりであります。100条委員会を設置するにしても、名称や調査事項など決めるべきことがあるので、それを13日にすることとしてその日が終わりました。そして、13日になって、全員一致ではなかった、私は反対だと言われる方がおりました。13日はこれまでの経過を確認をして、7日の日は全員一致だったこと、一度決めた賛否は取り消せないことなどが話され、その方も全員一致だったことは確認したはずですが、ただ、13日時点では賛成できないという表明はされました。そして、議運の報告をする17日の全員協議会になると、またもや全員一致でなかったかのような話をされました。皆さんご承知のとおり、17日にも結局7日は全員一致だったことが客観的に明らかになりました。議員として、委員会以降、本会議までに態度が変わることはあり得ます。しかしながら、委員会での態度をなきものにするにはできません。賛成したものを賛成してないと言い張るのは議会のルールをあまりにも知らなすぎるばかりか、議員として非難されるべき事項と考えます。委員会の採決以降に考えが変わったのであれば、堂々と本会議などで理由を述べればいいだけの話であります。本会議の始まる1時間前に、地熱開発事業の凍結について、という市長からの書類が配布され、説明もありました。環境大臣に提出した特別地域内工作物の新築及び土石の採取、これの許可申請書を取り下げる旨の内容であります。環境大臣への許可申請を取り下げたとしても、県への掘削申請については取下げの意思はないようであります。環境大臣への許可申請書を取り下げたことは、私には100条委員会設置を回避するための方策としか見えません。しかしながら、地熱開発事業の凍結をしたからといって、100条委員会設置の必要性がなくなることはあり得ません。先ほどの設置目的、四つを見れば、今なお必要な項目であります。決議案に記載された調査事項を見れば明らかであります。

以上のようなことから本決議案に賛成すると同時に、多くの議員の賛同をお願いしまして討論いたします。

○議長（松下喜久雄） 次に、浜田藤幸議員。

○7番議員（浜田藤幸） 私はこの地熱開発に関する事項の調査に関する決議案に賛同し、また署名もいたしました。今日ですね、執行部の方の、市長の方から凍結の記者発表が、記者発

表と言うかマスコミの面前で行われました。よくぞ英断をしてくださったと私は感じております。修正案を出したのは私でございます。地熱開発に関しましては、賛否両論、分かれています。私は手順のことを再三言っておりました。今日、市長からの謝罪もありました。まだ不十分ではございますが、今後マスコミの前でしっかりと説明責任を果たす、100条委員会の調査事項の中でもろもろあります。これをしっかりと説明をすることを条件に、この決議案に対しまして、反対を申し述べます。以上です。

○議長（松下喜久雄） 次に、新川床金春議員。

○17番議員（新川床金春） 決議案第2号、地熱開発に関する事項の調査に関する決議案に対する賛成の討論をさせていただきます。

先ほど、井元議員から提案理由の説明がなされました。これまで議会として把握してないことが判明したので、補足させていただきます。地熱の恵み活用プロジェクトについて、平成28年10月24日、指宿市が商工会議所との説明会が行われています。商工会議所でありました。その場で、平成27年3月に行われた地熱の恵み事業者選定における公募に関する事実関係について、不自然な点が判明しております。説明会参加者発言として、議会は騙せても商工会議所は騙せないとの発言が数回あったと参加者から伺いました。地熱の恵み事業の公募に関する中で、コンサルが事業者になってるという不自然なところです。コンサルは商工会議所の説明会の中で、私たちはコンサルですよ。事業者じゃないということをその会議の場ではっきりと申しております。それがなぜ、公募の業者になってるんですか。商工会議所の皆さんはびっくりしてますよ。公募に出ていない会社が公募に載ってて、それが受託しているということです。議会は執行部の議案に対して、これまで性善説で疑うこともありませんでしたが、平成28年3月議会に提案されたサッカー場建設と地熱の恵み活用プロジェクトについて、2月、議会にサッカー場21億円、地熱開発掘削は7億8,000万程度です。しかし、その裏に温泉を使ったスパの事業を使って、あそこに30億円の投資をするという報告を副市長から受けたときに、私はこの財政難の指宿でこのような事業をしていいのかと思い、多くの議員と話をしました。多くの議員が、あまりにも拙速すぎる議案であり、不安を感じ、議員有志で修正案を発議し、この二つの事業に対して再度慎重に専門家の意見を聴いて調査すること、市民への周知と同意を得るべきということで修正案が3月25日、議員多数で可決されました。私たち議員は、市民が安心・安全で住民福祉が充実し、豊かな生活を送れるよう事業推進を見守る責務があります。執行部の提案する議案等を審査する権限は、市民から負託をもらってこの場にいると思っております。議員は、市民の代表であるということを再認識していただきたいと思います。今回の議会決議を無視した事業推進であり、執行部の行為に対し、しっかりと検証することが市民のためになります。議会運営委員会有志の発案で、臨時の議会運営委員会が開催され、討論する中でこれまでの執行部の議会無視、議場での虚偽答弁に対し、ときは逸した、この後に及んでは議会の権限を取り戻すため、議会の最高権

限の行使もやむなしという意見がありました。10月7日、開催された議会運営委員会では先ほども同僚議員が説明したように、100条委員会設置案は全会一致でありました。重ねて申し上げます。地方自治法第100条に認めて、調査特別委員会の設置はやむなしと議運のメンバーは苦渋の決断をしております。事実関係をしっかりと検証し、精査しなければ、議員として市民の負託を受けたと言えるんですか。しっかりと審査し、市民に公言できるような活動をしていただきたいと申し述べて、私の討論とさせていただきます。

○議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

○13番議員（前原六則） 決議案第2号についての反対の立場から討論いたします。

地熱の恵み活用プロジェクト事業については平成27年3月25日、議員懇談会以来、懇談会での質問、また常任委員会、一般質問などで質疑などが行われ、議論したと思っています。地方自治法に規定する議会の100条委員会は真実を究明するため、議会に与えられた権限と理解しております。行使するということは、新たに真実の究明を行う必要が生じたと思っています。しかし、これまで議論したことと同じであれば、100条委員会を設置するよりは、調査特別委員会を設置して議論することがいいのではないかと考えております。このようなことから、100条委員会設置の反対の立場での討論といたします。

○議長（松下喜久雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、決議案第2号を採決いたします。

この採決につきましては、西森三義議員ほか2名から記名投票に寄られたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。

暫時、休憩いたします。

休憩	午後	0時25分
再開	午後	0時26分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松下喜久雄） ただいまの出席議員は19人であります。

投票札を配布いたさせます。

（投票札配布）

○議長（松下喜久雄） 投票札の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（松下喜久雄） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票、白い札を、否とする諸君は青票、青い札を、職員が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

点呼と出席議員の確認を命じます。

(点呼, 投票)

○議長（松下喜久雄） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長（松下喜久雄） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に外菌幸吉議員、白山正志議員、恒吉太吾議員を指名いたします。よって、3人の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（松下喜久雄） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成8票、反対11票。

以上のとおり、反対が多数であります。

[記名投票結果]

・賛成（白票）を投じた議員

1 番 外菌 幸吉, 2 番 白山 正志, 4 番 井元 伸明, 5 番 吉村 重則,
8 番 東 伸行, 14 番 前之園正和, 17 番 新川床金春, 18 番 下川床 泉,

・反対（青票）を投じた議員

3 番 恒吉 太吾, 6 番 西森 三義, 7 番 浜田 藤幸, 9 番 高田チヨ子,
10 番 森 時徳, 11 番 高橋 三樹, 12 番 福永 徳郎, 13 番 前原 六則,
15 番 木原 繁昭, 16 番 中村 洋幸, 19 番 新宮領 進

よって、決議案第2号は否決されました。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第6、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を

報告いたします。

平成28年9月26日付けで鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたのでお知らせいたします。

投票総数408票，投票のうち，有効投票404票，無効投票4票。有効投票のうち，上門秀彦議員318票，たてやま清隆議員86票，以上のとおりであります。

なお，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては，先に配布のとおりでありますので，ご了承願います。

△ 閉議及び閉会

○議長（松下喜久雄） 以上で，本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて，本日の会議を閉じ，併せて平成28年第4回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 0時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 下川床 泉

議 員 新宮領 進

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月議会

平成28年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 23日間（11月30日～12月22日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月30日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第79号～議案第86号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・議案第99号～議案第101号一括上程 (議案説明) ・議案第99号 (質疑, 委員会付託省略, 表決) ・議案第100号及び議案第101号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・議案第102号～議案第113号一括上程 (説明, 質疑, 委員会付託) ・議案第114号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・新たに受理した請願及び陳情上程 (委員会付託)
12月1日	木	休 会	一般質問の通告限 (12時)
2日	金	〃	
3日	土	〃	
4日	日	〃	
5日	月	〃	総務水道委員会 (10時開会)
6日	火	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
7日	水	〃	産業建設委員会 (10時開会)
8日	木	〃	
9日	金	〃	
10日	土	〃	
11日	日	〃	
12日	月	〃	
13日	火	〃	
14日	水	〃	
15日	木	本会議	・一般質問
16日	金	〃	・一般質問
17日	土	休 会	
18日	日	〃	
19日	月	本会議	・一般質問

			文教厚生委員会（本会議終了後開会）
20日	火	休 会	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
21日	水	〃	
22日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第102号，議案第104号及び議案第105号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第103号及び議案第106号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第107号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第113号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第108号及び議案第109号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 議案第110号～議案第112号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・ 審査を終了した請願及び陳情（請願第2号，陳情第13号） ・ 閉会中の継続審査について （陳情第4号，陳情第9号～陳情第12号） ・ 意見書案第3号上程 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・ 議案第115号～議案第124号一括上程 （説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・ 議員派遣の件

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 11 月 30 日

(第 1 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成28年11月30日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第79号 平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第80号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第81号 平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第82号 平成27年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第83号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第84号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第85号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第86号 平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第99号 教育委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第100号 指宿広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 日程第13 議案第101号 指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について
- 日程第14 議案第102号 指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第103号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第104号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第105号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第106号 指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について
- 日程第19 議案第107号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第20 議案第108号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3

号) について

- 日程第21 議案第109号 平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第110号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第111号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第112号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第113号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第114号 指宿市議会会議規則の一部改正について
- 日程第27 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第2号，陳情第10号～陳情第12号）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |            |       |             |
|-------|------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 外  菌  幸  吉 | 2 番議員 | 白  山  正  志  |
| 3 番議員 | 恒  吉  太  吾 | 4 番議員 | 井  元  伸  明  |
| 5 番議員 | 吉  村  重  則 | 6 番議員 | 西  森  三  義  |
| 7 番議員 | 浜  田  藤  幸 | 8 番議員 | 東      伸  行 |
| 9 番議員 | 高  田  ちヨ子  | 10番議員 | 森      時  徳 |
| 11番議員 | 高  橋  三  樹 | 12番議員 | 福  永  徳  郎  |
| 13番議員 | 前  原  六  則 | 14番議員 | 前之園  正  和   |
| 15番議員 | 木  原  繁  昭 | 16番議員 | 中  村  洋  幸  |
| 17番議員 | 新川床  金  春  | 18番議員 | 下川床      泉  |
| 19番議員 | 新宮領      進 | 21番議員 | 松  下  喜久雄   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |         |             |             |
|---------|---------|-------------|-------------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長       | 佐 藤 寛       |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長     | 有 留 茂 人     |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長      | 下 敷 領 正     |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長     | 宮 崎 英 世     |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長     | 長 山 君 代     |
| 山川支所長   | 馬 場 久 生 | 開 聞 支 所 長   | 川 畑 徳 廣     |
| 総務部参与   | 中 村 孝   | 総 務 課 長     | 岩 下 勝 美     |
| 財 政 課 長 | 上 田 薫   | 税 務 課 長     | 有 馬 芳 文     |
| 観 光 課 長 | 今柳田 浩 一 | 都 市 整 備 課 長 | 小 牟 禮 信 一 郎 |
| 水 道 課 長 | 川 口 光 志 |             |             |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 森 和 美   | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 嶺 元 和 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時16分

○議長（松下喜久雄） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び吉村重則議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間と決定いたしました。

### △ 議案第79号～議案第86号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第79号、平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第86号、平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。それでは、早速申し上げます。

決算特別委員会に付託されました議案第79号、平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第86号、平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月17日から10月21日まで、及び11月16日の延べ6日間の日程で、関係課職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり住民の福祉の向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また開聞総合体育館改修工事、大成小学校体育館大規模改修工事、瀬崎港海岸高潮対策護岸改良工事な

ど、6か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。その結果、議案第81号、議案第83号から議案第85号までの4議案及び議案第86号のうち平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。また、議案第86号のうち剰余金処分は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、議案第79号については反対討論として、市長公室所管分について10月27日に臨時会が行われましたが、その後、私が4件の開示請求を行ったところ不透明なところが出てきており、今回の審査でも県への掘削申請を出したと言っていた3月31日の日付が、実際は4月12日に出されたということが明らかになりました。4月12日は、3月25日の修正案が可決されたあとのことですが、39万円を流用したという点で言えば不適切、認めるわけにはいきません。私としては不認定ですというものと、同じく市長公室所管分について、これまで総務水道委員会、産業建設委員会と総務水道委員会の連合審査、その後の総務水道委員会、そして一般質問の中でも掘削申請に伴う証紙代39万円の執行は当たり前であったとか、執行した日にちが今日変わりました。3月に出したんでしょけど、正式に出したのは4月12日という、本当に市の職員として規範意識が足りないと思います。市長公室がやったことを認定することで、市民から議会は何をしているのかと、私も市民から苦情を受けています。この状況の中で認定したときには、議会はもう要らないことになりますので、議会として権威を示すべきではないかと思しますので不認定をお願いしますというものがあり、起立採決の結果、起立少数により不認定と決しました。

次に、議案第80号については、反対討論として、限度額が81万円から85万円に引き上げられている理由から反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第82号については、反対討論として、介護保険料が値上げされております。介護保険料の場合、年金から月1万5千円以上については特別徴収はされております。高齢者の暮らしも非常に厳しい中で値上げがされているという理由で反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について議案ごとに申し上げます。

議案第79号、平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

まず、市長公室所管分について申し上げます。企画費の役務費で支出した39万円について、3月25日に修正案が出された中で、すぐの31日にこれを流用して県への申請をした見解をお伺いしますとの質疑に対し、3月議会で掘削申請の修正案が出され、可決されたことを執行部としても重く受け留め、真摯に対応する必要があると認識しているところです。修正案の理由は、既存温泉への影響等について有識者や専門家から意見を伺うなど、再度慎重に協議を重ねて、一定の安全性を確保してから事業を推進すべきであるとのことでした。このようなことから、市としては議会から示された理由に対して、真摯に対応することが最優先

と考え、有識者や専門家から意見を聴くとした場合に、予算措置の関係や今後の日程などを考慮し、平成27年3月27日に制定した温泉資源の保護及び利用に関する条例に基づき、地熱の専門家等で構成される調和のとれた地熱活用協議会が設置されていること、また県の諮問機関の温泉掘削申請の事業計画を審査する県の環境審議会温泉部会があることから、この機関に意見を伺うことが最善であろうと判断したところでの答弁でした。

県への掘削申請は、本会議では仮申請だったという答弁でした。その後、議会運営委員会から要求してタブレットに入ってきたこの申請書は、仮申請ですか、本申請ですかとの質疑に対し、議会で仮申請と答弁しましたが、仮申請という正式な手続はありません。3月31日に申請を出すときに住民説明会の部分は必須の項目ではなく、任意提出の部分でした。県も5月の審査の中で最新の情報を随時提出してもらえばいいということでしたので、3月31日は空白で提出しております。そして、4月5日の住民説明会のあとに最新の情報を提出するので、仮にこれで提出させていただくということで仮申請という正式な手続はなかったということでお詫びを申し上げたいと思いますとの答弁でした。

3月25日に修正案が通ったあと、3月31日に県に申請しているわけですが、議会で否決したことは了解の下で、何でこういう申請がなされたのかとの質疑に対し、否決の理由是有識者や専門家の意見を聴いてということでしたので、市の協議会、県の審査会に諮って意見を聴くこと、そして住民説明会も十分にしてほしいということでしたので、4月5日は最初から決まっていたが、その後、観光協会や商工会議所のほか、議員懇談会でももっと住民に説明すべきということで、山川地域を中心に計12回の住民説明会、勉強会をしました。協議会の専門家の意見等も踏まえて、7月の臨時会で予算を認めていただいたということでの答弁でした。

議会で否決したことは何も関係ないのですか。完全に議会を軽視、議会無視の進め方です。予算が通った臨時会まで待てなかった理由はあるのですかとの質疑に対し、予算としては認められませんでした。しかし、平成27年度から実施してきました地熱調査等を踏まえ、平成28年度は掘削申請を行うという今後のスケジュールや国の助成金の関係等も総合的に勘案して、専門家の意見をできるだけ多く聴くためにそういう手続を踏むことが最善であろうと判断して進めさせていただきましたということでの答弁でした。

3月議会では予算を含めて、掘削申請も含めて、否定されたのは平成28年度予算で、県への申請は39万円の証紙を買ったのは27年度予算から流用したのだから構わないという発想ですかとの質疑に対し、決してそういうことはありません。専門家の意見を聴くための市の協議会は市の予算で計上している分ですが、県の審議会は最短で5月の審議ということで、申請期間がおおむね3月31日までということでした。3月30日であれば、27年度予算になりますので、27年度の予算を流用して申請させていただいたところでの答弁でした。

住民説明会をたくさんやったというイメージで言われましたが、九電主催の分は勉強会

で、市の説明会とは全く違います。また、ホテルの主要な方々になぜ早い段階で説明しなかったのかとの質疑に対し、関係者の方には観光協会や商工会議所、また勉強会の中でも観光業界であるとか、そういう商工業者の方にも説明会等を開催するという事で、広く周知をしてきたところですよとの答弁でした。

なぜ、県への温泉掘削申請より厳しく、却下される可能性もある自然公園法の申請を先にしなかったのか。私は保護官と会って意見交換をしたが、今回の県に対する掘削申請はおかしい。通常は自然公園法の申請が先で、実務上もそうだと聞いている。このことは認識不足だったのか、あえて県の掘削申請の方から出したのかとの質疑に対し、今回の自然公園法の申請については、3月議会で専門家の意見を聴いてということでしたので、県の審議会が5月中に開催されるということと4月11日に開催した市の協議会で協議して了解ということでした。そして、県の掘削申請も自然公園法の認可が出たときには、という条件付きの同意となっていましたので、市としてはそういう専門家、協議会の意見を聴いた上で自然公園法の申請をした方がいいという判断をしたところですよとの答弁でした。

地熱活用協議会は決算額が52万9千円となっていますが、協議会は何名で構成され、年何回開催したのか。また、これまで掘削に同意している業者と件数等はどうなっていますかとの質疑に対し、委員は8名で、そのうち学識経験者が3名、温泉所有者の方が3名、地元住民の方が1名、あとは市職員で年4回開催しております。次に、業者と件数はアサノ大成基礎エンジニアリングが2か所、ループと指宿市、株式会社メディポリスエナジー、多摩川エナジー、ここが2か所あります。そして、九州電力未来エナジー、燈影新エネルギー開発株式会社、以上7社ですよとの答弁でした。

先日、菜の花商工会で佐藤副市長が地熱の開発に関するパブリックコメントを求めたということを行いました。意見、提言は何件ぐらい寄せられましたか。また、どういう内容でしたかとの質疑に対し、地熱に関しては4件ほどいただいています。内容は、市には条例があり温泉湧出量などを市に報告することなどを義務付けているが、その内容は公開していないやうだがというもの、それから地熱開発に関連して各種コストを公開することや市の調査結果を簡単なパンフレットにして市内に配布すべきではないかというもの、あと伏目地区は過去に資源量調査がされているやうだが、新たにより資源量調査をすることに対しては疑問であるというような意見があったところですよとの答弁でした。

地熱の恵みの関係で、条例を作るとき温泉資源は市及び市民の共有の財産であり、温泉を守るという説明だったが、市長公室と市民150人だけの承認で動かしているのか、市民の代表として仕事をしている職員が市民を騙すようなことをしているのか、市民の合意形成がないのに事業を進めることにしましたと言っているのか、そのことを伺いますとの質疑に対し、今回の地熱開発プロジェクトは、総合振興計画とまち・ひと・しごと総合戦略の中にも掲げてあります。また、パブリックコメントのほか、平成27年度から地表調査、モニタリン

グについても議会に予算を出して、このように進めていくということについて説明していません。そのような中で、住民説明会に150人参加したからそれだけが同意ということではなく、住民の声として観光協会、商工会議所、区長会、地元住民などから出された陳情書等を踏まえて、この事業はやるべきではないかという理解の下で、こういう手続をさせていただいたと認識しているところですのでとの答弁でした。

平成27年度予算で県への掘削申請を3本出していますが、7月の臨時会で通ったのは1本だけなので、2本を取り消すべきではないですかとの質疑に対し、地熱の恵み活用プロジェクトは当初3本で計画しており、この申請の有効期限が2年間ということで、3本まとめて申請してたところです。来年度、またあと2本分の掘削申請を上げるということで現在のところ取り消す予定はありませんとの答弁でした。

地方自治法では提案した予算が修正された場合、長は拒否権を持つということで、市長は10日以内に再議をかけ、予算の承認がないと執行できないとされていますが、修正案のいいところ取りをして、ただ専門家の意見を聴くということで通るのですかとの質疑に対し、当初予算では掘削申請等を含めて計上して修正されましたが、その理由の一つの専門家の意見を聴くということは、当初予算に含まれていませんでした。専門家の意見を聴く場合の審査手数料について、どうしても今やった方が最善であろうという判断の中で、27年度の予算の中でやるという制度もあり、そういう手続をさせていただいたところですのでとの答弁でした。

本申請に使った県の証紙、貼った分が入っているんですが、申請は3月31日に出されたもので間違いはないでしょうねとの質疑に対し、掘削申請を行うという形で県と3月中旬に協議をしており、その段階で大方の書類については1回提出していました。掘削許可申請が3月31日までということでしたので、4月5日の住民説明会が済んだあと、3月中旬に事前に相談していた部分を丸々差し替えるような形で4月12日に正式な書類を、3月31日付けで提出したという形になりますとの答弁でした。

県の温泉審議会への申請を1会計年度でしたかったと、早くしたかったと、そのために出したんだと、それは理由にならないと思います。前もってその計画であれば、12月の審議会に間に合わせるように出せばいいだけの話じゃないですか。この手続に関しては非常におかしいと思っていますが、どう思われますかとの質疑に対し、3月25日に議会で修正案が出され、3月31日付けということで流用させていただいた部分については、まず議会に対する配慮が足りなかったなと感じております。また、手続も私どもとしては3月31日までにその処理をしなければいけないという部分があり、流用させていただいた部分につきましても、事務的にもまずかったのかなと思っていますとの答弁でした。

今日、11月16日のこの場になって、県の温泉審議会への申請の日にちが変わっているんですが、これまでの総務水道委員会と産業建設委員会との連合審査会とか総務水道委員会での答弁、その責任は誰が取るんですかとの質疑に対し、3月中旬に事前協議用の書類を出し

て、3月31日付けで実際は4月12日に掘削許可申請を提出したということについて、説明をきちんとできなかったということに対しては、本当に申し訳なく思っております。そういう事情で皆さん方に迷惑をお掛けしたことについては、私どもの一応責任でございますとの答弁でした。

サッカー場・多目的グラウンド整備事業ということで、熊本県大津町運動公園競技場に職員2名が視察に行ってますが、我々議員有志も同施設を視察しました。そこで、芝生の管理次第ではヘルシーランドも陸上競技場も活用できるという話を聞きましたが、職員は何を聞いて、市長に何を提言したのですかとこの質疑に対し、大津町のサッカー場は非常に利用率の高い先進地ということで、どのような芝生の管理をしているのかという業務内容の実態や管理体制、それから年間どのぐらい稼働率があるのかといったところをお尋ねして、その内容について報告しましたとの答弁でした。

指宿の場合、サッカー場を造ることが前提で検討委員会が開かれていますが、本当に市民のためのサッカー場であれば、陸上競技場やヘルシーランドもあるし、今のことを考えればお金がない中でどうしていくのか、問題だと思います。指宿はJリーグの試合をやるのが前提で検討されているようですが、研修に行った大津町のように町民と一体となってどのような施設を造るべきか、市民目線で審議すべきではないのですかとこの質疑に対し、今回の検討委員会は、指宿市が仮にサッカー場を整備するとすればどのような施設がいいかということで、予算を認めていただいた検討委員会の設置に至りました。検討委員会ではJリーグの試合をすることが前提ではなく、どのような方々が利用して、どのような規模がいいのかを1から委員の皆さんにご意見をいただき、提言書をまとめていただきました。ですので、Jリーグありき、プロありきではなく、市民の利用がまず第一で、シーズンによってはプロのキャンプも来てもらえれば経済効果も上がり、交流人口も増えるという提案もいただいたところです。今後、検討委員会の皆さんの提言を大切にしながら市の構想を作るという段階で、十分その辺りを考えながら進めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

メディポリスに対する奨励金が3,044万円ありますが、27年度で何年目ですか。また、観光も農業も非常に厳しい状況であるが、今後も継続されるのですかとこの質疑に対し、メディポリスへの奨励金は10年間ということで、平成29年度までです。また、国・県・市・大学が一体となって立ち上げた産・学・官によるメディポリス構想の中でそれぞれの役割があり、その一つが奨励金です。メディポリスがあることで指宿市民が先進医療を受けられるほか、雇用面でも立地協定に基づき、地元から146名が優先的に雇用されていますとの答弁でした。

意見として、予算が修正された場合の長と議会の関係について自治法が定めています、その自治法を侵してまで予算執行することは今後慎むべきだと思いますというものと、市内の民間主要ホテルの関係者、オーナー会から提出されました陳情書の中身をよく精査していた

だき、しっかり対応していただきたいというものと、28年度の予算で修正案が可決され、否決されたものの一部、温泉審議会の予算の執行39万円について適切な執行だと言われましたが、私は不適切な執行だと思いますというものがありました。

次に、総務課所管分について申し上げます。顧問弁護士費用は年間幾らで、どのようなことをお願いしたのですかとの質疑に対し、顧問弁護士費用は委託料として支出しており、金額は43万2千円です。平成27年度は全部で21件の相談をしており、主な相談内容は公営住宅入居者等の猫飼育に関わるトラブル、国民宿舎かいもん荘跡地利用に関する事、指定管理者施設における従業員の不正行為に関する市の対応についてなどですとの答弁でした。

今回の指定管理者による不祥事に対する対応について、改善したことがあれば議会にも報告があつて当たり前だと思いますが、最初の報告と6回目の報告があまりにも乖離しています。そこはもうほかのところも含めて、マニュアル化して、これはこういうのがあつたら報告するというような整備はできないのですかとの質疑に対し、今回の横領事件については、モニタリングの不備ということがあつて、指針に従ってモニタリングを行うよう指導したところです。また、今回の件については議会の方にも報告をしましとおおり、現金を受付で取り扱う部分について、そのようなことがないよう観光課として現金の取扱方法等も改善したということです。委員指摘の報告のシステムについては、今モニタリング指針の中で運営を行っておりますが、それについて検討する余地があれば検討していきたいと考えているところですとの答弁でした。

一般管理費の中で山川庁舎、開聞庁舎の耐震診断が行われ、基本的に耐震基準を満たしていないという結果ですが、今後は構造部材も含めた大規模改修というのは計画されているのですかとの質疑に対し、山川庁舎、開聞庁舎については平成27年度に耐震診断を実施し、山川庁舎は全ての基準を満たしていない、開聞庁舎は一部耐震を満たしていない部分があり、いずれにしても対応が必要です。山川庁舎は耐震が不足となっているものの、耐震補強の効果なしという結果が出ており、ああいう構造で耐震補強をしてもI S値6以上を保てるような耐震工事はできないということです。このことを踏まえ、山川庁舎は建て替え、若しくは移転ということでどういった形で進めるべきか、現在検討してます。開聞庁舎は耐震が不足している部分の耐震工事を行えば十分使えるということでしたので、耐震補強工事を行って現在2階・3階部分が空いている状況ですので、その有効活用策も探りながら対応していきたいと考えていますとの答弁でした。

意見として、指定管理者で問題がありました。やっぱりモニタリングもすばらしいですが、指定管理者に何かあつたときの通報体制、そしてそれに対する担当課と総務課のつながりを明確にして、事件が早急に解決するようなマニュアルとかを作っていただきたいというものと、山川庁舎と開聞庁舎の改修、建て替え、移転に関して、対等合併などで指宿庁舎だけ耐震化、改修をやってということで終わらずに、山川と開聞の庁舎も是非そちらの方向で

やっていたきたいというものがありません。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。防犯灯設置事業について、市が管理している外灯と地域が管理している外灯の数は把握できておりますかとの質疑に対し、市が管理している防犯灯は平成28年3月1日現在で695基です。地域別には指宿地域が453基、山川地域が144基、開聞地域が98基となっています。地区の自治会等が管理するものは平成28年9月現在で3,910基となっているようですとの答弁でした。

防犯灯設置事業の執行額が210万9千円で、LED灯への交換や修繕、移設、撤去等をされていますが、今後も毎年これぐらいの数を順次やっていく予定ですかとの質疑に対し、LEDについては電気料等も将来的に安価で済むことから、老朽化した分を現在の予算と同程度で何度も更新を続けていきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見として、外灯のLED化は現在、普及率が23%とのことだが、冬場になると暗くなってから帰る中学生もかなり多くいます。そういう観点からもLED化の普及率を早く上げるよう、予算獲得をお願いしたいというものがありません。

次に、財政課所管分について申し上げます。公有財産取得で譲渡人の公正証書に基づく遺贈と先方の根拠はあるが、市としては何を根拠にもらったのか、条例とか何か基準があるのですかとの質疑に対し、基本的には一般寄附としての受入れです。以前、行政書士からこの譲渡人がもし亡くなった場合は、市に寄附したいという遺言があったということで、公正証書に基づき法律事務所の方に寄附申込書を提出していただき、市長までの決裁を経て寄附を受け入れたところだそうですとの答弁でした。

農地法から言うと、基本的に指宿市は農地を取得できるのですかとの質疑に対し、現況が農地であれば取得できませんが、実際に農地として使われておらず、周辺が宅地であれば市も農地から雑種地に変更できることから取得できるということでしたとの答弁でした。

寄附された建物は木造平屋の築30年で、耐用年数がもう過ぎていますが、これを改修して使う予定があるのですか。それとも、取り壊す予定なのかとの質疑に対し、この建物、土地を買い取たいという方がおり、入札を行ったところ2名参加しましたが、結果的に折り合わず、その後予定価格を公表して再度売り払いをしたところ、応札がありませんでした。今後、この土地建物は早めに売り払いたいと思いますとの答弁でした。

市長公室からの地熱の恵み関係で、3月25日予算が修正され、31日に申請のために39万円を支出していますが、地方自治法では予算提出に関する長と議会の関係について、提出された予算が修正された場合、長は拒否権を持ち10日までに再議をかけて、それが通ったら執行できるとなっているが、財政課が39万円を承認したのは自治法違反にならないのですかとの質疑に対し、地熱に関する流用の39万円について、我々に決裁が回ってくる時は申請書類の添付はなく、理由だけの流用伺いでした。流用は地方自治法及び市の予算規則においても手続が定められており、その内容が専門家への意見を聴くということで手順を踏んでなされ

たものであったことから、流用については認めたところですよとの答弁でした。

今回の39万円の流用は適切だったのか。3月25日に減額修正された6日後に掘削申請を出した行為自体が議会を軽視しているのではないかと思います。執行部の手続は全く問題はないという考えですかとの質疑に対し、手続上は予算、市予算規則の歳出予算の流用の条項に基づいてなされたと理解しております。修正の中で有識者や専門家の意見を聴いてほしいということがあったので、県の掘削に対する専門的な意見をお持ちの方々の審議会への書類の提出に基づく流用と理解していますので、事務手続上は問題はなかったと思っております。ただ、修正を受けた部分についての考え方が少し足りなかったという気は、今はしているところですよとの答弁でした。

意見として、議会が修正したのに事業を推進するということはおかしいと思います。断固として財政課が指導をして、事業推進を止めていただきたい。今回、それがなぜできなかったのか、残念でありませんが、今後こういうことがないように流用のときには徹底してくださいというものと、財政課が県への掘削申請の証紙39万円の流用を認めたというのは不適切だと判断しています。今後、こういうことがないように慎重に対応していただきたいというものがありません。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。マイナンバーカードの交付について、申請者数が6.83%と少なかったのはどこに問題があったのですかと質疑に対し、マイナンバー制度が始まってから広報誌等で取得を呼び掛けていますが、なかなか伸びない状況です。現在の交付率は鹿児島県8.57%、全国9.33%に対し指宿市は8.24%ということで、まだまだ取得の啓発をしなければいけないと考えているところですよとの答弁でした。

市民の皆さんがセキュリティの問題で怖い、カードをなくした場合には大変なことになるという部分もあるのではないですかとの質疑に対し、システムはインターネットとは切り離された単独のもので、紛失した場合はすぐ届け出てもらえれば利用できないシステムになっていますよとの答弁でした。

LED補助事業が過去何年あって、これまで何基が終わっているのですかと質疑に対し、LED化は25年からで、既にLED灯になった分は全体で3,898灯のうち、27年度末が2,065灯、53%です。今年度、申請を受けた分が429灯でありますので、全体の63.8%ぐらいがLED化されることとなりますよとの答弁でした。

意見として、今後、限界集落が増えてくると思うので、そのコミュニティを守るためにもコミュニティプラットフォーム事業を生かして、集落単位の組織を構築していただきたいというものと、安全灯について、まだまだLED化が100%に至るまでは時間がかかるようだが、冬場になると子供たちが学校帰りに暗くなって危険もありますので、極力早く100%の設置を心掛けていただきたいというものがありません。

次に、税務課所管分について申し上げます。市税全体の収入率はどのぐらいだったのです

かとの質疑に対し、27年度の滞納繰越分も含めた市税の収入率は92.1%となっていますとの答弁でした。

695万1,398円を不納欠損処理されたとのことですが、どうしても収納できないのはどういう理由があったのかとの質疑に対し、執行停止処分で3年を経過したときの不納欠損の要件は、滞納処分をする財産がないとか、滞納処分すると生活を著しく窮迫させる恐れがある場合、あるいは滞納者の所在が不明であるという要因で執行停止をかけるといった処理がありますとの答弁でした。

硬質プラスチックの償却資産の裁判は判決が出ているとのことですが、確定した金額は幾らですかとの質疑に対し、今回の裁判に係る案件は8組合の中の1人が提訴したということで、8組合全体に波及しています。8組合の27年度末の総額は課税額が6,288万7千円で、それに対する27年度末の収入済額は2,796万1,572円、全体に対する割合が44.47%で現段階の未納額が3,491万9,128円となっていますとの答弁でした。

市税全体を通して収入未済額に対し、今現在しっかりと対応されていると思いますが、滞納処分の手法についてお尋ねしますとの質疑に対し、滞納処分はまず納期後20日以内に督促状を発送し、納付に至らない方は催告書の送付や電話催告をして自主納付を促しています。それでも納付がない場合は預貯金や給与、生命保険、不動産等の財産調査を行い、差し押さえる財産がある場合は、財産を差し押さえて換価して税に充当するといった流れで滞納処分をしていますとの答弁でした。

27年度の差押え等の件数と金額はどうなっていますかとの質疑に対し、国税還付金が17件の43万1,443円、預貯金が252件の571万6,811円、生命保険が28件の665万5,026円、給与が6件の177万2,943円、不動産が1件の65万7,500円、動産が2件の196万9,300円、売掛金が1件、84万9,500円、合計では307件で1,805万2,523円となっていますとの答弁でした。

意見として、職員が日夜頑張っているのは分かるが、不納欠損や収入未済額を少しでも減らすための嘱託員を増やしてほしい。また、それ以外の取組があるのなら県ともいろいろ交渉、相談をしながらできることはやっていただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。公共施設再生可能エネルギー導入事業で山川文化ホールに太陽光発電施設を整備したが、導入効果はどのくらいあったのかとの質疑に対し、山川文化ホールの削減効果は、9月末現在で約25万円でしたとの答弁でした。

生ごみ処理機導入補助事業は一般家庭が38基、事業所が1基となっているが、前年度と比べてどうでしたかとの質疑に対し、26年度は家庭用が18基、事業用は0でしたので、基数的には増えていますとの答弁でした。

監査委員が出した書類では販売等数において、ごみ袋の売上げが昨年と比べて263万円ほど上がったのは消費税の駆け込みだったのか、何だったのか分析されていますかとの質疑に対し、ごみ袋の販売額が26年度と比較して263万8,200円、枚数で17万7,200枚増えています

が、昨年ごみ袋代を改定するという話があったことも影響していると分析していますとの答弁でした。

ごみ袋値上げの話があつて増えたということですが、ごみの量はどうなっていますかとの質疑に対し、家庭系、事業系、災害減免ごみを合わせて、ごみ処理量は27年度が1万4,663 t、平成26年度が1万4,458 tで205 t増加しています。増加要因は27年度が災害減免ごみの増加が210 t、事業系の自己搬入分としてカウントした土木課の持込みが363 t増加しており、この二つを引くと家庭系、事業系、全てその他は減っているということで、昨年行ったいろいろな広報、説明会等が効果を発揮して減っていると分析していますとの答弁でした。

資源ごみの売払収入が27年度は前年比で203万4千円ほど少なくなっていますが、それは入札単価によって安くなったのですかとの質疑に対し、昨年夏ぐらいから急にアルミ・スチール缶の価格が下落したことから落ちたと考えておりますとの答弁でした。

意見として、今ごみ処理場を造っているが、27年度もごみが増えたのでごみの減量化に向けて広報誌を有効に使って、また生ごみ処理機などいろいろな対策をしていただきたいというものと、省エネ法事務、地球温暖化実行計画とあるが、中部大学教授の武田邦彦氏の論理を読むと、国の施策が間違っており、寒冷化に向かっていると信じている。また、リサイクルをしない方が化石燃料も使わない、分別をするよりしない方がいいという論理もあるので、その辺の真実を行政機関として武田教授の話、放送を聴いて是非、施策に反映していただきたいというものと、昨年11月から常設のごみ収集所、資源ごみ収集所など、資源ごみ回収などいろいろ努力され、市民からも大変好評のようなので、更に工夫してごみの減量化に努めていただきたいというものがありました。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。敬老祝い金は1,414万円支払われていますが、対象者数とその内訳はどのようになっているのですかとの質疑に対し、節目で支給させていただいており、80歳が554名、85歳が474名、88歳が351名、90歳が230名、95歳が84名、99歳が25名、100歳が20名、105歳が2名、合計の1,740名に敬老祝い金を支給していますとの答弁でした。

緊急通報体制等の整備事業ですが、今回新規で9台となっていますが、今まで何台設置されたのですかとの質疑に対し、19年度が30台、20年度が35台、21年度が37台、22年度が25台、23年度が41台、24年度が19台、25年度が17台、26年度が13台、そして27年度が9台で、今年度はまだ半年しか過ぎておりませんが、20台を超える申請がありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。生活保護費対策事業について、27年度末で294世帯、346人の方が保護されていますが、一番多い方の保護費と家族構成を伺いますとの質疑に対し、最高支出額は母子家庭で、中学生1人と小学生2人の4人分で支給額が18万4,340円ですとの答弁でした。

給与、働いた場合とか、保険から一時金が出て臨時収入があったなど、いろいろなケースがあると思いますが、そういった申出によって減額した事例は何件あるのですかとの質疑に対し、27年度の返還金は2,082万3,001円です。内訳は年金の遡及受給や交通事故の賠償金等に伴う扶助費の減額が要因となる法第63条の返還金が1,930万6,855円と、親類・縁者から仕送り等や給与収入の未届による不正受給等が要因となる法第78条の返還金が151万6,146円となっていますとの答弁でした。

意見として、年金を40年払ってきて生活が苦しいという方がたくさんいるので、やはり支えてあげるためにいろいろな広報や民生委員等の協力も得ながら、周知を図って、市民が豊かに暮らせて指宿に住んでよかったと思うような環境づくりをお願いしたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。健康プロジェクト事業の先進地視察ということで千葉県白子町と福島県伊達市に職員が2名、2泊3日出張していますが、30万1,960円の旅費は高すぎるのではないかとの質疑に対し、旅費規程に基づいた支出でしたが、今後はそういう高額な部分については、パックや早割などを含めて対応していきたいと思いますとの答弁でした。

市内の老人クラブでころばん体操をされているところは何地区ほどですかとの質疑に対し、現在87地区の54会場ですとの答弁でした。

意見として、インフルエンザのワクチンに対する補助は即刻止めていただきたい。理由は厚生労働省、WHOのホームページでも感染の予防はできず、有効とするデータもないとはっきりうたわれている。そして、1994年に前橋医師会の疫学調査6年間のデータを基に法改正があり、集団接種は禁止になっている。また、副作用の報告状況を見ると平成26年度に11名が死亡、63名が重篤との報告もあり、実際に高齢者や幼児、妊婦、乳児に接種をすると薬害を起こす可能性もあるので市が助成すべきではないというものと、健康のまちづくり推進のために職員を少しでも多く派遣し、市内全域で指導できるよう徹底していただきたいというものと、疾病予防のための心の健康づくり、食生活の改善、身体運動による体力づくりに市民が気軽に参加できるよう、事業を積極的に推進し、健康保険税の低減に努めていただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。道の駅いぶすき彩花菜館は、オープン当時はいろんな報道関係も飛びついて非常に来客数も多かったのですが、オープン当時の来客数、それから10年後の来客数を教えていただけませんかとの質疑に対し、平成16年10月にオープンし、オープン1年目は63万1,839人、10年後では56万2,425人となっておりますとの答弁でした。

オープン10年後の来客数が56万人、27年度はそれから2年しか経っていないわけですが、4万人減っています。運営上の商品の集め方とか売っている品物とか、その辺の工夫というの

にも欠けているのかなと、今のところPFI、要するに全部任せて契約していますが、来客数とか売上げで今度はその次にどうするのかということで、彩花菜館の利用を決めていかなければいけないというわけです。できればこの2年間、しっかりとその辺をまた見通して、売上げ、来客、その辺の増加に向けて努力してもらいたいと思いますが、その件に対して総合的にどう思いますかとの質疑に対し、食堂の小牧茶屋ですが、2階にあることもあり行列ができるそば屋ではないような気もしております。そこで今年、県の補助事業を活用し、11月ぐらいから魚をさばいて見せる刺身定食などを出せるような改装をしています。下で買った魚を持ち込んでさばいてもらい、刺身にしてもらおうという刺身定食や海鮮丼など、彩花菜館に相応しい魚をメインとした食堂にすることで集客がアップするのではないかと考えております。当然、品数もいっぱい増えるように、今後ますます努力してまいりたいと思っておりますとの答弁でした。

住宅リフォーム助成事業について、26年度と比べて利用は増えているのですかとの質疑に対し、27年度が191件の111人で、26年度も同じ件数です。1,500万円の予算に対し、ほぼ予算どおりの執行ですので、利用者からは大変喜ばれていると思っておりますとの答弁でした。

市内循環バス運行対策事業で1,512万円が執行されています。このバスは最高で何人乗りになっているのですかとの質疑に対し、2種類あり、小型バスで座席が19名、開聞については中型バスを使っており、40数名乗ると思っておりますとの答弁でした。

鹿児島市の場合、月曜日から土曜日、祝日の場合でも毎日走らされています。指宿市は週に3回ですが、この差は何ですか。運用を決める最初の時点で検討されたと思うんですがとの質疑に対し、本当は毎日走った方が利用者のためにはいいと思いますが、そうするとバスの数も単純計算で2倍、運転手も2倍要りますので、委託料もそれなりに上がっていきます。一方で貴重な一般財源を使っていますので、抑えたいといういろいろな話があり、検討しアンケートを採ったりした結果として1日2往復、週3回運行している状況ですとの答弁でした。

毎日走ってくれたらいいね、という要望を聞くんです。鹿児島市も南九州市もやっています、なぜ指宿市が同じことをできないのと、毎日走らせるべきだと思います。金額も決まっているのならその金額内で路線変更も含めて、知恵と工夫を使えばできると思います。福祉の面でもこういった差があっては絶対ならないと思っておりますが、毎日走らせることを過去に検討されたことはあるのですかとの質疑に対し、アンケート等を採ると病院に毎日行かないという人もおり、今のところ2日に1遍でも全然大丈夫だという声もあります。確かに、毎日あった方がいいと思いますが、それについては今後、定住自立圏構想の中でこれから新しい公共システムを検討していこうと思っております。その中で費用対効果等も含めて、毎日運行、あるいは今の現状、運行ルートを変えるなどいろんなことがあると思っておりますけど、検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見として、市内循環バスのイッシーバスは近隣市と決して差をつけてはなりません。当然、市民まで比較してしまいます。指宿市が福祉に力を入れてないと見え見えです。ですから、平等にこういった部分は近隣市にならって毎日走らせるべきですというものと、南九州市が朝から夕方5時まで走らせている現状を見ているので、やっぱりどうしたらこれが可能なのか、何人かで行って乗車をしたり、担当課で聴いて来たりと、市民の福祉のために市内循環バスの調査をしていただきたいとお願いしておきますというものがありました。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時34分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○決算特別委員長（高橋三樹） 次に、観光課所管分について申し上げます。地熱の恵み活用プロジェクト事業、予算額が2,398万4千円、決算額は2,398万3千円、この中で先進地視察研修をされていますが、人数と場所、宿泊日数、どのようなメンバーでこういったものを研修され、こういった成果があったのかとの質疑に対し、アイスランドの視察で平成27年12月19日から26日まででした。鹿児島空港から羽田に行き、羽田からフランスに飛び、フランスからドイツ、そしてアイスランドに渡っています。帰りはアイスランドからフランス、羽田経由で鹿児島に帰っております。参加者は佐藤副市長を団長に廣森産業振興部長、観光課の大迫、観光企画係職員の園田と花木、地熱発電のJVを組んでおられる九州電力から地熱センター統括グループ副長の森本氏、セイカスポーツセンターの玉川氏の計7名です。視察した場所はヘルストヘイジ地熱発電所、ホンタナスパ、向こうの大使館、ロイガルダール・スイミングスクール、ブルーラグーン、そしてブルーラグーンがあるグリーン・ダビーク町長と面会しています。帰って来てから、この成果と地熱の恵み利活用検討会に反映させ、プランを構築していったということですとの答弁でした。

視察に要した経費は7名で実質幾らになったのかとの質疑に対し、7名で532万6,098円となっていますとの答弁でした。

地熱の恵みの先進地視察はインバウンドが目的ということですが、今水着で入る施設は日本全国どこでもたくさんあります。なぜ海外、アイスランドだったのかとの質疑に対し、九州経済産業局でのプレゼンのときにも同様のご意見が審査員の中からありました。そのときにお答えしたのがアイスランドのスパルツェンギ地熱発電というものがあり、ブルーラグーンはこの熱水を使用している。つまりは山川の地熱発電の熱水を使う形と同じような形で使用しているということが1点。2点目がその地熱発電所が海岸沿いにあり、海岸沿いにある地熱発電所というのはあまりないということもありました。3点目が山川の塩田跡地に小規模ですがブルーラグーンと同じような現象が見受けられるということがあり、視察したということがありました。こういったこともあり、インバウンドを考えて是非とも世界一とも言わ

れるアイスランドに行きたいということで説明させていただいたところでしたとの答弁でした。

今、この地熱の恵みを利用してA案・B案のプランを含めてあそこにどのくらいの観光客が、今回の施設を造って来る見込みを考えてますかとの質疑に対し、A案・B案のプランを作成しましたが、その中でどのくらい来る見込みかというところまでは想定していません。九州経済産業局に相談して、今後どのくらいの施設を造ったときに、どのくらいの来客があるかというのを調査できないかということで相談しましたところ、それについては地熱発電の熱量等が判明しないとそういう補助の対象とはならないということでしたので、市としてはA案・B案を策定しましたけれども、今後についてはその地熱の熱量が判明してからということになると考えていますとの答弁でした。

視察研修に行っても指宿でこの開発をしていくんだということなんですかとの質疑に対し、あそこの景色を多くの人に味わっていただきたいという思いがあり、構想を策定していました。しかしながら、やはり地熱発電の熱を使うという前提ですので、その熱が足りない場合にはお示したA案、B案のような整備はできないものと考えていますとの答弁でした。

掘ってみないと分からないものをやること自体どうなんだろう。湯量とか質によっていろいろ対応は変わってくるから、これ以後のことは分からないということでしたが、その辺りでは観光課はどのように思っていますかとの質疑に対し、今後、市長公室で地熱発電の掘削をやっていき、その熱量が分かった段階でその熱量に応じてできる施設の規模も分かってくると思っており、まずはどのような規模の施設を造れるのかということを含めて、平成27年度は構想を策定したところです。あくまでもやはりこの熱量が分かってから施設ができる、できないも含め検討することになると思いますとの答弁でした。

指宿の観光、農業を守るためには本当に環境を守らなければいけないと思うところであるのに、1月12日の会議に呼ばれた住民は執行部よりの人たちで、思いを伝えたい人たちは呼ばれていない。この人選は誰が決めたんですかとの質疑に対し、この人選については観光課で決定させていただきましたとの答弁でした。

4月5日が初めてなら、3月31日の起案の書類はおかしいんじゃないですか。理解の促進を図ることができた、地域住民の理解を促進することができたということが言えないんじゃないんですかとの質疑に対し、構想について説明したのが4月5日が初めてです。ただ、1月の段階で区長の方々とかに説明申し上げ、賛同していただきましたので、その段階で観光課の取組については賛同していただけたと、理解を深めていただけたというふうに考えているところですとの答弁でした。

天然砂むし温泉施設使用料として2億3,200万円ほど収入がありますが、これは砂楽もヘルシーランドの分も入っているのですかとの質疑に対し、2億3,000万円というのは天然砂むし

の砂楽の分になりますとの答弁でした。

砂楽の使用料については市の方に入り、ヘルシーランドや露天風呂、山川の砂むしについては指定管理料のほかに入浴については指定管理者が受けているという契約になっているのですかと質疑に対し、はい、そのとおりでございますとの答弁でした。

砂楽による従業員の問題は大きな問題として、市に入るべきものが入らずにきているわけです。そういう面では監督というか、担当課に問題があったんじゃないかと思われるのですが、その辺はどのように考えていますかと質疑に対し、砂楽での不祥事については、市も監督責任という点では問題があったと反省しております。こういうことがないように、一つ前進というものもまちづくり公社と一緒に今やっているところです。まちづくり公社に対しては市の損益分として1,623万8千円を請求して、その分を収入として現在納入済みですとの答弁でした。

事故補償金1,423万8,006円はいつ入ったのですか。最初もらった書類は1,400万円だけど、それが増えました。だけど、実際は1,623万8千円です。議会に報告があってから受け入れるべきじゃないかと思うのですがと質疑に対し、1,600万円の内訳や資料は4月12日の議員懇談会の中でまちづくり公社も同席して説明させていただいたところでした。3月31日に請求をし、それが入ってきたところですよとの答弁でした。

余剰金が4・5,000万円あるのなら、もう公が関与する必要はないと思います。委託料を払って自由にさせればいいんです。ずっとひも付きで理事長と市長、副市長がするのはおかしいと思うのですがと質疑に対し、まちづくり公社を設立するときに指宿市は出捐金として5,000万円、観光協会が50万円、商工会議所が20万円、合計5,070万円の出捐金を出しています。このお金がまちづくり公社を自由にできていないのかどうなのかという問題はまた別の問題として検討をと言いますか、まちづくり公社の実情とかそういうものを含めて今後協議していくべきものと思いますとの答弁でした。

砂楽は一般財団法人という立場から言っても、公のお金が入っているとおかしい。ほかの一般財団法人で公のお金が入っているところがあったら今度調べて教えてほしいと思いますとの質疑に対し、今回の不祥事を受けて公社の組織体制を見直しを行い、4月の段階で市の部長、課長を理事並びに評議員に入れて、組織のチェック機能をしっかりとできるようにしたところです。今、産業振興部長と建設部長が理事になり、6月1日に開催された平成28年度第1回理事会で産業振興部長からこの正味財産増減計算書等についてのチェックは職員がやるべきではなく、公認会計士に依頼すべきだということはしっかりと話しております。出捐金そのものは返還できないというふうに財団法人法で確かなっていたと思います。議会への当初予算等については出捐金が幾らというのを明記して、指宿の財産ということで表示しておりますとの答弁でした。

菜の花マラソンの27年度の参加者が1万7千人ぐらいということで、2千人ぐらい前年度よ

り減っていますが、宿泊客数の減少があつてその対策のため、若しくは経済効果等も考えて少し減になったのは残念かなと思います。今後菜の花マラソン実行委員会としては、どのように考えていらっしゃるのか、分かっている範囲内でお願いいたしますとの質疑に対し、1万9千人ぐらいの参加者がいましたが、鹿児島マラソンが今年3月に開かれ、2千人近く影響があつたものと思っています。菜の花マラソン実行委員会としては担当者レベルで何回か会議をしています。新たにキッズを取り入れた種目を何か入れようか、あるいは今ボランティアの方々も非常に高齢化してきて、なかなかボランティアの数を確保するのも厳しい状況があるので、よりおもてなしを重点的にする、人数をもうある程度決め込んでやっつけようか、そういうものも含めて今担当課、担当者レベルで随時、鹿児島マラソンで減った人数分についてどうしていこうかということは現在検討中ということですのでとの答弁でした。

ヘルシーランドの露天風呂は前年度より増えています。たまた箱温泉は日本一の露天風呂だと言われているので、これらを活用した観光客増対策みたいなのをどのように考えているのですかとこの質疑に対し、今指宿市内の既存の観光施設等を活用してPRしていくということは当然なんです。インバウンドの外国の方々も非常に増えてきています。そういうことで指宿市単独では非常に厳しい状況がありますから、この南薩一帯、あるいは大隅の南大隅町とも連携して広域レベルでこの鹿児島県の南薩地域ということでPRして、今活動を展開中でございます。その中でいろいろと指宿市内の観光施設も入れ込んでPRを進めていきたいと思っていますとの答弁でした。

山川のヘルシーランドのグラウンドは年々、もう芝が枯れたりして荒廃してきているのですけど、あれで適正な管理なんですかとこの質疑に対し、どこを適正かという部分はありますが、指定管理料の中でヘルシーランドにも努力してもらって、今の状況を保ってもらっているというふうに思っていますとの答弁でした。

意見として、ヘルシーランドのグラウンドは現在ある指宿のサッカー場としては一番古いんですけど、10年前は青々としていました。今、指宿の陸上競技場のサッカー場と2か所しかありません。このグラウンドを維持するために部長の答弁があつたように、財政課と調整して、育苗のためその肥料とかいろんなものをどうしたらいいか、いろんな専門家に聴いてエアレーションするなりいろんなことをする費用をセイカの方でやっているんだったら、行政がその肥料とエアレーションぐらいは追加工事でどこかに委託して、指宿には昔、指宿ゴルフ場の芝の管理をした会社があります。そこが前の指定管理のときはやっていたんです。ですから、環境も分かっておりますので、指宿の子供たちがサッカーをしたりソフトボールとか、いろんな子供たちが、高齢者が使えるようにヘルシーランドのグラウンド整備をやっていただきたいと要望しておきますというものと、地熱の有効活用及び多段階利用の検討ということで先進地研修をする前に、まず現地をしっかりと調べる必要があつたんじゃないかと思ひます。まず、やるべきことの優先順位が逆ではなかつたのかなと思ひております。あの

場所への建設もなかなか厳しいんじゃないかと、そういうふうな考えを持っておりますというものがありません。

次に、農政課所管分について申し上げます。本当に掘削してみなければこれから事業はどうか分からないのに、こういう1,600万円も掛ける。本当に農家の収益のためのものだったんだらうかというのを疑いますが、その辺ではどう考えてますかとの質疑に対し、地熱は熱源の一つだということで、コスト的に地熱の方が安くつくのか、ボイラーの方が安くつくのか、今後試算していき、どちらがいいのかというのはこれから決めていただきたいと思いますが、我々としては農家が作った農作物を一つでも無駄にしない、その方法がないかということで乾燥野菜とかそういったものをやりましょうと、協議会の中では一応方向性をいただいたところです。ただ、経営的に収支が取れないとその事業を導入することはできませんので、まずそこら辺を具体的にどういう品目でどういう乾燥ができて、販売先はどうかというそこまで突き詰めた上で、経営的にどちらが収支が取れるのか、取れないのか、そういったことをまず含めて今後検討していき、その上で判断をしたいと考えてますとの答弁でした。

降灰対策事業でのハウスの共済に対する2分の1補助への取組、これは本当に大事なことだし、施設を持っている方もほとんど共済に入っていたらいいような方向で取り組んでもらいたいんですが、今後全施設に対するそういう方向でのことはどうなんですかとの質疑に対し、降灰事業については65%という非常に高い補助率の事業がございまして、まずそれを第一に優先して進めていかなければ。あと新しい事業として経営体育成事業、融資型のやつですけども、その3割補助とか、いろんなそういった事業をうまく活用しながら、農家が施設を造りたい場合についてはそういった事業を活用していきたいと考えておりますとの答弁でした。

意見として、園芸施設共済支援対策事業は補助率が2分の1、市が4分の1で、今60%の加入率ということですけども、県の方にも支援をお願いすることをしていただきたいというものと、がんばる農業者起業支援事業に取り組んでいますが、南大隅町には県の加工センターがあります。南薩にも指宿市が提案して南薩に加工センターがあつて、両半島で日本の食を守るようなテーマをもっとやっていただけないかなということをお願いしておきますというものと、農家の方も高齢化が進んでいます。人・農地プランに取り組んでいます集落営農とか組合で高齢者の支援ができるような、今指宿に取り組んでいる3か所がモデルになって、市内全体にそういったことが、そういうことができるように取り組んでいただきたいというものと、渇水対策の水源については補助金の適正化ができないという答弁でしたが、施設そのものにも相当な投資をしていて、このまま本当に施設が有効活用されないというようなことが生じないためにもどうにかできないのか検討をしていただきたいというものと、地熱の恵み余剰熱水を使った事業ですが、現に九電から余剰熱水をもらっている方々の話を聴くと

メンテナンスに入ると熱水はもらえず、また常時5気圧はないといった現実を考えると、この手法は期待できない。農家の収入を上げるなら今後期待できる高価な食材を含む指宿市の土壌に合うものを重点的に研究・調査することに力を入れるべきだと思う。例えば、アボカドや黒ニンニク、健康増進課が行っているオクラパウダーなどはいいと思う。市が補助金を使って加工を作るなど、視点を変えればいいものがあると思うので、そういったものに力を入れていただきたいというものと、今後、指宿市における農薬はやはり食の安心・安全を消費者に届けるために、農薬の減農薬を推進すべきじゃないかと思います。そういう意味で微生物を使った農薬の代役、また生産性の農薬、これらが今進んでおりますので、その辺りを研究と導入、また更に今まであったフェロモントラップによる防除、これについての補助を是非検討していただきたいと思いますというものがありました。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、午前に引き続き決算審査についての報告を続行いたします。

○決算特別委員長（高橋三樹） 次に、耕地林務課所管分について申し上げます。シラス対策、成川福元地区の進行状況と言えいいのか、これからどうなっていくのかとの質疑に対し、県営シラス対策事業の成川福元の現在の進捗は27年度の5,000万円、排水路64mを施工し、進捗率は18.2%ですとの答弁でした。

成川福元地区のシラスはまだ踏切の方とか上流の方にありますが、あと何年ぐらいでこの対策は終わっていくのかとの質疑に対し、成川福元地区のシラス対策事業については、その上流部に成川福元の畑かんがい事業で排水路等を整備しており、事業採択していただいたのは平成24年度から10年間で、平成33年度までを予定していますとの答弁でした。

イノシシなんかにしても増えてきていますが、耕地林務課としてはその辺についてはどのような受け取りを持ってますかとの質疑に対し、捕獲については平成25年度から緊急捕獲活動支援事業が入ってきた関係で、イノシシは1頭6千円の捕獲手当を支給していましたが、それに8千円を上乗せして現在は1万4千円を支給しています。タヌキやアナグマ、ヒヨドリについては基本の額に加算して支払うということで、捕獲が増えているのかなと感じている部分もありますとの答弁でした。

意見として、昨年も今年も梅雨時期に雨が多く、農道を車で走れなくなってしまうか、ぬかるんでしまうということがありました。畑かんのところは十分きれいになっていますが、畑かん地区外にそういうところがありますので、要望があったときには材料支給、生コン支給ができるような体制を現状よりもずっと増やしてもらえるようにと思いますというものがありました。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。地籍調査の進捗状況を伺いますとの質疑に対し、平成27年度は1.16km<sup>2</sup>の一筆調査を実施し、旧指宿市における調査対象面積67.29km<sup>2</sup>のうち57.15km<sup>2</sup>の調査が完了しました。進捗率は1筆地調査ベースで旧指宿市で84.9%、市全体では92.2%ですとの答弁でした。

今後、湊や町区に行くと思いますけれども、いつ頃終了する予定ですかとの質疑に対し、中小路から大山崎方面を含め、湊、摺ヶ浜、メディポリス指宿方面の山間部が残っており、年間1.5km<sup>2</sup>調査ができたとして、本年度を含めて7年ほどかかる見通しですとの答弁でした。

未登記物件の整理ということでしたけど、もう全て終わったということでもよろしいでしょうかとの質疑に対し、未登記物件は全体で3,058筆のうち、27年度までに580筆を処理しており、進捗率が約19%、まだ2,478筆残っている状況ですとの答弁でした。

意見として、地籍調査もあと7年ということだが、なるべく早く済むようお願いしたい。それと、未登記物件がまだ2,000件以上あるので、忙しいと思いますが処理を進めていただきたいというものがありました。

次に、土木課所管分について申し上げます。鎮守山線の道路改良工事はあとのぐらい残っているのですかとの質疑に対し、27年度で78%程度終わっており、あと2年程度で完了できると思いますとの答弁でした。

地区公民館はじめ、市民、学校、スクールゾーン委員会などからの要望等に対して対応を取っていただいておりますが、なかなかできない積み残しが毎年どのぐらいあるのか、また把握はどのようにされていますかとの質疑に対し、要望に対する処理状況ですが平成27年度までの要望は174件、現在は198件でそのうち103件は継続も含めて完了ではありません。工事等、今進めている分も含めて約50%は済んでいるところですよとの答弁でした。

スクールゾーン委員会を設置している学校は要望等が出てくると思いますが、スクールゾーン委員会がない学校は校長先生とか教育委員会を通じての要望などがあるのですかとの質疑に対し、山川・開聞地域等はスクールゾーン委員会がありませんので、学校側や教育委員会から要望がきます。多いのはガードレール、カーブミラー、ラインなどですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿港海岸整備室所管分について申し上げます。東方海岸の海岸堤防等老朽化事業の場所は市民会館の前だと思いますが、全ての工事が終わるのはいつ頃ですかとの質疑に対し、全体延長1,360mのうち、平成27年度末で1,110mが完了しており、進捗率は81.6%です。27年度は、休暇村と市民会館前が前年度の災害で崩壊しましたので、1億5,000万円を付けていただき、28年度も同額を要望しましたが決定率56%、8,400万円しかありませんでした。このような事業費の内示率を勘案しますと、残り250m全てが完了するのは平成30年度

末を見込んでいますとの答弁でした。

指宿港の海岸整備事業は決算額204万9千円ですが、関係機関へ推進協議会と一緒に要望活動、ワークショップを実施しています。今現在の海岸整備事業の進捗率と完成予定年度を答弁願いますとの質疑に対し、直轄海岸整備事業は総事業費120億円で昨年10月から実施されており、27年度末で進捗率は4.17%です。直轄事業の計画によりますと、平成26年度から35年度までの10年間の予定となっていますとの答弁でした。

歩いて楽しいまちづくり事業は1,000万円の事業費に対して100%補助とのことですが、執行残が250万円程度出ています。せっかく国から頑張ってもらいたいという意味で全額補助のある事業だと思えますが、残したお金は返納しなければならないのではないですかとの質疑に対し、この100%補助に対しても業務委託等、入札執行していますので、会計検査等が入り、それ以上の不要な経費は指摘される恐れもあったため残しました。また、この先行型交付金は当初26年度3月に掲げた時点では全額付くかどうか不明確で、一般財源の持ち出しがあるだろうということもあって、極力全額使わない形で執行したところだそうですとの答弁でした。

余ったお金はとにかく返納したのですかとこの質疑に対し、余ったお金はお返ししておりませんとの答弁でした。

意見として、東方海岸の整備においては、市民の安全対策を万全にしていきたいというものがありません。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

湊土地区画整理事業の進捗率は幾らぐらいで、残っている事業はどのような内容ですかとの質疑に対し、27年度末で約90%の進捗率です。平成28年度以降の湊地区の残事業は道路築造工事が渡瀬通線95m、湊中通線25m、区画道路47mの計167mと建物移転4戸、工作物等移転が1件残っている状況ですとの答弁でした。

渡瀬中通りは利便性がいいので早く完成してほしいという市民が多いと思いますが、あと何年ぐらいかかる予定ですかとの質疑に対し、現在平成30年度の完成を予定していますとの答弁でした。

十町土地区画整理の進捗状況はどうかとの質疑に対し、平成27年度末の事業費ベースで約63%の進捗率ですとの答弁でした。

建物移転もどんどん進んでいるように見えますが、あと何戸数残っているのですかとこの質疑に対し、十町土地区画整理事業地内の建築物の戸数が129戸で、そのうち移転を要するものが109戸あります。27年度末で86戸の移転が済みであり、28年度以降移転を要する建物が23戸残っている状況ですとの答弁でした。

意見として、十町地区と湊地区の区画整理で市民はこの道路が早くできたらというところもあるので、なるべく早く配慮していただきたいというものがありません。

次に、建築課所管分について申し上げます。公営住宅改善事業のくみ取りトイレ、27年度は2棟7戸分、約2,313万4千円の事業で、改善事業全体の決算額は7,436万9千円になっていますが、28年度を含め残りの戸数と進捗率、何年度までに全てのくみ取りを改修できるのか。あと、年度ごとにどこをすとか説明をお願いしますとの質疑に対し、現在指宿市全体の公営住宅788戸のうち、水洗化されていない住居が191戸で、このうち建て替え予定若しくは募集停止、用途廃止等の予定の団地が171戸です。また、水洗化を計画している団地が3団地の20戸で、このうち30年度に川尻2号団地の8戸、それ以降、34年度までに残りの2団地全てを終わる予定にしていますとの答弁でした。

ホテル・旅館等が耐震診断をして、改修等が必要だという結果が出た場合に、その耐震費用、それは事業者が持つのか、あるいはそういう補助があるのか、どうなんですかとの質疑に対し、耐震診断が終わり、改修等が必要になった場合は、次に耐震補強設計というのがあります。現在、対象となっている建物をお持ちの事業者は今、耐震補強設計等を行っているところです。費用が確定し、各事業者から申請があれば、それに対しての国・県・市の補助というのがまたありますとの答弁でした。

耐震補強の補助率は幾らですかとの質疑に対し、耐震補強については国からの直接補助が21.8%、それから国からの交付金11.5%と県が5.75%、市が5.75%の23%を市から間接的に補助するというので、合計44.8%が耐震改修の補助基準額に対する補助基準となりますとの答弁でした。

意見として、市営住宅の環境が、新しくできたものと、30年、40年前のものとは全然違います。市民の環境を良くするためには、何年後にはこのような計画がありますというような説明ができるような体制を取っていただきたいと思いますというものと、耐震診断、耐震補強は5,000㎡以下のところの事業者に対する市独自の補助体制も作るべきだと思っております。前向きに検討をお願いしますというものがありました。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。小学校、中学校でそれぞれ耐震、あるいは構造部材も含めた大規模改造工事等をしてはいますが、予算額と決算額がほぼ同額に近い状況が見受けられます。当該工事請負は入札がされると思いますが、ほぼ同額ということは何かあるのでしょうかとの質疑に対し、条件付一般競争入札を行っていますが、各業者が競争して、少しでも高いところで取りたいということで皆さん見積りについて非常に研究されていますので、高い落札率になっていると思われましてとの答弁でした。

入札率がほぼ100%に近いというのはあり得ないという感覚です。それから言うともうにもしっかりと数字を合わせてきているというのが見受けられるのですがとの質疑に対し、予算額に対してほぼ決算額が同じということについて、個別には入札率が違って来たという部分もあるかと思いますが、全体的に見ますと3月の段階で補正をして落としておりますので、近い数字になっているということですとの答弁でした。

各施設関係で火災保険や台風災害の保険などがあり、全ての施設が加入していると思いますが、補償は満額出るのでかとの質疑に対し、社会体育施設は市内に23施設があり、そのうち体育館などの建屋がある部分のみ保険に加入しています。今回の台風災害のものですが、総務課で一括して処理をしており、半額補助と聞いていますとの答弁でした。

考古博物館の施設維持費が3,676万9千円で、歳入が180万円ほどあったとのことでしたが、いろいろな展示会などの入場料も入っているのですかとの質疑に対し、歳入の180万数千円については、博物館の入場料が含まれている金額ですとの答弁でした。

考古博物館は今後もこの程度の維持費が掛かるといいますので、収支のバランスがあまりにも取れていません。簡単に計算して10年間で3億円以上の維持費が掛かるが、全庁的に考古博物館の運営をどうするかというような話はされていないのですかとの質疑に対し、支出が非常に大きく収入が少ないと本庁からも指摘を受けています。これまでも利用者増を図るため体験学習会や講座など様々なイベントを開催したり、観光協会と連携して修学旅行生や観光客に来ていただいたり、菜の花マラソンの会場でのPRブースの設置、ダイレクトメールの送付、市ホームページでのPRなど、様々な努力をしているところです。しかしながら収支のバランスがなかなか取りにくい現状ですとの答弁でした。

小・中学校、高校の耐震工事はほとんど終わったのですかとの質疑に対し、平成27年度で全て終了しておりますとの答弁でした。

現在、普通教室には扇風機しかないので、耐震工事が終わったのであればクーラーを設置できないのですかとの質疑に対し、校舎の耐震化は27年度で終わりましたが、今、体育館の釣り天井、電灯、窓、外壁といった非構造部材の耐震化を進めているところです。普通教室へのエアコンについては、やはり体育館の非構造部材の耐震化を優先すべきと考えており、その後の対応になるかと思っておりますとの答弁でした。

不登校の生徒数から見れば、ごく一部だと思いますが、はしむれ教室に通えない子供に対する支援の在り方は、どのようにされていますかとの質疑に対し、はしむれ教室に通うことが難しい場合は、まずは学校が担任を中心として家庭訪問等を行います。ただ、学校の担任だけでは難しい部分もありますので、スクールソーシャルワーカーやほかの相談員等の協力をもらいながら家庭訪問等をしているところですとの答弁でした。

給食センターの調理と配送が8月以降委託になったことで、財政的にどれくらい削減できたのですかとの質疑に対し、調理人であった職員の人件費のほか、調理に使う消耗品関係が全て委託事業者の購入になりましたので、それらを合わせると4,500万円程度削減できるのではないかと試算したところだそうですとの答弁でした。

現在、指宿市の奨学資金の基金が8,904万8,500円、大重・岩崎奨学資金の基金が2,144万7千円の貸付けとして載っていますが、回収率は100%ですかとの質疑に対し、100%ではなく、27年度末時点の滞納は大重・岩崎奨学金が4名で118万円、指宿市の奨学資金が昭和54年

からということで22名、300万円ぐらい未納で残っておりますとの答弁でした。

意見として、校区公民館は避難場所になっているので、環境整備に努めていただきたい。また、地域の力も借りるということで、材料支給をやっていただきたいというものと、不登校の問題を指宿市は0にしてほしい。特に小学校で不登校になると人材育成にとって非常にマイナスになる。全国ではNPO等でやっている事業者等もあるので、あらゆる手段を使って全力で取り組んでいただきたい。また、学校でいろんな問題があるので、担当者は問題がある学校には出向いて、子供たちのケアに取り組んでいただきたいというものと、キャリアスタートウィーク事業はすばらしい事業だと思うので、あらゆる改善を入れて更に良いものとして事業を継続していただきたいというものと、博物館運営はあまりにも収支の差があるので、今後担当課だけではなく、本当は全庁的ですが、まずは教育委員会全体で最善策を検討していただきたいというものと、現在、異常気象で高温、大雨などで窓を開けられないということもあるので、普通教室へのクーラーの設置を検討していただきたいというものと、小学校、中学校の体育館、校庭の使用について、授業と重ならない限りスポーツ少年団のほか、社会教育に親しむ大人の方々の地域の祭りや文化祭などでも使用できるような態勢になるよう検討をお願いしたいというものと、条例公民館とコミュニティ事業との兼ね合いで、拠点施設の確保は今後急務になってくると思う。条例公民館とコミュニティ施設の在り方について、研究・検討方をお願いしたいというものがありました。

次に、会計課所管分について申し上げます。公金の取扱いについて、ある部署で金額がなかったのに責任者が充当したということを知っていますが、そういう話はないのですかとの質疑に対し、そのような話は聞いていませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。今、全国で政務活動費についていろいろ問題提起がありますが、指宿市は全議員が交付を受けて、返納はどれぐらいあるのですかとの質疑に対し、平成27年度決算額は187万8,521円で9名から返納があり、返納額は40万1,479円でした。また、政務活動費を請求しなかった議員が1人いましたとの答弁でした。

1名がもらってないということですが、条例の中で支給を受けなくてもいいということになっているのですかとの質疑に対し、条例第2条に交付するものとするという条文があり、原則として交付するが、場合によっては例外もあるということで、任意的なもの判断しています。しかし、参考図書を見ると受け取る意思がない場合は、あらかじめ議長にその旨を申し出る必要があるとの解釈もありますので、事務処理については今後検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。農業者年金の加入率が16%というのは低いと思いますが、加入しない農家はどのような理由があるのですかとの質疑に対し、掛金が

月2万円から6万7千円の範囲で積立て方式とはなっていますが、この辺の負担が若干ネックになっているのではないかと考えていますとの答弁でした。

農業後継者対策ということで27年度は1名ですが、全体的に農業をしている方は増えているのか、現状はどうかとの質疑に対し、農林業センサスの農業就業人口の数字ですが、平成22年度は3,308名、平成27年度は2,825名ということで減少傾向にあるようですとの答弁でした。

所有者の利用意向調査をされていると思いますが、遊休農地が市内全体でどのくらいあるのですか。また、遊休農地解消に向けて利用を促すような活動はしてないのですかとの質疑に対し、平成27年度の調査では再生可能な遊休農地は53haでした。遊休農地の解消については、利用意向調査の中で耕作するという意向を示した人の農地が、翌年の農地パトロールの際に遊休農地が解消されていなければ、再度意思を確認しています。また、農業委員会だより等を通して再生事業等の活用をお願いしていますとの答弁でした。

意見として、指宿の会長は県の会長でもあるので、指宿のことをあまり言えないと思う。やはり、会長が行けないとき、県の会長と重複したときは代理が行くような取決めを農業委員会の中で諮っていただきたいというものがありました。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。農業委員会が無投票ということだったんですが、現在の委員数はどのようになっていますかとの質疑に対し、農業委員会の定数は、選挙に関わる農業委員数は指宿が11名、山川が8名、開聞が7名、合計26名になっています。このほかに議員選出が3名、農協、共済組合、土地改良区の推薦が各1名、プラス6名しまして、農業委員数は全部で32名となっているところですよとの答弁でした。

選挙管理委員会費の報酬172万8千円は4名分ということで、計算してみると月額3万6千円ぐらいだが、月に何回ぐらいの委員会が開催され、内容的にはどのような話し合いがされるのですかとの質疑に対し、報酬は委員長が月額4万4,700円、その他の委員が月額3万2,900円です。委員会の開催は臨時会等も含めておおむね年20回以上、選挙のケースでは30回を超えるときもあります。また、主な活動内容は毎月の定例会では選挙人名簿の登録者数の決定、それから3月・6月・9月・12月には定時登録の選挙人名簿登録者数の決定をし、選挙時には該当する選挙の選挙人名簿登録者数の決定等について協議します。このほか、選挙に当たっては選挙時の啓発活動等も行っているところですよとの答弁でした。

選挙人名簿システムの改修事業について、選挙権年齢が18歳に引き下げられたということで、今年の参議院選挙から適用されたわけですが、対象者はどのくらいいたのですかとの質疑に対し、今回の参議院議員選挙における当日の有権者数は約660名でしたとの答弁でした。

意見として、農業委員会の選挙は今後なくなりますので、市長の推薦のときに若い後継者をなるべく入れていただきたいというものがありました。

次に、監査委員事務局所管分について申し上げます。旅費25万5,340円が不用額として残っております。全国監査委員会に行けなかったということなのですが、どうして行けなかったのですかとこの質疑に対し、8月26日から28日に徳島市で全国の監査委員会の総会がありましたが、24日から25日にかけて熊本から四国方面に大型台風15号が襲来するというので、急遽出張を取り止めたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第80号、平成27年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

国保税の限度額、介護保険分、後期高齢負担分も含めて限度額の26年度からの値上げについて、どのくらい上がっていますかとこの質疑に対し、健康保険税の限度額については26年度が81万円で、28年度に改正があり85万円になっており、4万円増額となっていますとの答弁でした。

値上げの対象は何世帯ぐらいになるのですかとこの質疑に対し、医療分、支援分、介護分と三つに分かれており、医療分で150世帯、支援分で82世帯、介護分で43世帯が限度額を超過している状況になっていますとの答弁でした。

収入率は調定額に対して75.95%となっており、前年度と比べて0.39%低くなっていますが、その主な理由・内容を教えてくださいとの質疑に対し、今年、徴収率が前年度と比べて減になったという形で、今ご指摘がありました。実際私どもが分析しましたところ27年度についても8期分の納期、終わった2月末では前年度を上回る収納率でした。しかし、1月末から2月初めの大雪で農作物が被害を受けたということで納めることができないという相談が相当ありまして、やはりそれ以降、収納率の伸びが鈍るということで、結果的に前年度を下回ったという形になったというふうに判断しておりますとの答弁でした。

現在の短期被保険者証の交付数と資格者証の交付の数を教えてくださいとの質疑に対し、短期被保険者証の8月交付分については、平成27年が362世帯、被保険者数が581名、28年が357世帯、被保険者数が581名、資格者証の8月発行分が平成27年は62世帯、被保険者数69名、28年発行分で75世帯、被保険者数88人となっていますとの答弁でした。

延滞期間の基準が半年から1年と決まっているんじゃないのですかとこの質疑に対し、過年度分の滞納が1年以内の方については短期被保険者証の発行、それ以上の方については資格者証の発行ということで対応していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第81号、平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

不納欠損が60万9,461円ありますが、今後の動向はどうなっていくのでしょうかとの質疑に対し、不納欠損は15人で45件ありましたが、前年と比べて1万9,939円減ってきております

ので、今後も不納欠損が減るような取組をしていきたいと思っておりますとの答弁でした。

保険料の徴収率は現年度で99.何%と言いますか、特別徴収だからこんなパーセントになってるんですかとの質疑に対し、徴収については特別徴収の割合が人数ベースで85.51%、金額ベースで68.59%となっており、やはり特別徴収の割合が大きいので徴収率が高くなっていると思っておりますとの答弁でした。

年金額が幾ら以上の方が特別徴収されているのですかとの質疑に対し、年金額の18万円以上が対象になりますが、介護保険料との絡みで、介護保険料の方が優先的に引かれます。そこで、2分の1判定があり、それに該当しなければ特別徴収という形になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第82号、平成27年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

介護保険料は自治体で格差があり、今一番安いところは鹿児島県の三島村の2,800円、高いところで奈良県の天川村の8,686円、指宿市は平均よりちょっと低いぐらいと聞いていますが、今後、指宿市の介護保険料はどういった推移を見せていくのでしょうかとの質疑に対し、やっぱり今後高齢者の人口というのは増えてまいりますので、当然、認定の方の数も増えていくことが予想されております。それに伴いまして、給付費等も当然伸びるであろうと我々も感じておりますので、今現在の基準額よりも計画年度ごとに増えていくのだらうというふうに思っておりますとの答弁でした。

申請をして、訪問調査が終わり、介護認定が決定されるまでの間をなるべく短くできないか、その辺については今後対応していくべき課題として捉えているのか、現状のままなのかとの質疑に対し、訪問調査員は常勤4名と非常勤4名の8名で今やっています。訪問調査まで12日、認定まで1月ちょっとぐらいかかっていますが、訪問調査から審査会に係る前段として1次審査、2次判定というものを行ってから審査会にかけており、今の32日をこれ以上早くするとなると人数も増やさなければいけないということになり、検討が必要であると思っております。訪問調査だけで審査会にかけられるかということだけではなく、主治医意見書というものがあり、この主治医意見書の提出が遅れて審査会になかなかかけられないというケースもありまして、そこはケースバイケースというところもありますとの答弁でした。

26年度までは介護1以上は特老に入れたけど、27年度からは介護3以上でなければ特老には入れないということになるんですかとの質疑に対し、26年度までは介護1でも入れていたが、27年度からは介護3以上の方ということで、入っていた方に出てくださいということではなく、移行期間ということで介護3でなくてもその前から入っている方は入所されている方もいますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第83号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

使用料の収入未済額がありますが、一番長い人で何年で幾らの未納ですかとの質疑に対し、平成23年度から今年で5年目になります。一人ひとりの金額ではありませんが、滞納額が全部で23年度が73万3,880円、24年度が57万4,610円、25年度が73万6,140円、26年度が71万7,750円、27年度が66万5,850円となっていますとの答弁でした。

このままいくと来年度は不納欠損は出ないのですかとの質疑に対し、来年度においては23年度分が5年を経過しますので、今の状況でいくと16人分の73万3,880円が落ちることになると思います。そういう状況ですが、滞納者に対しては毎月訪問徴収等を行っており、極力不納欠損にならないよう頑張っていきたいと思っていますとの答弁でした。

意見として、温泉使用料の不納欠損が出ないように、職員の方には大変でしょうけど毎月未納者の対応をしていただきたいとお願いしておきますというものがありませんでした。

次に、議案第84号、平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

トイレがきれいじゃないと、お客さんもまた来たいと思わないと思います。臭いを出さないように二重に蓋をすとかではなく、改修したときどのぐらい掛かると積算しているのですかとの質疑に対し、そうめん流し施設整備基本構想の中で、今後やり替えようという中で幾つかの業者から案がありますが、高いものでは2億1,000万円というような金額も出ており、合併浄化槽にやり替えるとしたら1千人槽の浄化槽を造り替えるとしたときに、トイレ等と浄化槽、配管設備等を含めて1億7,400万円程度というようなことも出ており、早急に対応するのは厳しいだろうということで、臭いを出さないよう二重に蓋をすとかいうような対処でいきたいと考えているところですよとの答弁でした。

浄化槽の1千人槽は1基でなければならないのか。幾つかある浄化槽のトータルで1千人以上確保できればいいのか、そういうものも検討、調査する価値はあるんじゃないかと思いますがとの質疑に対し、今現在設置しているのは単独浄化槽ですが、新たに浄化槽を入れるとなれば、単独浄化槽はもう建築基準法で認められておりませんので、合併浄化槽になります。そうすると、唐船峡そうめん流し施設内に浄化槽を設けるとなると、調理場の排水から全て賄わなければならないという人槽算定があり、それを利用人数プラス調理場の汚水処理をするということで人槽1千人ということで、そうめん流し施設整備基本計画を作ったときのコンサルタント会社の案が出ています。議員がおっしゃるとおり300人を三つに分けてできないかと言えば、排水関係路を別々にして300人というのは、技術的には可能かと思いますが、一つ大きいのを投資した方がコストパフォーマンスはあるのではなかろうかという考えで、この提案はされていると我々としては受け取っていますとの答弁でした。

意見として、唐船峡のトイレは単独ということになっていますが、いろんなことを考えるときに市民や観光客が来て不快に感じるというアンケートがあるということですので、やっぱり先行投資ということでお客さんが増えるための施策として水洗化、洋式、和式があり、スロープ付きのやつとかいろいろ考えて、高齢者から子供まで安心して利用できるトイレを造っていただきたいと要望しておきますというものがありました。

次に、議案第85号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、申し上げます。

潟口ポンプ場が出来るとその上流の方は安心ということによろしいのでしょうかとの質疑に対し、大牟礼排水区と弥次ヶ湯排水区があり、新潟口雨水ポンプ場は大牟礼排水区を賄っています。新潟口雨水ポンプ場が出来ると、その上流域の山下水産付近等々の浸水についてはほぼ解消されると思っていますが、弥次ヶ湯排水区に属します浩然会前等の浸水についてはやはり弥次ヶ湯ポンプ場が出来た時点でないと完全な解消は図れないと考えていますとの答弁でした。

取付水路の整備は年間、土砂の排出とかどのようなになっているのですかとの質疑に対し、既設水路の部分については土砂上げと付近の雑草の伐採等を行って、維持管理を行っていませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第86号、平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、まず、決算の認定について、申し上げます。

鉛の配管が自分の敷地内の水道管の場合はそういうところも残っていたと私も記憶しているものですから、それをレスするためのメーターですよね。ですから、それが法改正でそういうものを取り付けるようになっていたはずなんですよ。ですから、ほとんどそれの方にも切り替わってきているのか、それをちょっとお尋ねしたいんですけどとの質疑に対し、家庭内の配管の鉛管というのは、現在はないと思いますが、家庭周りの中身まではちょっと分からないんですが、市の方で本管及び排水の枝管等で鉛管というのは、現在はもうないと認識しておりますとの答弁でした。

石綿管の撤去は全て終わったのですかとの質疑に対し、約550m残っています。場所としては指宿駅前の駅前停車場線から平和通りに128m、公営住宅の敷領団地内に110m、今和泉小学校校門前に179m、秋元潟口線の旧まつやの交差点からいぶすき内科の方に約130mが今現在残っていますとの答弁でした。

有収率が86.35%で、前年度に比べると0.29ポイント高くなっていますが、有収率を上げるための施策としてどんなことをしていますかとの質疑に対し、今、山川地域に古い管がありますので、その取替えと、開聞地域はやはり一番低い有収率ですので、28年度で漏水調査等を行い、漏水の修繕工事等を行ってまいりたいと考えていますとの答弁でした。

水道料金の未納の方々もいらっしゃると思いますが、この徴収に関してどのような対策をしているのか、また水道料金を払わないの方々に対するペナルティみたいなものはどんなことをしているのかとの質疑に対し、滞納者に対しては自宅訪問や電話訪問での催促、給水停止の通知を出して、給水停止を行うなどして、収納の向上に努めていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時06分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 議案79号、80号、82号の認定について、反対する立場から討論いたします。

決算審査においては単に予算どおりに執行されたかどうかには留まらず、市民本位に執行されたかどうかという視点が必要であります。市が温泉掘削をし、温泉開発計画について多くの市民の方々から温泉への影響、懸念の声が多数挙がっており、市民の声に応える形も含めて市が計画した温泉掘削の28年度当初予算を3月25日に議会で否決いたしました。にも関わらず、3月31日には温泉掘削許可申請を3本分、39万円、27年度予算を流用して提出しています。しかも、議会に温泉掘削許可申請書が明らかにされたのが8月になってからであります。これまで、温泉掘削許可申請について多くの疑問が出されております。第1に、議会が温泉掘削の予算を否決したのに無視して申請しています。28年度当初予算を3月25日に議会で否決した理由に、既存泉源への影響等について有識者や専門家から意見を伺うなど、再度慎重に協議を重ね、一定の安全性を確保してからこの事業を推進すべきという意見を逆手に取って、温泉掘削許可をする県に有識者の、専門家の意見を聴くために申請書を提出したと説明しております。温泉開発ありきで、議会軽視ではないでしょうか。指宿市の取るべき姿は多くの市民が温泉への影響を懸念していることに丁寧の説明し、理解を求めることこそ必要であります。第2に、最初の説明では仮申請であると説明していたが、県に確認し、追及

されると本申請であることを認めました。第3に温泉掘削許可申請書に地元説明会の内容、結果項目では4月5日に実施、地元住民への理解を得ることができたと記載されています。3月31日付けの書類に4月5日付けの説明会の内容が添付されるのはおかしいではないかと追及されると、3月31日、申請書を出すときは住民説明の部分については必須項目ではなく、任意の部分で、県とすれば5月中の審議の中で最新の情報を提出すればよいということで、3月31日には空白で出している。日付については4月5日以降で、提出についてはメールか使送便か定かではない、これまでの議会審議の中でも10月17日の決算特別委員会でも答弁していました。決算特別委員会では臨時会との兼ね合いで10月21日の最終日に議案第79号については採決を行わず、11月16日に決算特別委員会を開き、温泉掘削許可申請書の確認のため審査したところ、4月12日に温泉掘削許可申請書を南薩地域振興局の方に市役所で渡したと答弁、4月12日の件については鹿児島県内の日本共産党の地方議員が県庁で対県交渉する中で明らかにされたものでありますが、この4月12日については県に確認したのかとの質問に、県には確認していないと答弁しております。11月16日、決算特別委員会最終日に4月12日の提出が明らかになりました。これまでの委員会審査、決算特別委員会の審査は真実でない、誤った資料での審査であります。また、農家への陳情に対する圧力等も含めて、真実を議会として解明すべきであることを申し添えます。給食センターの調理配送部分を委託しています。委託すれば財政的負担が軽く済むというだけであり、市の業務を次から次へ委託等に切り替えることは方向性として行政責任の放棄への道につながるのではないのでしょうか。広域組合で建設が進んでいる新ごみ処理施設に関わる広域組合への負担金が含まれています。工事自体の契約等については広域組合議会で決すべきことでありますが、負担金を出す以上、それが妥当であるか否かは市として当然吟味すべきであります。落札率が99.95%であるなど、問題点を含んだ業者決定であることから、負担割合が決まっているとしてもその元となる額が妥当性がないわけですから、負担金算出額も妥当とは言えません。マイナンバー制に係る予算も含まれています。マイナンバー制は税と社会保障という名目で導入されているが、将来は国民のあらゆる情報を政府の管理下に置き、公益上必要という理由の下、国民の権利を侵害しかねないものです。メディポリス指宿への奨励措置も含まれたままです。

議案第80号については、国民健康保険税の限度額が81万円から85万円に値上げされております。

議案第82号について、今でも高齢者は年金が低くて生活に悲鳴を上げているにも関わらず、介護保険料が引き上げられております。また、介護サービスも引き下げられております。

以上の理由で、反対討論いたします。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 議案第79号について、不認定の立場から討論いたします。

地熱の恵み活用プロジェクトに係る温泉掘削許可申請に伴う証紙代39万円の流用について

は、許可申請自体の問題性などと併せてこれまで幾度となく議論されてきました。しかしながら、本日、本会議前に開催された全員協議会の中で、これまで県への申請日は3月31日であるとされていましたが、実際は4月12日であったとする説明と謝罪がありました。いまだ真相が疑われる状況であります。温泉掘削許可申請の目的は有識者、専門家からなる環境審議会温泉部会に意見を聴くためだったと説明しておりますが、申請書を見る限り意見を聴くためのものであるとは到底考えられません。そもそも、有識者、専門家から意見を聴くべきであるとする議会からの提案に対して、許可権者に意見を求めること自体理解できません。本当のところは別の事情によるところだと思っておりますが、もし本当に許可権者に対して意見を求めようとしたのであれば、執行部の資質が疑われることであり、重大な問題であります。今回の温泉掘削許可申請に伴う証紙代39万円の流用は民主主義の無視、議会の無視、市民の無視であり、これを認めることはイコール議会は必要ないということになりますので、議案第79号は不認定とすべきであると考えます。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第81号、議案第83号から議案第85号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は認定であります。

4議案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号、議案第83号から議案第85号までの4議案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第79号、平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不認定でありますので、原案について起立により採決いたします。

本案は、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立少数であります。

よって、議案第79号は不認定と決定いたしました。

次に、議案第80号、平成27年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第80号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第82号、平成27年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第82号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第86号のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第86号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第99号～議案第101号一括上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第11、議案第99号、教育委員会委員の選任について、から、日程第13、議案第101号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、人事に関する案件1件、一部事務組合に関する案件1件、契約に関する案件1件、指定管理者の指定に関する案件2件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件7件の計15件であります。

まず、議案第99号、教育委員会委員の選任についてであります。

本案は、教育委員会委員であります藤井千代美氏が、平成29年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次は、議案第100号、指宿広域市町村圏組合規約の一部変更について、であります。

本案は、新ごみ処理施設の完成に伴い、共同処理する事務の区域及び負担割合を変更するため、指宿広域市町村圏組合規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第101号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第99号、教育委員会委員の選任について、を除く2議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（牟田浩一） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の2ページをお開きください。

議案第100号、指宿広域市町村圏組合規約の一部変更について、であります。

本案は、現在建設中の新ごみ処理施設、これは仮称でございます、平成29年4月から一部供用開始することに伴い、当該施設において処理する区域の変更及び一般廃棄物管理型最終処分場で処分する焼却灰等を搬出する施設を変更し、並びにごみ処理施設と一般廃棄物管理型最終処分場の両施設に係る設置及び管理運営に関する経費の負担割合を変更することから、指宿広域市町村圏組合規約を変更しようとするもので、併せて文言の整理をするものであります。具体的にはごみの処理区域をこれまでの指宿市山川・開聞の区域及び南九州市颯娃町区域から、新たに指宿地域を加えました指宿市の全域及び南九州市颯娃町の区

域とし、一般廃棄物管理型最終処分場で処分する対象が潁娃ごみ処理施設及び指宿市清掃センターで発生する焼却灰等であったものを、組合のごみ処理施設で発生する焼却灰等に変更するものでございます。また、ごみ処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場に関する経費の負担割合について、これまで設置に関する経費や管理運営に関する経費の構成が人口割と処理量割、又は基本割1と基本割2で構成されていたものを、処理区域がし尿処理施設と同じ区域になるなどの理由から、し尿処理施設の負担割合に合わせ、設置に関する経費及び管理運営に関する経費を一本化した上で、人口割30%、処理量割70%の構成に変更するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山下康彦）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の4ページをお開きください。

議案第101号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事委託に関する協定の変更について、であります。

本協定の変更につきましては、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。協定の変更内容につきましては、新潟口雨水ポンプ場建設（機械・電気）工事に係る協定金額の変更であります。平成29年2月の完成を予定しており、事業費が確定したことから、協定金額の変更を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時30分 |
| 再開 | 午後 | 2時41分 |

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### **△ 議案第99号（質疑、委員会付託省略、表決）**

**○議長（松下喜久雄）** これより質疑に入ります。

まず、議案第99号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第100号及び議案第101号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

**○議長(松下喜久雄)** 次に、議案第100号及び議案第101号の2議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

**○17番議員(新川床金春)** 議案第101号、指宿市公共下水道新潟口雨水ポンプ場の建設(機械・電気)工事委託に関する協定書の変更について、議会に提出されている書類を見ますと変更理由がポンプの材質の見直し、そして水位計設置等が安価に済んだということですが、潟口、大牟礼、弥次ヶ湯、湯之里の方は豪雨のたびに床下浸水をしていたのがこれまでの流れであります。私も議員になって18年ですけど、ずっとこの問題に取り組んでまいりました。建設されるということで喜んでいましたけれども、この地域にいる子供から高齢者まで安心して眠れるのかなと、この材質変更で危惧するところがあります。どのような材質から、どのような、材質の変更の理由、内容ですね、それと安価になったというのは当初計画の水位計から別なものに変えたのか、報告をお願いします。それと、この施設を造るときには住民説明会はなされたのか、伺います。

**○建設部長(山下康彦)** 減額の理由についてでございますが、当該ポンプ場は海岸部にあることによる海水の遡上、温泉水に含有する塩化物イオン等による各器具の腐食が想定されたところでございます。このようなことから、当初協定時点ではポンプケーシングの材質を揚排水ポンプ設備技術基準に定められた耐熱性、耐食性、耐酸性に優れたニレジスト鋳鉄を採用し、設計を行っていたところですが、技術基準の改定によりニレジスト鋳鉄より安価な普通鋳鉄エポキシ樹脂塗装でも耐食性に問題がないとの結論が得られたために、材質を変更し設計を行ったところでございます。なお、ポンプの材質変更ですが、県道から上流側へ約50mの場所に設置された水位計により水位の上昇を検知し、ポンプが自動的に起動することにな

っております。また、ポンプ場の流入渠に設置された水位計により水位の低下を検知し、ポンプが自動的に停止するシステムであります。ポンプの起動の遅れが浸水を引き起こす要因となることから、水位計の設置については現地の状況を考慮し、その設置場所、箇所について検討を重ねた結果、県道から水路の上流側約50m付近に1か所設置することで十分成果が得られることが判明したため、安価により事業を実施したところでございます。これによりまして、協定金額の減額変更ということになったところでございます。

なお、住民説明会につきましては、事前に説明会を行っております。以上です。

**○17番議員（新川床金春）** 1億円の減額があったので、要するに予算からいけば1割ですよ。こんなに減額されるのかなと思ってびっくりしたんですけど、実際市民にはですよ、住民説明会をしたということですけど、説明会のときに説明した材質と違う材質が使われればですよ、市民は安心しませんよ。行政は、それはいいやつだと言われてもですよ、これで造ってあげますね、造りますね、いいですかって住民は説明を受けてるんでしょ。私はもう本当に地域の方がやっと思えるねと喜んでる声はたくさん聞いていました。だけど、材質が変わったって話は誰も知らないし、市民も誰も知らないんですよ。なぜ議会にこういうことで変更になりますよと、委員会でもですよ、報告できなかったのか。する義務はなかったんですか、伺います。

**○建設部長（山下康彦）** 先ほど申しましたとおり、当初予定しておりました基準で当初設計は行ったわけですが、技術基準の改定がその後行われたことによりまして、この基準に照らし合わせて検討した結果、より安価な材質で可能という結論が得られたために変更したことでありまして、その施工の段階でいろいろな検討を行っていくわけですが、我々としてはこのより安価な材料でも問題ないという判断を得ましたので、そういう対応を取らせていただいたところでございます。ご指摘のとおり、安価なものが大丈夫かということだろうと思いますが、その辺については専門的な見地からそういう技術基準に照らして行っておりますので、問題はないというふうに考えているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 安価な材料でもいいということですが、実際住んでいる方は材質が変わったと聞いただけでもびっくりするんですよ。そして、ポンプの工事費、電気、その水位計のそれだけで1億円も減額されたということは、市民の安全・安心はどこにいったのかなと。だったら、その地域の方に住民説明会をして、実はこういうことで対応はできますけれども変わりましたとやるべきじゃないですか。それと、先ほどちょっと質問するのを忘れたので言いますけど、水位計は1か所と言いましたけど、河川が何本かありますよね。2本かな、入ってくる河川が。あれ、両方とも水位が上がったらですよ、地域の子供や高齢者が分かるような、ポンプ場だけじゃなくて地域の方にも教える、そのようなことまで配慮すべきじゃなかったのかなと思うんですよ。お金を減額するのは企業努力したのかなと思ったりするけど、市民の安心・安全はお金では買えないということだと思うんですけど、

再度聞きます。住民にこの出来たあとの完成の報告はする考えはないのか伺います。

**○建設部長（山下康彦）** 地域住民への安心・安全というのはもう第一だということで、我々もその安心・安全を守るためにこの工事をやっているところでございます。その辺につきましても、議員ご指摘のとおりだろうと思えますけれども、今後2月末で完成予定となっておりますので、その後、通水式等も予定しておりますので、その段階でまた地域の方にも分かりやすく説明はしていきたいというふうには考えております。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 通告は減額の理由についてということですが、大体今出たわけですが、ポンプの材質見直し、それから水位計の問題ということでした。技術基準が変わって、それによると材質を変えても良しということであくで済んだということでしたが、当初設計の、あるいはこの当初の契約のですね、時期はいつだったのか、それから技術基準が変更になったのはいつなのか、時系列の関係でちょっと分かるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、この材質を変えてもいいということ、今言ったその技術基準の変更日のことが一つと、もう一つは同等ということなのか、いずれに変えてもですね、クリアすべき点はクリアしているということだと思うんですが、同等ということなのか、同等以上なのか、それでも良しとしながらも当初よりも、優劣を付けるとすれば落ちるのか、上がるのか、その辺はどういう関係にあるのかですね、示していただきたいと思えます。

それから、1億2,800万円ですかね、浮くという表現が妥当かどうか分かりませんが、あくで済むということであるならば、全体としてあの地域の安全を守ることからすればですね、例えばこの今回の機械、電気についてのここは減額にできるのであれば、その分の何がしかをですね、やはり安全策の追加とでも言えますでしょうかね、安全策の追加ということで別途組み替えて、その更に安全策を増すというようなことは考えられなかったのかどうか、以上伺います。

**○議長（松下喜久雄）** 答弁。暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時00分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○建設部長（山下康彦）** 新潟口雨水ポンプ場の建設のその経緯なんですが、この電気工事につきましては平成27年の3月議会において、債務負担行為により予算を組んでいただいております。それを受けまして、平成27年5月11日に仮協定を締結し、平成27年第2回の定例会におきまして議会の議決を得ております。このときの協定金額が12億6,700万円でございます。その後、平成27年第4回定例会におきまして、協定金額の変更を行っております。変更につきましては、12億6,700万円から10億4,700万円へ変更しております。このときの変更理由に

つきましては、協定の相手方の日本下水道事業団が行った入札に係る執行残等により協定金額の変更を行ったものでございます。そして、今回のこの定例会におきまして、10億4,700万円から9億1,880万円へ変更したところでございます。

技術基準の改定日につきましては、平成27年2月に国交省の方で改定が行われており、当初の折、この技術基準の改定を行ったものを詳細に検討して、今まで行ってきたところでございます。

それと、減額されたことによって、その材質が劣ったものではないかということでしたが、この技術基準の改定によりまして、先ほど申しましたとおりニレジスト鑄鉄より安価なものでも腐食性等に問題がないという結論を得たために変更を行ったものであり、材質につきましては同等以上のものであるというふうに我々は判断しております。

それと、安全対策の追加が行われなかったかということですが、この工事におきましてもあらゆる面から周辺等にもそういう迷惑が掛からないような措置を考慮しながら工事を行ってきておりますので、現段階におきましては安全対策について十分行われているものというふうに判断しているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 今、答弁がありました。平成27年の3月議会で債務負担行為があつて、ここからスタートということのようです。それで、技術基準の変更は27年2月ということですので、最初のこの27年3月の以前ですよ。ですから、例えば当初の、当初は12億6,700万円だったですね、これが10億4,700万円になり、今回ということですけど、12億6,700万円を決めたときが27年の6月議会だったというわけで、27年2月の技術基準の変更から見ても、この時点でさえ4か月も経っているわけなので、最初の金額が決まってからその後技術基準が変更になって、それによって変わったというのとはちょっと違うんじゃないかなという気がするんですよ。なぜ、最初から分からなかったのかなという気がするんですよ。ですから、この最初の27年3月よりも技術基準の改定の方が先にあったということはどういうことなのか、把握が遅かったのかどうかということが一つ。

それから、今回材質変更でも可だということに基づいて減額できたということは、事業者の方から材質変えても大丈夫だよということで発議がなされてきたのか、市の方がですね、発注元の方がこれでもいいんじゃないかという提起になったのか、どちら側の提起が先だったのかということをお願いします。

それから、安全策の追加については大丈夫だからということのようですが、例えば水位計の話が出ましたけれども、あちこちから流れ込んでくるということからすればですね、こっちの方面からどうか、こっちの方面からどうかということからすれば、水位計を増やすと、例えばですよ、こっちの川にもあっちの川にもということ、その辺は素人の考え付くことだと思うんですが、そういう意味では安全策はもう万端ということではなくて、安全策を講じるに越したことはないわけですので、やはり大丈夫だということじゃなくて安全策の追加

ってというのはできたんじゃないかというふうに思うんですね。

それから、もう一つは下水道事業団ですが、通常の一般競争入札、指名競争入札等であれば、競争があつてのことですけれども、この、これについては特殊な工事ということで、専門的にやつてるといふこともあつて随契だつたと思うんですね。ですから、随契であればあるほど、いわゆるその入札が公正な下にこれ選ばれてきたということとは若干違うわけで、根拠があつて随契なんですけれども、随契の場合にはやはり更に常にその公正に適切かどうかという視点はですね、入札以上にやはり持つておく必要が発注元としてはあるんじゃないかという気がするんですよ。向こうの方が高くなりましたと言へば高くなった、安くで済みましたと言へば安くなりましたということだけではですね、いけないんじゃないかという気がするんですね。ですからその辺をどのように考えるかも併せて伺います。

**○建設部長（山下康彦）** 先ほどの技術基準の改定日等のずれ等につきましてですが、先ほど言いましたように国土交通省より、平成27年2月に技術基準の改定が行われたところなんですけど、当初このポンプ場の機械・電気工事を当初の設計金額というか、予定を立てた段階では、まだこの技術基準が改定がなされる前のものでありまして、2月に技術基準が改定されたわけなんですけど、当初予算を提示をする段階では、まだこの技術基準が改定されてなかつたということ、若干ずれがあるところなんですけど、その後この改定が行われたということで、下水道事業団を含め我々の方とも協議を重ねながら、技術基準の改定内容に沿った、より安価なものがあつたということで、再度事業団の方と我々の方と協議を重ねた結果、現在使っている材質でも十分であるという判断の下に変更を行ったところでございます。

それと、この先ほど、事業団の方から発議があつたのかという内容だつたと思いますが、もちろん今、この工事につきましては事業団の方に委託契約を結んでおりますので、事業団の方で設計、施工から管理まで、今行つてもらつておりますので、事業団の方から我々の方にこういう提案がありまして、両方で協議を重ねてこの材質の変更にしましょうということで結論を得たところでございます。

それから、安全対策について、水位計を増やす等すれば、より安全が高まるのではないかとご指摘でございますが、この事業につきましては国の補助等ももらつておりますので、どこまでその安全対策を図るためのものを追加をしてできるかということが問題になってくるんだろうと思います。より高いものにしていくことはいいことだろうと思いますけれども、ある程度その国の基準に従つたものということで考えておりますので、先ほど申しましたように1か所で現時点では水位計については足りるということで、今回変更をということで行つたところでございます。また、今後上流部におきましても、幹線水路等につきましても、その断面を大きくする工事等を今現在行つておりますので、今後よりよい安全対策につきましても、今後またその中でもまたちょっと考えていきたいなというふうには思つております。

それと、入札の関係が出ましたが、入札につきましては日本下水道事業団の方で入札契約の競争性、透明性及び公正性の向上を図るため、全ての土木建築工事、機械設備工事、電気設備工事の入札を一般競争入札ということにしております。入札広報につきましては事業団のホームページに掲載され、その中で競争参加資格として等級区分、会社の施工実績、配置予定技術者の資格、経験等を示し、競争参加申請書の提出を受け、電子入札により入札を行っているところでございます。従いまして、入札等につきましても、適正に行われているものというふうに、今判断しているところでございます。以上です。

**○14番議員（前之園正和）** 技術基準の変更が1回目の答弁では27年の2月だったのですかね、というふうに言ったので、今回の27年3月の議会で債務負担行為を組んだということよりも前じゃないかというふうにおっしゃったら、なんかちょっと2回目の答弁、ちょっと違ったんですが、いずれにしても27年2月に技術基準が改定されているのであれば、その時点で今の、今度変えようとしているものでもよかったという前提でのですね、設計ができたということになるんじゃないかなというふうに思うんで、その技術基準の変更は27年2月だったということを再確認で答弁をお願いします。

それから、予算が付いての仕事ではありますけれども、1億2,800万円が今回減額できるということになればですよ、仮に安全策を進めるために、さっき水位計で例えましたけれども、本数を増やす、本数を増やすといっても別系統の河川にですね、付けたら、あるいは同じ河川であっても上流、下流、付ける方法だってあると思うんですよ。それがまた1億2,000万円の減額で済んだということからすれば、仮に新たな安全策を追加しようとするものについて、補助が仮に付かないとしてもですよ、一定のものができる、1億2,800万円が残るわけですから。仮に補助の付かない工事でも少々のはですね、追加で安全策が取れるという、そこまでやっぱり考え方を広げる必要があるんじゃないかというふうに思うんで、そこについては今後の問題も含みますけど、そういうことがあってよかったんじゃないかと思しますので、最後に答弁があればお願いします。

**○建設部長（山下康彦）** 技術基準の改定日につきましては、先ほども申しましたように平成27年の2月に改訂されております。確かに、当初のとき、3月議会の方で債務負担行為により予算を計上させていただいたところですが、当初この予算計上をする前に、そのある程度の概算設計等をする段階では、以前の技術基準による設計で行っておったところでございます。平成27年の2月に改訂されたことによって、先ほども申し上げましたが、その後この改定がなされた技術基準に基づいて、再度見直しを行い、同等以上の材質で安全、大丈夫だという判断が下されたので、今回そういうことで設計変更という形で工事を行ったところでございます。

安全対策につきましては、先ほど申しましたように、今後上流部のその幹線水路等の整備等も今行われておりますので、その中でまた必要なものであれば、今後検討することにはな

ろうかと思いますが、現時点では今の水位計の設置によって安全対策につきましては十分であるというふうに判断しているところでございます。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第100号及び議案第101号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号及び議案第101号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第100号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第102号～議案第113号一括上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第14、議案第102号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、から、日程第25、議案第113号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、までの12議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

まず、議案第102号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第244の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第103号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、であります。

本案は、セントラルパーク指宿の指定管理者として公益社団法人指宿市観光協会を指定したいので、地方自治法第244の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第104号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法の一部を改正する等の法律の公布に伴い、地方税法の一部改正が行われることから、及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第105号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第106号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、であります。

本案は、今後の施設運営上、休館日を追加することが必要であるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第107号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,966万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を265億9,709万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第108号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を81億4,971万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第109号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億9,533万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第110号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,000万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第111号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,486万円にしようとするものであります。

次は、議案第112号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,014万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億9,825万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第113号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、収益的支出に22万7千円を追加し、収益的支出額を6億5,856万9千円に、職員給与費に22万7千円を追加し、職員給与費額を1億1,278万9千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の21ページをお開きください。

議案第107号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,966万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を265億9,709万9千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは8ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、起債額の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をさせていただきます

が、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や10月1日に行いました人事異動による予算の整理及び標準報酬月額の設定に伴う人件費の増減であります。なお、各目の人件費につきましては、29ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、16ページをお開きください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節14使用料及び賃借料27万6千円の補正につきましては、議事録作成に伴う音声自動認識システム導入に係る使用料及び賃借料であります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8報償費及び節11需用費の合計25万円の補正につきましては、山川庁舎及び開聞庁舎の建て替え等の検討委員会設置に伴う報償費と需用費を増額するものであります。同じく目6財産管理費、節13委託料及び節25積立金の合計1億9,774万1千円の補正につきましては、ふるさと納税一般寄附金の見込み増に伴い、一括代行業務委託料及びふるさと応援基金積立金を増額するものであります。

次のページの目13諸費、節23償還金利子及び割引料9万3千円の補正につきましては、介護関連施設整備補助金に係る消費税、仕入れ控除税額の返還に伴う返納金を増額するものであります。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節7賃金30万6千円の増額及び節13委託料53万2千円の減額補正につきましては、給与支払い報告書のデータ入力作業において、パンチ業務委託から臨時職員による入力作業への変更を行うもので、委託料の減額及び雇用に伴う賃金を増額するものであります。同じく節11需用費の50万7千円の補正につきましては、市県民税の特別徴収税額通知書等の印刷に伴い、印刷製本費を増額するものであります。同じく節14使用料及び賃借料と節18備品購入費までの合計31万3千円の補正につきましては、電子データによる確定申告書の提出に伴い、インターネット接続に係る使用料及び賃借料とパソコン購入に係る備品購入費を増額するものであります。

19ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険総務費、節28繰出金31万9千円の減額補正につきましては、国民健康保険特別会計の徴税費の減に伴い、一般会計の繰出金を減額するものであります。同じく目7後期高齢者医療総務費、節19負担金補助及び交付金277万円の補正につきましては、平成27年度後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金の確定に伴い、負担金を増額するものであります。

20ページをお開きください。

同じく目8介護保険総務費、節28繰出金1万6千円の補正につきましては、介護保険特別会計の認定審査会費の増に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。同じく目9臨時福祉給付金事業費、節3職員手当等から節19負担金補助及び交付金の合計1億9,251万8千円の補正につきましては、消費税8%への引上げによる影響を緩和するための臨時的な経

済対策として、臨時福祉給付金を支給することに伴う事業費を増額するものであります。

次のページの項2児童福祉費，目4児童福祉施設費，節7賃金190万2千円の補正につきましては，利永保育所の入所児童数の増に伴い，臨時の保育士雇用に係る賃金を増額するものであります。

項3生活保護費，目1生活保護総務費，節4共済費のうち，社会保険料及び節7賃金の合計181万5千円の補正につきましては，生活困窮者自立支援事業における面接相談員に係る賃金等を増額するものであります。同じく節13委託料64万4千円の補正につきましては，被保護者調査報告において，報告項目の追加に伴うシステム改修に係る委託料を増額するものであります。

22ページをお開きください。

款4衛生費，項1保健衛生費，目5子ども医療費助成費，節12役務費及び節20扶助費の合計2,019万6千円の補正につきましては，医療費の増に伴い扶助費等を増額するものであります。同じく項2清掃費，目2塵芥処理費，節11需用費534万2千円の減額補正につきましては，平成10年炉の稼働停止に伴い，重油代，電気代等の施設維持に係る需用費を減額するものであります。同じく節13委託料694万6千円の補正につきましては，平成10年炉の稼働停止に伴い，一般廃棄物の収集，運搬に関する委託料255万7千円及びごみ処理に関する業務委託料438万9千円を増額するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金521万2千円の補正につきましては，市道首尾坂線進入口拡幅工事及び平成10年炉解体工事に係る指宿広域市町村圏組合への負担金を増額するものであります。

次のページの款5農林水産業費，項1農業費，目6農地費，節11需用費312万2千円の補正につきましては，落雷により開聞農業用かんがい用水施設の電気計装機器が故障したことに伴い，修繕料を増額するものであります。同じく項2林業費，目2林業振興費，節13委託料9,881万1千円の補正につきましては，松くい虫伐倒駆除事業及び南薩地域景勝林保全総合対策事業について，松くい虫の伐倒駆除に係る委託料を増額するものであります。

24ページをお開きください。

款6商工費，項1商工費，目3観光費，節8報償費から節12役務費までの合計366万4千円の補正につきましては，熊本地震ふっこう割終了後の宿泊観光客減少による緊急対策として，西郷どんも愛した指宿どんと誘客促進事業の実施に伴う宿泊者への特産品等の贈呈に係る報償費等を増額するものであります。同じく目5公園管理費，節11需用費の光熱水費71万9千円の補正につきましては，そばの館等の水道料金の不足に伴い，光熱水費を増額するものであります。同じく節11需用費の修繕料116万2千円の補正につきましては，ふれあい公園の乗用芝刈り機の故障に伴う29万8千円の修繕料と落雷に伴うそばの館の空調機器の故障に伴い86万4千円の修繕料を増額するものであります。

次のページの款7土木費，項2道路橋りょう費，目3道路新設改良費，節15工事請負費70万

円の補正につきましては、社会資本整備交付金の追加交付に伴い、鎮守山線道路改良舗装工事に係る工事請負費を増額するものであります。

26ページをお開きください。同じく項3河川費，目1河川総務費，節19負担金補助及び交付金75万5千円の補正につきましては、溪流保全工県単砂防事業費の確定に伴い、負担金補助及び交付金を増額するものであります。同じく項4港湾費，目1港湾建設費，節15工事請負費2,000万円の補正につきましては、社会資本整備交付金の追加交付に伴い、瀬崎港海岸高潮対策工事に係る工事請負費を増額するものであります。同じく項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28操出金214万3千円の減額補正につきましては、公共下水道事業特別会計の事業費の減に伴い、一般会計からの操出金を減額するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、14ページをお開きください。

款14国庫支出金2億291万4千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款15県支出金8,729万6千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金及び委託金であります。

款17寄附金1億9,774万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る寄附金であります。

次のページの款18繰入金4,130万円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款20諸収入11万7千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

款21市債1,030万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の7ページをお開きください。

議案第104号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、地方税法の一部改正が行われること及び所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましてご説明申し上げますので、次のページをお開きください。

第43条、第48条及び第50条は、個人又は法人の市民税において、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更生があった場合は、その修正申告等により納付すべき税額につ

いて、一定期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除することを定めるものであります。附則第6条は平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、現行の医療費控除とは別に選択制で年間1万2千円を超える一定の医薬品を購入した場合の医療費控除の特例を新設するものであります。附則第16条は軽自動車税のグリーン化特例について、現行の特例措置を1年間延長するものであります。附則第20条の2は海外金融機関等に係る利子所得、これは特例適応利子等と言います、及び海外株式等に係る配当所得、これは特例適応配当等と言います、これを有する者の当該利子等の額及び配当等の額に係る所得を分離課税とし、所得の3%を市民税として課税する特例を定めるものであります。また、併せて条項等の整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところでございます。

次は、提出議案の16ページをお開きください。

議案第105号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われることから、市税条例と同様にこの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容についてご説明申し上げますので、次のページをお開きください。

市民税で分離課税される特例適応利子等の額及び特例適応配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減額の算定に含める課税の特例を規定するもので、新たに加えた附則第10条で特例適応利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を、同じく附則第11条には特例適応配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定し、併せて条項等の整理を行うものであります。

なお、附則におきまして、この条例を平成29年1月1日から施行することとし、経過措置として改正後の附則第10条及び第11条の規定は、この条例の施行日以後に支払いを受ける特例適応利子等及び特例適応配当等に係る国民健康保険税について、適応することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

議案第102号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉

法人指宿市社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、両老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人指宿市社会福祉協議会を指定することにつきましては、社会福祉協議会が老人福祉センターの設置目的と密接に関連した団体であることから、指定管理者候補者の選定につきましては、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第9条第1項の規定に基づき、候補者を選定したものであります。

また、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議案の22ページをお開きください。

議案第108号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の35ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を89億4,971万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明させていただきますので、44ページをお開きください。

款1総務費、項2徴税费、目1賦課徴收费、節7賃金21万3千円の増額補正と節13委託料53万2千円の減額補正につきましては、国民健康保険税申告受付のための給与支払報告書データのシステムへの入力業務を自庁で行うようにするため、賃金を増額する一方で、給与支払報告書に係るパンチ業務委託料を減額する予算の組替えを行うものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、43ページをお開きください。

款9繰入金31万9千円の減額補正につきましては、歳出の減額補正に伴い、同額を一般会計繰入金から減額するものであります。

次は、提出議案の23ページをお開きください。

議案第109号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の47ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億9,533万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、56ページをお開きください。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費1万6千円の補正につきましては、介護認定審査会委員の費用弁償に不足が見込まれることから旅費を増額するものであり

ます。款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1第1号被保険者還付金10万円の補正につきましては，第1号被保険者に対する過誤納金の還付及び還付加算金に不足が見込まれることから，償還金利子及び割引料を増額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，55ページをお開きください。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目5その他一般会計繰入金1万6千円の補正につきましては，事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金10万円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として基金から繰入れをするものであります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の6ページをお開きください。

議案第103号，セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について，であります。

本案は，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき，指定管理者の指定に当たり議会の議決を求めるものであります。セントラルパーク指宿の指定管理者に公益社団法人指宿市観光協会を指定することにつきましては，本施設内に併設されておりますビジターセンターの設置目的と密接に関連した団体であり，平成18年度から10年余り指定管理者として本施設を適正に維持管理しております。また，本施設がJR指宿駅周辺にありますことから，観光客対応の立地条件に恵まれており，観光客への対応には本法人がこれまでの経験を十分に発揮できること，更に観光産業の振興と地域の活性化などに寄与するイベントの開催，運営を観光事業者や市と連携して展開できることから，指定管理者候補者の選定につきましては，指定管理者候補者選定委員会の審査を経て公募によらず，指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第9条第1項の規定に基づき，候補者を選定したものであります。

なお，指定の期間につきましては，平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次は，提出議案の24ページをお開きください。

議案第110号，平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について，であります。別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の59ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8千円を追加して，歳入歳出予算の総額を4,000万7千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明させていただきますので，68ページをお開きください。

款1温泉配給所費，項1温泉配給所費，目1総務管理費2万6千円の減額補正につきましては

は、9月1日以降の標準報酬月額の設定に伴う共済費の補正であります。節27公課費の増額補正につきましては、消費税中間申告納税に伴う増が17万4千円であります。整理後の人件費につきましては、69ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、67ページをお開きください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金14万8千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金から繰入れするものであります。

次は、提出議案の25ページをお開きください。

議案第111号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の73ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万2千円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億2,486万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明させていただきますので、82ページをお開きください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費39万2千円の減額補正につきましては、10月1日に行いました人事異動による予算の整理及び標準報酬月額の設定に伴う人件費の補正であります。人件費につきましては、83ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、81ページをお開きください。

款6繰入金39万2千円の減額補正につきましては、今回の補正の財源調整として唐船峡そうめん流し整備等基金からの繰入金を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（宮崎英世）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の19ページをお開きください。

議案第106号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、であります。

本案は、本市に設置されている指宿市レイクグリーンパークについて、施設の運営上、休館日を追加することが必要であるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の内容としましては、レイクグリーンパークの活性化施設の休館日に月曜日を追加するものです。なお、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の同法に規定する休日でない日とするものです。また、附則においてこの条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山下康彦）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の26ページをお開きください。

議案第112号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の89ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,014万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億9,825万6千円にしようとするものであります。第2条で債務負担行為の補正をしようとするものであります。内容につきましては、93ページの第2表、債務負担行為補正でお示しのとおり、指宿市公共下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託についての債務負担行為の限度額を減額するものであります。第3条で地方債の補正をしようとするものであります。内容につきましては、93ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、下水道整備事業及び過疎対策事業（下水道）に係る起債の限度額を減額するものであります。今回の補正予算の各目に、人件費を計上いたしております。これにつきましては、職員の人事異動等による増減であります。なお、各目の人件費につきましては、102ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、100ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料226万7千円の減額補正につきましては、指宿市公共下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託について、契約を締結したことから、不用見込額を減額するものであります。

款2事業費、項1事業費、目1下水道整備補助事業費、節13委託料1億2,820万円の減額補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場の建設（機械・電気）工事に係る協定金額の変更により、委託料を減額するものであります。同じく項2維持管理費、目2雨水対策費、節11需用費22万1千円の補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場の消火器など消耗品に係る経費を増額するものであります。同じく節18備品購入費10万円の補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場の備品購入に係る経費を増額するものであります。

款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、今回の補正に伴い財源の組替えを行うものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、99ページをお開きください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1事業費負担金250万円の補正につきましては、受益

者負担金の一括納付が多かったことから、現年度事業費負担金を増額するものであります。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業国庫補助金6,410万円の減額補正につきましては、新潟口雨水ポンプ場建設（機械・電気）工事に係る国庫支出金を減額するものであります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金214万3千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源であります一般会計繰入金を減額するものであります。

款7事業債、項1事業債、目1事業債6,640万円の減額補正につきましては、指宿市公共下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託及び新潟口雨水ポンプ場建設（機械・電気）工事に係る事業債を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（川口光志）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。提出議案の27ページをお開きください。

議案第113号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を22万7千円追加し、水道事業費用を6億5,856万9千円に、営業費用を5億7,891万3千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、職員共済費の算定基礎となる標準報酬月額の変更に伴う職員給与費の増額であります。第3条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を22万7千円追加し、1億1,278万9千円にしようとするものであります。なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 4時07分 |
| 再開 | 午後 | 4時08分 |

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第102号～議案第113号（質疑、委員会付託）

**○議長（松下喜久雄）** これより質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第107号を除く11議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第107号については各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 議案第114号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第26，議案第114号，指宿市議会会議規則の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明，質疑，委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，本案に対する提案者の説明，質疑，委員会付託等を省略し，直ちに採決することに決定いたしました。

これより，議案第114号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，議案第114号は原案のとおり可決されました。

#### △ 新たに受理した請願及び陳情一括上程（委員会付託）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第27，新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願1件及び陳情3件については、お手元に配布いたしております請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

議 員 吉 村 重 則

# 第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 15 日

(第 2 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成28年12月15日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	前之園 正 和
15 番議員	木 原 繁 昭	16 番議員	中 村 洋 幸
17 番議員	新川床 金 春	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新宮領 進	21 番議員	松 下 喜久雄

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世

建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	危機管理課長	園田猛志
財政課長	上田薫	税務課長	有馬芳文
環境政策課長	下吉一宏	商工水産課長	山元成之
観光課長	今柳田浩一	長寿介護課長	西浩孝
健康増進課長	前蘭千秋	農政課長	松澤敏秀
建設監理課長	田之上辰浩	指宿海岸整備室長	山崎一磨

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） 皆さん、おはようございます。6番、西森三義です。本日は市政に関心を持っていただいております傍聴者に対しまして、心から歓迎いたします。また、社会学習の一環として、これから傍聴される小学生にとって少しでも参考になるよう、気を引き締めて質問をしていきたいと思っております。

それでは、これから通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農林漁業対策について、であります。今年の9月19日から20日にかけて、非常に強い台風16号が襲来してきました。幸いに大きな人的被害がなく、安堵したところでありましたが、今回の台風は10tトラックも横転させ、電柱もなぎ倒したと新聞に掲載されていたように、これまで襲来してきた台風の中でも最高レベルの大きさではなかったかと思われることから、台風16号での農業、林業、漁業の被害はどれだけだったのか、お伺いいたします。また、今年は農家の皆様方にとって厳しい1年になったと思っております。年初めの1月に大雪と寒害でほとんどの農作物が壊滅的な被害を受け、その分をオクラで少しでも取り戻そうとしたところに、台風でずたずたにされ、農家の大部分の方々が収穫を諦めてしまいました。このような状況下でも、先日のいぶすき産業まつりで20名の農業後継者が誕生し、就農奨励金の授与式を拝見したとき、農業に興味を持つ若い世代がいることに嬉しく思うところでありましたが、そこでこれからも基幹産業の一つである農業を守っていくために、指宿市としてはどのような対応をされているのか、お伺いいたします。また、台風通過後に幹線道路等の調査を実施しているとき、多くの職員も被害調査に巡回していました。休日でも被害調査をする職員もおり、感激することでした。そして、私が調査を実施しているとき、驚いたことは至るところで倒木が確認されました。素人で処理できるレベルではないと思われませんが、指宿市としてはどのような対応をされるのか、お伺いいたします。それから、漁船も被

害に遭ったと聞きましたし、それに海上へ大木が流出して小型漁船等に被害が生じないか危惧しているが、市としてどのような対応をされているのか、お伺いいたします。市民からの情報で海岸に多くの流木が堆積してることから、11月26日に海岸の調査をしたところ、尾掛から吹越海岸に多くの流木が堆積していました。このように、海岸に堆積している流木の撤去はいつされるのか、お伺いいたします。

二つ目は、安心・安全対策について、であります。今度は台風16号の家屋への被害はどれだけだったのか、お伺いいたします。被害調査を兼ねて、各集落を巡回したところ、屋根瓦が飛んだ状態の家屋があったり、ブルーシートで屋根を応急処置してあり、業者の関係からか現在もそのままの状態の住宅等があります。今回は吹き返しになってからの北風で、特に海岸沿いの住宅等に大きな損害が発生したようです。そこで、家屋等を解体するときの費用の一部を市で補助金を出す考えはないか、お伺いいたします。また、被害に遭った家屋、特に空き家が補修もしないで放置されれば、近隣市民の安全が確保できないのではないかと考えられるので、解体できない空き家等に飛散防止用のネットを配布する考えはないか、お伺いいたします。

三つ目は、歳入確保策について、であります。本年度から地方交付税が縮減されることから、先日の聴き取り時に財源確保について担当部署に尋ねたところ、市の保有地や開発公社の土地の売却、そしてふるさと納税にも積極的に取り組みたいとの意気込みは感じました。確かに、新西方団地の一部を売却したり、ふるさと納税も大きく伸びたことについては一定の評価はいたしますが、人口減少や高齢化率が高くなる現状において、住みよいまちづくりをするための財源確保をどのように計画されているか、お伺いいたします。1か月か2か月か前にテレビ報道で長島町が太陽光発電で得た収益金を1世帯当たり1万円で換算し、各集落へ配分して、公民館を改修したり、農業収入を上げる目的で大型機械を導入したり、各集落で有効に活用している場面を見させてもらったとき、指宿市でも何か収益を確保する手立てはないか、素人の私が考え付いたことは、伏目海岸の塩田跡地で噴き出ている蒸気や垂れ流しの熱水を、専門家の意見も聴くなどして発電装置を設置し、収益を確保できないものかと思ったところですが、伏目海岸の塩田跡地を活用する考えはないか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 台風16号は9月19日から20日にかけて、最も指宿に接近し大隅半島へ上陸し、大きな被害をもたらしました。農作物だけではなく、かねての市民生活、観光にも大きな影響があったところでございます。質問にありましたように、農作物の被害状況については秋冬作の植え付け準備の期間でもあり、豆類等の主要品目の被害は少なかったものの、野菜類ではキャベツ、オクラ、カボチャ、サツマイモ等、花き類ではキク、カーネーション、グラジオラス、観葉植物、果樹類ではポンカン、タンカン、パッションフルーツなどが被害を受け、葉や茎の損傷、果実、実の落下等が発生したところであります。県の災害単価で計

算しますと、作物の被害は面積で約297ha、被害額で7,400万円となっております。農業用施設の被害はビニールハウス等の倒壊や被覆資材の破損が多く発生しており、被害件数が約120件、被害額が約7,000万円、また牛舎、牛小屋、堆肥舎の倒壊、屋根の波板、屋根の板です、などの破損で被害件数が約40件、被害額は約2,100万円と大きな被害が発生したところでもあります。林業の被害につきましては、鹿児島森林組合指宿支所に確認いたしましたところ、県の調査による指宿市内の被害区域につきましては、小牧地区で40ha、岩本で20ha、池田で10ha、新西方で10ha、東方で1.5ha、十二町で0.5ha、山川利永で2.8haの計84.8haとなっております。

次に、漁業の被害について、でございます。今和泉漁港で15隻、山川漁港では、かいぬい漁協に所属する漁船1隻と遊漁船1隻に被害が出ております。今和泉漁港の転覆船につきましては、地元の海洋土木業者によりボランティアで全ての船を引き上げていただきました。かいぬい漁協所属の転覆漁船は漁船保険等で対応したと聞いております。養殖いけすにつきましては、山川町漁協での被害はありませんでしたが、指宿では知林ヶ島付近のいけすが2基破損し、カンパチ約2万匹の被害を受けたようであります。保険の適用規程は養魚総数の半数以上となっております、今回の損害は10分の1程度であったため自社による負担となったようであります。定置網につきましては、大きな被害はなかったとお聞きをしております。なお、漁協や加工組合が所有する施設の被害につきましては、山川町漁協の内港水揚げ場のスレート屋根や冷蔵庫のシャッター等の破損、加工組合の排水処理場やミール工場の屋根や壁の剥離のほか、鰹節工場でも飛散物による屋根や外壁の破損が20件ほどありましたけれども、全て保険で対応したとのことであります。

次に、歳入確保について、でございます。財源確保について、社会経済情勢の変化や複雑、多様化する市民ニーズへの対応、人口減少と少子高齢化等による社会保障関係費は増大する一方、合併算定替の終了に伴う交付税の減額や生産年齢人口の減少による市税の減少等、地方の財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。このような厳しい財政状況を踏まえ、これまで市が保有している未利用地、いまだ利用していない土地については、貸付けや売却、使用料及び手数料においては5年ごとの見直しなどを行ってきましたが、大きな財源確保には至っていない状況であります。昨年10月から1万円以上寄附された方に対してはふるさと納税返礼品贈呈事業を実施し、急激な伸びとなっておりますが、制度的にいつまで続くか不透明な状況でもあります。そのため、新たな財源の確保といたしましては、本市には生活や産業活動に様々な恩恵を与えてくれる、貴重な地域資源があることから、その地域資源の魅力を引き出し、可能性を最大限活用しながら、経営感覚を持って財源確保に努めてまいりたいと思っております。

以下、いただいた質問につきましては、関係部長に答弁をいたさせます。

○農政部長（宮崎英世） 台風対策に伴う対応等に対するご質問であります。農業部門におきま

しては、事前対策として台風対策の呼び掛けを行うとともに、通過後には殺菌剤等の散布により樹勢回復と病気の蔓延防止の徹底を指導したところでございます。また、関係機関と連携し、生産者を含めた現地検討会や合同役員会等を開催しながら、台風後の栽培管理等の指導を行ってまいりました。更に、被害を受けられた生産者に対して、指宿市農業振興促進基金の貸付枠の緩和を行い、少しでも農家の復旧支援になるよう対策を行ってきたところでございます。その後、現時点では秋冬野菜や花き類、果樹類などは例年に比べ気象条件がよく、順調に生育していると考えております。また、激甚災害指定を受けるような大規模な災害のため、国・県の農業施設復旧支援や農作物再生産支援事業が適用され、その要望調査を実施をし、12月5日現在で約2億5,000万円を災害復旧支援として補助額を要望しているところであります。林業部門では林道はもとより、山の中にある里道につきましても既に倒木の撤去等を行った箇所もありますが、市でも把握できていない箇所があるかと思われまいます。従いまして、山の中にある里道で倒木等により通行に支障を来している箇所がある場合には、山主からの情報を基に現地確認を行い、通行が可能な状態にしていくべき努力をしたいと考えております。今後とも国・県や農協等の関係機関と連携し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○産業振興部長（廣森敏幸） 台風16号による農業被害、漁業被害に対する指宿市の対応でございますけれども、市では台風接近が予想された場合、水産団体、関係団体に注意喚起を促し、台風通過後は各施設の一斉点検や漁協などに対しまして被害状況調査を実施し、県の方へ報告しているところでございます。漁船や漁具、機器などの被害があった場合の対応でございますけれども、一応個人の財産であるため被害に対する市や県の補助はなく、各自が加入する漁船保険での対応となります。1t以上の漁船は加入義務がありますけれども、1t未満の漁船は任意であるため、高齢などの理由であまり操業していない組合員の加入率は低いようでございます。市では中小漁業者が漁船や漁具等を新規に購入する際、円滑な資金調達ができるよう、鹿児島県漁業信用基金協会へ毎年出資を行っており、今回の台風16号による被害を受けた方々の要望に対しましても活用できるものと思っているところでございます。また、市では県や漁協、加工組合とともに浜の活力再生広域プランの策定を進めており、今年度内に水産庁の承認を受けられるように取り組んでいるところでございます。承認されれば、漁業者が漁船を取得する場合に助成が受けられるようになることから、漁業振興に大いに寄与できるものと期待しているところでございます。

○建設部長（山下康彦） 海岸に堆積している流木の撤去についてのご質問ですが、先般の台風16号の影響により、通過後、鹿児島湾内で大量の流木が漂流し、フェリーや漁船等の船舶運航の安全性が損なわれる状況がありました。この漂流木につきましては、国・県、海上保安庁等の関係機関による回収作業が行われるとともに、本市の漁業関係者や建設業の方々のご協力があったと伺っているところでございます。関係者の皆様のご尽力に対しまして、感謝

を申し上げる次第でございます。しかしながら、この漂流木の一部が本市の海岸にも漂着し、住民の生活又は経済活動に支障が生じているところでございます。特に宮ヶ浜港海岸や吹越から尾掛にかけての西方海岸には大量の流木等の漂着があったことから、海岸管理者である県に処理作業、回収について要請を行ってきたところでございます。宮ヶ浜港区外につきましては、11月10日に県南薩地域振興局主導の下、県及び市職員を中心に流木等の撤去作業を実施いたしました。吹越から尾掛にかけての西方海岸につきましては、海岸管理者の県において回収作業の委託契約を地元建設業者と締結し、現在回収作業を実施しており、近日中には作業が終了すると伺っているところでございます。今後につきましても、鹿児島湾の漂流木等につきましては、その量は減ってきていると思われませんが、いまだ海岸への漂着が散見されますので、日常の点検を実施しながら関係機関と連携を図り、海岸における良好な景観及び環境の保全に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○総務部長（有留茂人） 台風16号での家屋への被害はどれだけだったのかということでございます。9月19日から20日にかけて本市に接近した台風16号による被害状況については、各地区の災害調査員と市政事務嘱託員が連携して調査した結果、住宅家屋被害で半壊が3棟、一部損壊が580棟、非住家屋で全壊が35棟、半壊が42棟となっております。また、住宅家屋の一部損壊の件数がこのように多い理由には、屋根瓦が飛んだ被害が主で、327棟あったところであります。

家屋を解体するときのその費用の一部を市で補助金を出す考えはないかということでございます。台風16号により被災した家屋は多くあるところですが、現在のところ本市におきましては、台風災害により被災した家屋に対する解体費用の助成制度はないところでございます。また、近隣の自治体にも確認しましたが、そのような台風災害により被災した家屋に対する助成制度はないところであります。しかし、今後もこのような台風災害等により被災した家屋が取り残されたままの状態が予想されることから、災害で被災した家屋のみならず、危険空き家に対しても、県内の動向も確認しながら、解体に対する補助金について検討していかねばならないと考えているところであります。

それから、ネットの配布ということでございます。現在、市では土砂災害等において緊急を伴う場合は、応急措置としてビニールシートを張ったり、水害時には土嚢を積んだり対応をしているところでありますが、家屋用の飛散防止ネットは備蓄をしていないところです。しかし、今回の台風被害状況を教訓に、飛散防止用のネットの配布も今後の検討課題と考えているところであります。

○総務部参与（中村孝） 伏目海岸の塩田跡地を活用する考えはないかのご質問でございますが、伏目海岸の塩田跡地の泉源については、平成24年に泉源から噴出する蒸気の制御が不能となる暴壊状態になったことがございます。その状況を見た専門家によりますと、この状態であれば1,000kwほどの発電もできるのではないかという話でございました。平成25年度に

県の支援を受け、山川製塩工場跡地自噴バルブ改修工事を実施し、現在に至っておりますが、その景観は観光の目玉の一つになっているところでございます。しかしながら、仮に1,000kwあるとするならば、再生可能エネルギーへの活用という面では十二分に生かし切れていない状況にあります。この状況を活用した地熱発電事業を実施することについては、幾つかの問題点がございます。1点目として、既存の井戸は掘削後50年から60年経過しており、老朽化も進んでいるため、このまま使うことは困難であること。また、平成24年には暴壊した経緯もあり、長期的に利用することは難しく、仮に利用するとすると代替の掘削が必要になること。2点目として、既存井戸では蒸気量も限られており、地熱を活用した発電事業や多段階利用については困難であること。3点目として代替掘削など既存泉源を活用する場合、発電事業に対して国などの助成事業は対象とならないこととなっております。以上のことから、塩田跡地の既存泉源の蒸気を活用した地熱発電については、事業性の面から厳しいと認識しているところでございます。

○6番議員（西森三義） これから、2回目以降の質問に入りますが、今回は順番を変えて歳入確保策についてから質問をしたいと思っております。今、いろんな問題について説明を受けました。聴き取り調査時にですね、公共施設の在り方等について、これは市長の施政方針の中にもありますけど、市長の施政方針の中では健全な行財政運営と行政改革の推進として施設の老朽化や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、施設の有効活用や安全性の確保、更には財政負担の軽減、平準化を図るため公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進すると施政方針の中にもうたっております。そういうことから、検討委員会を設置するような計画があるように聞きましたが、どのような人選をされるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 国においては平成26年通知の、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、ということにより、公共施設等総合管理計画の策定を各地方公共団体に要請をしたところであります。これを受け、本市においても公共施設の現状を把握し、今後長期的な視点に立った施設の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組み、財政負担の軽減、平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定するものであります。計画策定に当たりましては、施設を所管する担当課長等で構成される公共施設等総合管理計画策定検討チームを設置して協議するとともに、広く市民の声を反映させるため、市民アンケートを実施するなど、今年度末策定に向け、現在作業を進めているところであります。この計画策定後に類似施設を含め、全体の施設の今後の具体的な計画を策定していくこととなりますが、その際には外部の方も含めた検討委員会の設置についても、検討をしてみたいと考えております。

○6番議員（西森三義） 今、部長の方から答弁いただきました。担当課長等でですね、チームを編成したいと。そして、その中でまた外部の人も入れたいということでしたが、私が以前

勤務していた組織ではですね、効率的な事業を進めるために各部署から職員を選抜して、プロジェクト班を編成していろいろな企画案を作成した記憶があります。指宿市でも山積している課題解決にですね、プロジェクト班を設置する考えはないのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 現在、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、インフラ施設を含む公共施設を所管する所属長をメンバーとした公共施設等総合管理計画策定検討チーム、これは現在25名程度おりますが、これを設置して作業を進めております。この計画策定後はそれぞれの施設の更新、それから統廃合、長寿命化など施設の最適な在り方について、更に議論していく必要があろうと考えておりますので、その時点で、今議員がおっしゃいますようなプロジェクト班的な、先ほど言いました専門、外部委員も含めた検討委員会を設置して検討していきたいと思っております。

○6番議員（西森三義） 是非、そのようにですね、職員でも25名程度を選んでいると。また、作業が進んだ中では外部の方の意見も取り入れる、非常にいいことだと思いますので、前向きに進めていただきたいなというふうに思っております。

11月29日、伏目海岸のですね、塩田跡地を視察に行きました。看板にですね、三啓化学工業株式会社ということで、そこが温泉熱を利用して製塩事業に取り組みましたと記載されておりました。現在の所有者は指宿市なのか、指宿市が全部のあそこの施設から、土地から所有しているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 塩田跡地の土地の所有者であります。平成14年7月26日に三啓化学株式会社から名義変更がなされ、指宿市所有地となつてるところでございます。

○6番議員（西森三義） そしたら、あの一帯は指宿市の所有地であるということで理解いたします。その中で、先ほども地熱についてちょっと答弁がありましたが、地熱発電事業についてはですね、現在凍結をされている状況であるものの、11月の23日の新聞に、知らなかった、との記事が掲載されておりました。そのとき、市長は多くの市民に深い理解を図る必要があると説明をされているようですが、どのような方法で理解を得るお考えか、お尋ねをいたします。

○副市長（佐藤寛） 地熱の恵み活用プロジェクトにつきましては、市民の方々と一緒に策定いたしました。またパブリック・コメントなどにも出しました第2次指宿市総合振興計画、あるいは地方創生総合戦略にも掲げましたことから、市民対話集会、みんなで語ろう会でこの地熱開発についてのアンケート項目を設け、アンケート集計をしたところでございます。また、凍結の表明前ではありますが、10月7日に市政事務嘱託員へ行ったアンケートにおいても、約7割の方が市に詳しい説明を求めているところでございます。議員がおっしゃいましたある地方紙に市が進める地熱開発に対して市民の疑問に答えていないといった趣旨の記事も掲載されておりましたところでございます。これまで十数回説明会を実施してまいりましたが、現在においても説明を求める声が多く、市民の皆様には私たちの取組を伝えきれていない

ことについては、反省しているところでございます。このように事業を進めてほしいといった声、あるいは事業そのものを推進すべきではないといった声、あるいは事業の内容自体をよく知らない、もっと説明をしてほしいといった様々な声をいただいているところでございます。こうした声を真摯に受け止めて、対応していかなければならないと考えておりますが、その際は混乱を来すことがないよう慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○6番議員（西森三義） 今、副市長の方で答弁いただきましたが、まだまだ多くの市民がこの地熱についての理解が得られていないと。そのためにはどうしても説明会を聴きたいと、そういう声もあると。また、語ろう会でも、私も今和泉校区で出席いたしました。そのときにもアンケートが実施されておりました。ただ、参加者が少なかったのが気掛かりかなというふうに感じておりますので、今後においても是非前向きに説明会なんかをですね、ことあるごとに開催して理解が得られるような努力をしていただきたいなというふうに思っております。

今度です、角度を変えて質問したいと思いますが、先ほどは今の塩田跡地では非常にあれをそのまま発電事業には難しいようなことを言われましたが、そしたら噴き出ている蒸気や垂れ流しの熱水を活用してですね、水着で入浴できるような広いプールを設置することができれば、多くの外国人観光客も見込めると思われるが、これまであそこをそういうふうな水着でも入れるようなプールを造るような検討はされたことはないのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 塩田跡地に自噴している泉源でございますけれども、あの泉源は蒸気泉のため地下が液状化して地盤が脆くなる可能性がございます。そのため、28年度以降、本年度以降に国の地熱開発理解促進事業を活用しまして、地盤調査などを行いたいというふうに考えていたところでございますけれども、地熱発電が凍結されたことにより、観光サイドで行おうとしておりました温泉施設の建設に向けた事業も進捗してない状況でございます。また、現在自噴している蒸気泉は非常に圧力が高いということで、ケーシング管が破裂する恐れもあり、そういうことになれば地中が地獄化という、どろどろになった状況になるということもあるということでございますので、そのためこの蒸気を安全に活用するとなれば特殊な工事で噴気を止めて、掘り替え工事を行い、ケーシング管及びバルブなどを新たに設置する必要があるところでございます。市としましては議員がおっしゃるように、急増する外国人観光客に対応するため、水着等を着用して入る温泉施設は必要であるということとは十分認識しておりますけれども、今後、地盤調査や替え掘りなどを行う場合には、それ相応の財源が必要になってくることから、方向性を今現在慎重に検討をしていくということで考えているところでございます。

○6番議員（西森三義） 私なんかの素人で考えればですね、簡単にできそうなもんなんです

が、今部長の方では特殊な工事が必要であると、そういうことで特殊工事をすれば相当な財源が必要ということで説明を受けました。魅力ある事業に取り組むためには莫大な資金が必要であると理解はいたしますが、その資金を指宿市単独で拠出することは無理があると思われる。そうであれば、国の補助金を活用できる地熱の恵み事業だと考えますので、凍結してるこの期間に多くの市民や旅館業者等の理解を得るためにはどのような方策があるのか、調査・研究に取り組む考えはないのか、市長にお尋ねをいたします。

○市長（豊留悦男） 先日、あるテレビ番組でアイスランドにおける地熱活用の取組が放映をされておりました。アイスランドでは国を挙げて地熱発電に取り組んでおります。地熱発電後の排熱水は巨大な露天風呂のブルーラグーンやトマト栽培に利用されておりました。世界各国から多くの観光客がこの国を訪れ、経済が潤っている様子も紹介されておりました。排熱水は市民にも配湯されており、産業面だけでなく福祉面においても有効活用されているようでありました。まさしく地熱の恵みがアイスランド国民に広く行き渡っている事例でもあったようであります。この番組を見て、本市の有望な地域資源をもっと有効に活用できないかという思いも強くしたところでもあります。今後においても地熱資源の活用に関しましては、あらゆる角度から調査・研究を進め、市民の理解を図らなければならないと思っているところでもあります。

○6番議員（西森三義） 私はそのアイスランドの地熱を活用してるテレビ報道は見なかったんですが、今市長が言われたようにですね、せつかくある地熱を有効に活用できるような、そういう研究はしていただきたいなど。これから先、高齢化がますます進む状況であります。こういう状況であるがゆえに、住みよいまちづくりをするためにはどうしても財源確保が大事だと思われる中で、先ほども言いました指宿市で財源を確保する一番の手立ては地産地消の取組にもなる地熱の活用と考えられますが、前向きに取り組む考えはないのか、再度お尋ねをいたします。

○市長（豊留悦男） ただいまも申し上げましたように、子供の数が減ってまいります。働く人の数も減ってまいります。そして、お年寄りが増えてまいります。そうしますと、歳入、いわゆる税金等の収入が減ってくるのは明らかであります。一方、福祉政策、子供の教育等にもお金を掛けていかなければなりません。古い施設等も更新をしなければなりません。学校の体育館や校舎等、子供たちが勉強するに相応しい環境も作らなければなりません。そういう意味で財政的な基盤、それを盤石なもの、つまりいろいろなものに利用できるように財源、税収の確保、それは図っていかなければならないと思います。税収だけではなくて、市が経営感覚を持って、お金を儲けるような事業、そういうものを推進していく必要がこれからあろうかと思っているところでもあります。

○6番議員（西森三義） 今、市長が言われたようにですね、いろんなために、皆さんのために福祉政策もですが、そうするためにはどうしてもお金が必要なんです。そのためには、是非

指宿市の方でもできるようなですね、取組を実施できればなと常日頃から思っているところ
でございますが、この問題については市民の理解が一番だと考えますので、まず理解を得る
その努力をやっていただきたいなと、そういうふうに思っております。

次に、安心・安全対策について、であります。先ほど答弁をいただきましたが、近隣市に
おいて家屋等を解体するときには補助金は出してないというふうに私は取りましたけど、聞
いたところによれば解体するときには補助金を出している市もあるというふうに聞いてるん
ですが、ほんと言って近隣市にそのようなところはないのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 先ほど答弁しました、台風災害により被災した家屋に対する助成制度
はないようでございますけれども、空き家の解体費については、県内の自治体においては助
成金を出しているところもあるようでございます。本市においても、今後老朽化した危険家
屋の解消という一定の成果を見込まれることから、危険な空き家の解体に対する補助金を検
討してまいりたいと考えているところです。

○6番議員（西森三義） 空き家については、今後そういうふうな補助金も検討していくという
ことでしたので、そこ辺りについては前向きな取組を期待しております。

それから、昨年だったと思うんですが、空き家対策特別措置法が施行されたと思います。
指宿市でもこの台風16号もあったことから、対象物件の発生について、そういう撤去法が適
応できるような、その家屋があるのか、把握をされていないか、お尋ねをいたします。

○総務部長（有留茂人） 本市においては空き家等に関する実態調査、助言・指導等を実施して
いるところではありますが、法適応に該当する空き家と認定した物件はございません。ま
た、現在県が主になり各市町村及び弁護士や司法書士等の専門家を交え、特定空き家に対す
る措置の判断基準について、今協議をしているところであります。今後、この特定空き家の
認定基準が定まり次第、特別措置法による特定空き家と認定をし、その特定空き家について
は助言・指導を行うとともに、状況が改善されない場合は勧告、命令、最後に代執行の手順
を踏んでいくことになろうかと思えます。

○6番議員（西森三義） こういうふうな特別措置法ができたから、それを簡単に実行しなさい
と、実行することも難しいだろうということは理解いたします。空き家についてはですね、
今後増大するばかりと認識しております。今で対策に取り組む必要性を感じておりますが、
明日ですね、同僚議員の方で詳細に質問をされるようですので、私の方は次の農林漁業対策
について質問したいと思えます。

農作物の被害について、被覆をしっかりとっていた農家はあまり被害を受けなかったと聞き
ました。ただ、先ほども答弁がありました、ハウスが相当数被害を受けたようでありますが、
被害農家への周知は漏れないようにされたのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 今回の台風で議員がおっしゃるようになくさんの被害が出ました。そ
れに関しまして、被害農家の方々への周知というご質問でございますが、国・県の事業がし

っかり固まる以前からこの対策に関しまして、農家の方々へは当然周知の必要があるということで、各世帯にですね、事業の対象になる部分の要望、これを採らせていただいたり、あとは、先ほど各世帯にということで申しましたけれども、農家の特定がちょっと厳しいということでございますので、市内の全世帯、1万7,100世帯になりますけれども、全ての世帯に事業案内をさせていただいたところでございます。それと、事業内容に関しましては、この申請の漏れができるだけないようにということで、市のホームページ等で紹介をしたりということで説明をさせていただいたところでございます。

○6番議員（西森三義） 確かに、事業内容については私もそれを見させていただきました。その中でも、やっぱり農家の方がですね、そこまで見ておられれば問題ないと思うんですが、中には知らなかったとあとで言われれば、どうしたものかなということもあります。ただ、先ほど部長の方でハウス施設で120棟ですか、120件かな、それから牛舎、堆肥舎で40件ということで、相当数被害を受けてるんですね。このほかにも、本当に漏れがないのかなというふうに感じておりますので、今後ともですね、そこ辺りについてはいろんな座談会等でも再度通知するなり、漏れのないようにやっぱり救い上げをしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく対応方をお願いをしておきたいと思えます。

それからですね、11月28日に鹿児島森林組合指宿支所を訪問して、台風16号に係る倒木等被害森林への対応策について聞いたところ、補助事業があるということでした。被害率30%未満では間伐だけの対応とか、50%以上になると間伐をしたあと、補完植栽もできるメニューもあるということで聞きました。指宿市は森林組合と連携して対応される考えはないのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 私どももこの台風災害でかなりの山林の倒木というところも確認をしているところでございます。私どもも森林組合といろいろ調整をしながら今後の対策を練っているところですが、議員がおっしゃるような補助事業、これは実施主体が森林組合でありまして、森林組合が順次、今の調査を行っているところでございます。今後、市といたしましても指宿市森林整備計画や指宿市集約化推進計画を主唱する立場から、今回の災害に関わる対応や今後の間伐、皆伐計画、併せて松くい虫被害対策の委託を森林組合にしている実情もございますので、これらの事業が総合的、また円滑に進むよう、またこの台風の倒木対策も円滑に進むように、森林組合と連携をしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○6番議員（西森三義） 今、この倒木については、先ほど西中校区がほとんどですね、84.8haのうち80haが、うちの西中校区内の方になるかというふうになっております。本当に調査する中で、本当にこんなに倒れるもんかと、大きな木がなぎ倒されておりました。これを所有者に処理しなさいよと言ってもですね、なかなかもう山に行く気もしないというふうに思っておりますので、森林組合が調査中であると、そういうふうに言われましたけど、市の方で

も一緒にまだ連携を密にして対応をやっていただきたいなというふうに考えているところです。ただ、その中ですね、森林組合で聞いたところなんですが、保険があると。森林保険というのがあるように聞きましたが、その保険内容について、市の方では把握されていますか、お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 森林保険についての内容でございます。森林保険とは森林に火災や気象による災害が発生したときの経済的損失を補填することで、林業の再生産阻害を防止するとともに林業経営の安定化を図るということを目的といたしまして、森林保険法に基づく公的保険制度であり、人工林であればどなたでも加入できるということでございます。今回の台風16号により損害が発生した場合も、損害の状況を保険者である国立研究開発法人森林総合研究所に申告していただくと、その経済的損失を同研究所が調査をして判定をし、その後保険金が支給されるという仕組みになっているところです。この森林保険につきましても、森林組合において間伐を実施したことのある山主につきましては、ほとんどが保険加入をしていると伺っておりますので、ある程度の補填はされると考えているところでございます。森林保険に加入しているかどうか分からない山主の方もいらっしゃると思いますので、これにつきましても森林組合に問い合わせさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○6番議員（西森三義） 森林組合が間伐されたところは、もう自然と保険が入っているということでもよろしいんですか。再度お聞きします。

○農政部長（宮崎英世） 森林組合が間伐等されたところには入っているということをお聞きしております。

○6番議員（西森三義） また、私どももですね、機会あるごとにそういうふうに関伐をされた地主さんにはですね、山の主にはまたそのような保険があるんだよ、森林組合に問い合わせてみなさいというふうに連絡をしたいなというふうに思っております。

それからですね、今度いろんな調査をする中で、林道にも何回も行きました。まだ大きな杉の木が林道に横たわってるんですね。あれは個人ではできそうにないですよ。だから、そういう林道にもですね、大概是建設業者等が撤去をしていただいておりますが、まだ通行できない場所もあると思われま。各集落のこの通行できないようなところはないのか、集落の公民館長さんにですね、連絡を取って調査をする考えはないのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（宮崎英世） 現在、この台風の災害、倒木だけに関した部分じゃございませんが、まず市としては危機管理課を主体といたしまして、市の職員を中心として各地区に災害調査員をおいて、災害発生後は速やかに地区の公民館長等と連携をしながら調査に当たっているところでございます。そのほかに危機管理課の方には各地区公民館長等や住民の方々、各方面から随時災害等の情報が入ってまいりますので、その都度、関係課に情報提供がされてい

るところでございます。ただいま、災害発生の初動のところでお話をさせていただきましたけど、初動の段階からそのあとに至るまで、この各地区の公民館長方には災害対応に關与していただいて対応させていただいているところでございます。

○6番議員（西森三義） 今、各公民館長さんとは連携をしてるということでございますので、1日でも早くですね、林道が通行可能になるよう、また努力をしていただきたいなというふうに思っております。

先ほど、建設部長の方から海岸への流木については、随時撤去をされるということでございました。その中で今和泉海岸においてもまだ流木が見られたりするんですが、そこ辺りについては随時、回収はされていかれるんですか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山下康彦） 今和泉海岸につきましても、漂流木が漂着したというところございまして、今週の初めには今和泉篤姫会の皆さんが海岸清掃を実施して、流木等についても処分をしていただいたというふうに伺っております。本当に感謝申し上げる次第でございます。先ほど申しましたように、漂流木等の海岸への漂着はその量は減ってきておりますけど、いまだ続いていることから、市としましてもそれぞれの海岸においてその日常点検、漂着物処理を継続して県と連携しながら実施していきたいというふうには思っているところでございます。

○6番議員（西森三義） 時間がきましたので、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下川床泉議員。

○18番議員（下川床泉） 12月も中旬になり、1年の反省をするときでもあり、来る来年の目標を定める時期にもなってきました。9月議会以降の行事では市民体育大会が盛大に開催をされ、地域コミュニティづくりの必要性も強く感じたところでした。また、生涯学習フェスティバルが新しい観点で開催をされ、参加者も多く、参加者自身も楽しめて大変盛り上がりました。産業まつりも天気が良くてたくさんの人で賑わいました。いずれも準備に頑張った地域の方々や実行委員会、職員の方々の働きに感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告してありました新ごみ処理施設建設工事に関連してと、国際年の取組についての二つの項目について、一般質問を行います。

11月29日、30日、12月1日の3日間、地元の新聞に新ごみ処理施設建設工事に関連して報道がなされました。29日は1面で、30日と1日は社会面トップ記事で掲載をされておりました。この新聞報道を見て、どのような感想を持ったのか、まずお尋ねをいたします。

次に、国際年の取組についてお尋ねをいたします。国際的機関が年度ごとに重点的に取り組む施策を決定し、特に力を入れて活動をしています。過去には国際障害者年、国際青年年、国際児童年、国際高齢者年、国際婦人年、国際寛容年など、その時代の流れで国際年の取組をして、一定の成果を上げているというふうに思っています。2017年は開発のための持続可能な観光の国際年でございます。そこで、指宿市も観光地で、観光に力を入れていますが、これまで以上に頑張らなければいけない年になると考えております。ちょうど、このチャンスのときにNHK大河ドラマ・西郷どん放映が決定をいたしました。大河ドラマ誘致のためにご尽力された方々に感謝を申し上げます。NHK大河ドラマ・西郷どん放映が決定をしたのを聞いて、どのような感想を持ったのかお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 先日、新ごみ処理施設の建設に係る入札参加要件に関する案件が新聞で報道され、約3年前のことですけれども、なぜこの時期にこのような報道がされたのか、大変遺憾に思っているところでもあります。この案件につきましては、同じく指宿広域市町村圏組合の構成市であります南九州市も、工事に係る入札手続きは適正に行われたと認識しているとお伺いをしているところでもあります。

次に、国際年の取組についてでございます。平成30年1月からのNHK大河ドラマに、鹿児島県だけでなく全国的にも知名度の高い西郷さん、つまり西郷どんが決定をいたしました。これは本市においても千載一遇のチャンスだと考えております。平成20年の篤姫放映時には予想を超える観光客の皆さんにお越しいただき、指宿が大変賑わった時期でもございました。あれから10年、その間、九州新幹線の全線開業や指宿のたまた箱の運行開始など、観光客の増加につながる機会がございましたが、宿泊観光客数は年々減少傾向にあり、特に今年度につきましては、4月に発生しました熊本地震の影響などで大きく減少することが予想される場所もございます。西郷さんは鰻温泉に1か月ほど滞在して、湯治や狩りをして過ごしていたことや、山川港は奄美大島への2度の島流しのときに出港した港であることなどが知られておりますが、それらのゆかりの地などはもちろん、指宿市全体をPRして観光客の増加につなげたいと考えております。先日、鰻温泉に視察に行っていました。鰻温泉は道路や側溝が古くなっており、整備が必要だと思っております。この機会に道路の整備や駐車場の確保、観光客がスメ体験をできるような工夫など、地元住民の理解をいただき、意見をお聴きしながら整備を行い、観光客の受入れを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（下川床泉） 新聞報道を見ての感想をお尋ねをいたしたところでもございました。市民もこの新聞を見て、1面での記事、そして2日目・3日目、社会面トップでの記事、これを見てとっても心配になったと、この記事はどういうことなんですかと、いろんなところから聞かれているところでございます。そういうときに私たちも上手く答えることができるよ

うにという思いもあつての質問でございます。そういう市民の方々へ説明責任という意味では、あるというふうに思います。市民の方々へどういうふうに説明をし、どんな場所で、どんなふうに説明をするのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○市民生活部長（牟田浩一） 市民への説明責任ということでございますが、この件につきましては指宿広域市町村圏組合の事務に関するもので、新聞に報道された重要な、重大な案件でもございます。広域圏の指宿市及び南九州市の市民の皆様やその市民の代表である広域組合議会の議員の方々には十分なご理解を得るためには、広域組合の議会において丁寧な説明が必要であろうかと考えております。

○18番議員（下川床泉） 広域組合の造った新ごみ処理施設建設工事に関連していることだということで、広域議会での丁寧な説明が必要だと、もちろんそうだというふうに思います。ただ、指宿市民としてみれば、今後ごみを入れる、搬入をするそのごみ処理施設のことでございますので、指宿市民も大分心配をしているなというふうに思うわけでございます。もちろん、広域組合のものだと言われればそうでございますけれども、指宿市民もごみを入れる、ごみの納入をする、そういうところでの問題があるのだとするならば、いろいろなところでそういう説明をすればいいのではないかなという思いで質問をしたところでございました。新聞報道が正しい記事なのか、間違ったところがあるのか、そこら辺りについては、やはり説明責任があるのではないかなというふうに思いますので、そのような説明をする場は設けない、そういう説明はしなくてもいいという立場なのか、お尋ねをしたいと思います。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほども申し上げましたように、この件につきましては指宿広域市町村圏組合の事務に関することでございますので、あくまでも広域組合議会を通じて、その中で、その代表である方々の議員の方々に説明をすることが一番最初にするべきことであろうかと考えております。

○18番議員（下川床泉） それでは、新聞報道では施工実績申請書の受注形態欄は単独、元請けかJVの2者択一になっているというふうにあります。落札業者は入札公示の要件規模、日本国内において1日当たり16時間、54t以上の処理能力を有し、1炉又は2炉構成のストーカー式ごみ焼却炉を建設した実績があることとなっていたところでございました。そのチェックをする括弧書きで単独かJVでもよい、JVかのチェックをするところには、そのチェックはなかったわけですが、その要件規模を満たす唯一の実績が下請けだったということでございました。JVの実績とそれが認められるのかどうかというところが問題になるところではないかなというふうに思うところでございます。その入札資格要件があると判断をするに至った、判断をされたのは誰なのか、という質問をしたいところだったんですが、今の、先ほど来の答弁を聞いてみますと答えてもらえそうにありませんので、それではそういうような形で指宿市の入札もやったことがあるのかどうか、このような例が今まで過去にあったことがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○**総務部長（有留茂人）** 本市であったかということでございますが、本市では公告をしたあとのことはないというふうに考えております。

○**18番議員（下川床泉）** 広域の方ではそういうことがあったと、結果としてあったわけですので、それでもいいということなのかどうかと思いますが、例えば入札公示前、焼却炉の建設業者20社に予算の見積りを依頼しておりますけれども、その20社の選定は誰がどのような理由で選定をしたのか、それは報道の方で書かれておりますけれども、そういうこと、あとは下請けでもいいという条件が入札説明書には明記されていなかったわけで、落札業者だけが知っていたということは公平だったのか、公正・公平な入札であったのかどうかというところが少し心配なところがあるわけですが、新聞の中では企業努力で読み取れるというような記事もありました。この入札資格要件の記事要件の中で、下請け実績でもいいと読み取れるものなののでしょうか。受注形態欄のところに元請け、JV、下請けというチェック欄があれば、これでもいいのかなというふうに思いますけれども、それもなく、その落札業者はそこにはチェックもしてなく、だったわけですが、そんなふうなところが少し心配かなというところがございます。指宿としてはそういうようなことがあったことはもちろんないかなというふうに思いますけれども、指宿の場合、もし立場だったらどんなふう考えるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○**総務部長（有留茂人）** 本市においては、入札公告をするわけですが、入札公告をするということで、内容等についてはその公告の内容に従い、入札を実施いたします。内容を変更することとなった場合、公告を変更することにまたなるということになりますし、場合によっては入札中止ということになるかと思っております。

○**18番議員（下川床泉）** 指宿ではそういう判断があるかもしれないということでした。広域組合の方ではもうそのままそれが通り、工事ももう終わる方向になっているというところがございます。下請けの実績しかなかった業者が、広域組合の43億円という大きな金額の大事業をしてきたと。ほかの業者の中にも下請けの実績しかなかったけれども、それが聞こえていたら私たちも参加できたのではないかなという業者もいたのではないかなというふうに思うところです。そういうところが不公平ではないのかなというところで、そもそもたくさんの方々に入札に参加してもらいたいということを前々からおっしゃっていらっしゃいますので、そういう分け方も、もう全部取り払って、20社見積りを依頼したところにもどうぞ参加をしてくださいということの方がかえってよかったのではないかなというふうにも思ったりもいたしますけれども、今回はそれではなく、残念ながら少ない数での入札参加だったということでございましたけれども、そういう不公平感はなかったのか、そういう報道を見てどんなふう考えるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 指宿広域市町村圏組合が発注しました新ごみ処理施設の建設工事に対しまして、当該組合へ負担金を支出している私ども本市の立場としましては、当該工

事、これを総合評価一般競争入札で実施するに当たりまして、一連の入札及び契約を審査した総合評価委員会及びその事務を行った広域組合の事務局は、公明・公正な業務を遂行したというふうに考えております。

○18番議員（下川床泉） はい。新聞報道を見てみると、ほかの業者からそういう下請けでもいいというようなことがあったとするならばということで、そういうのを早く聞いておけばなというような思いで、他の業者から広域圏組合の方でもいいですし、指宿市の方でもいいですけども、不公平ではなかったのかなどの情報、この新聞報道が出てからあとでも構いませんけれども、そういうのは指宿市の方には来ていないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○財政課長（上田薫） 市の方にはそのような不公平ということでの問合せはないところでございます。

○18番議員（下川床泉） 運転管理業務に関連をいたしまして、運転管理業務ともう施工業者は同じところになってきたところでございますけれども、このことについての何かこう違和感みたいなものはなかったのか、そういうところについてお尋ねをしたいと思います。

○市民生活部長（牟田浩一） 指宿市の立場で申し上げますと、過去にも他の自治体等で施工業者と運転管理業者が同じである例もあるようですので、別段、私どもとしましては違和感はないというふうに考えております。

○18番議員（下川床泉） 管理運営や事業計画などの提案書をいただいたところでございますけれども、点数が下から2番目に低かったのですが、入札金額において高い点数だったので一番になったということでした。ということは、事業計画、管理運営などの提案書が点数が低いということなんですけれども、運転管理業務ということについては、もう大丈夫だというふうに思っているということでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 地方自治法第284条では、地方公共団体は共同処理する事務を各構成市の議会の議決を受け、協議を行い、規約を定めて一部事務組合を設置できると規定されておりますが、指宿市と南九州市は指宿広域市町村圏組規約を定めまして、規約第3条で共同処理する事務にごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を定めまして、当該組合へ事務を委任しております。一方で、本市の会議規則第62条では、一般質問は市の一般事務について議長の許可を得て質問できると規定されております。ただいまの質問につきましては、指宿広域市町村圏組合へ委任しているごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務に関する質問でございまして、指宿市の一般事務に該当する質問ではございませんので、市の方で答弁は差し控えたいと思います。

○18番議員（下川床泉） 指宿市の方もそのそれなりの負担金を出しているということもありますので、どうかと思って質問をしたところでございました。もちろん、広域組合、議会の方でも可決をされておりますので、大丈夫だという判断だろうというふうに思います。

この施工業者が施工をしている、県、国内いろんなところでやっているかなというふうに思いますが、現在稼働中の焼却炉で順調に焼却されているというふうな確認がされているかどうかをお尋ねをしたいというふうに思います。

○市民生活部長（牟田浩一） 今回、広域組合が発注している建設工事の施工業者が別に施工し、現在稼働中の廃棄物処理施設は、私どもが把握している範囲内では全国に4施設あるようでございます。この施設の稼働状況について、先日、発注者へ電話で問合せしましたところ、特別な問題もなく順調に稼働しているとの回答を受けているところでございます。

○18番議員（下川床泉） はい。4施設、順調に稼働しているということでございます。指宿新ごみ処理施設で5施設目になるかというふうに思いますけれども、もうすぐ火入れ式があるということでございますし、来年4月からはフル稼働するというところでございましたので、それが順調にいくようにですね、願っているところでございます。

次に、西郷どんの、国際年の取組について、先ほど西郷どんの放映が決まったときの感想をいただきました。10年前の大河ドラマもあって、そしてまた、これはまた千載一遇のチャンスだというふうに市長はお答えをいただいたところでございました。山川鰻温泉の話、山川港の話もいただいたところでございました。是非、この西郷どんの放送で指宿市を舞台にしたロケが来ていただいて、指宿の街並みが全国に放映されたらありがたいなというふうに思うわけですが、そういう指宿市を舞台にしたロケができるように働き掛ける考え等はないでしょうか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 西郷どんにつきまして、NHKへの連絡等は県に一本化するよう、県の方から強く要請されております。既に、本市のゆかりの地としましては、西郷隆盛が湯治に訪れていた鰻温泉やたびたび訪れている殿様湯などを、またゆかりの品としましては当時では滞在のお礼として宿主に渡した長襦袢、ロケ地候補地としては今和泉島津別邸があった当時の石垣と松林が残る隼人松原、池田湖と開聞岳を背景に広がる新永吉の棚田、干潮のときだけつながる知林ヶ島、そして島津斉興が築いた当時の指宿最大の防波堤である三日月突堤などを、またそのほかにも西郷どんにゆかりのあるものを多数県を通じてNHKへ情報提供しております。なお、ロケ地候補地につきましては、先日NHKの製作スタッフが県内及び県外各地を回っており、本市についても何箇所か視察を行っているようでございます。今後も県と連携を図りながら、1か所でも多くロケ地として採用されるようアピールしてまいりたいと思っております。

○18番議員（下川床泉） 是非、指宿市でロケができればいいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そしてまた、指宿ゆかりの方々、そしてまた指宿に来てその時代を過ごした方々、例えば篤姫が今和泉にいたんだよとか、そういうところの場面、そしてまた例えば今、指宿の豪商、濱崎太平次とかそういう方々が出てくるような場面を作るような、そういうようなお願ひとかはできないものなんですか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 海上王濱崎太平次伝によりますと、濱崎太平次は幕末の薩摩藩を資金面で支えた豪商であり、西郷隆盛も湊地区にあった濱崎太平次屋敷を訪れた記録が残っているところがございます。ときに西郷と濱崎家の関係の深さを示す事例としましては、藩の命令によって西郷が軍艦春日丸を購入する際、藩の資金不足を補うため長崎のヤマキ支店が前金を援助したことが書かれております。また、ほかにも篤姫が徳川家定の御台所として江戸に興入れする際には資金の調達に当たった西郷隆盛の依頼により、莫大な献金を行ったという逸話もあることから、濱崎太平次が西郷隆盛ゆかりの人物として、既に県を通じてNHKに情報提供しているところがございます。

○18番議員（下川床泉） ありがとうございます。是非、そういう出演ができればありがたいなというふうに思います。

それでは、今現在の指宿市の観光の状況ということについて、お尋ねをしたいと思います。砂むし会館砂楽の入館者数とか、そうめん流しの入場者数とか、日本一の露天風呂たまたま箱温泉の入場者、またはしむれの入館者数、これらの推移は今どんな状況なのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 指宿市の観光の現状について、砂楽などの入館者数のご質問でございますけれども、平成28年の4月から10月までの入館者数を、平成27年の同月と比較したものでお答えさせていただきたいと思っております。まず、砂むし会館砂楽は平成28年が12万5,734人、平成27年が14万2,503人で1万6,769人少なくなっており、昨年と比べますと11.8%の減となっているところでございます。次に、唐船峡そうめん流しにつきましては、平成28年が14万5,796人、前年が14万903人で4,893人増えており、対前年度比3.5%の増でございます。次に、ヘルシーランド露天風呂のたまたま箱温泉につきましては、平成28年が5万2,195人、前年が4万8,262人で3,933人増えており、前年に比べて8.1%の増でございます。時遊館COCCOはしむれにつきましては、平成28年が3,811人、前年が4,165人で354人少なく、前年と比べて8.5%の減になっているところでございます。

○18番議員（下川床泉） 砂むし会館砂楽の入館者数は減ってはおりますけれども、そうめん流し、日本一の露天風呂たまたま箱温泉等は増えているというような状況でもございました。

それでは、海外から指宿の方へ入ってきた観光客、その入込客数の推移としてはどのようなふうになっているか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 本市の外国人観光客数は平成27年が6万1,948人で、前年に比べて41.7%の伸びとなっており、国ごとの入込みは約半数を台湾が占めており、次いで香港、韓国、中国という順となっております。これは平成24年3月から鹿児島空港・台湾間の定期便が就航しており、現在は週4便運航されていること、また香港も平成26年3月から定期便が就航しており、現在は週9便で年明けの2月からは週10便に増便される予定となっていることなど、外国人観光客入込みの増加要因の一つだというふうに考えているところでございます。

○18番議員（下川床泉） 来年が観光の国際年ということになっておりますので、このチャンスを生かすために指宿を売り込むことが大事だというふうに思います。国内向けには今までどのようなことをしてきたのか、お尋ねをしたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 国内観光客を増やすための誘客事業といたしましては、ツーリズムエキスポへの観光ブースの出店や教育旅行のセールス、エージェントに対する素材説明会などを観光連盟や広域市町と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。教育旅行におきましては、熊本地震後にキャンセルになった中学校などを訪問し、また指宿へ修学旅行に来ていただきたいというお願いをして回っているところでございます。一方、受入整備では、指宿駅前の多機能トイレの設置や砂むし会館砂楽への個室シャワーの設置など、高齢者や障害者にも観光を楽しんでいただけるよう、バリアフリー観光の推進を図っております。また、熊本地震後の緊急対策事業といたしましては、商品券付き宿泊プランを実施するなど、誘客事業に取り組んでいるところでございます。

○18番議員（下川床泉） それでは、海外向けには今までどのようなことをしてきたのか、お尋ねをいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） これまで、外国人観光客に向けての主なセールスは、香港や台湾、上海でのトップセールスや韓国でのオルレフェアへの参加、対シンガポールでのエージェントセールスや九州観光説明会への参加など、観光連盟や南薩地域をはじめとする広域市町と連携を図り、本市のPR活動を行っているところでございます。また、訪日外国人旅行商品バス運行助成事業を実施し、北部九州から本市への誘客促進を図っており、更には市の外人観光客の半数を占める台湾からの誘客促進を図るため、台湾人を直接雇用して台湾への情報発信の強化などに取り組んでいるところでございます。受入れにつきましては、市内10か所の観光施設へのWi-Fiの整備、指宿駅を中心として市内の観光地に誘導するための多言語サイン整備、指宿駅内の観光案内所に中国語を話せる臨時職員を雇用してのスムーズな受入れなどへの取組など、受入環境の整備にも取り組んでいるところでございます。

○18番議員（下川床泉） それでは、今後国内向けにどのようなことを働き掛けて、指宿の方に来てもらうのか、指宿を売り込んでいくのか、そういう計画があればお示しをいただきたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 昨年実施いたしました国内版観光ビジョンマーケティング調査に基づきまして、主に女性をターゲットとしました誘客戦略を展開し、市内での滞在時間を延ばし、宿泊客の増加につなげていきたいというふうに考えております。短期的には新たな体験メニューの開発や観光地を案内する観光ガイドの育成に取り組んでまいります。そして、中期的にはバリアフリー観光の推進や西郷どん放映に向けて鰻温泉の整備を行い、ハード、ソフト面の両面とも受入体制を整えてまいりたいと思っているところでございます。そして、長期的には池田湖の水辺を楽しめるような体験メニューやカフェなどの憩いの空間づく

りなど、池田湖周辺施設整備やそれにつながる唐船峡周辺の整備を予定しているところでございます。このほかにもインターネット、新聞、雑誌などの媒体を活用し積極的にPRを行い、宿泊観光客の増加につながる誘客に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（下川床泉） 国内向けでも、まだまだ集客ができるというふうに思いますし、先ほどあった海外向けへの集客についても、Wi-Fiの整備等々もありますし、また台湾や香港、韓国、中国の方々にもたくさん来てもらえるような方策もあるかと思いますが、海外向けには今後どのようなことをして、指宿を満足してもらおうか考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 指宿市、南九州市、南さつま市、枕崎市、そして南大隅町の5市町で構成される鹿児島県南部広域観光物流実行委員会を設置し、外国人観光客の誘客と受入れ及び輸出の促進について事業をスタートさせたとところでございます。今年度は誘致事業としまして、10月に香港の月間旅行雑誌に34ページにわたる特集記事を掲載したほか、香港観光関係者の招へい、5市町の特産とする食材を使った料理による観光PRなどを行っているところでございます。また、物流事業としましては、香港の大規模商談会の出店や地域内でのセミナーの開催などにより、輸出に関する情報提供や理解促進に取り組んでおります。更には、団体客へ地元の商品をお土産として購入できるような仕組みも構築しているところでございます。これらの取組は物流業者や販売業者とも連携していることから、観光と食のコラボによる相乗効果が期待できるということで、国からも高い評価を受けているところでございます。実際、昨年と今年の1月から10月までの香港から本市への入込客数を比較してみますと、27年が約6,600人、28年が約1万6,500人となっており、前年度と比較しまして2.5倍になっているところでございます。また、Webなどの外国人アンケート調査の実施や5市町の観光関係者がワークショップで意見を出し合い、モデルコースを提案するなどの協議を重ね、それに基づき香港を中心としたアジア圏域への5か年の誘客戦略を策定しようとしているところでございます。今後はこの誘客作戦に基づいて、香港、中国、台湾、韓国などアジア7か国へその国に合った戦略での誘客を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（下川床泉） 国際年の取組について、もう一つ、2016年から17年における国際交流年ということでの意味合いで、国を通じて各国と交流をしているところでございます。是非、指宿市もロックハンプトンとの交流であったり、子ども映画祭の中でも東南アジアの国々との交流ということでもできるでしょうし、そういうような機会を捉えて、そしてまた国がやっている交流、そのルートを活用しながら指宿市民と交流し、そしてまた指宿にも来てもらう、そういうふうな作戦というものについては考えられないものなのか、お尋ねをしたいと思います。

○総務部参与（中村孝） 国際交流年についてでございますけれども、我が国では文化、教育、スポーツなど幅広い分野で官・民を通じた交流事業を開催、実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国と国際交流年が設定されているところでございます。本年で申し上げますと、日本・シンガポール外交関係樹立50周年、日本・ベルギー友好150周年などが設定をされております。また、来年は日本・タイ修好130周年や日本・マレーシア外交関係樹立60周年などが設定されているようでございます。本市には近年多くの外国人観光客が訪れており、シンガポールやタイなど東南アジアからの観光客も年々増加していることから、観光客向けにタイ語の専用のパンフレットを作成するなど、誘客に努めているところでございます。また、国際交流の一環として、本市に観光で訪れるアジア諸国の地域性や文化などを地域の皆様にも知っていただく啓発事業を実施しており、本年は韓国の文化を知るための韓国文化講座を12月3日に開催いたしました。来年、国際交流年を迎えるタイやマレーシアなど、今後入込観光客の増加が期待できる国についても、鹿児島県国際交流協会などと連携をしながら国際理解を深めるとともに、東南アジア諸国からの観光客へのおもてなしにつながるような啓発事業の実施を検討し、国際交流や多文化共生の推進を図ってまいりたいと考えております。

○18番議員（下川床泉） はい、ありがとうございます。是非、日本に来てもらう作戦ということも考えてもらいたいと思いますし、また一方、そういうシンガポールやタイ、マレーシアとの交流も今後、国がしていくということでもございましたので、そういう流れに乗って、指宿の市民もそういうところに行って、お互いの交流ができればいいかなというふうに思うところでございます。是非、そういうふうな取組もですね、考えてもらえればありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 今、議員からありましたけれども、東南アジア諸国から本市に観光にお越しいただくためには、受入側の私どもが当該国の文化であるとか、宗教等を学び、日本との習慣の違いを理解した上で、ハード、ソフトともに必要なおもてなしの体制を整えておくことが前提になるかと思われまます。そのためには、国際交流年等をきっかけにして、まずは東南アジアの国々の文化や宗教を学び、当該国に関する関心と理解を深めていくために、身近なところから始められる啓発事業等の実施を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○18番議員（下川床泉） ありがとうございます。先日、ある施設の50周年記念式典の中で市長が特別講演をされて、こそ丸の話を聞いたところでございました。とってもいい話だなというふうに思いながら、あっという間の1時間を過ごしたところでございました。指宿は観光地でございますので、そういう観光客が来てくれているからこそ指宿の発展もあるわけですし、またそういうことも思いながらですね、私もまた過ごしていきたいなというふうに思ったところでございました。

これで、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 0時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。今日は小学生の傍聴があるということで楽しみにしていたんですけども、残念ながら2時からということで私の時間にはないということでした。

月日が経つのは早いもので、あっという間に1年が過ぎようとしています。今年は国内においても様々なことがありました。また、本市にとっても台風や大雨により、甚大な被害を受けました。いまだにブルーシートが掛けられたままの家があちこちに見られます。また、農家の方々にとっても大変な1年だったのではないかと思います。心より被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

それでは通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、安心・安全な生活のために、介護の現場について伺います。この質問は以前にもいたしました。介護施設で働いている皆様からお話を聴く機会がありました。そこで、いろんな相談を受けました。その中でも一番多かったのが、研修費用が高いということでした。そこで、伺います。現在、初任者研修、いわゆるヘルパーのことで、鹿児島まで行って受けなければならないのですが、研修費用が高く、更に交通費が掛かるため、とても大変な思いをしています。そこで、この初任者研修を指宿市で行えないか、伺います。

次に、乳がん検診について伺います。最近、特にテレビでも芸能人の方々が乳がんになった話題が多いように思います。がんの中でも早期発見しやすいがんだと思いますが、それでもなかなか気付かない、もっと早く分かっていたらということがとても多いようです。その上、若い方たちは進行が速いと伺っています。そこで、伺います。乳がん検診の現状と受診率はどのようになっているか、伺います。

3点目に、教育の充実のために、学童保育について伺います。今までにも何回もお伺いを

してきましたが、先日、薩摩川内市の方に行ってきました。ここでは各学校ごとに行っており、とても充実していました。はじめはやはり大変だったということでしたが、地域の皆様の協力もあり、今のような形になったということでした。保育の現場も見せてもらいましたが、子供たちは三々五々に集まって来て、宿題を終わらせるとお母さんが迎えに来るのを自由に待っているという、とても伸び伸びとしている光景が広がっていました。本市では幼稚園や保育園が行ってくださっていて、ありがたいことだと思っておりますが、この方法だと学童保育を受けられない子供も出てきます。更に、学校にお迎えに行ったとき、お迎えが重なり危ないという声も聞きます。現在、この学童保育、また放課後児童クラブの現状はどうなっているか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 介護職員の初任者研修についてでございます。訪問介護事業所の訪問介護者、介護員、いわゆるヘルパーの資格を取得する研修でございますが、この研修は民間の研修事業者が県の指定を受けて行っております。資格を得るためには通学や通信で130時間の研修を受ける必要があり、15日間程度の受講が必要なようです。指宿から受講するとなりますと鹿児島市内まで通わなければならない、働いている方や主婦の方が資格を取得するには困難があると聞いております。本市においても高齢化の進展により介護を必要とする高齢者等が増加することが見込まれておりますので、介護職の人材確保、更には介護サービスの質向上のための資格取得の環境整備を図る観点からも、このような研修を指宿市で開催できるよう、関係機関と協議してまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長がお答えいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 乳がん検診につきましては、乳がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図りながら、国の健康増進法に基づき40歳以上の女性を対象としたマンモグラフィ、X線検査を個別検診及び集団検診により実施をいたしているところでございます。平成26年度の受診率は24.8%、平成27年度の受診率は25.5%で、前年度に比べ0.7ポイント向上しているところでございます。受診率向上のための取組といたしましては、高齢者等も受診しやすいように市内の公民館や指宿・開聞両保健センター、山川文化ホール等身近な公共施設を活用いたしましての検診の実施、また働く女性が受診しやすいよう土曜・日曜日の集団検診を実施しているところでございます。なお、集団検診を受けなかった方へは、市内医療機関で検診を受けていただく個別検診や、国の制度に基づく乳がん無料クーポン券の案内を行っているところでございます。今後もこのような施策を通しまして、早期発見、早期治療のため、乳がん検診の受診率向上及び乳がん検診で要精密検査が必要になった方が確実に再検査を実施される精検受診率の向上にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブについてのご質問でございますが、放課後児童クラブにつきましては労働などの事情により保護者が昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、

放課後や夏休みなどの長期休暇中に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図るために保護者に代わって行う保育のことで、子ども子育て支援交付金として国・県からの補助を受け、放課後児童健全育成事業として実施をしているところでございます。本市ではその事業を活用いたしまして、保育所4事業所、認定こども園3事業所で4か所、幼稚園1事業所の合計8事業所9か所で実施をいたしております。本年度10月1日現在で登録している人員は9か所の平均で約26名、全体で238名となっております。また、補助基準に満たない3か所の保育所につきましては、子育て支援の観点から市独自の保育所地域活動といたしまして、放課後児童クラブを実施をしております。このようなことから市内の合計では、11事業所12か所で295名の登録となっているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

初任者研修については、指宿市で行えるような答弁をいただきました。本当にありがとうございます。介護施設の皆様がとても喜ばれることと思います。それでは、この初任者研修及び介護実務者研修に対して、助成することはできないか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 介護職員初任者研修は、介護福祉士等の資格のない方が訪問介護事業所で従事するためには、必須の研修となっており、実務者研修の事前の研修としても位置付けられております。一方、実務者研修は介護現場で3年間の実務経験があれば、介護福祉士国家試験の受験資格を得られる研修になります。しかしながら、これらの研修は個人の資格取得のものであり、受講費を助成したとしても、必ずしも指宿市内での就労につながるものではないと考えております。現在、県では国の介護人材確保対策の方針を受け、就職3年未満の方に事業所が介護職員初任者研修受講費を全額負担した場合に、5万円以内でその半額を助成する介護職養成研修費用助成事業や介護福祉士免許取得を目指す方が従事している介護事業所などからの推薦を受け、免許を取得され、取得後2年間、県内で従事した場合には返還を免除される介護福祉士実務者研修受講資金の貸付事業にも取り組んでおりますので、まずはこのような制度の情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今、こういう介護職員初任者研修受講費を全額負担したら5万円以内でできる、これは就職3年未満の方ということですね。事業所が助成をするという、そういう事業もあるということも今教えていただいたんですけども、本当にこれはとっても大切なことだなって思いました。個人の資格ということで助成をするというのは難しいというお話もありました。いろんなこの助成の仕方があるように思うんですけども、何とかこの介護士さんを助けてあげられるように取り計らってほしいと思います。本当に、聞いたところによりますと、この初任者研修で最初に8万ぐらい掛かる。そして、実務者研修になると13万ぐらい掛かる。そういうのを自分で出すっていうのが本当に厳しいっていう声をお聴きしています。それで、何とかこの介護士さんたちが働きやすいように、そして資格を持っ

て介護施設で思う存分働けるような、そういう取組をしていただきたいと思います。もう1回、お願いしていいですか。

○市長（豊留悦男） 大変、今日的な課題でもございます。2025年、いわゆるヘルパーを含めた介護職員が38万人足りなくなるのではないかという推計が出されております。先日、指宿市内の介護職の人たちとの意見交換をいたしました。切実な声がたくさん寄せられました。最近のある新聞でございますけれども、介護職は大変な職業だと思うと。介護保険制度があっても、施設があっても、介護士がいなければサービスを使うことはできない。介護士を大事にするためには祖父母を大事にすることだと思ひ、ひいては自分自身、つまり私どもでございます、それを助けることにほかならないので、行政としてやはり取り組むべき大きな課題であるというような報道でございました。現在、働いている方々も何とかして今の仕事を続けたいけれども、やはり後に続く後継者の育成というのは大事であろうと。そのためには、やはり介護職、それに意欲を持って取り組めるような、そういう環境の整備をしてほしいと。環境というのは、その資格を取るための制度的な問題に、行政が対応していただきたいということだろうと思っております。若い介護士もおりました。赤ちゃんを連れた介護士も話合いの場においでくださいました。やはり、これは早急に本市としてもこの高齢社会に対応するためには、取り組むべき課題であろうと思っております。この新聞にも人材難と書いてあります。やはり、これからは背景には高齢化と介護分野における人材難、これは深刻な問題になるであろうと、そういうふうに書いてありますので、私どもも今回いただいた質問を基に、どうしたら人材を育成できるのかという観点で検討させていただきたいと思ひます。

○9番議員（高田チヨ子） もう、大変ありがたい市長の答弁をいただきました。どうかよろしくお願いいたします。

次に、いろんな避難場所があります。指宿市内にもたくさんの避難場所がありますけれども、高齢者の方や障害のある方を避難所にお連れしたときに、いつも困るのがトイレ問題。連れて行ったにしても、洋式トイレはあっても車イスで入れないとか、そういう難点があるというお話も伺いました。障害者を大事にするために車イスで入れるトイレを避難場所にも設置したらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 本市では災害時における避難所として学校、公民館等の施設78か所を指定をしているところであります。障害者用トイレについては避難所78か所のうち、20か所に設置をしており、障害者用トイレの設置率は25.6%となっております。また、大規模災害時に避難所となる小・中学校17校のうち、障害者用トイレは2校、丹波小学校、北指宿中学校に設置をされております。なお、高齢者や障害を持った方など特別な配慮が求められる方々については、指宿地区老人福祉施設協議会と福祉避難所の設置に関する協定を結んでおります。災害時における要配慮者の受入れをお願いすることとしているところであります。

また、市内には多くの宿泊施設等があり、今回の熊本地震においても幾つかの施設において、被災者受入れの申出をいただきました。災害の種類、被害の状況等にもよりますが、これらの施設との応援協定の締結ができないか、今検討してまいりたいと考えております。避難所における障害者用トイレの設置につきましては、それぞれの施設の改修等、様々な機会に合わせて検討をしてまいりますとともに、障害者用の仮設トイレ等もあるようですので、その活用についても調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○9番議員（高田チヨ子） 避難された方が本当に不自由な思いをしないように、もうできるだけ皆さんが、もう喜んでいただけるようにしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、家庭で介護をしている方もたくさんいらっしゃいます。本当にこの家庭で介護をしている方ってというのは、もうずっと1日中介護をしないといけないので、どこにも行くことができない。まだ動くことができ、一時的にでもこうヘルパーだったりデイケアだったり、行くことができる人はいいんですけども、全然そういうのを利用しない方もたくさんいらっしゃいます。そういう方たちは本当に働くこともできないし、介護をするためにお金も掛かる。それで、本当に介護をしている方たちが今テレビでも介護している方が老々介護になって、しまいに悲しい結果になったとかそういうテレビでニュースなどもありますけど、そういうことがないようにするのが私たちの働きではないのかなって思います。このことは以前にも伺ったことがあったんですが、どうでしょうか。施設に入ると介護している方も助かります。でも、金銭的に余裕がないと施設に入れたくても入れられない、そういう方もたくさんいらっしゃるわけです。ですので、そういう方たちを助けるために、何とかこの介護をしてる方に助成をしていただけないものかどうか、そこのところをお伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 在宅での介護者に対する助成金につきましては、指宿市家族介護医療事業において、在宅の要介護高齢者1人当たり年額10万円を介護者に支給していた経緯がございます。しかしながら、この事業は事務事業等の評価見直しに係る外部評価の中で、家族だけによる介護は重度の介護者に対して適切な介護ができない恐れがあるなど、介護される方にとって必ずしも望ましい介護状態であるのかを判断するのは難しいとの評価を受けまして、行政改革推進本部会議におきまして、平成22年度末での廃止が決定されたところでございます。現在、市の事業といたしまして、紙おむつ等支給事業及び家族介護用品支給事業におきまして、それぞれの事業の上限額内でありましたら自己負担なしで紙おむつ等ご購入いただいております。そのほか、訪問給食事業として実施をしております食の自立支援事業、在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業、訪問理容・美容助成事業などを実施し、在宅高齢者の負担軽減に努めるとともに、要介護高齢者を支えるご家族に対しましても地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの確立にも取り組んでまいりますので、現在のところ助

成金の支給は考えていないところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 残念なことに、現在では助成金は考えてないという答弁でした。でも、何とかこのところをどうにかできないのかなってやっぱり思うんですけど、平成22年度まで1年間に年額10万円、介護者に支給していた事例があるということも今お聞きしましたけれども、確かに家族で看るのは大変だという、それは分かります。分かりますけれども、でも少しでも助けてあげられたらいいのになって思うんです。紙おむつを支給したりとか、いろいろ、寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業とかいろいろやってることをお聞きして、確かにいろいろやってるのはやってるんだと思います。思いますけれども、でも最終的にはやっぱりお金が必要なんです。だから、そこいら辺のことをこう何とかできないものなのかなって。そのために、先ほども初任者研修を指宿市でしてくれるようになれば、その介護している方も、在宅で介護している方もその初任者研修を受けに行くこともできるのではないかなって。そうすると、もう普通の人であっても、その初任者研修を受けたことによって自宅で介護をしやすくなる、そういうふうにも思うんです。だから、いろんなことを考えて、この在宅介護の方の支援っていうのも考えていただきたいなって思います。すみません、何回も申し訳ないですけど、もう1回、再度お願いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 介護保険制度につきましては、平成12年の4月から介護を必要とされる方を社会全体で支えていくという制度として始まった介護保険制度でございます。以前、指宿市で実施をしておりました家族介護医療事業につきましては、先ほどの行革推進本部会議の決定事項にもございますとおり、介護の見える化を図るという観点での廃止であったらという具合に考えております。そのような観点から、先ほども現在のところは支給する考えはないと答弁をさせていただいたところでございますが、やはり議員ご指摘のとおり、家族の方に介護をされる方の面倒を看ることによって負担が大きくなるよう、国におきましても地域包括ケアシステムの構築というのを2025年度に向けて、現在取組を進めているところでございます。本市としましてもこの地域包括ケアシステムをしっかりと確立していくことが最重要課題と考えておりますので、市も、もちろんまた事業所等、あるいは地域と一体となって取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいという具合に考えております。

○9番議員（高田チヨ子） それでは、市長はどう思われますか。

○市長（豊留悦男） すばらしい制度であったことは事実であります。ただ、その指宿市家族介護医療事業として10万円、介護をしている方に支給したとして、私たちが考えるような重度の介護者に、やはり家族でしようけれども適切な介護をしているかどうかというのはなかなか確認はできないこともあります。お金だけはいただいたけれども、私たちが望むような介護の実態がないということがあるかもしれません。その10万円で、よくテレビ等で紹介されておりますけれども、遊興費に使ったりいろんなのに使ったりと、そういう危惧もあるとこ

ろであります。本当にこの事業が私たちの目指す、家族によって重度の介護者に対して適切な介護ができていくという、そういう事業であればやる価値もあるのではないかなと思います。今後、どういう形で、家族で、在宅で介護するのがいいのかというのを含めて、検討させていただきたいと思います。ただいま、部長がお答えしましたように、この介護というのは私たちの生末であります。そういう意味から、どういう形で指宿市はこの在宅を含めた介護を進めるか、というのを今真剣に考えるときでもあろうかと思っておりますので、今10万円支給、又は在宅医療について結論を、例えば10万円補助するという、そういう結論を出すことはできませんけれども、議員からいただいた意見というのは、今後の介護の政策に生かさなければならぬと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 是非、よろしく願いいたします。

それでは、乳がん検診に移りたいと思います。運悪く乳がんになり手術をすると、その後の人生を考えてしまうものです。若い方は進行も速いと聞いております。先日、鹿児島で手術したあとの乳房の写真を見せてもらいました。とってもショッキングな写真でした。もし、自分が乳がんになったらどうするんだろうと思うことでした。そのとき、手術後の乳房再建手術をしたあとの写真も一緒に見せていただきました。すると、手術前の状態まで再建できるということが分かりました。これだったら、若い方たちも安心して手術を受けることができるなって思うことでした。そこで、お伺いしますが、この手術後の再建手術をされた方が、指宿市でどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉部長（下敷領正） 乳がん手術後の乳房再建手術は、自分の組織を移植する方法である筋皮弁法と人工乳房を用いる方法であるシリコンインプラント法があるようでございます。また、乳房再建の時期といたしましては、がん摘出と同時にされる一期再建、同時再建と、手術後に時間を置いて行う二期再建があるようでございます。現在、本市には鹿児島県が設置いたしております生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会の乳がん検診精密検査実施協力医療機関が3か所あり、そのうち乳がん手術を行っている医療機関は1か所あるようでございます。平成27年度の実績といたしましては、27人の方が乳がん手術をされているようではありますが、乳房再建手術につきましての実績はないようでございます。県内では国から指定を受けた乳がん診療連携拠点病院が12医療機関あり、そのうち乳房再建手術可能医療機関として6医療機関があるようでございますが、乳房再建手術者数につきましては個人情報のため、把握が難しいところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今、個人情報のため市内では把握できないというお答えでした。それでは、この乳房再建手術の費用について、お伺いいたします。非常に高額になると伺っています。そこで、この費用を助成できないものか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 乳房再建手術料につきましては50万円から100万円ほど掛かるようでございますが、平成25年7月から医療保険適応になっており、高額療養費制度を利用す

ることができます。また、医療費が高額になる場合、医療機関へ限度額適応認定証を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなり、自己負担額が大幅に軽減されることとなります。参考ではございますが、70歳未満の方の場合、所得区分210万円以下では毎月ごとに自己負担額が5万7,600円となっているところでございます。従いまして、高額療養費制度の限度額適応認定証利用により、自己負担額が軽減されますことから、乳房再建手術についての助成については、現在考えていないところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 今もお伺いしましたけれども、非常に高い、この乳房再建手術のようでございます。高額療養費制度を使ったとしても、70歳未満の人であったとしても5万7,600円は掛かる。そうすると、厚生年金の方の場合は払えるかもしれませんが、国民年金の人だとちょっと厳しいのかなという気がいたします。それで、市としてはこの助成は難しいという答弁でありましたので、そうであるならばほかに助成することはできないのか、そういうふうに思います。抗がん剤治療により髪の毛が抜け、そして再建手術を受けられない方々のために、医療用ウィッグとか補正用下着とか、そういう購入費に対しての助成はできないか、お伺いいたします。この医療用ウィッグにしてもとても高いと聞いております。安くても3万円ぐらい、高ければ10万円を超えるって聞いてます。補正用下着もとても高額になるということです。だから、それを着けると見た目もよくなって、本当にいいっていうのが分かっているけども、なかなか買えないのが実情なので、そういう助成はできないかお伺いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 医療用ウィッグにつきましては、明確な定義はございませんが、一般的には、抗がん剤治療等に伴う脱毛症状による就労や社会参加に支障がある場合に着用するカツラのこととされているようでございます。医療用ウィッグはセミオーダーが主で、高額になることから購入費用の一部を助成している自治体もあるようでございます。また、乳がん患者用の補正用下着につきましても、平成28年度から購入費用の一部を助成している自治体もあるようでございますので、本市としましては他自治体の実施状況を今後調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 是非、前向きに検討して、何とか助成できるようにしていただきたいなと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは、学校での授業の一環として保健の授業の中で、女子児童に対して乳がんの授業をできないのか、その点をお伺いいたします。少しでも早く乳がんの怖さを教えるということも大事な授業の一つだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 学校におけるがん教育の実施状況でございますが、保健体育の授業として健康な生活やがんも含めた疾病の予防についての学習を実施しております。その中で、予防策の一つとして検診についても取り扱っており、関連して乳がん検診等についても触れられるものと思っております。

○9番議員（高田チヨ子） 少しでも早いうちにその知識を教えておくと、早いうちに検診に行く、そういう早期発見につながるのではないかって思いますので、是非、学校の方でもそういう授業を取り入れてやっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の学童保育について、お伺いいたします。この学童保育は、私はもう何回も伺っていることなんですけれども、またお伺いいたしたいと思います。本当に学童保育は今、幼稚園、保育園がやっていて、本当にありがたいなと思っています。思ってるんですけども、幼稚園、保育園だけの学童保育だと、そこに行った子だけということになります。だから、幼稚園、保育園に行かなかった子供っていうのは、そのまま見過ごされてしまいます。だから、そうではなくて、学校でするというのがいいのかなと思うんです。本当に、私の孫もなんですけど、私の孫は池田保育園でした。土曜日だけ池田保育園の方に学童保育に親が連れて行ってます。1週間に1遍なんですけど、とても楽しみにして行きます。だけど、それがもし学校であるのであれば、毎日学校が終わってからそのまま学校に残って、学童保育を受けることができる。そして、親が迎えに来るのを待つ、そういうことができるんじゃないかなと思うんです。薩摩川内市に行ったときに、その学童保育の授業も見せてもらいました。本当に30人ぐらい子供たちが来る計画がありました。学年ごとに、その授業が終わったらそこに来る。最初、1・2年生が来、その次、3・4年生が来、そうしているうちに親が迎えに来るとい、最後は5・6年生まで来てました。本当にそこでおやつを食べたり、いろいろ先生とお話をしたり、子供たちと遊んだりしながらとっても有意義な時間を過ごしてました。だから、本当にこう毎日、そうして学童に行くということで、親御さんも安心して仕事ができる。そして、帰りに子供を迎えに行くことができる。そういうことができれば非常に助かるのかな。そして、子供も伸び伸びと生活できるのかなって、そういうふうに思います。ですので、本当にもうこれで何回目か、もう4・5回になるかと思うんですけども、この学校で学童を取り組むという、もうそういうのをできたらいいなと思いますので、もう1回お願いいたします。

○健康福祉部長（下敷領正） 学校等で放課後児童健全育成事業を実施することにつきましては、私どもも議員同様、薩摩川内市を研修をさせていただいておりますので、児童が校外に移動せずに安心して利用できるなど、いろいろな面でメリットがあることは承知をいたしているところでございます。しかしながら、学校の余裕教室で実施する場合、在校児童との動線の確保や専用区画の設置、トイレ等共用部分の管理、安全の確保等、教室の選定につきましても一定の条件が必要であろうと考えているところでございます。今後、保護者等からの学校での放課後児童クラブの設置につきまして要望がありました場合は、地域の実情や支援体制、放課後児童クラブとして利用できる余裕教室の有無等、関係部署と協議しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、余裕教室等学校施設を活用し、実施するに当たりましては、現在放課後児童クラブを実施していただいている保育所、認定こ

ども園、幼稚園の意見を聴きながら、具体的な方法につきまして十分な協議をしまいたいと考えているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 本当に学校は余裕教室がないということでありましてけれども、学校の中で余裕教室がなければ、薩摩川内市のようにその敷地内にプレハブを建てるとかで、その学校の前に空き家があったらそこを借りるとか、そんなふうにして薩摩川内市はやっているようでした。本当に、もう最初は本当に難しかった、だけれどもだんだんだんだんできていくに従って、全校できるようになりましたって。プレハブを造ったりいろんなことが必要になったけれども、今ではすごく喜んでいらっしやいました。そのうちに、地域の方々も本当に協力して、その学童保育に携わってくれるようになりましたってということで、学校にも迷惑を掛けずに学童は学童の立場でやれる、そういうふうに行っているようでありました。だから、本当にこの学童保育は、子供たちのためにやっぱり必要なんじゃないかなと思います。今、学童を全然受けてない子、その子たちが家に帰ったときにどうしてるんだろうかと思ったときに、やっぱりもしかしてゲームにはまってるんじゃないかとか、もう今は携帯があるので携帯で遊んでるんじゃないだろうかとか、いろんな心配があります。だけど、学童に行っているとそこでいろいろ宿題をしたり、お友達と遊んだり、先生とお話をしたり、そういうことができるわけですね。だから、そういう意味で本当にこの学童保育、大切な事業だと思いますので、何とか前向きに検討してほしいと思います。

最後に、明けて来年1月は菜の花マラソンや菜の花マーチがあります。そして、観光客が大勢やってきます。更に、今日は同僚議員のお話の中にもありましたけれども、嬉しいことにNHKの大河ドラマ・西郷どんも始まるということで、こういう明るい話題がたくさん見えてきました。ただ、今いろんなことが指宿市では起きてきていますが、何にも増して私たちは指宿市民のために、指宿市民がどうすれば喜ぶのかっていうことを念頭に持って、これからみんなで団結して頑張って取り組んでいくことが大事なんじゃないかな、そういうふうに思います。そして、指宿に住んでいる人たちが指宿に生まれてよかったねって言って、生活ができる、そういう1日1日を過ごせるようにしていきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） 4番、井元でございます。通告してございます4項目について順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目に平成30年に放送予定のNHK大河ドラマ・西郷どんが決定したのを受け

まして、既に全国でも西郷隆盛ゆかりの地域においては観光客の受入体制に相当な宣伝、売り込みが始まっていると聞いております。鹿児島県内でも西郷どんゆかりの地として、173件ほどを把握しているようでございますが、我が指宿市としても鰻温泉と山川港が既に西郷どんゆかりの地として広く知られておりますけれども、これからの観光指宿を広く国内はもとより外国へどのようにしてアピールしていかれるのか、今が絶好のチャンスだと思います。放送が開始されてからでは、もう既に時遅しでございます。今後、指宿の観光を生かすために、このようなゆかりの地を生かして観光に生かしていかれるのか、まず1点目をお伺いをいたします。

次に、池田湖周辺の観光対策整備計画についてでございます。今後、観光滞在客の時間等を増やすために池田湖周辺の環境整備をすると聞いております。先般、全体的な構想につきましては我々議員に対し、一定の説明をしていただきました。現在、その具体的な内容の計画としてどのようなものが、どのように進行しているのか、お尋ねをいたします。

第3点目に、11月29日より3日間続けて新聞に掲載されました新ごみ処理施設建設に対する入札に関わる疑惑報道についてでございますが、これは事実確認をさせていただきたいと思っております。これらについては広域組合との関係から細部については触れられない、質問はできないことから、今回の新聞報道を受けて指宿市長としてどのような感想を持っておられるのか、お伺いをいたします。

次に、第4点目に地熱開発事業の申請について、お伺いをいたしたいと思っております。今回の申請の在り方については、行政としては大いに問題があったのではないかと思いますので、再度確認をさせていただきたいと思っております。これは本年3月の25日、議会で地熱開発関連予算が減額修正をされ、事実上否決されたものを、3月31日、6日後には県に対して掘削申請をされておられる問題でございます。この申請書には39万円の証紙が使用され、予算が執行されておられます。執行部の説明では専門家の意見を聴くために申請したとの説明でございましたが、議会制民主主義の中では議会が否決したものを違う理由を付けて執行することは、明らかにルール違反と言わざるを得ないと思っております。この一連の申請書の作成と、申請を行うことについて、どのような過程でどのような協議がなされ、また誰の指示で行われたのか、事実関係をお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男） NHKの大河ドラマ・西郷どん放映に向けての取組でございます。篤姫放映から10年が経ち、観光客が減少している中で、本市をPRして観光客の増加が見込める千載一遇のチャンスと捉えております。西郷どんゆかりの地としては県内外の各地にありますけれども、どの市町もPRしていることが予想されます。本市がゆかりの地であることをいち早く周知するための事業を2月から取り組むため、今回の議会で補正予算を計上をさせていただいているところでございます。また、受入準備といたしましては、観光協会と連携をし、西郷どん観光ボランティアガイドを12月の広報誌で募集しているところでもあります。

今後、講習会等を実施して篤姫ガイドのように、西郷どんを語れる人材の養成も行ってまいりたいと思います。

池田湖周辺の観光施設整備についてのご質問でございます。池田湖は本市の貴重な観光資源でございますが、ボート乗り場は利用できず寂れており、訪れた観光客が園地や湖を眺めるだけのビュースポットとしての通過点に過ぎない状況でございます。そのため、市では整備に向けて、平成27年度に池田湖周辺観光施設整備基本計画を策定し、県の魅力ある観光地づくり事業に申請をして採択を受けたところでございます。今後は県が本年度中に県事業として基本設計を作成することになっております。市といたしましては、池田湖周辺事業者等とも意見交換を今後行ってまいります。来年度以降に実施設計となりますが、県が整備するところ、市が整備するところ、地元の住民ができることなどの摺り合わせを行い、段階的に整備が進む見込みでございます。環境整備だけにとどまらず、集客、多くの方々がおいでくださるよう、池田湖の魅力を高め、活気溢れる整備になるように努めてまいります。

新ごみ処理場、新しいごみ処理場の建設についてでございます。先日、新ごみ処理施設の建設に係る入札参加要件に関する記事が新聞で報道をされましたが、私もこの事業は約3年前のことでありまして、なぜこの時期にこのような報道がなされたのか、理解に苦しみ、遺憾に思っております。

以下、いただきました質問は、担当部長等に答弁をいたさせます。

○市民生活部長（牟田浩一） 指宿広域市町村圏組合が発注しました新ごみ施設の建設工事に対して、当該組合へ負担金を支出している本市の立場といたしましては、当該工事、これを総合評価一般競争入札で実施するに当たりまして、一連の入札及び契約を審査した総合評価委員会及びその事務を行った広域組合事務局は、公明・公正に業務を遂行したと考えております。この件につきましては、同じく指宿広域市町村圏組合の構成市である南九州市も工事に係る入札手続は適正に行われたと認識していると聞いております。なお、新ごみ処理施設管理、管理運営の入札に関して、という質問の通告を受けておりますが、午前中の答弁でも申し上げましたとおり、地方自治法第284条及び指宿広域市町村圏組合同規約並びに指宿市議会会議規則の規定によりまして、指宿広域市町村圏組合へ委任しているごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務に関する質問は、指宿市の一般事務に該当する質問ではございませんので、お答えすることができませんのであらかじめ申し上げます。

○総務部参与（中村孝） 地熱開発事業の申請手続についてでございますが、まずその経緯についてご説明を申し上げます。平成28年第1回定例会において、平成28年度当初予算として計上をしていた地熱の恵み活用プロジェクト事業費の予算を減額する修正案が提出され、可決されたところでありますが、その修正案の理由として、既存泉源への影響などについて有識者や専門家から意見を伺うなど、再度慎重に協議を重ね、一定性の安全性を確保してからこの事業を推進すべきであるとの説明がなされたことから、この議会の意見は大変重たいもの

であり、真摯に受け留めて対応する必要があるとして、今後の進め方については早急に有識者や専門家等からの意見を伺うことが本意であると理解をしたところでございます。このようなことから、当事業に係る国及び県等への助成金や許可等の申請及びスケジュール等も勘案した場合、有識者や専門家等から早急に意見を伺うには、学識経験者として専門家等で組織されている市の調和のとれた地熱活用協議会と県の環境審議会温泉部会の両方の意見を伺うことが最善の方法と判断したところでございます。市の協議会については4月11日の開催を予定しておりましたが、県の審議会については年4回の開催のみであり、最も早いのが5月下旬、その次が8月下旬となっており、8月下旬になった場合、両方の専門家等の意見を取りまとめて判断するには相当の期間を要してしまうことから、5月下旬の開催に間に合わせる必要があるとして、その受付締切日となっていた3月31日付けでの申請手続を行ったものであり、また手数料についても予算の執行上必要があると判断して、流用手続を行い、平成27年度での申請手続を進めたところでもあります。また、申請手続については3月中旬過ぎに県と申請内容の事前協議を行っており、任意提出となっていた住民説明会の内容と結果については4月5日に住民説明会を予定していたこと、また4月11日に開催予定とした市の協議会の同意が得られた場合を前提として、開催後に確定した最新情報を記載した申請書類を提出することを事前に県と確認していたことから、実際の正式な申請書類は3月31日付けで4月12日に提出したところでもあります。

次に、このような事務の手続の進め方については、修正案が可決された直後に市長公室内で今後の対応等について協議を行い、その方針を副市長、市長に口頭で報告したところでもあります。

○4番議員（井元伸明） それでは、今お答えいただきました、この地熱部分を二つ・三つお尋ねをしたいんですが、この地熱でですね、3月の中旬、県との協議の中で事前にこういう、4月の中旬に市民に説明会を開くということを含めて理解をしていただいたということでもありますけど、普通こういう申請がですよ、市民の方から市にあがってきたとき、こういう申請書を受け付けたことがあるのかどうか、まず確認をさせていただきます。

○総務部参与（中村孝） この申請につきましては、県との協議の中で市民との住民説明会を開催をするということでしたのでしてございました。そういう協議までに時間があるので、最新の情報については、そういう最新の情報を随時提出してくださいということでありました。市の場合においても、そういう場合はあるところがございます。

○4番議員（井元伸明） 失礼しました。民間ではですね、こういうことは絶対にあってはならない、許されない問題だろうと思うんですよ。こういうことを平気でですね、議会で議決して駄目ですって言ったことを1週間も経たないうちに、6日後に事前に打合せをしたからってということで申請をやった、こういうことをやっていいんですか、本当に。行政として。民法上、みんなそれぞれですね、我々もですけど、いろんな規則を盾に1日違えば書類は受付を

駄目ということはあるのにも関わらず、国の補助金に関わっているからこういうのを出さなければ駄目、5月の申請に間に合わないという理由の下にですね、こういうことを勝手にして行政はいいんですか、こういうことで。そういうことで、ちょっと責任問題についてお尋ねをしたいんですが、このような申請のやり方はですね、行政としてはいろいろ問題が本当にありすぎると思います。今、市長公室の中でこういう話をされて、市長に報告したっていうことでありますけど、この責任というのは、議会については市長はすまなかったと、最後は4月の12日でありましたということで、我々のタブレットの中に入っているのは、まだ3月31日の日付のまんまの申請書類が残ってるんですよ、まだ。そういう状況の中ですね、ただ謝ればいいのかという問題なんですか。今日は子供さんもたくさん聞いておられますけども、行政はそういうことで、ごめんなさいと言えば全て済まされるものじゃないと思うんですけども、この一連の責任についてはですね、この地熱の開発の申請についてなんですが、どのように考えているのか、一つ端的にお答えをいただきたいと思います。

○総務部参与（中村孝） 執行部としてはこの地熱の恵み活用プロジェクトについては、平成26年度後半から事務を進めてきており、広報誌や指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略や第2次指宿市総合振興計画にも掲載し、パブリックコメントも実施するなど、その都度、議会や市民の皆様にお諮りをしながら進めてきたつもりでございます。このような過程があつての修正案の可決でしたので、このプロジェクト自体の否定ではなく、あくまでも周辺泉源への影響を心配されてのこととし、一連の手続を進めたところであります。議会の皆様との意思疎通がしっかりとできなかつたため、混乱を生じたことに対しましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

○4番議員（井元伸明） いつ聞いても同じ答弁でありますので、もう次に行きますけど、市長にちょっとお尋ねをしたいんですが、この地熱開発の事業についてはですね、我々議員に対して全員協議会の中で凍結をするということで発表されていただきました。その後ですね、聞くところによりますと、この申請書を取り下げたやに聞いておりますけど、これは事実かどうかを一つ確認をさせていただきたいと思います。

市長にお願いいたします。

○市長（豊留悦男） 事実でございます。

○4番議員（井元伸明） 今朝ほどもちょっとこれについても話がありましたけれども、今市長の方はですね、凍結を我々に発表をされて、その後関係者の方々にですね、この申請を一応取り下げましたということで報告をしたやに聞いております。今そのとおりでということで認めていただきましたが、それでは副市長にお尋ねをいたしますが、副市長はこの前もですね、先ほども今後地熱開発についてはいろいろとですね、これからもろもろいろいろなことでいい方向性にですね、もっていくということで話をされているようなんですが、今の市長の話を受けて、今申請書を取り下げた段階なんですが、今後、この前も来年度にはまた再

申請をするような話をしておられましたけど、今、副市長はどういう気持ちでおられるのか、決意であるのかですね、一つ、一言お願いいたします。

○副市長（佐藤寛） 温泉資源と申しますのは市民共有の財産であります。この共有財産を活用して雇用促進や人口減少社会に対応したまちづくりを進めていくために、地熱の恵み活用プロジェクトについては、指宿市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略や第2次指宿市総合振興戦略に掲げているところでございます。しかしながら、市民の方々から既存泉源への影響などについて心配する声があったので、多くの市民の声を拝聴し、より多くの市民に深い理解を図る必要があると思っております。市民の声を真摯に受け留めて、対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） 今のようにですね、もうちょっと前向きに、我々も頭から全て否定しているわけじゃありませんのでですね、1回1回言ったことが違う、次にはもう開発に向かっていくような話をされるとですね、非常にやっぱり議会としても、我々も判断しにくい部分がありますので、本当に慎重にですね、進めていただくようお願いしたいと思います。

それじゃ、時間の関係で次に新ごみ処理施設については、非常になかなか難しいようでもありますけど、答えられる範囲内ですね、ちょっとお尋ねいたしますけど、今回のごみ処理施設はですね、本年、もう間もなく、12月20日にですね、火入れ式の予定がございまして。そこでですね、お尋ねをするんですが、平成10年炉、旧炉のことについてですけれども、これは当初の計画においては平成27年1月頃には新炉の試運転をしながら旧炉も一緒に並行運転をやりながらですね、完全に終わった時点で解体という予定であったように聞いておりますけど、先日の説明で聞いておりますと、今年一杯、12月の31日に一旦停止をして、その後来年早々にですね、解体をしたいということでありましたけど、この早急に停止、解体をしなければならぬような状況に至ったのはどういう理由であるのか、一つ説明を求めたいと思います。

○市民生活部長（牟田浩一） 市清掃センター、平成10年炉の解体に伴う炉の停止につきましては、平成28年7月27日に開催されました広域組合の幹事会におきまして、事務局から協力依頼がなされたものでございます。幹事会では平成29年1月に解体工事の入札を行い、同年2月から3月にダイオキシン類の調査や施工計画書の作成、仮設準備作業等の事前準備を3月中に終了して、4月早々に解体工事に着手しなければストックヤードの建設や外構工事等を工期の平成30年3月14日までに完了するのが非常に難しいとの説明がありました。このようなことから、市の平成10年炉を平成29年1月10日までに広域組合に譲与いただきたいということでございましたので、炉の稼働を平成28年12月30日までとしたところでございます。しかしながら、平成10年炉は新ごみ処理施設の試運転と並行して、平成28年度末まで稼働させる予定でありましたことから、議会の皆様にご理解いただくために平成28年9月23日の議員懇談会におきまして、当該施設の解体に向けたスケジュールの中で、平成10年炉の停止について

説明をさせていただいたところでございます。なお、新ごみ処理施設の試運転終了後の平成29年3月末に平成10年炉を停止しての作業となりますと、ダイオキシン類の調査を行い、労働基準監督署の許可を得るまでに最低でも2か月かかることなどから、工期内での工事完了ができないと広域組合からは説明を受けているところであります。

○4 番議員（井元伸明）　そういうことがありましてですね、私は月曜日・火曜日、12日・13日、和歌山県の紀の海リサイクルセンターにちょっと確認に行ってみりました。そこでもですね、旧炉とやっぱり新炉を試運転しながら同時にやっついていかないと、非常にやっぱり新炉に急激な負担を与えるといろんな不具合が出てくる可能性があるということで、相当な時間をかけてですね、やっているような状況も確認させていただいたんですが、指宿の場合ですね、旧炉と穎娃の焼却炉の二つで、指宿が今現在焼却している部分をやりながら、新炉とやるということでありましたけれども、新炉もですね、一時的に急激に増やすわけにはいきませんので、徐々に増やしながらか穎娃の炉をできればたくさんというような形で、計画書を見ますとそういう状況なっておりますけど、もし、万が一こういうですね、このいろんなダイオキシン検査とかいろんな形が予定を組まれておりますけど、こういうのもし指宿が平成10年炉を造ったときに、2年後でしたかね、3年後に1回、不具合が起きて完全に停止して、県内のほかの焼却所へお願いした状況も見ますとですね、もし万が一こういうのが起きたとき、指宿はどうするんだろうということを非常に心配するんですけど、こういう、短期間にですね、計画が予定どおり進まなければいけないっていうのは分かりますけれども、こういうので果たして大丈夫なのか。もし、起きては困りますけれども、ないとは思いますが、もし万が一ですよ、そういうのが起きた場合にはどのような対策を、指宿市としては考えていらっしゃるんですか。

○市民生活部長（牟田浩一）　来年の1月に平成10年炉を広域組合の方に引き渡す予定ではございますが、その1月から3月の期間につきましては、穎娃ごみ処理施設の処理能力が1日当たり40tでございます。そこで処理をしながら、それと合わせて新ごみ処理施設でも試運転をやらせないといけませんので、そちらの方でも焼却をするということでございます。まず、その穎娃の処理施設の40tで大きく処理能力を上回るんですけども、これにつきましては平成25年度の頃に広域組合と指宿市がごみの相互持ち込み協定というのを締結しておりまして、その協定というのが、例えば穎娃ごみ処理施設が故障したときには、清掃センターで焼却する。あるいは清掃センターが故障したり修繕があったときに炉を止めないといけない場合には、全て穎娃ごみ処理施設で処理をするというような協定を結んでおりました。これについても、既に広域圏の指宿市と穎娃町地域の全てのごみを穎娃ごみ処理施設で全て燃やした実績もございますので、恐らくこの施設で大丈夫であろうというふうに考えております。もし、穎娃ごみ処理施設で故障したならば、新ごみ施設の試運転業務を乱さない程度で新ごみ処理施設で燃やすというふうに、広域組合とは協議がなされているところでございます。以

上です。

○4番議員（井元伸明） 一つ、事故のないことを祈りながらですね、見守っていきたいと思いますけれども、あまり急激な、こういう無理なですね、工程を組んでいくと、本当に何が起きてくるか分かりませんので、注意をして進めていただきたいと思うんですけど。

その次にですね、ちょっと、あまり中身に触れるなということでもありますので、今回の新聞報道については、細部については確認をできないところでもありますので、組合に関する答弁はできないということでありましたので、これらのルールはですね、尊重しながら進めていきたいんですが、今回の報道についてはですね、指宿市民にとりましては非常に大きな関心ごとであり、また問題でもあるものと考えてはおりますけどですね、とりわけ指宿市民のですね、大体7割、70%は負担金、分担金という形で出しておりますので、できる範囲内の答弁がいただければありがたいんですけど、牟田部長はですね、先の議員懇談会の中でですね、新聞報道について説明をしてほしいという中で、いろいろと書かれている状況についてインタビューを受けた部分についてはですね、ほぼ間違いありませんということをお答えしておりましたけど、もうそういうことで、間違いがないということでご捉えてよろしいんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 先の議員懇談会で私どもが、私どもと言いますか広域組合が指宿市議会の議員懇談会の中で説明を申し上げたんですけども、その件について、この一般質問の議場でお答えすることは市の一般事務でございませんので、答弁は差し控えたいと思います。

○4番議員（井元伸明） この前の言ったことは、答えないということでも結構なんですけれども、認めるということでもよろしいんですね。

○市民生活部長（牟田浩一） この場でお答えすることはできません。なぜなら、一般質問の内容ではございませんので、お答えを差し控えさせていただきます。

○4番議員（井元伸明） あくまでも言われぬと、それでも結構ですけど、後ほどまた別な角度からお尋ねをさせていただきたいことがありますので、よろしく願いいたします。

これにはですね、広域組合には幹事会というのがございまして、市長、副市長、それと部長と課長も入っておられると思うんですが、そういう関係でいけばですね、広域組合にということであれば全てここでお話ができないということであれば、あとで最後にまたお願いをしたいんですけど、広域組合の議会っていうのはそうしょっちゅう行われるわけじゃありませんので、早急に臨時議会でも開いていただいてですね、我々の意見を一つ聴いていただいて、この記事の中の確認作業もですね、進めていきたいと思っておりますので、一つよろしく願いをしたいと思っておりますけれども、そういうことで早くしていただけるような約束はできるかどうか、それだけは答弁できませんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） ただいまのご質問は広域組合の議会の運営に関することとござい

まして、私どもはこの指宿市議会の一般質問の場でお答えすることは差し控えさせていただきます。これを答弁できるものではございません。

○4番議員（井元伸明） はい、分かりました。そういうことであれば、しかるべき手順を踏んで、広域議会を、臨時議会でも開いていただいて、そちらでやらせていただき、私も指宿から広域議員の方、この中に6名、南九州市から2名おられますんで、その中で進めさせていただきたいと思います。

この問題についてはですね、市長にもちょっとお伺いをしたいんですが、この新聞報道の中で11月の29日に開催されました広域議会の中で、新聞報道にありました入札の在り方について見解を問われております。これに対して、総合評価委員会で慎重に審議された、審議経過を含めて調査し、判断するとございましたけれども、あれから2週間ほど経過をいたしておりますけど、何か調査をされたり判断をされた経緯があれば、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○市民生活部長（牟田浩一） 平成28年11月29日に開会されました指宿広域市町村圏組合第2回定例会の一般質問におきまして、最後に組合管理者が総合評価委員会で慎重に審議された事項ではあるが、今回の報道で様々な疑念を持たれている。今後、審議経過を含め調査し、判断したいと答弁しているようでございます。なお、今回の件は再三申し上げておりますとおり、広域組合の問題でありますので、組合の調査の動向を見守りたいと考えておるところでございます。

○4番議員（井元伸明） そう言われることは想定してですね、私、広域組合の方にも同じような文面でこういうことはお答えできませんかということで、情報開示も含めてお願い、その中で回答いただいていた部分があるんですけども、これについても話してはいけないんでしょうかね。広域組合の方にですね、こういう質問をやりたいと、だからその内容について分からないことが何箇所かあるので、これについて教えていただきたいということで、手書きで回答書というのをいただいているんですけど、これも駄目なんでしょうかね。

○議長（松下喜久雄） 議員の発言については特に。

○4番議員（井元伸明） よろしいんですか。

○議長（松下喜久雄） 答弁については、ある意味、今までの流れの中で。

○4番議員（井元伸明） 分かりました。今、議長の話がありましたように、答弁はできないということでございます、読み上げさせていただきますと、運転管理について、入札についてですね、9月頃入札申請書を業者は提出してると思いますが、技術面の、提案書ですね、提案書の得点はいつ頃、どの評価委員会で決定をされたのかという私の問いに対して、広域組合ではですね、11月7日、これは入札のあった日なんですけど、総合評価委員会で決定をしておりますということでいただいております。次に、2番目にですね、11月7日に入札が行われておりますが、当日なぜ落札者を決定できなかったのかという質問に対しては、落札者決

定の評価委員会の選定結果を基に、組合が決定しますということですね、当日は入札の入札の値段だけ、A、B、C、4社の値段を発表し、あとは20日の週のホームページで結果を公表するとしていたようでございますけども、25日を過ぎててもですね、我々議案書を配布していただきましたけど、その中にも一切入っておりませんでした。私も2回ほど電話で確認しましたがけれども、結局はまだ発表できません、担当者がいませんということでありました。のちにはですね、決裁がまだであるということでありましたけど、決裁というのは管理者である市長の決裁だろうと思えますけれども、この決裁についていつされたかどうのお答えはできたらお願いしたいと思えます。決裁の申請を受けたのがいつで、決裁をされたのがいつであるのか、これぐらいはお答えできるんじゃないかと思えますが。

○市民生活部長（牟田浩一） ただいまのご質問についても広域組合の内部事務のことでございますので、ここの一般質問の場でお答えすることはできません。

○4番議員（井元伸明） はい、分かりました。もう余計なことは申し上げませんが、それではですね、指宿市の旧炉についてのことについてでございます、これはお答えができるんじゃないかと思えますので、ちょっと確認をさせていただきます。入札が11月の7日でございますので、私が聞いた情報によりますと10月の28日ですね、これ現管理者の方に言った言葉であるそうでございますけれども、これは牟田部長が発言をされておられます。指宿の焼却炉の運転員は解雇するのかの話があり、これはまだ運転している、営業中の問題でもありません、また契約が早く終わっても新炉の試運転が2月頃から始まるので、市としてはそちらで働けるように応援するよとの話がありましたと。こういう話をですね、契約の前に、あたかもこれ聞きますと、この会社は、入札に参加している会社なんですよ。その会社が、何日か前ですが、約10日ほど前にこういう話をされて、何の話をされているのかとびっくりされているようなんですよ。もう、あたかも落札者というか、もう決定しているような話をされているという感触をお持ちになられたようです。こういうことをですね、聞いているうちに、部長はその会社が新炉の入札に参加しているとは知らなかったということも話しておられるようです。こういうことはですね、事前に、それは契約の件で、旧炉の件でありますので、あるんでしょうけど、なんか私も聞いて、これ非常に状況的におかしい話じゃないのかなと思うんです。これについては当事者として、どのような気持ちでお話されたんですか。確認をさせてください。

（「議長、反問をしてよろしいですか、反問」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 時計、止めてください。趣旨に対しての。

○市民生活部長（牟田浩一） ただいまのご質問についてですね、私どもの答える答弁の方向性について影響がございますので、今議員がおっしゃったことが噂なのか、それとも事実なのか。事実であるならば、いつ、誰がそのような情報を議員にくださったのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（松下喜久雄） ちょっと、市民生活部長、反問権の域を超えてる。

（「逸脱だよ」「逸脱」と呼ぶ者あり）

○市民生活部長（牟田浩一） 噂と事実で答える、答弁が違うんですけど。

○議長（松下喜久雄） 趣旨に対してだけしか反問は行えないっていうことになっているもの
すから。

（「休憩、休憩」「時計は止めて」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 時計は止めてありますから。

（「ちょっと、・・・ですか、皆さん、集まっていますか」「時計は止まっているだけで
本会議・・・」「私の方からちょっと、休憩中だから」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） いや、休憩はとってないんです。時計を止めてあるだけで。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時45分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民生活部長（牟田浩一） 反問権を。今の議員がご質問された内容がちょっと呑み込めな
かったので、もう1回詳しく教えていただければと思います。

（「2度聞きしない・・・」「まずさっきの取り消しをせんことには」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 先ほどの反問権を要求したあの発言について、取り消しをまず行っ
てください。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほど、私が反問をいたしましたことには、申し訳ないです
が取り消しさせていただきます。改めて、申し訳ないですが、議員が先ほどご質問された趣旨に
ついて、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（松下喜久雄） 反問権として適正と思われるので、答弁をお願いします。

○4番議員（井元伸明） 内容についてもうちちょっと詳しくということなんだろうと思
いますので、これは10月の29日ですね、入札が11月の9日でありますので、その日に
応対したのは下吉課長、大岩本係長もおられたようですが、その席で牟田部長が説明
した話の中でですね、指宿の焼却炉の運転は、ということは平成10年、旧炉のこ
とでございまして、運転員にはということで、今運転で雇っている方がおられ
ます、その方の運転員は今後どうするのか、解雇するのかどうするのかとい
う話の中でですね、現在、契約が早く終わっても、現在の契約というのは来
年の3月までということですよ、終わっても、新炉の試運転が2月頃から始
まるので、その中で市としてはそちらで働けるように、新しい運転管理者が
決まりましたらそちらの方で働けるように応援するのではという話があっ
たようですが、これは入札前の話としてはですね、非常にもう運転管理者が
決まっているような話であって、そのあとではその業者の方がですね、
新炉の入札に参加しているとは知らなかったということを行っているよう

ありますけど、あまりにも不自然でおかしいのじゃないかということで、今お尋ねをしてるんですけど、これに、私が今お聞きしたことに間違いはないのかですね。

(「時計を・・・」「時計」「答弁できる・・・」と呼ぶ者あり)

○議長（松下喜久雄） 答弁はできる。今はまだ、時計は止まったまま、はい。答弁できますか。

時計を動かしてください。

○市民生活部長（牟田浩一） 確かに、平成28年10月28日に今現在、清掃センターを運転管理している業者の3名の方と、市側が3名で清掃センター運転管理業務委託の来年の1月から3月の業務内容等について会議室で協議しております。議員のお話されたことはこの協議内容でございますが、その是非は抜きにしまして、この会議室でしゃべった協議の内容が関係者以外に漏洩している可能性が高いと考えられます。どこから漏洩したかは市側も調査しなければならないと考えております。協議内容ですけれども、その部分については清掃センターが12月末で運転停止となるということから、1月から3月までの委託業務の内容について、どのような仕様に変えて業務をしましょうかという協議は行いました、一つは。それとあと二つ、新ごみ処理施設の管理包括委託の要求水準書の地元促進雇用の項目というのがございまして、清掃センターで雇用されている者の継続雇用に努めるというふうに、その要求水準書に規定されております。その業者さんで雇用されている4名の方も地元だけれども、4月以降は清掃センターの業務委託がなくなるので、その後の雇用はどのような計画をもっていらっしゃるのかというような質問はしたと思います。私が、そこの業者さんがその入札に参加しているというのは、総合評価の委員であります。総合評価をしている間は業者さんの名前は伏せられておりますので、当然その入札参加者が4名いましたけど、その業者を私ども知らないわけですので、当然その施工業者が入っていることについては私が存じていないのは当然のことかと思えます。そのようなことから、私どものこの協議内容が漏洩している可能性があるかと。どこから漏洩したか、市側も調査しないといけないと思いますが、もしその施工管理業者の方からこの協議内容が漏れているとするならば、そこの業者さんの委託契約の第14条では受託者は委託業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないと規定されています。15条では市は受託者に対し委託業務の処理状況について、調査できると規定されていますので、この業者さんも調査する必要があると考えます。調査の結果、その業者さんからの漏洩であった場合は、その業者さんは契約違反となって、指宿市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条に該当しますので、指名停止の措置がとられる場合もあるかと考えております。

○4番議員（井元伸明） 今の答弁を聞いてますと、なんか相手を調べて、なんかいろいろやるとか何とか言ってますが、この噂も含めてですね、もう昨年度から地元で雇用されている、今何人かという話がありましたけど、何人かはですね、引き抜きにあってるんです、今のあ

る会社から。もう来年，うちがやるから，うちに来んかというような話で，そういう状況は知らないはずがないと思うんです。そういう話があるから，今こういうことを聞いてるんですよ。それと併せて，この運転管理について，一切ここで今答えはちょっと控えさせていただくということでありましたので，我々が知っている，知り得る状況の中でも，今の和歌山に，紀の海に行ったときもですね，運転管理者の入札はどういうふうにされたのかいろいろお聞きしましたら，点数を付けて，その午前中に点数を発表して，入札を入れていただいて，応札していただいてから即点数を計算をしながら，その日のうちにもう落札者決定という話の運びになってるんですよ。指宿の場合，こう3週間おいて，さっき言ったように決裁が下りてないとか担当者がいないとか，局長が入院されたせいもあるかも分かりませんが，それにしてもあまりにも，3週間というか，点数を付けてからですね，なんでこんな何週間もかかったりするのかなっていう，我々が聞けば，いやそれは言えない，聞けないということもありますので，だから聞けるとすりゃこういう旧炉であれば，指宿市が答えられるのであろうということで，私がお聞きしてるんですよ。犯人を探すのはそれでも結構ですよ。もう，本当そういうことばっかしじゃなくて，せっかくですね，新しい炉がもう20日には火入れ式が始まって，やろうというときに，こんだけ報道されてですね，疑惑がなければこういう理由でそれは間違いである，そういうことは絶対ないということと言い切っていたような答弁を私は今日は期待をしていたんですよ。実は12日に庁議があつて，その中でそういう広域については質問は答えられないということを決められたということをお伺いして，私はここに広域の部分を含めて，広域は全部は聞けないなということで調整をしながらしたつもりだったんですが，20項目ぐらい作ってはいたんですけども，全てこの質問は答弁はできませんということでありましたので，やむなくこういう形で，今いろんな形でですね，言いたくもないことも，聞きたくないことも今こうしてお話をさせていただいてるんですよ。だから，ここはですね，誠意を持ってやっぱり答えていただかないと，このまま広域にいても一緒ですよ，やっぱり。今の，市長も言っていただきましたけど，牟田部長，当時の局長でもあるし，担当をやられた経緯もあるかと思うんですよ。いろんな形で，何も，全然なければですね，ここで堂々とそれはありませんと，こっちでも言えるはずじゃないんですか。そういうことでも答えられないんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 私，指宿市役所の市民生活部長という職にございます。この場は指宿市議会でございます。その，この場の中で広域組合の内部事務のことについて答弁はできかねると思っております。

○4番議員（井元伸明） これについては，いろいろと言っていただけのものだろうと思ってですね，私もやっぱり信頼関係の下でですね，いろんな形でお尋ねしているわけですから，我々のところにも市民の多くの方からですね，いろんなお叱りやら問合せやらいただいておられます。そういう中で我々も，執行部に代わって我々が答えられる部分あればですね，お答

えしようということでお聞きしておりましたけど、なかなか前に進まないようでもありますので、この件については一つ、早急な広域議会を開催するようにですね、要請をしたいと思っておりますので、その場所でまたしっかりと我々議員は質問をさせていただきたいと。

それじゃですね、最初申し上げました西郷どんについてなんですけれども、観光についての、これはですね、もう既に日本全国は一生懸命前に進んでおります。今日もですね、聞くところによりますと西郷さん、隆盛さんのひ孫の何という方、隆夫さんっていう方ですかね、が指宿に入りまして、ゆかりの地をちょっと検証しながらですね、一生懸命歩いている状況も、いろんな予定も聞いておりましたけど、そういう形で、観光にしてもですね、どんどん走っております。いろんな形でですね。脚本、1行作るにも西郷さんの話を聞きながらですね、3・4時間かけてなんかこう文章を、こうでもない、ああでもないって形で、役者さんについてももう既に鹿児島に相当入りまして、鹿児島弁の勉強というかですね、そんぐらい熱の入れよう。西郷のひ孫さんのところにもですね、西郷さんの生い立ちとかそれなりのことを聞きたいということで、もう西郷さんじゃなくても関係者が寄った場所の、大分とかそこら辺りからもですね、状況を聞きに来られたり、観光についても既にそれをやっばり経済効果につなげようという形だろうと思うんですけども、それぐらい動いているのに、指宿、さっき市長の答弁でもありましたように、鰻池の道路整備とか駐車場整備も考えているという答弁をいただきましたけど、もうこれは既にですね、今から計画じゃなくして、もう即実行できるような体制じゃないとですね、もうドラマが始まってからいろんなグッズの販売とか、いろんな宣伝したってですね、篤姫でもしかり、放映されてからは非常にもう遅れる一方だろうと思いますんで、早急なですね、対策を、特別チームを組んででもですね、指宿を今後売り込んでいくためにも、指宿は相当な勢いで名前は売れておりますけれども、これ以上にですね、やっばり外国の方々にも知っていただくためにも、何かのアイディアを作るためには観光課だけじゃなくして、市長公室だけではなくしてですね、全庁的にやっばりするべきだろうと思うんですが、これについて何か答弁があれば、お願いいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、西郷どんの放映に向けて、やはり来年10月ぐらいから、篤姫の場合がそうでした、放映2か月ぐらい前から全国から観光客というものが訪れるという現象が見られております。ほかの、真田丸についても同じような現象ですので、我々としましても10月をスタートという目標、本格的な運用のですね、そういう意味で既にもう今現在、観光協会並びに鰻の地域住民等とも協議を行い、どのような形が望ましいかというのも今、既に今日か明日もやる予定です。過去にも行っております。先ほど庁内でのチームということをご質問ありましたが、それにつきましてもやはり観光課だけでは、これは非常に難しい問題があると。時代考証もきっちりとしなきゃいけないという意味で、教育委員会の社会教育課も一緒になってですね、なおかつ篤姫の場合には篤姫館というのを、当時のふれあいプラザなのはな館に設置をしておりますけれども、やはり我々としましても今度の西郷

どん放映に向けて、できれば西郷どん館というものを新たに設置をして、それを観光の拠点とできないかということで、COCOはしむれ等の候補地を考えながら一緒に庁内の中でも協議をしているところです。そしてまた、土木課の方に対しましても、鰻地域のそういうインフラ面での整備等々についてやるということで、庁内、関係課全て、今そういう放映前の10月に向けてですね、既にスタートをしているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） そういう形で、もう早々なスタートを切るような話を、心強い話を聞いて本当にありがたいなと思いますけど、一つそういうことを含めてでもですね、先ほどの地熱じゃありませんけども、やっぱり市長公室の1名の担当者じゃなくしてですね、プロジェクトというぐらいですから、農政も名前を言いながら今後は蒸気を使うんだとか、観光面でもこう生かしていくと言いながら、観光課も知らない、入っていない、農政も全然、情報も知らない、入っていない、ただ市長公室の中でお1人の方がその地熱のことを一生懸命勉強、専門で勉強された方なのかも分かりませんが、そういうのもですね、全庁的な形でプロジェクトを組んでやるべきだろうと思うんですよ。そういうのを含めてですね、やっぱりお1人の方だけであると、例のメールじゃなくて陳情の取下げの案件についてもですね、いや時間外であったとか個人の携帯だったからいいんだとか、何かそういう、私なんかですればそういうことがあってはならない、行政マンとしてですね、そういうものじゃないだろうと思うんですよ。そういうことで、皆さんがやっぱり、我々もですけども、一人ひとり、やっぱり危機意識というか、そういうのを持ちながら対応していかないとですね、指宿は本当に例の介護保険の誤徴収にしてもですよ、単なるミスだったということで説明を受けておりますけど、行政マンがその単なるミスでいいんですか。本当、市の予算を230万円も、葉書を出して回収したりして、聞くところによれば遅ければ督促でうんぬんという形で高齢者も非常に怒っている方が結構いるようですけれども、間違っただのをそういう形で、遅れたら罰金払えというようなことを言うてくるという形もあるし、もうちょっと皆さんで真剣にですね、私は個人的に怒っているんじゃないからですね、そこは一つ誤解のないように。

それと、最後にもう一つ、池田湖についてなんですけど、池田湖は先日、指宿市選出の県議会議員の方と池田校区で語る会っていうのがありまして、その中でもう既に10億円の観光のその資金も決まっていますよと言うから、それ違うでしょと言いましたけど、全部池田湖に来るわけじゃないでしょと言ったら、そりゃ県下全部やっどって言いながら、でしたけれども、そこ辺りもちょっと正確に把握しながらですね、もう決定をしたってということで皆さんに言うておりますので、どういう形で指宿は整備ができるのか、今こう財政難の世の中でですね、全て一緒っていうのは無理でしょうから、できること、地元と相談しながらですね、池田湖ばかりじゃなくして、今度の西郷どんの観光地の誘致にしても、いろんな形で全庁的にみんな頑張ってくださいように、一つ市長の方で皆さんをリードしてですね、して

いただける決意を一つ、最後にお聞きして終わります。

○市長（豊留悦男） 大変ありがたいご指摘をいただきました。今年あった市の行政の課題をる挙げていただきました。やはり、私どもは組織として、このプロジェクトは外部の農協さんを含めて、農政も土木も観光も、そしてそのまとめ役が市長公室としてこの事業はやっているわけでありまして。庁議等においても全ての部長さんに出席をいただき、核になるプロジェクトの推進は図っております。市長公室の担当者だけでできる事業ではありません。そこだけは是非、ご理解をいただきたいと思えます。様々な市民への理解を図る努力をしながら、今後様々なプロジェクト、しかも地方創生に係るこの事業については、議会と行政が同じ方向を向かないとできない事業でもございます。そういう意味で、私どもはるるこの様々な皆さんからいただいた、一般質問でいただいたことについては誠意を持って答えているつもりでございますので、是非ご理解をいただきたいと思えます。特に観光振興においては、今やらないとほかの市との競争と言いますか、それに負けます。ですから、観光を含めて、池田湖周辺を含めて、新ごみを含めて、そして地熱を含めて、我々は皆さんに丁寧に説明をしながら事業をやっていきたい。そのためには、第1には市民の理解という大前提が必要ですので、やっていきたくと思えます。市の事業、組織として頑張ってまいりますので、是非ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） こんにちは。私は日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

安倍政権の農林水産業、地域の活力創造プランは、農協改革によって農業者の所得が増大するかにように主張しております。しかし、農業総生産額も農業所得も激減させてきた歴代政府の本当の責任を顧みず、責任を農協に転嫁し、協同組合そのものを敵視するものです。安倍政権が農協改革を重視するのは、営利企業の農業参入にとって、農業と農村に根付いている農業者の協同や相互扶助が障害になるとみなしているからです。昨年の通常国会では農協中央会制度を廃止し、全国農業協同組合連合会を株式会社化できる規定を設けるなど、協同組合としての性格を弱める改正農協法を成立させました。また、改正農地法によって、営利企業の農地所有への道を開きました。今回の農協改革も同じ方向での暴走です。その上にTPPの強行採決により、日本の農業に壊滅的な影響を与えることとなります。現在においても冷害や台風被害など自然災害や温暖化による影響により、農業経営は非常に厳しい状況であります。

農業問題について質問いたします。冷害被害に対する国の支援状況と市としての利子補給も含めて、支援状況はどのようになっているのか。

次に、台風16号被害について。被害状況については午前中の同僚議員の質問に答弁がありましたので、答弁はいりません。

2番目に、経営体育成支援事業についての内容はどのような内容なのか、質問いたします。

次に、教育問題について質問いたします。開聞・山川地域で小中一貫校を望む原因は何か。

2番目に、指宿市望ましい学校づくり推進委員会について。今年度中に方向性を出す意義は何か。また、今後の方向性のスケジュールはどのように考えているのか。

これで、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 今年の1月24日から25日にかけて発生いたしました雪、凍結等による農産物被害の再生支援に向けた経費を補助する、大雪等被害産地営農再開支援対策事業等につきましては、被害に遭った作物の残さ等の撤去費用として、野菜で10 a 当たり1万1千円、果樹、バレイショで10 a 当たり1万円、次期作物の植え付けに必要な資材の購入費に対し、2分の1以内を補助することになっており、現時点においては768人の農家の皆さんから約1億8,665万円の申請がなされているところでございます。

以下、いただきました質問については、教育長及び担当部長が回答いたします。

○教育長（西森廣幸） はじめに、開聞・山川地域で小中一貫校を望む原因についてのご質問でございました。少子化の進展による児童・生徒数の減少が続く中で、学校規模の適正化は大きな課題となっております。このような中で、平成26年度に地域、保護者、学校代表などからなる指宿市学校のあり方について考える会を組織し、指宿・山川・開聞の3地域で地域部会を設置しました。各地域部会で学校の在り方について検討を重ねた結果、開聞地域部会と山川地域部会は、今後の児童・生徒数の推移と教育的視点を第一に考えたとき、地域の枠を超えた再編の可能性もあるのではないかという意見の一致から、平成27年度は合同で部会協議を進めております。合同の地域部会では、具体的な再編例を示さないと議論ができないという声があったことから、再編例としてそれぞれの地域内で再編するパターン、地域の枠を超えて6小学校を1校に、2中学校を1校に再編するパターン、全ての小・中学校を小中一貫校として1校にするパターンの三つのパターンを示して、山川・開聞地域でそれぞれ2回ずつ検討会を開催し、市民の声を伺ったところでございます。そして、学校のあり方について考える会では、こうした2年間の地域部会での取組や検討会参加者のアンケート等を参考にして協議を進め、平成28年、今年度の2月に開聞・山川地域は学校再編は必要と考えており、小中一貫校の設置を望んでいるという検討結果をまとめたものでございます。

次に、指宿市望ましい学校づくり推進委員会について、今年度中に方向性を出す意義はと

のご質問でございました。学校の在り方については平成20年度、指宿市学校施設整備計画検討委員会を設置し、平成22年度には検討委員会の答申を受け、時代に相応しい新しい学校づくりを進めるための指宿市望ましい学校環境整備計画を作成しております。また、平成26年度には指宿市学校のあり方について考える会を設置して、2年間学校規模の適正化について市民の意見も伺いながら、検討を進めてまいりました。検討が始まった当時と比較して児童・生徒数は更に減少しており、学校教育を取り巻く環境も変化してきております。また、学校のあり方について考える会からは、早急に教育委員会が方向性を示してほしいとの意見もいただいたところでございます。このように、学校の在り方については検討を始めてから8年が経過しており、市の考えや方向性を保護者や市民等に示して、議論を深める時期に来ていると考えております。また、仮に新たな学校を整備するとした場合、他市の例ではございますが、7年から10年間の期間が必要なことから、これから議論がスタートし、ご理解をいただいても、新たな学校の開校は早くても8年後の平成36年頃になることが予想されます。こうしたことから、平成28年度、本年度は新たに指宿市望ましい学校づくり推進委員会を設置して、市が考える望ましい学校の在り方についてご意見をお伺いしながら、本年度末をめどとして一定の方向性を示すこととしたところでございます。なお、その方向性を示した段階で、市民への説明会等を開催して、広く保護者や市民のご意見を伺うこととしております。

次に、今後の方向性のスケジュールでございますが、市が示す一定の方向性については住民説明会等を開催して、広く保護者や市民の方々に説明してご意見を伺うこととしております。開催に当たっては校区ごとの説明会のほか、多くの保護者が集まるPTA総会などにも出向いて説明をするなど、市民の多くの方が参加できるような方法を検討してまいりたいと思っております。説明会後は市が示す一定の方向性に対する市民のご意見等を集約し、次年度も引き続き設置する望ましい学校づくり推進委員会で更にご意見を伺いながら、方向性について更に検討していきたいと考えております。なお、教育委員会では現在も学校や保護者、地域の様々な会合に出向き、望ましい学校づくりの現状や今後のことについて説明をさせていただいているところでございます。

○農政部長（宮崎英世） 冷害被害に対する支援状況という中で、貸付けに対する利子のことに触れられておりました。いぶすき農業協同組合が被災農家向けに貸付けを行った災害に関わる資金につきまして問合せをしたところ、51件、約3,300万円の貸付けが行われているということを知り及んでおります。市といたしましても、これに対する利子補給を行う予定としているところでございます。

続きまして、台風16号被害の経営体の育成支援事業についてということの質問をいただいております。9月19日から20日にかけて襲来した台風16号によって被災した農家を支援する事業の内容といたしましては、二つの事業が実施されることになっております。まず、一つ

目の事業といたしましては、被害を受けた農作物の再生支援を図るということを目的に実施をされ、30%以上の減収被害を受けた畑に対しまして、作物のまき直しや定植までに必要な資材に掛かった経費の2分の1以内を助成するという内容になっております。また、二つ目の事業につきましては、強風等により被害を受けた農畜産物生産用施設の復旧や修繕を図ることを目的に実施をされ、ハウスや畜舎、堆肥舎等が対象となっており、国と県合わせて2分の1以内の補助率となっているところでございます。なお、これらの事業における現在の農家からの要望状況についてもお話をしたいと思います。農作物再生支援に係る事業について、対象の農家の方々が57名、要望額で約400万円。施設の復旧等に係る事業につきましては、対象になる農家の方が153名、要望額で約2億5,000万円ということになっております。

○5番議員（吉村重則） 教育の方から質問をしていきます。この山川・開聞地域において小中一貫校を望む原因として、考える会で検討する中でアンケート調査もされていると。そのアンケートの結果が、山川・開聞では一貫校を望んでるという捉え方でよろしいんですか。

○教育長（西森廣幸） 山川・開聞、それぞれ二つの地域で再編に関する検討会を開催したわけでございます。その検討会を開催するに当たって、具体的な再編例がないと話合いが進まないという地域部会の協議がございました。その協議を踏まえて、検討会の中で三つのパターンをお示したところでございます。そして、説明をしたあと、意見交換、そのことを踏まえた参加者からのアンケート調査結果、それを踏まえ、地域部会で検討をして、今年2月の山川・開聞地域では、一貫校を望んでいるという方向のまとめをいただいたところでございます。

○5番議員（吉村重則） 教育委員会の方では平成20年度から学校の在り方について、検討委員会を、8年間続けてきてると。この間、逆に言ったら非行の問題、不登校の問題、こういうものについて真剣に学校の在り方の中で、子供が主人公だと思うんですよ。子供がいかに成長するかの問題であって、8年間の間に非行の問題、不登校の問題について、真剣に改善するための努力がされてるんですか。

○教育長（西森廣幸） ただいまありました不登校等の問題については、学校教育の今日的な課題であり、この不登校を解消するための様々な取組は行っているところでございます。スクールカウンセラーを配置したり、教育相談員を配置したり、最近では不登校の子供さんたちを持つ保護者の皆さん方が一緒に集まって意見交換したり、そういうような形で取り組んでいるところでございますが、今年はそれぞれの学校に学校運営協議会を設置していただきましたので、学校の取組だけじゃなくて、保護者、地域も一緒になって、よくチーム学校という言葉で説明をさせていただいておりますが、学校ぐるみ、地域ぐるみで不登校、生徒指導、学力向上等の課題の解決に取り組んでいるところでございます。

○5番議員（吉村重則） この20年から、27年でもよろしいです、28年度でもよろしいんですけど、非行の問題、不登校の数、どういう結果になっているんですか。

○教育長（西森廣幸） 青少年の非行問題等はここ、今年に限っては学校からの報告はないところでございます。不登校につきましては、その年度によりましては増えたり減ったり、様々な要因があることから、なかなか解消が図られないところでございますけれども、学校と私どもが一緒になって、新たな不登校児童・生徒が出ない、そういう取組をしております。現在のところでは、新たに不登校になった生徒の数は減ってきていると思っておりますが、年度末に向けてはまたそれが積み重なっていくところでございますので、今どうこうは言えませんが、今のところは新たな不登校児童・生徒は減ってきている状況でございます。

○5番議員（吉村重則） さっきの答弁の中で、非行の問題、不登校の問題は保護者、地域を含めて取り組んでいるという答弁がされたわけですね。そういう面から考えたときに、山川・開聞で小中一貫校を造った場合、本当に地域の協力はもらえるんですか。どのように考えますか。山川・開聞で小中一貫校になったときに、地域力を本当に活用できるという答弁ができますか。

○教育長（西森廣幸） 学校は、まずは子供たちの健全育成を図ることを目的としているわけですが、そのためには学校の教育指導だけでは目的を達成することはできないと思っております。地域の皆様方の様々な目、力等を結集して、地域の子供は地域で育てるという取組をしていかなければならないと思っております。そういう教育的な風土が指宿、特に開聞・山川地域等ではまだ残っています。例えば、開聞地域におかれましては、それぞれの集落ごとに郷土芸能が伝承されたりするなど、地域の教育力は残っております。そういうものは今後も学校再編等が進んでも残して、伝承していかなければならないことだと思っております。

○5番議員（吉村重則） 地域から学校がなくなるということは、地域が廃れていくんですよ。特に利永の方でこの説明会があったときなんかは、そういう地域文化もなくなっていくと。だから、ほかの学校は統廃合しても利永だけは残してくれと、利永ではそういう要望が寄せられてるわけですよ。ですから、教育委員会としては小中一貫校になっても地域力は残ってるって言うけど、若い人は全部学校の近くに移住しますよ。どんどん地域は廃れていくんですよ。だから、あまりにも山川・開聞が1校というのは大問題になるということじゃないんですか。だから、本当にそういう面でも、地域との交流、地域力が生かされると思っておりますか。

○教育長（西森廣幸） 子供たちの教育環境を整えることが私たちの大事な仕事でもありますし、また学校を支えてくださる地域づくりも一緒に進めなければならないと思っております。誤解をされるといけませんので申し上げますが、今、山川・開聞地域で小中一貫校を進めるということが決まっているわけではございません。先ほどから申しますように、これまで8年間様々な部会等も開きながらご意見を伺ってきました。本年度はいよいよ市の考え方、方向性をお示ししていく段階にあるということで、2年間の任期で望ましい学校づくり推進委員会を設置しているところでございます。今年はその1年目で、今どうすべきかとい

うことを検討している段階でございますので、年度末をめどにして一定の方向性が示されたら、そのことを市民の皆さん方にご説明申し上げ、更にご意見等を伺っていくスケジュールになっておりますので、またその中でいろいろ議論等もさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○5番議員（吉村重則） 来年3月末に一定の方向性を出してから、PTA総会とか地域で説明会を開いていくんだと、それを前提に理解してもらうんだとしか捉えられないんですけど、なぜこの8年間、検討委員会がされてる中で地域での説明会が開かれなかったのか。開かれてるんですけど。

これまで方針を出してから説明会を開くんじゃなくして、非行の問題とか地域力の問題、その辺で本当に説明会が開かれてきたのかどうか、この間、開聞・山川の教育を考える会で3回、考える会の皆さんと懇談をしました。その中で初めてだと、初めて聞いたと、小中一貫校、かなりの方がそういう話をされてるんですよ。だから、本当に子供の成長を願うのであれば、非行の問題も含めて、統廃合の問題も含めて地域との関わり合いも考えながら、これまでに住民説明をどんどんして住民の声を聴くべきではなかったんですか。その辺はどのように考えますか。

○教育長（西森廣幸） これまでも学校の在り方を語る会ということで、小学校区を対象にして様々な現状等も報告をさせていただきながら、意見交換やアンケート調査等を実施したところでございます。その次には、学校のあり方を考える会ということで、具体的に地域部会等が再編例等も示しながら説明をし、ご意見等も伺って検討をしていただきました。どこまで説明すれば十分なのかという物差しは持てませんが、私どもとしては様々な機会に説明をさせていただき、またこれからも十分ご理解がいただけるように説明はさせていただき思っております。このことにつきましては、大変大事なことでございますので、教育委員会が決めたからこうということの発想でなく、地域の皆さん方の、または保護者やこれから子育てをされる若い年齢層の皆さん方が十分ご理解をいただかないと先に進めない部分もございますので、今後も意見は市民の皆さん方と十分語る機会を持っていきたいと思っておりますのでございます。

○5番議員（吉村重則） アンケートも採ったという答弁なんですけど、アンケートに答えた方とも何人かと話をしました。20年、30年後のアンケートだということで答えてるわけなんですよね。本当に、もうこれが1、2年で方向を決めて、小中一貫校の方向で走るんだったらそうじゃないと。だから、アンケートには答えてもらって、再編について、将来は子供が減るから何らかの方向は必要だよってというのは、皆さん思ってますよ。だから、再編が悪いとかそういうことじゃないんです。本当に地域の中に入って、地域の方々の意見を聴く、地域力を生かして教育に生かしていくためには、教育委員会主導では駄目なんです。本当に地域が市町村合併によって、山川・開聞は廃れていってますよ。これが学校がなくなっていけ

ば、地域はどんどん廃れていきますよ。そういう中で地域のそういう意見を聴くべきだと思うんですけど、方針を出す前にやるべきじゃないんですか。その辺はどのように、方針が出てからでなければできない問題なんですか。

○教育長（西森廣幸） 行政主導で進めるという発想だけではございません。これまで、先ほどから申し上げますように、学校のあり方を考える会、地域部会は市民の代表による会でございます。そこで、様々な協議をしていただいて、この2月に検討結果の報告書を議会の皆様方にもお届けしてあるのではないかと思います。そのはじめのところの前書きには、このことについて、学校のあり方について考える会の会長さん、又は地域部会の部長さん方の名前で、この報告書は出されているところでございます。そういうことを考えますと、市民サイドで様々な意見交換、取組がなされたのではないかなと思っております。検討会で説明をしたスライドの内容等についても、この報告書に載せてございます。このスライド等を基にして説明をさせていただいたところでございますが、先ほど議員の方からございましたように20年、30年先のことなのという話が耳に届くことがございます。この20年、30年後っていう表現は説明をする中での1コマでございますが、今、学校再編を考えてできたとしても、また20年、30年後に新たに学校再編をしなければならないという事態になってはいけない、そういうことを展望しながら、20年、30年後に2度と、再び学校再編のことを議論することがないようにということで説明はさせていただいたところでございます。その辺のところはご理解を賜りたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 考える会で検討されたものが答申として出ると。それは考える会でやってるかもしれないです。教育委員会としては地域の声を聴くという部分ではどのようなことがなされてきてるんですか。その検討委員会の答申とは別に、教育委員会として本当に地域のそういう教育力とか、そういうところでの調査とか、住民から聴き取る、懇談会を開くとか、その辺ではどのようなことがなされてきてるんですか。

○教育長（西森廣幸） 平成26年度に開催しました学校の在り方を語る会、各小学校区の体育館等で開催しましたが、これは教育委員会の主催でございました。平成27年度、昨年度の学校のあり方を考える検討会は、地域部会と教育委員会と共催で開催をしました。そのほか、教育委員会で主催する校区ごとの青少年育成会議とか、又は学校訪問、そういう折に様々な視点から地域の子供たちや今後の在り方等については話を聴いているところでございます。今年度は学校運営協議会っていうのを設置しましたけれども、27年度までは学校評議員会という委員会を各小・中学校に設置しておりましたので、その委員会、評議員会でも学校の学力のことやら青少年の問題行動、不登校、安全指導、様々な面から協議をしていただいて、その報告書等をいただいて実情把握をしているところでございます。

○5番議員（吉村重則） 小学校、中学校含めて、校舎の耐震化は全部終わってるんですね。この、本当にお金を掛けて新しい学校ではなくして、耐震化されてる中で地域力を使った、

曾於市の方では5年生の小学生がじいちゃんと同級生っていうことで、授業で65歳以上の方も参加して授業を受けられてるのをテレビで見たんですよ。子供たちが今までにはなかった活発性とか、もういろんなことが、そういう面ではかなりいい影響が出てきてると。じいちゃんなんかにしても、子供との接触がないもんだから、すごい教育的にはいい中身でされてるわけですよ。だから、指宿の場合は方針を出して、それで進んで、答申を出してそれで住民にどんどん説明すればいいという方向でしか受けられないんですよ。だから、子供の健全な育成、非行の問題、不登校の問題も本当に地域力を活用する中で、解決するための努力が必要じゃないんですかと。小中一貫校をやっていけば、非行の問題とか不登校の問題も規模が大きくなれば、なる可能性があるわけですので、だから本当にもうちょっと地域の意見、保護者、地域も含めてそういう意見を取り入れた中で、今後検討すべきじゃないかと思うんですが、もう来年の3月には答申を出すという方向でもうどんどん進めていくんですか。

○教育長（西森廣幸） 先ほどからは是非ご理解を賜りたいと話をさせていただいておりますが、教育委員会の方で方向性を示して、それで進むということでは、今年から2年間かけて推進委員会を設置している意味がなくなるわけでございます。今年の一定の方向性をお示しできるまで、推進委員会でご検討をいただいて、そしてその一定の方向性が年度末に示すことができたなら、そのことを市民の皆さん方にご報告、説明をし、29年度、あと1年任期が残っていますので、その中でどういう形で進めた方がいいかは検討していくわけでございます。ですから、今のところ小中一貫校でいくとかどうこうっていうのは、推進委員会の方で検討中でございますので、私の方からそうですとかそうでないとかということは、推進委員会の検討の内容に入っていくことも懸念されますので、その辺のところはご理解を賜りたいと思います。

○5番議員（吉村重則） 最後に確認しますが、推進委員会が3月までに方向性を出すことができなかったとなった場合には、29年度も含めて検討をするという捉え方でもよろしいんですか。今年3月じゃなくして、推進委員会が答申ができないとなった場合には、あと1年含めて検討するということでもよろしいんですか。

○教育長（西森廣幸） 現在、推進委員会の方で研修視察等もしていただきながら、検討をしている最中でございます。今年できなかったから、という想定でお答えすることは少し無理があるかなと思います。先ほど申し上げましたように、推進委員会は2年間の期間でお願いをしておりますので、2年間で方向性というのも考えていただくこともあるのではないかと考えております。

○5番議員（吉村重則） ということは、推進委員会の意見を尊重するということでもよろしいんですね。

○教育長（西森廣幸） 私どもは推進委員会の皆さん方に十分ご意見をいただきたいということ

で設置しましたので、推進委員の皆さん方のご意見等は十分尊重しながら、一定の方向性も総合的に各面から考えてまいりたいと思っております。

○5 番議員（吉村重則） 時間の関係がありますので、農業問題に入ります。

さっき、冷害の国の補助として1億8,000万円という答弁がされたわけですけど、国の方に申請するときには、計画では8億円、内示で7億3,000万円という内示がある中で、1億8,000万円の補助しか受けられてないと。これは被害面積と面倒くさいということで申請をされていない農家もいると思いますので、申請をするときの面積と農家が申請をした面積はどうなってるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 国の補助事業、大雪に対する部分です、大雪と被害産地営農再開支援事業、これに関してですけど、事業の申請の段階では先ほど議員がおっしゃいましたように申請者が合計1,681人、事業費8億円ということで申請をさせていただいております。最終的に実績といたしまして、申請者の方が768人、事業費がおおよそ1億8,000万円ということは先ほどもお話をさせていただいたところでございます。その中で、今ご質問の対象の面積ということでお答えをいたしますけど、申請の段階では対象の面積が約550ha、これで補助金がおおよそ8億円と。実際の申請をした面積、これが365ha、これが補助金額といたしまして約1億8,000万円という状況になっております。

○5 番議員（吉村重則） 被害調査をして、被害額を国の方に申請する中で、指宿の何て言うの、植え付けの基準に基づいて申請を出してると思うんですよね。実際として、550町歩に対して365町歩となった場合に、7億3,000万円に対して1億8,000万円しかされてないという部分では、国からのその基準を見直した、支柱とかそういう多角的に使うものについては最初から除外されてると思うんだけど、その基準額そのものがちょっと変更があったかどうか、その辺はどうなんですか。

○農政部長（宮崎英世） 基準額の変更に関しましては、変更はございません。

○5 番議員（吉村重則） 今度、台風16号被害で施設関係が2億5,000万円と、今申請をしてるという答弁がされたわけですけど、これについてはもう100%近くが補助金として来るとみてもよろしいんですか。

○農政部長（宮崎英世） 台風16号の被害の件に関しまして、約2億5,000万円ということでお話をいたしておりますが、これはほぼ実績に近い補助の支給になるということを考えております。

○5 番議員（吉村重則） あと、冷害に対する国の補助金の2分の1補助について、あと2分の1は農家負担になるわけですよね。これについては農家としては、今年1月の冷害で植え付けが9月、10月ですので、この2分の1はいつまでに農家は納めなければならないんですか。

○農政部長（宮崎英世） この冷害の補助の部分なんですけど、今申請を実績額として国に上げておまして、それで補助金が支給される状況に、農家負担の2分の1に関しましては補助金

を要するにお支払いするまでには払っていただければならないということでありまして、11月から、それぞれ補助金をお支払いする時期がまちまちでございますので、それに合わせてですので、11月からもう始まっておりますので、12月、遅いのが1月ぐらいですかね、になると考えております。

○5番議員（吉村重則） 農協の方ではその2分の1を準備できなかった農家に対して貸付けをするということで、来年3月以降に農家に支払いすると思うんですけど、その辺はどうなるか、分からないですか。

○農政部長（宮崎英世） 農協の方のその3月に立て替えるとかっていうお話だと思いますが、農協ではこの2分の1で支払いができない農家の方々に関しましては、農業の方で未収金として立て替え払いをするというような方法を取るということを聞いております。

○5番議員（吉村重則） 未収金にしても、農協としては利息を徴収するという話をちょっと聞いてるんですけど、その辺はどうなってますか。

○農政部長（宮崎英世） 先ほどのこの未収金に対して利息を付けるというようなお話も私どもの方も聞き及んでおります。1%ほどの利息を付けるということで確認をしております。

○5番議員（吉村重則） 先ほどの答弁の中で、災害資金に対して51件の3,300万円、農協が資金を出しているということに対して、利子補給をするようになってるんですけど、この未収金に対する、ある面でのそういう利子補給について、やっぱり検討するべきだと思うんですが、検討はされてはいたらないですか。

○農政部長（宮崎英世） 先ほどもお答えした部分でございますが、農協が被災農家の方々に対して貸付けを行う災害資金ですね、これに関しましては市としても利子補給をしていきたいというふうに考えております。それに対しまして、この未収金の立て替えの部分の利息に関しましては、市での支援は困難であると判断をしてるところであります。

○5番議員（吉村重則） 災害資金にしても、かなりの人が農協に相談に行って、実際としては51件しか貸付けができなかったという話なんか聞くわけですよ。このような面からすれば、やっぱり未収金に対してやっぱり同じ災害、激甚、全面的な冷害の中で農家は被害を被ってるわけですよ。災害資金に対しては1年限り、利子補給をするということになってるんであれば、同じ条件として利子補給してもよろしいんじゃないですか。

○農政部長（宮崎英世） 融資の方に関しましては、市としてしっかり制度を定めておりまして、利子補給を初年度行うということでございますが、この立て替え払い、これはまた融資の方とは若干違うというふうに判断をしております、この立て替え払いの利子に対する利子の補給は困難というふうに判断をしたところでございます。

○5番議員（吉村重則） あと、さっき同僚議員の質問の中でも振興資金の答弁がされたわけですけど、振興資金そのものはどんだけの資金があって、何人の方が利用されているのか。

○農政部長（宮崎英世） 振興資金に関しましては雪害が発生したあと、議会の方にお問い合わせをい

たしまして3,000万円増額をさせていただいて備えていたところでございます。それに関しまして、実績としましては58件の相談をいただいた中で具体的に申込みをされた方が4件で359万円という実績になっております。

○5番議員（吉村重則） 総額も聞いたんですけど、資金の総額についても、それは答弁がなかったわけですけど、台風16号以後も相談はあったんですか。

○農政部長（宮崎英世） 台風16号の災害に関しましても、この農業、指宿市の農業振興促進基金、ここを借りられるような状況にしておりました。実際相談にみえた方がお2人ということでございます。

○5番議員（吉村重則） つまり、台風16号で相談に来て、2人の方は借入れをできなかったということになるんですか。

○農政部長（宮崎英世） 借入れができなかったということではなくて、お2人相談にみえて融資の検討をしたということで、実際貸付けまで決定をした方はお1人ということでございます。

○5番議員（吉村重則） 3,000万円補正で組んで、4,000万円以上の資金があると思うんですけど、農家は本当、もう冷害でやられ台風でオクラもやられて、ほとんど収入がない状態なんですよ。非常に困ってるんですよ。手を出したいんですけど、58件も来て4件しか借りられない。この経営体育成支援事業についてもこれまで国が取り組んでなかったものを、激甚災害の中でこういう制度、支援体制を作ったわけですよ。指宿市においても借りたものについては返さなきゃならないわけだから、もうちょっと借りやすくするべきじゃないんですか。今の状態では、あと1年・2年こういう状態が続いたら、ほとんどの農家は大変な状況になるんですよ。だから、こういう壊滅的な被害を受けたときだからこそ、何らかの態勢を作るべきじゃないんですか。

○農政部長（宮崎英世） この相談にみえられた方、たくさんいらっしゃって、借入れが少なかった状態なんですけど、最終的にいろいろお聴きしましたところ、やはり幾つか理由がございました。その中では先ほど議員がおっしゃるように申請が面倒だというような、当然ご意見、あとそれと保証人をお1人立てていただかなければならないということで、その保証人が立てられないということ。それらが大きな要因として聞いております。また、JAの方の預金の方も大分それによって減少したということですので、ご自分の預金から出されたと。あとJAの方の貸付けですね、こちらの方は増えたということですので、そちらの方を充てられたと。様々な要因があると思います。私どももこの指宿市農業振興促進基金に関しましてはできるだけ貸付対象の品目、理由ですね、そこも対象を増やしまして、できるだけこの雪害もですし、台風16号の被害もですし、少しでも農家の方が早く営農を再開していただきたいという思いから、増額もさせていただきましたし、条件も枠を広げたということで取り組まさせていただきます。できればそこを。

(「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり)

○農政部長(宮崎英世) 市としては農家の方々にしっかり営農を意欲をもって再開していただきたいということで取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○5番議員(吉村重則) 農家が本当に経営を守っていくためには大変な状況なんですよ。こういう壊滅的な被害を受けたんだったら、やっぱりそういう対応を取るべきだと。それと、台風16号の問題でも2分の1補助、国が30%、県が20%、市としては全然ないんですよ。1%でもやる意思はないですか。

○農政部長(宮崎英世) 議員がおっしゃるのはこの国・県の補助もある。それに対して市も上乘せができないのかということでのご質問と理解して答弁をさせていただきますが、市のこの個人に対する補助金の基本的な考え方といたしまして、指宿市。

(「短くお願いします」と呼ぶ者あり)

○農政部長(宮崎英世) はい、指宿市補助金等の適正化に関する条例、これに則りまして公益性、必要性、有効性の観点からこの個人資産の形成の補助は適切でないというようなことで判断をしておりますので、この上乘せに関しても難しいと考えております。

○5番議員(吉村重則) 最後に、市長の方にお聞きしますけれども、台風16号でハウスの解体をされた方、新規に造ったりとか補修でした方に対しては2分の1補助があるんですけど、解体の場合は全然ないんですよ。ですから、国・県のそういう補助金から漏れてるのに対しての支援はする考えはないのか、それと振興資金についても58人の方が相談に来て、50、60人か、台風16号を入れれば。入れて、4、5人しか借りられてないんですよ。本当を言えば農家は借りたいんだということを考えれば、こういう被害を被ったときにはやっぱり借りやすくすべきだと思うんですが、市長はどのように考えますか。その、県・国の補助対象外に対する支援、50%に対して市の上乗せを含めて、どのように考えてますか。

○市長(豊留悦男) 議員には様々な方からこの農業振興、台風被害等について相談が寄せされているということは承知しております。やはり、ほかの市町との整合性を考えながら、市としてでき得る最善の策を今練っていると思っております。

△ 延 会

○議長(松下喜久雄) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 西 森 三 義

議 員 浜 田 藤 幸

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 16 日

(第 3 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成28年12月16日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 前之園 正 和 |
| 15 番議員 | 木 原 繁 昭 | 16 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17 番議員 | 新川床 金 春 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新宮領 進   | 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長  | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 建設部長   | 山下康彦  | 教育部長   | 長山君代  |
| 山川支所長  | 馬場久生  | 開聞支所長  | 川畑徳廣  |
| 総務部参与  | 中村孝   | 総務課長   | 岩下勝美  |
| 市長公室長  | 川路潔   | 危機管理課長 | 園田猛志  |
| 財政課長   | 上田薫   | 市民協働課長 | 田畑喜史  |
| 環境政策課長 | 下吉一宏  | 商工水産課長 | 山元成之  |
| 観光課長   | 今柳田浩一 | 長寿介護課長 | 西浩孝   |
| 農政課長   | 松澤敏秀  | 建設監理課長 | 田之上辰浩 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員、高田チヨ子議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、中村洋幸議員。

○16番議員（中村洋幸） おはようございます。16番、中村洋幸でございます。12月3日、4日の両日、第31回いぶすき産業まつりが開催されましたが、初日は天気にも恵まれ、関係者の皆様により盛大に開催されました。この日、私が会場で初めて目にしたのが、指宿銘茶でございました。指宿でお茶の生産、加工、販売がされていることを初めて知りました。試飲もさせていただきましたが、お茶好きの私にはとてもいい香りの美味しいお茶でした。ここに持って来ておりますが、これが指宿銘茶でございます。地元にてですね、こういうお茶があるっていうのを私、本当に初めて知ったんです。やはりですね、地産地消、これに少しでも協力できるようにですね、皆様方にも、私、宣伝を頼まれたわけじゃないんですけど、やはりお茶はサポニンがたっぷりですね、成人病の予防には本当に役立ちます。せっかく指宿で頑張ってるお茶屋さんもあると、生産から販売、なお製造、販売までやっているってことでしたんで、どうか一言報告がてら、お願いっていうか、行政の皆さんもですね、やはり知覧茶、颯娃茶あると思うんですけども、地元にもこんな茶があると、本当に味は全然変わりませんでした。いいお茶でしたんで、行政の皆さんにもよろしく願いをしておきたいと思えます。

それでは、通告しておりました空き家、空き地対策の取組について質問いたします。空き家等対策の推進に関する特別措置法は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を推進するため空き家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、あくまでも国は基本指針を出しているということで、市町村にある程度責任を持ってこの対策には取り組んでいただくということで、市町村による空き家等対策の対策計画の作成、その他空き家等に関

する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共福祉の増進と地域振興に寄与することを目的とするとなっています。この法律において、空き家等とは建築物、又はこれに付属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地、立木、土地に定着するものを含むということになっております。ただし、地方公共団体が所有し、又は管理するものを除くということになっておりますが、私はこれにも疑問があります。特定空き家、この法律において特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切であると認められる空き家等をいうと定義付けられております。本特別措置法は対策が必要な特定空き家について、市町村の空き家対策に法的根拠を与えたものであり、固定資産税等の住宅用地特例の解除等の問題もあり、私は非常に難しい取扱いが予想されると思っていますところでございます。

それでは、1点目の空き家等特別措置法が昨年5月26日に本施行され、空き家等の対策に本市としてどう取り組むのかお伺いをいたします。

2点目に、空き家等についての情報はどの程度把握しているのか伺います。

3点目に、特別措置法に基づく特定空き家に該当するものが何棟ぐらいあるのか、お伺いいたします。

4点目、空き家を取り壊された場合、その跡地対策も考えなければならないと思うが、跡地対策についてはどのように考え、どう指導していく考えなのか伺います。

5点目、空き家等対策計画を早急に作成する必要があると思うが、市長はどのような計画を持っているのか、また協議会についてもお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 今日も小学生、今和泉小、大成小、池田小の児童が見学においでくださることになっております。やはり指宿の未来を担う子供たちがこのような議会の場でふるさとに誇りを持ち、そして政治の役割を勉強する貴重な機会でもあります。先ほど、指宿のお茶の宣伝をしていただきました。やはり、子供たちは地域の社会の一員として自覚を持つという、そして地域社会に対する誇りと愛情を持つというのは、一つの社会科の学習の目標でもあります。お茶のPRをしていただきましたけれども、やはりこれも今日見学の子供たちには大変勉強になったのではないかと思います。私もこのお茶、確か清見岳何とかって書いてあったと思いますけれども、飲ませていただき、指宿にも全国に誇れるお茶、美味しいお茶があるということを知覚をいたしました。産業を振興する上でも議員の皆様方とともに、指宿の特産品をPRしていく必要があるかと思っていますところでございます。子供たちが勉強して、恐らく学校に帰って、私たちの願いが身近な政治の場で生かされ、私たちの願いが実現されるような、そういう議員の皆様方のお仕事を見て、ふるさとに誇りを持つだろうと

思っております。今回も答弁の中では一部、言葉を子供たちに分かるように変えて答弁をさせていただきますこととお許しいただきたいと思っております。

さて、空き家の件でございます。ご案内のようにお年寄りが多くなり、高齢社会、そして子供たちも少なくなり、地域では、校区では空き家が目立つようになりました。空き家問題というのは指宿だけではなくて全国的な問題であります。地方の過疎化、人口が少なくなり適正に管理されないまま放置された、周囲に悪影響を及ぼしていることは全国的に、指宿でも大きな問題となっております。本市においても空き家に対する相談がたくさん寄せされております。このようなことから、国においても5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法、特別な法律として全面施行されました。本市もこの法律に基づき、空き家等に関する実態の調査・助言・指導等を実施しているところであります。しかし、まだ多くの問題を抱えております。そのために、国もですけれども、県では先駆的空き家対策モデル事業、事業名ですけれども、難しいですけれども、空き家対策のワーキンググループが開催をされました。本市もこの事業に参画をしているところであります。これは弁護士や司法書士等の専門家を交え、各市町村が特別措置法で空き家等に関する施策を推進する上で発生している問題点を協議し、話し合い、今後の取組の指針となるガイドラインやフローチャート、どうすればいいかの流れの作成をしているところであります。現在、4回の検討会が開催をされ、所有者を特定する、誰の所有なのか、空き家が、特定空き家の措置の判断基準の作成及び実際の空き家を現地調査し、判断基準の有効性の確認を実施しているところであり、本年度中に県下の市町村に示される予定であります。

次に、空き家対策、現在危険空き家、地域の安全に問題がある、登下校のときに空き家があつて危険であるというような、そういう危険空き家等につきましては、特措法による助言・指導を実施しているところであります。空き家等の対策につきましては、空き家等を適切に管理してほしい、そして利用ができれば利活用を進めてほしい、特定空き家等に対する措置など多岐にわたるため、関係する部署と連携した対応が必要でございます。そのため、県の空き家対策ワーキンググループによる指針や運用に関するフロー及び空き家調査、流れ、そして空き家を実際調べて回ることによる資料等を基に、また県内において特措法による空き家対策計画を策定している市町村が現在2市、二つの市があることから、これらを参考に本市における空き家等の対策計画を策定し、総合的、計画的に実施して、安心・安全な地域づくりに頑張っていきたいと思っております。

以下、いただきました質問については、空き家対策等の部署の課長、部長が答弁をいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家等についての情報、どの程度把握をしているかというご質問でございます。空き家等の調査につきましては、2年、又は3年ごとに消防団に依頼をし、秋の全国火災予防運動期間中に調査をしているところであります。調査内容としましては、防

災・防犯・衛生面で問題があると思われる危険空き家及びその他の空き家を対象に、所有者、空き家の所在地、施錠、鍵をしてるかしてないか等について調査をしております。また、危険空き家等の相談があった場合は税務固定資産情報、住民基本台帳、戸籍情報等や聞き取りにより、所有者や管理者の調査をしているところであります。

それから、特別措置法に基づく特定空き家等は何棟ぐらいあるかということでございます。本市としましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家の認定は現在行ってないところでありますが、空き家等の調査につきましては、先ほど答弁しましたが、消防団による空き家調査を実施をしております。本年度の秋の火災予防運動期間中に実施した数値につきましては、現在集計中であります。前回、平成25年に調査した件数につきましては、市内の空き家の数は1,720棟であり、うち危険な空き家は150棟となっております。ちなみに、平成22年に調査したときの数値は、空き家が全体で1,241棟で、危険空き家が108棟ということで、22年に比べて増加をしている状況であります。今後、県のワーキングによる判定基準等が示されることから、それらを参考に消防団による空き家等の調査結果等に基づきまして、特定空き家の認定作業を進めていくこととしているところであります。

それから、空き家を取り壊された場合、その跡地の対策ということをどのように考えているかということでございます。また、どのように指導していくかということですが、空き家撤去後の跡地につきましては、所有者、又は管理者等が近くにいない場合、雑草等の繁茂による衛生、景観等の悪化も想定をされることから、空き家に対する指導時においてその後の適切な管理を講ずるよう指導するとともに、関係各課、環境政策課、税務課、水道課、それから商工水産課、市民協働課等と連携をして、関係法令に基づき指導を実施をしていきたいと思っているところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** この特別措置法が本格施行されて、今ワーキング事業に取り組んでいると。もう1年7か月なるんですね。結局、空き家等についてのいろんな相談業務、これについてはですね、やはり今まだ特措法はできてるけど、市においてのこの空き家対策等の計画書もできてないという中で、今の段階では、ただ空き家等についてどうすればいいのかという相談があるところだと思うんです。窓口としてですね、税務課の方で受け付けてるのか、危機管理課の方で受け付けてるのか、それとも環境政策課なのか、総務課なのか、窓口が全然決まってないっていう感じなんですよ。うちなんかにもよく来るんですよ。市役所に相談したけれども、どこに行ってもどういう相談をすればいいのかわからないと、教えてもらえなかったということで我々のところにも来るわけです。私もこの8月、9月からですね、5件ほど、5棟なんですけど、この空き家、空き家にもう準ずるっていうかですね、古屋が建っててうちらではどうにもできないと、何とかならんでしょうかという相談がありました。もう、売買じゃなくて、やってもいいんだと。もらってくれる人、使っ

てくれる人はおりませんでしょうかというような相談も中にはあります。確かにですね、無償でと言っても、売れないもんが無償でと言っても簡単にはもらい手はいないんですよ。というのは、贈与税の関係もあります。古屋の場合は当然、空き家を取り壊してしまえば固定資産税の関係も出てくるわけですよ。だから、そういういろんな事情をはらんだ特措法と言うか、空き家対策だろうと思うんですけども、この空き家対策が出来たことで、特措法が出来たことですね、結局、特定空き家等、危険な空き家についての法律で除却、修繕など、進めていくことだろうと思うんですけども、どの程度推進されるとお考えでしょうか。お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 本格的な法施行が27年5月26日ということで、施行されております。その法施行に伴いまして、各市町村、指宿市もですけども、この特措法に基づくその空き家の認定、それから対策ということについて協議をしているわけですけども、この特措法が出来てからいろいろと問題、課題というのが出てきております。その基準、認定の基準とかそういうものが議論をされてきている中で、本年度、県が国の補助事業を使ってその関係市町村、指宿市も参画をしておりますが、県内で10の市、また二つの町、12の市町が参加をしてこのワーキンググループで協議をしているところです。その協議の中で県内としてその空き家の基準、そういうものを設定をして取り組もうということで今作業を進めており、今年度末にある程度の基準が県から示されるということで、それを待って市としては計画を策定し、この法律に基づく認定をして指導をしていこうという、今スケジュールで考えているところです。そういう流れの中で進めてまいりますと、今現在あります空き家等についての対策というのは、喫緊の課題でございますので、早急にそういう今、消防団の方々から協力をいただいて、調査している空き家についてのその特措法に基づく認定をしていかないといけないのかなと思います。その認定をしたあと、危険空き家、特定空き家というふうな認定をし、指導していくということで、空き家対策を進めていきたいと思っております、その対策とすれば、このまず計画を作って、スムーズに進めていきたいと思っているところで

**○16番議員（中村洋幸）** 確かにですね、特措法の関係の条例というか、この空き家対策の計画も出来てない中で、ちょっといろいろ難しい答弁になってくるのかなという思いはあるんですが、まずこの危険空き家等について、これまで特措法ができる前の話だと思っております、消防団に結局、危険空き家等の調査をしてもらっているということなんですけども、結局ですね、専門的にその所有者とかそこらのとこまで踏み込んでいったらですね、ただ誰がここには住んでいたからあの人じゃないですかというような感じの所有者の取扱いになると思うんですよ。施錠の関係から、土地に立ち入ってというところまで、これは所有者の許可なく入り込んでやっているわけですよ。だから、問題があるとすれば問題がある、特措法に基づいてちゃんとした立入調査で、当然今後はやっていかなければならないと思うんで

すけど、ここらについてですね、市当局としてその立入調査等ですね、これには専門的なやはり知識がいると思うんですよ。一遍にその市内全域を調査するとなれば、やはり専門家が1人で、家財道具もあるとこの敷地にですね、1人で入り込んでというのはまず危険性があると思います。複数の人数でやはり総体的に、早急にですね、やるんだったら、まあまあ年度内にはっていう話もありましたけども、やはりやるんだったら専門的にちょっとやはり知識のあるっていうかですね、やっぱり講習でも受けさせて、みんなの統一した見解の中で責任を持つてる職員の配置というのも当然必要になってくると思うんですが、そこらについてはもう、順番が前後しますけども、どのような考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家問題につきましては、先ほど過疎化、高齢化等により進展をしているところであります。空き家対策に関しては管理、利活用、処分など業務が多岐にわたることから、全庁的に一体となった取組が必要であると考えております。担当するその人員、またその人員の体制ですけれども、今後、市で策定予定の対策計画等に基づき、様々な施策を実施する中で、その事業効果、実施体制の在り方などを総合的に勘案して、その人員配置等については、必要に応じて対応をしていきたいと思っているところです。特定空き家の判定というものが専門的になるというふうなことでありまして、今回の県のそのワーキンググループの中にも市の建築の担当も出席をしまして、基準の在り方、その判定の仕方というのを協議をしております。県の進めているその判定の仕方というのが、1次判定、2次判定というふうなことで進めることとしておりまして、1次判定は公道からこう見て調査をすると。その中で、特定空き家と認定されるものもありますし、その1次判定、公道から見て特定空き家とはならないというふうなものについても、今度は2次判定ですね、その2次判定をするときに立入りの調査をするというふうなことで、2段階で進めるというふうなことになっております。その仕方については、それぞれその判定シート、チェックシートを付けてですね、個人差がないようにチェックシートである程度点数化をして、公正にその評価をしていくというふうなシステムを今後構築しようということで、今考えているところであります。

**○16番議員（中村洋幸）** このワーキンググループに職員を派遣しているということでしたけど、今何人ぐらい、このワーキング事業に参加してるんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 今、県のこのワーキンググループでは鹿児島県の弁護士会の方が2名、それから鹿児島県の司法書士会から2名、それと先ほど言いました10の市と二つの町、12市町が参加をしております、指宿市からは危機管理課が出席をしておりますが、今回その認定の仕方という実際の実地での仕方ということで、建築課の職員も同行して参加をしているというふうな状況です。

**○16番議員（中村洋幸）** 多分、危機管理課の職員1名ですか、はい。1名ってということですか。

ども、あのですね、できたら何人かですね、やはりその人が100%、365日というか、休みなしで出て来れるっていうのであればですけども、1人で多分ワーキング、いろんな勉強してると思うんですけど、1人で全部、帰って来てですね、その人が皆さんに説明するっていうのも抜ける部分があると思うんですよ。やはり、補完できるように職員2・3人は当然、やはり出席してもらってというのが普通だろうと思うんですけども、それについては、個々というか、各市町村にまた県の方も説明にというのはないでしょうけど、難しいと思いますけども、できる限りですね、やはり私はトラブルが一番怖いと思うんですよ。人の財産について要は認定をするということですし、いろいろな事情も出てくると思うんですよ。だから、そういう中でこの事業を推進していくとすれば、いろんなトラブルが怖いっていうのがまずあります。それと、所有者についてですね。この法律によっていろんな、固定資産税の課税台帳も参考にできるようになったと。今までは登記簿だけだったと思うんですよ。登記簿の場合は建物については特にですね、昔の古い家は未登記物件というのは多いんですよ。ということは、相続物件になっても、相続代表者で誰か固定資産税を払う人は決めなくても、実際の相続人というのは不確定と。今になればですね、負の財産って言ったら怒られますけれども、もらい手がいないと。親の、2代・3代前の家なんかも残ってますけども、今になれば結局古屋は取り壊すのに、昔と違ってお金が掛かりますよね。坪大体3万ぐらい掛かると思うんですけども、取壊しにお金がいるから要らんと、取り壊してしまえば固定資産税が結局、住宅用の軽減措置がなくなるということで当然高い税金を払わないかんから要らないという相続人が増えてるんですよ。もう、現金は使いやすいですけども、建物についてはですね、不動産っていうか、山林関係も今もらい手もないというような状態です。そういう中でですね、やはりこの空き家対策、あと残りの敷地対策ですね、跡地対策、本当に空き地対策についても何か方法を取らないことには進んでいけないと思うんですよ。建物を壊してしまえば固定資産税が6倍という話もありますけれども、この税金の計算の仕方からすると大体4.2倍ぐらいになるのかな、っていうような形ですけども、どうしてもですね、その指宿市として、政策的なものは市町村にということもありますけど、この法律の中でですね、固定資産税等についてはどうしてもその軽減措置のある税額と言うか、そこまで落とせないっていう事情があるんですかね。何か交付金の関係がストップになるとか、何かあるんですか。もし、なければですね、やはりあとの税金問題が一番私はネックになるんじゃないのかなという思いもあるんですけども、そこらについてはどうなんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** もう、空き家問題、これは全庁的に、つまり市役所がみんなで取り組まなければ解決できません。空き家をどうするかってことについては、総務課とか環境政策課とか危機管理課、そして今ご指摘のように税務課、土木課、建築課、全ての部署が関係することです。ですから、先ほど指摘をいただきましたように、窓口、どうしたらいいのか

をもっと市民に知らせろという、それも大切であります。そして、空き家を壊すようなそういう施策、事業もしなくてはなりません。それは税務課等が深く関係がありますので、今後いろいろなこの関係する課で話し合いを行いながら、良好な環境の保全、つまり地域で問題があるような空き地、空き家、雑草、放置されている廃棄物を含めて、指宿市環境保全条例で定めてありますので、その中で努力をしてまいりたいと思います。この空き家等の対策、つまり空き家、危険空き家があったら早く壊して、地域の安全、防犯のために頑張ってもらいたいという議員のご指摘でございますので、今後この件については関係部署で話し合い、早く空き家の対策が取れるような事業、施策を打ってまいりたいと思います。

**○議長（松下喜久雄）** いいですか、税法上の絡みの部分は、答弁。地方税法の絡みの部分だった部分は。

**○市民生活部長（牟田浩一）** この空き家対策特措法に基づいて地方税法が改正されて、これまで特例措置が取られていたんですけれども、そもそもその税法の改正の目的というのが管理不全の空き家の適正管理を促進するためのものございまして、先ほど議員もお見込みのとおり、特定空き家になるとこれまでの特例措置が解除されると。解除された後に取壊しを行った場合、普通の土地になるんですが、これをですね、例えば畑にするとか、そうしますと現況課税になりますので、そこでまた軽減はされるというふうになりますが、地方税法の改正ですので市町村の単位でどうこうできるものではございませんので、先ほど申しましたように特例措置が解除になるということになります。以上です。

**○16番議員（中村洋幸）** 古屋、空き家が除却された場合のその軽減措置ということについては、まず部長の答弁ではできないと。特措法の中でも勧告を受けた段階で、その解除になると、結局特別措置ですね、軽減措置はなくなるというようなことがうたわれてますけれども、畑にすれば畑課税になるんだという説明もございましたけど、結局ですね、近くに親戚かれこれのある方、それと私が思うのはやはり集落内の空き家ですから、当然集落内の農地ということに、農地扱っていか、畑を作るのであればそういう状態になってくると思うんですよね。実際、宅地の家を取り壊した跡地の畑地利用っていうのは非常に危険性があると。釘があったりですね、それとか周りにやはり人家があるということで、農薬の使用ができないというのもございまして。ただ、何年かですね、作ってくれる人はおってもその場しのぎだと思うんですよね。結局、1回畑を作って、仮に1月1日現在の所有者っていうか課税の方法になると思うんですけど、農地に1、2年作って農地課税にされたわ、作らんようになったらまた課税を戻さないかんっていうことになると思うんですけど、そこらの管理までですね、十分に行き届くのか。いっぺん農地扱いになって、農地課税になったらそのまま永久的に農地課税でしてくれるものなのか、そこらについてはどうなんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほど申し上げましたように、現況課税されますので、もう畑地と認めなくなると当然それはまた課税が変わるということになると思います。

○16番議員（中村洋幸） 仮に2年なら2年作ったと、あと耕作放棄っていうか、もう作らんようになって原野状態になった。これは現況原野で課税されるんですか。お伺いいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員お見込みのとおり、現況が畑から、例えばそういった耕作されなくなると雑種地とか、そういうふうな課税に変わってくるというふうに考えられます。

○16番議員（中村洋幸） これは、もう議論してもしょうがないですから、雑種地というのは私はおかしいと思います。結局、雑種地、宅地課税に、軽減措置がないやつに戻すということでありゃ、それでいいんですけど、雑種地っていうのはもう答弁おかしいと思いますんで、もうこれは答弁いいです。なんせ要は現況課税で農地に、仮に柑橘類を植えた場合はそのままいいっていうことですね。柑橘類を植えた場合は、藪に下払いをせずに、草ぼうぼうになってもそれはそれで認めてくれるということですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほど、雑種地等と申し上げたんですけども、例えばもう原野とか、宅地とか、そういったものに農地課税から変わるということでございます。

○16番議員（中村洋幸） そくらについては一応、ちゃんとした市民にもですね、やはりちゃんとした指導ができるようになっていうか、特措法が出来てこの空き家対策、市の空き家等対策計画とか協議会、立ち上げた場合にはですね、やはり市民にも分かりやすく広報なりですね、広報誌なりでやはり情報は伝えていただきたいと思います。

それとですね、特定空き家に対しては除却、修繕等の助言、指導、勧告、命令というようなことができるようになったんですが、この命令から当然代執行、強制執行の可能性もあるわけですけども、強制、行政代執行になるまでのですね、手続、期間っていったら大体この命令、最後の命令をしてからどれぐらいの日数を要するんですか、お伺いいたします。

○総務部長（有留茂人） 特定空き家につきましては、助言、指導、勧告、それから勧告に従わない場合は命令をするということになります。命令をした後、その命じられた方がその処置を履行しない、又は履行しても十分でないというときには代執行ということになるかと思えます。これはいろいろなケースがあって、弁護士等とも相談をしながら、またその状況等も勘案しながら、その期間というふうなものは設けないといけないのかなと思っております。このワーキンググループの中では相当な猶予期間ということで、最低でも2か月程度は必要ではないかというふうな協議を今している状況です。

○16番議員（中村洋幸） この行政代執行ですね、これを行った場合に、至った場合にですね、解体費等当然家主さんから、家主というか地主、所有者からいただかなければならないと思うんですよ。それについてですね、100%、私、100%とは言いませんけども、100%に近い感じでいただけないのではないかなと。命令してるのに取り壊さないっていうことは何か事情があると思うんですが、これについて解体費等をいただけなかったという場合、それとかこの解体物件の中に、強制執行のですね、解体物件の中に抵当権が設定されてたと、そういう場合の対応策っていうのは何か考えがあるんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家の問題、空き家に残っている抵当権の設定ですとか、あとその家屋の中にある動産等の検討をしないといけないというふうなことになるかと思えます。この代執行をするに当たってはその前段の命令等とありますが、この命令等も行う場合は関係の権利者と必ずしも調整を行う必要はないというふうなことで示されております。ただ、この権利保全の仮処分とか抵当権の設定がなされた場合でも、代執行の実施そのものには影響はないと。ただし、権利の侵害に当たるということから、適法に行っているという前提の下、少なくとも勧告時には抵当権者への通知を速やかに行うなど、慎重な対応が必要であろうというふうなことでございます。代執行をしたその費用の徴収というふうなものもありますけれども、その費用の徴収に応じないというふうなことも考えられるわけですが、そのような場合、財産や収入の差押えとか、そういうふうなことも検討していかざるを得ないのかなと思えます。

**○16番議員（中村洋幸）** 抵当権の設定者とは、確かに特措法の中では、協議の必要はないということがうたわれてますけれども、当然ですね、この所有者が代執行によって解体費を払わないということであれば、もうそのままでいい、いいって言えばいいかもしれませんが、仮に払ってくれる人がおった場合にはですね、この抵当権者から行使される可能性はあるんじゃないですか。当然、代執行でやったやつだから設定者がお金をいただけたんであれば、それについては協議しないとイケないんじゃないかなと思うんですが、分かってる範囲で答弁をお願いします。

**○総務部長（有留茂人）** その財産に残っている権利というふうなものについては、その権利の保有者に対しては説明をし、理解を求めて慎重にその代執行するときには進めていかないとイケないというふうなことだと考えております。

**○16番議員（中村洋幸）** もう、最後になります。結局、通告には出してませんが、担当部長に口頭で話をしてますんで、この件についてちょっと答弁をお願いしたいんですが、実はですね、特措法が完全施行された昨年5月ですね、その直後、6月に山川成川のですね、南方神社前で環境政策課の職員、清掃センターの職員、そして土建業者等によりですね、半壊した建物の除却作業が行われております。除却という経緯に至った説明と経費等についてはその所有者が当然払ってくれたのか、どうなのか、そこら辺についてですね、私も周りの住民から聞かれたときに説明ができないというのがありますんで、そこらについての経緯をちょっと説明をお願いしたいと思います。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 山川の成川公園近くの壊れかけた空き家のがれきがありまして、環境政策課の方で緊急にその一部を撤去しております。市ががれきの一部を撤去した経緯を申し上げますと、昨年の6月4日に近くに住民の方から空き家がある土地に雑草などが生い茂っているというような苦情が市に寄せられております。6月8日にその土地の持ち主へ雑草等を取り除いてもらうよう文書を送っております。6月27日にはその土地の持ち主によって雑

草などが除去されております。7月8日の頃なんですけど、雑草がその取り除かれた跡に、家の体をなしていない、家の形をしたものではなく、壊れかけた空き家のがれきの状況で残っております。近くの住民の方から大型の台風が接近しておるのでがれきが飛んで危険性があるので何とかしてほしいとの依頼が市の方にございまして、7月13日に土地の持ち主にがれきの片付けをお願いしたんですが、空き家の持ち主は別で、その当時市の方で空き家の持ち主を調査しましたが判明しませんでした。台風が接近しております、道路の通行人やその近くの住民にがれきが飛ぶ危険性や、生活環境上の問題もございまして、これを考えた場合危険のない範囲でがれきをいち早く取り除くことが先決と考えまして、市の方で持ち主に代わりましてがれきの一部を撤去しております。7月30日によくその空き家の持ち主が分かりまして、持ち主の方へ代理でがれきを撤去した旨の文書とその処分代金の請求書を送付しております。その金額というのが5万1,357円でございます。ただ、その後ですね、請求書を送付したんですが、回答が返ってこなく、振り込まれておりませんでしたので、今年の12月の12日に請求書を再度送付しております。今回の場合、空き家対策特別措置法の特定空き家としての位置付けではなくて、住民に対する危険性や生活環境上の影響上のその見地からですね、緊急避難的にこのようなことをさせていただいたというような経緯でございます。以上です。

**○16番議員（中村洋幸）** 土建業者もですよ、ダンプとか重機を持って来て作業されてたんですが、それは所有者から直接だったんですかね。それ、その業者の支払いも含めて5万幾らですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 議員お見込みのとおり、職員がやったんですが、どうしても重機を使わないと除去できないようなものがございましたので、その分について業者の方に委託しまして、そのお金が先ほど申しあげました5万1,357円でございます。

**○16番議員（中村洋幸）** 以上で終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 皆さん、こんにちは。議席番号2番、指宿大好きの白山でございます。市民の皆さんより負託を受け、初当選させていただいてから早いもので約3年が経とうとしております。与えられた任期も残り1年余りとなりました。今一度初心に立ち返り、ふんどしはしておりませんがはいているつもりで、ふんどしの紐を締めて職責を十分に全うしなければいけないと感じております。そして、皆さんと共通の目的、目標であります指宿の発展、活性化のために全力で本気で邁進したいと思っております。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。

質問に入る前に、今回の一般質問の趣旨について説明させていただきます。ここ最近、砂むし会館砂楽の受付従業員の業務上横領事件やサッカー場・多目的グラウンド整備事業、地熱の恵み活用プロジェクト事業など、議会としても賛否が分かれる議案が出されております。特に、地熱の恵み活用プロジェクト事業では予算の減額修正案が可決され、先日の臨時会では100条委員会の設置を求める議員発議の議案が出されました。臨時会開催前に事業の凍結を市長が表明され、100条委員会の設置には至りませんでした。設置目的は事業そのものの是非ではなく、事業の進め方に問題があるとするものでした。行政経験の全くなかった私が、新人議員としてこれまで活動させていただいた中でも、執行部の体制も含めて事業の進め方に違和感を感じる事が少なくありません。行政経験の豊富な方々にとっては通常のことなのかもしれませんが、主権者である市民の感覚とずれが生じているように感じてなりません。そして、この感覚のずれが非常に問題であると思っています。そのようなことから、議会の役割であります民意を酌み取り、市民にとって有益かどうかを様々な角度からチェックすることを第1義的に考え、執行部の事業の進め方、取組方について質問させていただきたいと思います。

まず、1点目。学校再編についてであります。先月、山川・開聞の教育を語る会の主催によります保護者、地域住民、教職員の皆さんと学校再編について議会と語る会が開催され、私も出席してまいりました。その中で多かった意見として、山川・開聞地域は小学校、中学校の8校を1校にすると聞いたが、本当なのか。学校再編がこんなに具体的に進んでいることに驚いているなど、総じて学校再編について知らない、知らされていないといった声が聞かされました。そこで、開聞・山川地域は小中一貫校を望んでいるとされていますが、本当にそうなのかどうか、伺います。

2点目、新ごみ処理施設に関する新聞報道についてであります。昨日の一般質問でも同様の質問がなされましたが、市民の関心の高いことでもありますので重ねて質問させていただきます。また、新ごみ処理施設に関しては、指宿広域市町村圏組合のことでもあります。指宿市としても多額の負担金を出しているわけでもありますので、当然市としての見解もあってしかるべきだと思いますので、その点を十分理解していただいて、真摯に対応して下さるようお願いいたします。そこで、伺います。なぜこのような事態になったのか、市としての見解をお願いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 議会の重み、そしてここで話し合われる内容等については、執行部としても大変重く受け留めております。良識の府としての議会、そして聖域なる議会でありますので、私どももいただきました質問等については十分庁議等を重ねて答弁、回答させていただいているところでもございます。是非、ご理解をいただきたいと思います。

新ごみ処理施設に関する新聞報道等についての質問でございます。昨日も私の方で答弁をさせていただきましたように、新ごみ処理施設の建設に係る入札参加条件に関する記事が新聞に大きく報道をされました。同じような回答ですけれども、3年前のこともありましたし、なぜこの時期にこのような報道がされたのか、理解に苦しんでいるという趣旨の答弁をさせていただきました。今回もそのような答弁をさせていただきたいと思います。やはり、この件につきましては、指宿広域市町村圏組合の事務に関するものでもございます。この広域圏の指宿市及び南九州市の市民の方々、その市民の代表である広域組合議会の議員の方々にまずは十分な理解を得るために、広域組合の議会において丁寧に説明する必要があるかと考えているところでございます。もちろん、この広域組合議会には本市からも組合議員として選出をし、それなりに責任を持ってこの組合議会でいろいろ話合いがなされ、議決されたものと思っております。

学校再編については教育長に答弁をいたさせます。

**○教育長（西森廣幸）** 開聞・山川地域は小中一貫校を望んでいるとされているが、本当にそうなのかとのご質問でございました。本市の望ましい学校の在り方につきましては、地域の代表や保護者の代表、学校代表者などで組織した指宿市学校のあり方について考える会において、平成26年度と27年度の2年間にわたり検討が行われたところでございます。この間、合わせて24回の住民説明会を開催し、本市の小・中学校の教育の現状説明や仮に学校を再編するとした場合の再編例などを示して、本市の望ましい学校の在り方について、アンケートを実施したり、その結果等も参考にして議論がなされました。学校のあり方について考える会の検討結果は、アンケート結果等を参考にしながら、説明会でのご意見や地域部会での議論なども踏まえて、本年度の2月に開聞・山川地域では学校再編は必要と考えられており、小中一貫校を望んでいるという報告をいただいたところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** それでは、まず学校再編について、開聞・山川地域は小中一貫校を望んでいるとされているが、本当にそうなのかということで、今教育長の方より答弁をいただきました。26年度、27年度にかけて学校のあり方について考える会でアンケート等を使って、それを基にこのような小中一貫校を望んでいるというような、今結果になっているということでしたが、この指宿市学校のあり方について考える会の検討結果報告書、これに基づいてまた質問させていただきたいと思いますが、アンケート結果についてなんです、中身を少し見させていただいて、本当にこのアンケート結果から小中一貫校を望んでいるのかなど。確かに、大半の方が再編が必要か、必要ではないかということに関しては、必要であるということ、今の少子化の状況を見ればほとんどの方がそういう回答をするんであろうと、私もそう思います。委員の意見とかですね、それから報告の中にありますけど、ちょっと読み上げてみます。私、先ほど今回の一般質問の趣旨について、少し話をしましたが、私の中でやっぱり議会はチェックをするところなので、ある意味、否定的な感覚で質問させていただ

きます。保育園，幼稚園，小・中学校の全保護者世帯の9割が提出した保護者アンケート結果を参考とするべきではないか。学校再編の検討の中心となる方々は，地域内に住んでいる子供たちやその保護者，今後地域づくりの中心となっていく青年世代の方々であり，その方々の意見を重視して学校再編の議論を展開していく必要があるのではないか。また，保護者アンケートの結果を重視して，新しい学校づくりへの調査・研究を進めるよう要望する。保護者の9割の回答によるアンケート結果は非常に重い意見，保護者アンケート結果を活用しないのは保護者の意見を無駄にすることになる。今回，今教育長が先ほど答弁されましたアンケート結果というのは，恐らく語る会，あるいは検討会の中でのアンケート結果だっただろうと思います。今，ここに出てますのは保護者を対象にした，かなり，700人近い方々から得たアンケート結果があるんですが，もちろんこの報告書にも出てます。ただ，その内容と言いますか，アンケート結果が反映されてないように思うんですが，この点は検討されたんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 数回にわたり，アンケート調査は実施しております。議員ご指摘のとおり，保護者や幼稚園の保護者等を対象としたアンケート，又は検討会や語る会に参加していただいたその感想も踏まえたアンケート調査，いろいろ性格がございました。学校のあり方を考える地域部会では，そういう参加者や保護者等の意向等も踏まえて，今後，望ましい学校はどうあればいいかっていうことを議論をしたわけであると思っております。そういうことで，アンケートの結果は地域部会等の部会の中で，話し合いの中で参考にされ，生かされていると思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 先ほど私が読み上げた文章はですね，その部会の方々の意見だったりするんです。この保護者アンケートはですね，保護者の方々からも私，直接聴いてですね，アンケートを採ったんだけど，どうなったんだろうか，全然結果を知らされていないと。アンケートに答えたんだけど，それがどのように反映されているのか知りたいよねという声が私の方に届いておりますが，この保護者アンケートに関して，保護者に結果を報告するなりしたことがあったんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 検討会を開催するために保護者の皆様方のご意見等を知りたいということで，アンケート調査を実施しました。そのことは委員会の中では検討する参考資料として活用がなされたと思っておりますが，前提としてこの調査結果を一般に公表する，又はお願いした保護者の方に結果をお返しするという考え方ではございませんでした。しかし，報告書にまとめてこのように出された時点で，こういう市民の皆さん方の考え方は公にして，市民みんなで検討をする参考にしていただきたいという部会からの要望等もあって，報告書の中にはアンケートの結果，又はそれの中で出された自由意見等もたくさん盛り込んでおられます。そういう形で公表はされているのではないかなと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 公表されているのではないかということでしたが，私が聞いている中

では公表されてないと。その辺、また教育長の方で調査をしていただきたいと思います、山川地域の方の、これは検討会ですかね、に参加された方の意見が載っていますが、これもアンケートに関する意見になってます。山川地域の、これはですね、学校再編の検討を進めることについてということで、必要ない、どちらかと言えば必要ないが山川地域の小学校は35.7%、山川地域の中学校は47.9%であると。中学校の必要、どちらかと言えば必要が33.7%である。この結果については地域部会ではどのように反映されているのか。山川の中学校が必要ないが過半数の状態なのに、今の説明を聞いたなら再編ありきの説明に感じられた。47.9%の方の意見はどこに反映されているのか。このようなですね、やはり意見もあります。ですので、本当に開聞・山川地域の方々が小中一貫校を望んでいるのか、アンケート結果だけではないんでしょうけれども、やはりもう一度そこを考えてみる必要があるのではないかなと思っております。また、地域住民の方へのアンケートだったりとか、あるいは当事者である児童・生徒に対してのアンケートを採っていないと思います。また、一番この部分が大事なのではないかなと思っておりますが、今後地域住民の方々、あるいは児童・生徒に対してのアンケートを採るお考えはないのか、お伺いします。

**○教育長（西森廣幸）** 今後、アンケートを採る考えはないかとのことでございますが、現在、望ましい学校づくり推進委員会を2年間お願いして検討を進めていただいているところでございます。当然、その推進委員会の中で、もう1回アンケート等を実施して市民の皆さん方の意向も知りたいということがあれば、推進委員会の方においてアンケート等の調査をすることもあってはならないかと思っておりますが、教育委員会で今現在アンケートをするという計画は持っておりません。推進委員会の方でそのことも含めて検討をしていただきたいと思いますところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 私、今、北指宿中学校のPTAをしておりますので、この推進委員会の委員をさせてもらってます。その中で、施設整備部会の中でこのような意見が出て、本当にこのアンケートを基に小中一貫校となっているが、あるいはその保護者アンケートはどこに行ったんだというような意見がありまして、庁内で設置する、調査・研究チームの方ですね、もう一度調査をしてほしいと今、依頼をしております。また、推進委員会の中でもアンケートが必要ではないかというようなこともですね、今後協議をしていきたいなと思えます。

次に、再編例として提示されたものは十分なものであったかということですが、26年度、その27年度で語る会、それから検討会です、ある程度、再編例が示されないとなかなか分からない、前に進まないということで、教育委員会の方で再編例として出されております。語る会の中で、説明会の中で出された再編例は一つ目が開聞地域の小学校2校と山川地域の小学校4校をそれぞれの地域で1校に再編する例。2番目に、開聞・山川地域の全ての小学校を1校に再編し、両中学校を1校に再編する。三つ目に、開聞・山川地域の全ての小・中

学校を1校に再編するというふうに、三つ再編例を示されております。検討会の方ではこの三つを更に少し細分化した形で示されておりますが、この再編例について、十分であったかどうか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 26年度から様々な会議等がございました。説明会もございました。その中で、具体的な例がないと議論にならないとか、教育委員会が専門的な立場にあるので、例を早く示した方がいいとか、様々なご意見や参加者からのお叱りも受けたところでございます。そうする中で、山川・開聞地域においては再編検討会を開く前に具体的に再編例を示して、議員ご指摘のアンケート調査を実施したところでございます。目的があつて、そのために内容等も検討されて実施したアンケートであろうと思います。これは教育委員会が再編例を示したということよりも、地域部会が話し合いを深めるために再編例を示して、アンケートを採った、そういう性格のものであったと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** そもそも今回の学校再編は、再編するとしたらということですので、再編ありきなんですよ。ただ、保護者だったり住民の方だったりの中には、現状のままですごくかならないのか、そのような例がなかったのかというようなことも、この報告書の中に出ております。私が感じるのは、この再編なんです。再編というのは、今の流れで言うと、イコール統廃合というふうにする方が大半ではないかなと思うんです。ただ、再編という言葉だけを考えると、今の現状を制度を少し変えて、あるいはその例として、今の学校区を見直す、あるいは廃止をして、自由に指宿市内の学校を選択できるようにする、これも一つの再編じゃないのかなと思うんです。なので、さっき、今示されている再編例というのが本当に狭義の中の、狭い範囲での再編例じゃないのかなと。恐らく、そのたたき台がないと議論が進まないというのは、もっとたくさんのもを出してほしいと。その中で本当に指宿市の教育にとって、子供たちにとって、どういう学校がふさわしいのか、やはり一番そこが大事だと思うんですが、その辺、教育長はどうお考えでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** まず、学校再編という言葉でございませけれども、私は子供たちが学ぶ環境づくり、好ましい環境をどう整備していくかという中で、学校の適正規模を作っていくという考え方を持っております。そのための一つが学校再編であり、又は小中一貫校の取組でもあろうかと思えます。これからのことについて、今私がこう考えていますとか、こういうことを申し上げますと、推進委員会の方で検討していただく内容にも立ち入った話になります。そういう面で、先ほどからそのこと等につきましても、推進委員会の中で話題にさせていただき、そして必要があればそういう議論も深めていただきたい、そういうことをお願いしたいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** この検討報告書の中にですね、現在の校舎を活用し、過小規模校から統合しながら、長期計画で統廃合について議論する必要があるのじゃないかと、そのような一つの再編例ですよ。現状を少しずつ、困っているところに手を入れていって、最終的に

は今議論されている小中一貫校というのものもあるのではないかとということだと思えます。本当に、市民の方々、この推進委員会の方々もある意味その教育のプロではありません。ですので、私その推進委員会にいて、この間たくさん意見が出たんですが、委員の方が私はこの場にいていいのだろうか、今後その教育の大事なことを決めるこの場に、何も知識のない私がいていいのだろうかということもありました。ですので、教育委員会としては方向性をなかなか、方向性と言いますか、こうしなさい、ああするんだということはないということですが、ただ情報としてはですね、いっぱい出していただきたいと思っております。

これまで、様々な検討がされてきたかと思いますが、やはりいろいろな説明会の場に住民の方々、保護者の方々の参加が非常に少なかったと。やはり、いろいろな努力をされて、何回も説明会等を開いてきた努力はすごく評価をしたいと思います。ただ、現実少ない参加者の中で、その参加した方々の意見が大事だから、それを基にするということも一つの考えだろうかと思います。できれば学校再編に関しては幅広い方が議論して、ある程度共通認識を持った中で学校、子供たちにとってふさわしい学校づくりをしていただきたいと思っておりますが、これまでの検討過程において、何か問題がなかったかどうか、お尋ねをいたします。

**○教育長（西森廣幸）** これまでの検討過程において問題はなかったかというご質問でございますが、教育委員会と学校のあり方について考える会では、十分情報交換をしながら、これまで学校再編の先進地である鹿屋市の花岡学園、又はさつま町教育委員会の学校再編の取組などを視察するとともに、小中一貫教育について語り合う県の小中一貫フォーラムなどにも参加するなどして、本市の学校の在り方や教育の在り方について調査・研究を進めていただきました。また、地域部会の方では、市内の教育の現状について理解する必要があることから、平成26年度に市内の適正規模校である丹波小学校、又は小規模校である開聞小学校、過少規模校である利永小学校をそれぞれ授業参観するなどして、実際の教育の現場の実情把握にも努められたりして、検討結果をまとめておられます。その過程においては、委員の皆さん方が鋭意努力しながら検討をしていただいたものであり、適切であったと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 確かにですね、適正だったか、ではなかったかと言われると、適正だっただろうと私も思います。ただ、先ほども言いましたが中身が伴っていなければ、もう少し努力、努力と言いますか工夫が必要だったのではないかなと思っております。その一つに、やはりその推進委員会、私今参加させてもらってますが、なかなか意見を言える雰囲気じゃないんです。会議の場づくりですね。今、市民協働課のパートナーシップ推進係ですか、のところやはりなかなか意見を言えない人たちもいる。そういう方たちが少しでも意見を言えるような雰囲気づくりですね、場づくりを、お茶を飲みながら、少しお茶菓子も食べながらということをして盛んにされております。コミュニティ事業についてもですね、そのようなや

り方でされてますので、是非そのような場づくりをして、たくさんの方が気持ちよく自分の意見を言えるような感じでしていただきたいと思っております。

次にですね、一番今、この学校再編で関心が高いところは、やはり今年度中に方向性を示すということで、もうあと今年度と言っても3か月少ししかないわけですけど、どのような方向性なのかということで、私もいろいろ聞かれたりするんですが、本当にこの学校再編については今始まった話ではないんですが、やはり関心のなかなかなかかった、関心を持たなかった市民の方々もやはり努力が足りなかったのかなと思います、今になってですね、よく聞かれます。やっぱり学校再編を知らなかったと、ここまで話進んでるの、もう市として決めるんだよねということ聞かれるんですが、今やはりその知らない、知らされなかったという方が多い中で、市の方向性を決めるということですが、そのことについて、これは市長に問題はないのか、お伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校の再編については、たびたびこれまでも議会等でご質問をいただき、教育委員会としての回答もさせていただいたところです。しかし、なかなか市民一人ひとりにその情報が届いているかと言われましたら、十分でない面もあると思っております。そのことも踏まえながら、これまでは具体的な事例等を、又は方向性を示して、市民の皆さん方に情報発信をしてこなかった面もございます。今回、推進委員会の方でそういう一定の方向性を示す協議等、又はご意見等がまとめられたら、そのことを市民の皆さん方に説明し、ご意見を伺いたい。その場面になりましたら、もっと市民の皆さん方が、具体的な説明でございますので、興味、関心を持っていただけるのではないかなと、そういうようなことを考えております。推進委員会の進め方については、議員ご指摘もございましたが、気楽にそれぞれの委員がそれぞれの立場でご意見が言えるような方法、ワークショップ等も活用しながら進めていくことも方法の一つであろうかと思っておりますので、今後また事務局の方にそのことを指示してまいりたいと思っております。

**○市長（豊留悦男）** 教育委員会、教育長に答弁をしていただきました。市としても、これは大きな行政の課題でもあります。地域再編、学校再編、今後、人口減少社会の中でどのようにするのかというのは、議員の皆様も大きな関心事であり、課題であろうかと思っております。ただ、一つだけお願いしたいことがございます。誤った情報だけは地域には発信しないように、私どもも努力をいたします。例えば、もう再編をして学校の場所、いわゆる設置場所も決まってるらしいよ、開聞・山川の件については、市としてはあまり学校再編を含めて関心を持っていないみたいだ、学校の教職員を含めてこの動きに反対をしている、様々なご意見をいただいております。やはり、教育行政、この部分ではございますけれども、市も深く関与しなくてはなりません。この学校統廃合については市の方向性が出たとしても、できるだけ多くの保護者等に理解していただくために、学級PTAや総会、小グループでの意見交換会に声を出して、保護者の意見を聴いてほしい。地域の声も聴いてほしい。学校再編ができ

ないとしたら、その小規模校、極小規模校をどういう形で地域で信頼され、根付かせる学校として持続していくのか、様々な観点で今後協議をしてほしいということは、教育委員会との協議の中でも私は申し上げたところでもございます。やはり、この学校統廃合、つまりこれが議題として、いわゆる行政課題として出されたのは今から10年前ぐらいであります。そのときに、教育行政の中で、教育委員会の再編を行いました。教育政策係という係を作って、それから今後どうしていくか、再編についてのいろいろな協議が10年ぐらい続いたことになります。そして、この協議で方向性が決まったら、来年・再来年ということにはならないだろうと思います。また、様々な形で了解をいただきながら、現実的にこれが具体化するにはまたそれぐらい時間がかかるのかもしれませんが、できないのかもしれませんが、ですから、これが決定事項であるということではないという、そのことだけは、議員の皆様方にはご理解をいただきたいと思います。

**○2番議員（臼山正志）** 決定事項ではないという、今市長のお話でした。そうであれば、この方向性というのは、やはりその決定的なものであると捉えがちなんですけど、そうではなくて、あり方を考える会の、その語る会であったり、検討会の中で再編例が示されたように、一つの案とするようなものであると理解してよろしいのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 教育行政の責任、いわゆる最高の責任者は教育長であります。しかし、学校の設置者としての責任は市長にあります。つまり、教育委員会と、いわゆる首長部局との調整というのは、今後図られるものであろうと思っております。そういう意味で、私は決定事項ではありませんと、ここでは断言をしたわけでありまして。そういう問題があるとしたらできるだけ出向いて行って説明をし、地域の理解や特に保護者、子供を持つ親の理解が必要であると、そういうことは私は意見として教育長には伝えたところであります。

**○2番議員（臼山正志）** 方向性ではありますが、決定事項ではないと、十分に説明をしていながら理解を得られるように努めるということ、あるいは理解が得られなければ方向性も転換することもあることという趣旨の内容だったと思います。

昨日の一般質問で地熱の恵みの関係ですが、市長が凍結されました。凍結された内容は、やはり住民の方々の理解が得られていない、また知らない。それから、あらゆる角度から調査・研究する必要がある、そういうことを理由に凍結されたというような答弁がありました。学校再編についても全く同じではないでしょうか。住民の方々の理解、それから協力、得られていないのであれば、たくさん時間は残されていないのかもしれませんが、できる限り理解を得られるように努めていただきたいと思います。

次に、新ごみ処理施設に関する新聞報道についてであります。なぜこのような事態になったのかということで、昨日と同じような市長の答弁でありましたが、であれば、なぜ新聞に載ったのか。火のないところには煙が立たないと言います。何かしらあるからではないかと思いますが、でも、ないと私も思いたい、思っております。であれば、ないのであれば、

あんなに大きく市民を不安に落とすような新聞報道をされた新聞社に対して、やはり名誉棄損、訴えとか、そのようなこともあるのではないかなと思いますが、私が今回一般質問するに当たって、指宿のあの新ごみ処理施設の落札者である協和エクシオさん、どのような会社かということで少し調べさせていただきました。また、どのようなほかに工事をしているのかということで少し調査したんですが、東京都東村山市の方でリサイクルセンターの建設工事をしております。そこで、議会だより等でですね、このような記事が出ておりました。入札経緯として5社が参加し、1社は辞退、残り4社のうち予定価格以下は協和エクシオのみであったと。あと3社は失格。落札金額は11億670万円、落札率は99.909%。全く指宿と似てるなとびっくりしました。それから、和歌山県紀の川市紀の海広域ごみ処理場建設工事、ここは約58億円で協和エクシオさんが落札しております。入札の経緯ですが、ここはですね、当初、指宿の新ごみ処理場と同じような内容で、同じと言いますか、その入札ですね、今問題になってる入札要件なんですけど、ここも当初は、協和エクシオさんは参加をできない内容の入札要件になっていたようです。それを、参入できるように要件を下げています。そこで最終的に川崎技研と協和エクシオさんの一騎打ちになり、協和エクシオさんが落札をしたというような内容が出ておりました。何かその悪いことをして落札したかどうかというのは全くここからは分かりませんし、そういうこともなかっただろうと思いますが、ただですね、指宿の場合も落札率が99.95%、44億近くの工事でそんな落札率があるんだろうかと。しかし、担当者は問題はなかったと。多分、そのようにちゃんと事務的なことは進めているんだろうと、問題はないんだろうと、私も思います。もしかしたら、この業界の大きな枠での談合なりが、もしかしたら存在するのではないかなと。しかし、協和エクシオさんが恐らく10件もまだやってない工事案件の中で、99.95%、99.909%というものが落札率があったというのを、何も問題ありませんよと、どうですか、言うこと自体が私は問題があるのではないかなと思っております。なぜかと言いますと、やはり税金、公金を使って建設しているわけですよね。問題がなかったとしても、主権者であるその住民、市民の方々が疑惑を持つようなものはよくないんじゃないですか。99.95%、99.909%、何もありませんでしたよ、信じてくださいっていう、信じたいですけど、なかなかそれ難しくないですか。何が言いたいかと言いますと、やはり今回もですけど、協和エクシオさんは、入札に当初は入れなかったと。それを緩和して入れるようにしました。協和エクシオさんの社長は、指宿選出の県議会議員のお兄さんがされております。そういう点からも、やはり市民の方々が疑義に感じられるようなものは最初から入れない、そういうものが必要だったのではないかと。俗に言う公務員の倫理感でしょうか。そういうものがすごく欠落していたのではないかなと思っております。なかなか、昨日の一般質問を見ていると、答えてくれないところもありましたので私もどうにか、市としての見解を市民の方々も期待していると思いたので、いろいろ考えてきたんですが、新聞記事に組合の管理者を務める指宿市長が入札問題について見解を

問われ、総合評価委員会で慎重に審議されたと。審議経過を含め、調査し判断するという新聞記事も出ておりました。昨日も同じような質問がされましたが、市長として、新聞に経過を含め調査しとありますが、何か、広域組合に対してでも構いません、依頼とか独自に調査されたことがあるのでしょうか。

**○議長（松下喜久雄）** ちょっと待ってくださいね。ちょっと、暫時休憩させてください。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時57分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 今回の件は広域組合の問題でありますので、市としましては広域組合の調査の動向を見ながら、必要とあらば南九州市と歩調を合わせて対応していかねばならないと考えております。

**○2番議員（臼山正志）** 今回の、もちろん通告をして質問しておりますので、どのような内容かというのは執行部の方、担当者の方は分かっているとは思いますが、広域組合のことなのでなかなかお答えは控えさせていただきたいということでしたが、当然そこも理解はできません。しかしながら、何度も言いますが、市民の方々にとってはすごく不安に感じている、あるいはそれに対してどう市は対応するのかということ、やはり求めているわけですので、広域組合の事務のことに対することなので答えられないということであれば、広域組合の方にこういう一般質問の通告がありました、それについてこういう内容で答弁してもいいですかということも、市民を向いて仕事をしているのであれば、その方法もあったんじゃないかと思いますが、そのような相談はされましたか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 地方自治法第284条及び指宿広域市町村圏組合同規約の第3条、本市の市議会会議規則第62条の規定によりまして、指宿広域市町村圏組合へ委任しているごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務に関する質問には、指宿市の所管する一般事務に該当する質問ではございませんので、そういった質問があったということについてはですね、広域組合の方がそういった広域圏の指宿市及び南九州市の市民の皆様の方々に、その代表でありますその広域組合議会の議員の方々の十分な理解を得るためには、その広域組合の議会の中で一般質問なりが行われて、丁寧な説明がなされるべきであろうかと考えております。

**○2番議員（臼山正志）** はい、ありがとうございます。やはり、今回の件は今更という感も確かにあります。総合評価委員会ですか、やはりちゃんとチェックをし、また広域議会の方でもちゃんとチェックをしてと思います。ただ、その総合評価委員会のメンバーの方を見ると、指宿市副市長、それから南九州市の副市長さんですか、それから各所管担当の部長、それから有識者、地域代表となっております。どういう有識者の方がいらっしゃるのかわかりませんが、これは私が考える中でチェック機関というよりは、同じ行政機関のような気がい

たします。そのあと、ちゃんと広域議会の方で審議をし、チェック機能は働いていると信じておりますので、問題はなかったろうと思いますが、今回の、昨日から今にかけてですけど、やはり広域組合のことであるからということで、確かにそれはそうなんですけど、市民にとっては、指宿だろうが広域だろうが関係ないですよ。なので、できればそこを何とか垣根を越えて、何のために仕事をしているのか、どこを向いて仕事をしてるのかってことなんです。その辺の、やはりこれから努力、改革が必要になってくるのではないかなと思っております。そうして、先ほども言いました、やはり倫理観と言いますか、市民が不安に、少しでも疑惑を持たれるような、またその可能性があるようなものは、行政を司るその立場である人たちは未然にそれを排除する、そのような姿勢が今後ますます重要になってきますし、大事になってくるかと思えますので、その辺を期待して私の一般質問を終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 0時03分  
再開 午後 0時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○17番議員（新川床金春） 17番、新川床、通告に従い一般質問を行います。今回は市長の政治姿勢について通告してあります。よろしくをお願いします。

砂楽横領問題についてですが、まちづくり公社の専務理事から市長に横領事件の報告があったのはいつで、どのような指示をしたのか伺います。

2番目に、砂楽の管理体制ですが、市長に就任してから、まちづくり公社の理事長を6年間兼務してたので、認識してると思えますので伺います。砂楽の横領事件発覚時の管理体制は支配人をはじめ、どのようになっていたのか、お伺いします。

次に、地熱発電について伺います。地熱発電掘削業者選定について通告していましたが、聞き取りの中で間違いに気付き訂正を、執行部とは話し合ってますけど、地熱発電事業者の公募について、伺います。地熱発電業者の公募をした時期と期間について、また公募参加者について伺います。

地熱発電事業凍結後の対応等についてですが、地熱発電事業を取り消したと昨日答弁がありました。そこで確認しますが、国・県への掘削申請取消しの日時について伺います。

3番目に、新ごみ処理施設関連問題について伺います。指宿市清掃センターの平成10炉は、建設コストが安い業者を決定し、建設しました。その後、国の政策でダイオキシン基準が下げられ、旧炉が基準を満たさないことから、10年炉1基になり、稼働してきました。炉の酷使により平成14年に故障し、県内の自治体にごみの受入をお願いし、大変な思いをした実績を、合併前の市の職員、そして議員は承知していると思います。一番問題だったのは建

設した炉の故障発覚時に、既に業者による瑕疵担保保証期間が経過していたことであります。故障により処理場は全て市の持ち出しとなり、修理費が莫大に膨れ上がり、前市長が運転管理者を変更すると決定し、現在の運転管理業者が14年間、どうにか修理をしながら稼働してきた実績を、先ほども言いました、旧指宿市の出身の方は皆さん知ってることだと思います。指宿の入札を行うとき、コンサルの意見を取り入れた場合、仮に支援事業コンサルタントと、これは広域の議事録に載ってましたので、仮の話ですが、支援コンサルタントの意見でJVの構成員は、プラントメーカーとゼネコンの2社とすると決定し、1日当たり54t、16時間以上の能力を有し、かつ1炉又は2炉構成のストーカー式建設とした実績があると明記してありました。指宿市は見積りの最終審査項目をどこに重きを置き審査するのか、伺います。実際、実績なのか、安さなのか。先ほども言いました、指宿市は14年前に大変なことを経験してるんですよ。そのときの職員が今は部課長としていますので、どこを重視するのかお願いいたします。

次に、本市における長期包括運転管理業務について伺います。入札が数社あった場合、運転管理の実績等が最重要項目だと思います。指宿市は入札書よりの審査をするとき、運転管理者が提出する書類の資格、現場統括責任者の実績等記載してありましたが、実績の確認はどこで取っているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 私の政治姿勢についての質問でございます。その中で、確認をさせていただいてから答弁をいたします。本市における建設工事に関する入札等、そういうふうには私、理解をいたしましたので、新ごみ処理施設とは別に本市における建設工事に関する入札等について説明をさせていただきます。

本市では、入札契約の透明性、公平性、競争性、コスト削減を図るために建設工事につきましては、条件付一般競争入札制度を導入しております。条件付一般競争入札はあらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その資格を満たした者のうち、あらかじめ設定された参加条件を満たした者によって実施しております。市が行う建設工事を受注する能力及び意欲のある建設業者に、十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性の確保及びコストの削減を図ることができるものです。本市における建設工事の条件付一般競争入札において、入札参加条件を満たしていない者を参加させたことはございません。以下、いただきました質問につきましては、担当部課長が答弁いたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 砂楽横領事件発生時の対応についてでございますけれども、まず第1報としまして、平成27年11月16日に電話において、まちづくり公社の当時の専務理事からその日のタオルの売上げの残り枚数が合わなかったため、従業員に対して聞き取りを行ったところ、返金処理による横領を認めたという報告が理事長にあったところでございます。

その後、理事長としまして、損害額を確定するためのレシート調査を至急行うように指示をしております。また、平成27年11月24日、公社の専務理事及び経理係長から先に指示をしたレシートデータの詳細な報告が理事長になされたので、今後の対応について、福元法律事務所へ相談するよう指示をしております。

それと、その当時のまちづくり公社の組織体制についてでございますけれども、砂楽の方におきましては、専務理事兼事務局長として1名、そしてまちづくり公社職員としまして経理係が1名、そして管理係が係長を含めて2名、そして元職員である嘱託職員が1名、そして受付係が3名おります。そして、現場である砂かけ係の作業員の方が16名、そして館内清掃等を行う清掃系の者が2名ということで、合計その当時26名体制で砂楽を運営しております。以上でございます。

**○総務部参与（中村孝）** 地熱発電事業者の選定についてでございますけれども、地熱の恵み活用プロジェクトにおける発電事業者につきましては、平成27年3月27日に市のホームページを通じて公募をしたところでございます。この公募のスケジュールは次のとおりとなっております。応募への意思を確認するための応募登録受付期間を平成27年3月27日から4月2日までの7日間、現地確認日を平成27年4月3日、質疑の受付期間を平成27年4月6日から4月10日までの5日間、質疑の回答日を平成27年4月15日、企画提案書の受付期間を平成27年4月17日から4月24日までの8日間、業者選定審査会及び事業者の決定日を平成27年4月30日としていたところでございます。このように発電事業者として応募者が企画提案するまでの一連の期間は、平成27年3月27日から4月24日までの29日間を確定していたところであり、このスケジュールは公募要領にも掲載をしております。なお、この公募には5社が応募をし、最終的には1社が辞退したことから、業者選定審査会において残り4社によるプレゼンテーション方式の総合評価を行い、厳正な審査の結果、九州電力とセイカスポーツセンターの共同提案を採択したところであります。

次に、地熱発電事業凍結後の対応についてということで、地熱発電開発事業の申請取下げの状況でございますけれども、掘削費用に係る国への助成申請の取下げについては、平成28年11月9日付けで独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称JOGMECの方に提出をしております。また、自然公園法の申請取下げについては、平成28年11月9日付けで環境省の方に申請をしております。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 本市における長期包括運転管理業務委託等についてのご質問ですが、指宿市清掃センターの平成10年炉の運転業務については、平成10年3月25日に施設が完成しまして、平成11年度までは指宿市清掃センターの職員で運転業務の全てを行ってまいりましたが、職員の定年退職等により運転業務を行うことができる職員が減りましたことから、業務委託へ変更になっております。当時の職員から聞き取りをした結果なんですけれども、平成12年に運転管理業務の委託を入札で行った際に、当時のその建設工事会社も参加しており

ました。そして、現在の維持管理業者も入札に参加しまして、その業者が落札し、平成12年度当初より現在の維持管理業者が連続して受託しておるんですが、清掃センターの業務委託は単年度契約で随意契約となっております、長期包括運転管理業務委託ではございません。

**○17番議員（新川床金春）** 時間の都合で、順番を入れ替えさせていただきます。まずはじめに、地熱発電について。10月17日の決算特別委員会で、市長公室の審査をしたときの答弁内容が、1月後の11月16日開催された特別委員会で、県への掘削申請書提出日を3月31日から4月12日に訂正されました。これまで、3月31日に提出したと議会で答弁していたが、答弁を訂正した経緯について市長の答弁を伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 県へ申請をしたのを3月31日付けでしてございましたけれども、それにつきましては決算特別委員会、そのあとの委員会の方でも説明をさせていただきましたけれども、申請日を3月31日付けで、実際には4月12日に提出したということで、そこ実際に提出したところの部分の説明が不足していたことにつきましては、誠に申し訳なかったという形で説明をさせていただいたところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** ずっと3月31日ということで、いろんなところでも説明してるんですよ。これは、文書偽造で告発された場合、職員の処分はどうか、市長、答弁を。市長の言葉をお願いします。

（「告発するって」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ちょっと待ってよ。告発された場合、責任。

**○17番議員（新川床金春）** 要するに、文書偽造したという事実があるんですよ。職員にさせたということですから、市長しか答えられないんですよ、お願いします。

**○議長（松下喜久雄）** とりあえず、総務部参与に。

**○総務部参与（中村孝）** この申請につきましては、県の方と事前協議をしております、3月中旬にですね、4月5日の住民説明会、それと市の協議会が11日にありまして、一応事前協議の中でその結果を受けて正式に提出するというので、3月31日付けではありましたが、4月12日に実際提出したということでもあります。これについては県と事前に確認をしていたということで認識しているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 昨日も議員が聞いたんですけど、指宿市は市民が持って来た書類を、3月31日以降に持って来たのを、4月12日に持って来たのを受理しますかと言ったらしますと、することもあるとかなんか言っていましたけど、これは受理すること自体がおかしいんですよ。日付を後付け、先付けるなんて、公文書違反ですよ。その認識はあるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 市の申請書類の中でも不備な資料がある場合であるとか、その部分については後日提出を、補足をする関係で資料を提出させていただく場合もあるところでございます。

○17番議員（新川床金春） 実際、国の補助金をもらうための期日なんですよ。3月31日までに出さなければ駄目だったんですよ。だけれども、この事業は駄目だよねって言って、修正したので、すぐ出せなかったんじゃないですか。でしょ。ですから、職員に提出日を31日を出しなさいと指示したのは、市長ですか、副市長ですか。どちらか回答してください。

○議長（松下喜久雄） ちょっと待ってください。どうですか、その指示したか、その、実際。確認が取れて答弁ができませんか。いいですか。

○17番議員（新川床金春） 私は参与には答弁を求めてませんので、実際指示をしたのはどちらかですよ。2人のうちのどちらか。要するにその当時のときは佐藤副市長はいませんでしたので、市長なんですよけど、一応私はどちらかと聞いたところです。

○議長（松下喜久雄） できます。休憩しますか、休憩します。  
暫時、休憩します。

休憩 午後 1時20分  
再開 午後 1時23分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） ただいまいただきました質問については、総務部参与に答弁をさせます。

○総務部参与（中村孝） 県への申請手続きにつきましては、市長公室の方で今後の対応を決めるということで、3月に議会の修正案が可決された後に市長公室の方で協議をしまして、市長、副市長の方には報告をし、県への申請につきましては総務部参与の専決事項という形で申請をしたものでございます。

○17番議員（新川床金春） 今、参与が専決事項ということでしたということです。県にも確認しますが、4月12日に公文書を受けて、それでいいのかということを確認をしますけれども、県にも迷惑を掛けるんですよ。その認識でやったのか、伺います。

○総務部参与（中村孝） 県への申請書につきましては、3月31日付けで提出しております。県の方については4月の12日に受付をしたという形になっているところでございます。

○17番議員（新川床金春） ですから、県は、県の南薩地域振興局の方が預かったと聞いてますよ。それに間違いはないですか。だったらその人に確認に行きますけど。

○総務部参与（中村孝） 県の方に4月12日に南薩地域振興局の職員の方に提出しております。

○17番議員（新川床金春） この問題だけしてると時間がないので、一言言っておきます。県の職員も文書偽造に加担したということになると思いますので、県の方にも私はちょっと相談してみようかなと思っております。

次に、九州電力は地熱の熱源調査コンサルだったということが分かりました。コンサルタントが事業者として参加することがいいのかどうなのかと、指宿の商工会議所で岩崎社長がですよ、追及したということを知っていますが、間違いはないのか伺います。

○総務部参与（中村孝） 九州電力がコンサルタントとして認識しているという形で、コンサル

タントの公募だったという形で商工会議所ではしているところでございます。この公募の目的において、将来にわたって持続可能な秩序ある地熱の活用を行うため、公募型プロポーザルによる地熱を活用した発電事業者を選定し、市と発電事業者が一体となった地熱の恵み活用プロジェクトを遂行し、市政の発展に資するということをうたっていたところでございます。また、提案募集の内容及び役割分担については、それぞれ地元住民への説明であるとか、調和のとれた地熱活用協議会の申請であるとか、発電事業の実施主体はとかというような形で、その実施主体のですね、役割分担を決めているところでありまして、この公募においては発電事業者として公募し、選定しております。事業者の選定におきましては、調査から開発に係る適正な事業計画の企画提案を募集し、地熱発電事業に至るまでは地熱開発に関する技術的支援を受けることとしていたところでありまして。

**○17番議員（新川床金春）**　そういう答弁がくるかなと思ってました。岩崎社長がですね、九電にコンサルか発電事業かと問い質したときに、私たちはコンサルで参加しましたと答弁したと、メモった人がいまして私はメモをもらいました。その会場には市長、副市長、市長公室の職員がいましたよね。九電が言った言葉をここで述べさせていたきたいと思います。九州電力にセイカスポーツとJVを組んだら、九州電力に一番札をあげると指宿から相談があったと。それを聞いた商工会議所の参加者はですね、慌てて僕にメモをくれましたよ。この九州電力の発言に間違いはないのか、確認をします。

**○総務部参与（中村孝）**　今回の公募のプロポーザルによる業者の選定につきましては、先ほども言いましたけれども発電事業者として公募を選定しておりまして、事業者の選定におきまして調査から開発に係る部分については適正な事業計画の企画提案を募集し、地熱発電事業に至るまでは地熱開発に関する技術的支援を受けるとしていたと。その後、事業化が可能になれば、発電事業者になるということでの公募をしておりますので、我々としてはこの公募に基づき、事業者が選定されたものと考えております。

**○17番議員（新川床金春）**　ですから、コンサルであって、どうしたらいいかって指導する立場だったと。だけれども、指宿市が相談を持ち掛けてきましたと。商工会議所の人たち、会に何人いたか分かりませんが、たくさんの方が聞いてるんですよ。一番札ですよ。入札する事業ですよ、一番札をあげるということはどういうことなのか、市長、答弁をお願いします。

**○総務部参与（中村孝）**　この事業者の選定に当たりましては、九州電力と1社と話をしたわけではなくて、公募型によって5社の応募登録があり、最終的には1社の辞退があったことから、4社による事業者を選定審査会で公正な審査によって決定をしているものでありますので、九州電力に対して一番札をあげるというようなことはないという形で認識をしております。今、発電事業者となった九州電力については、最終的には調査まではコンサルという形でいきますけれども、事業化が可能になった場合は発電事業者になるというような公募要項

になっておりますので、そのような形で理解をしているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 岩崎社長にですよ、そのような答弁はしてないんですよ。誰も答えられなかったと、会議所のメンバーから聞きました。そして、社長の質問に答えたのは東主幹だけだ。事業についての説明は東主幹がしたということで聞いております。ですから、岩崎社長に違いますよとか、答弁はできなかったということで、この問題はおいておきます。

岩崎社長がですね、あなた方は指宿市を良くしようと思っているんですかと問うたということもメモにありましたけれども、ありましたか。あったかなかったでいいですよ、時間取りますので。

**○総務部参与（中村孝）** その岩崎社長から、そういう問合せはありました。私どもとしては指宿市を良くするためであるということは、最初の事業説明の中でも十分説明をしたところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 次にですね、岩崎社長がすごいことを言っていました。観光事業者からはですね、入湯税を取っているが、砂楽や地熱発電事業者からは、特に地熱発電事業者は蒸気を使ってるんですよ、指宿の。何も取ってないということで、条例を作って、その使用料をいただくことが一番の指宿の活性化になると言われていました。私にメモと語ってくれる人がいるもんですから、条例を作っていくことが一番だと思います。昨日の市長がですね、答弁した中で、市が経営者感覚を持って取り組んでいくというような答弁もありました。地熱の蒸気を売るということが、今九電が2万kw、そしてメディポリスもやっております。その売上げが何十億ってあると思います。その1割でももらうことができればすごいなと私は思っています。それはなぜかと言うと、指宿市が山川のヘルシーで事業をしようとしたときの蒸気単価がですね、年間5千万円ということでした。その10倍ぐらいの金額が指宿に入ってくると思いますが、条例を作る考えはないのか、豊留市長にお伺いします。

**○議長（松下喜久雄）** 地熱税、地熱利用税かな。

**○総務部長（有留茂人）** あらゆる地域の資源を生かして歳入確保に努めるというふうなことであります。その歳入の確保ができるというふうなことであれば、その方向で進むということもありますので、歳入確保についてはあらゆる、指宿市が持っている資源を活用した歳入確保というふうなものも考えられますので、その時点で検討をすることになろうかと思えます。

**○17番議員（新川床金春）** 部長、言っておきますよ。指宿市温泉資源の保護及び利活用に関する条例では、温泉資源は市及び市民の共有の資源である認識の下と言ってるんですよ。ですから、民間事業者のものじゃないんですよ。指宿のものだから、吸い上げた蒸気の料金を取るのが当たり前だと、岩崎社長が言っておりました。岩崎社長の言葉をメモったのを見ましたら、市長の決断でできるんだよと、やりなさいよというふうなことだったと思います。

そういうニュアンスだったと思いますけれども、やっぱり今、総務部長が言ったように指宿の資源ですので、民間にただで利用させる必要がありますか。早急に取り組む考えはないのか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 指宿市の資源を活用しての歳入確保というふうなものについては、検討してまいります。

**○17番議員（新川床金春）** 次に、地熱発電事業の凍結後の対応ということによっておりましたが、取消しの報告を受けましたのでよかったなと思ってました。しかし、副市長が庁内で職員にサッカー場と地熱事業は推進しているというような話を聞いたことがありますので、それは噂ですので分かりません。しかし、国、環境省に出した取消し書類があると思います。掘削申請書は私たちのタブレットにアップされております。それと同じように、取消しの書類もアップしていただきたいと思いますが、総務部参与、できませんか。

**○総務部参与（中村孝）** ただいまの資料の提供については、議長の方から要請があれば対応できると思います。

**○17番議員（新川床金春）** 今、答弁をいただきました。議長、よろしく願いいたします。

**○議長（松下喜久雄）** 全員協議会等にもお諮りをさせていただいて、決定して、要求すべきものは要求したいと思います。

**○17番議員（新川床金春）** 次に、新ごみ処理場関連問題についてですが、広域の部分だから説明はできないということでした。しかし、今回補正予算ですね、広域に渡さないといけない10年炉の解体とか、いろんな予算が入っています。計画よりも早く解体しないといけないということで、文教厚生委員会でいろいろ審査したときに、いろんな書類をもらいました。これがですね、広域の議員には1枚も配られていないんですよ。これがない中で、広域の議会を通ってるんですよ。わかりますか。広域の議員は説明だけです。実際、炉を停止したときの、今後の炉の動きはこうですよとか、広域で真摯に議論しとけばですね、私たちがこの問題に口を出す必要はなかったんですよ。だけれども、広域の議会では一般質問が最後でしたので、もう決を採った後でした。本当に、私は傍聴して残念だったなと思うんですよ。市長がしっかり、この問題について答弁しないと、今回の補正予算がどうなるのか分かりません。仮に補正予算が通らなくなった場合の問題について、市長から直接伺いたいと思います。

**○総務部長（有留茂人）** ただいまの新川床議員の質問に対して、確認したい事項がありますので、対応方お願いします。

**○議長（松下喜久雄）** 反問のことですか。

**○総務部長（有留茂人）** はい、反問お願いします。

**○議長（松下喜久雄）** 時計、止めてください。はい、どうぞ説明してください。

**○総務部長（有留茂人）** ただいまの予算の、補正予算の件というのは、その広域の予算なの

か、本市の予算、そこ、ちょっと確認をお願いします。

○議長（松下喜久雄） 新川床議員、答弁いただきますか。

○17番議員（新川床金春） 指宿市の予算が広域に渡すために、解体しないといけないと。道路の整備、そして指宿の炉を止めたときに、指宿のごみを颯娃に持って行かないといけない。そういう説明がですね、広域でしっかりと説明がないんですよ、こうなりますよと。私たちが以前聞いてました。だけれども、3か月早くなつたんですよ。その早くなつた意味を説明してないんですよ。しっかりと書類を提出して説明するべきじゃなかったのかなと思うので、そういう問題が、広域の問題だから、私たちはこれは指宿の問題ですので、よろしくをお願いします。

○議長（松下喜久雄） もう1回、新川床議員。本市の補正予算が可決されなければ、その影響が広域組合に当然出る。そのことについてどういう認識をされてるんですかということですか。

○17番議員（新川床金春） そうですよ。はい、ごめんなさい。

○議長（松下喜久雄） ちょっと待ってくださいね。反問権について答弁がありました。これで終わり、反問についてはもう終了ということで了解いただけましたね。

それじゃ、時計を動かしてください。

先ほどの質問に対してお答えいただけますか。

○市民生活部長（牟田浩一） 11月の29日だったと思うんですけども、広域組合の議会で補正予算、そういった議員がおっしゃった補正予算については全員一致で可決されておりますので、指宿市としましてはその経常的経費というのは、もう支出せざるを得ないというようなことだと思います。

○17番議員（新川床金春） すいません。私はその場にいたと言いましたよ。全会一致だったと今言いましたけど、その場にいた私が4、3だと見てるんですけど、どうですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 私も広域組合の方に問合せました。議員がおっしゃってるのは平成27年度決算が確かに4対3だったと思いますが、反対討論がございまして、起立採決で可決されておりますが、補正予算については全員一致で可決されているというふうに聞いております。

○17番議員（新川床金春） 分かりました。

次にですね、指宿市としてどうなのかということで確認。指宿市はコンサルと打合せをして、仮にプラントメーカーとゼネコンのJVと決めた場合に、そして実績が1日54t、16時間運転のストーカー方式の建設実績を求め入札したときに、仮にですよ、国交省の書類は、提出書類は下請けしかなかった。JV、これはメーカーですので、下請けっていうのはどうなるんですか。これが入札審査に通るのですか、伺います。

○総務部長（有留茂人） 本市の工事を入札する場合についてでございましたけれども、本市の

条件付一般競争入札の入札参加条件を決める場合ですけれども、それについては入札及び契約運営委員会に諮りまして、市長が決定をするということになっております。この入札及び契約運営委員会は市が発注する建設工事、測量、設計、その他の委託事業並びに物品の購入、売却、修繕及び賃借の入札及び契約の適正な執行に資するため、本市としては設置をしているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 指宿広域組合は、耐用年数30年を想定した炉を造ってるんですよ。分かりますか。それがですね、実績は10tしかない、下請けの実績はあります、元請けの実績は10tしかないんですよ。43億円掛ける事業をですね、その業者を入れるために何々等ということを入れているみたいです。そして、文教厚生委員会での審査の中で、等と入れたのはですね、民間業者の業務通知書というのがあるからということでした。民間の実績でこれは、よく読むとですね、22年9月に入札に応じて、22年10月1日に発行したものです。今後、仕事をする業者にこうしなさいねって言ったんですよ。実績じゃないんですよ。どこにもその実績はないんですよ。その、文教厚生委員会ではこれがあるから入れたんですよと答弁をもらっております。指宿市はですよ、資格がない業者を入れられないということですけど、そのようなことが当たり前ですよ。当たり前かどうかだけ教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 本市においては、条件付一般競争入札において、当該工事の実績を入札参加条件とする場合、これから請け負う工事等を実績とすることはないところです。

**○17番議員（新川床金春）** 今、聞きました。本当に指宿はしっかりしてるなと思いました。実際、30年運転しないといけない建屋がですね、新聞報道を見たらですね、皆さんも見ましたよね、実績はないんだ、下請けだということがうたわれてるんですよ。私はあれを見て、広域の元議員としてですね、何回も南薩で広域の炉を造りましょうかとか、どうかできないかということをして十何年取り組んできた議員としてはですね、14年前の指宿の再来が来るんじゃないかと心配しております。本当に、指宿市民、南九州市民までですね、旧穎娃町の方まで巻き込むことなんですよ。こういう問題をですね、広域だから答弁はできないとか、指宿市がですよ、事業費の7割を払ってるんですよ。ですから、しっかりと答弁できるような、こういう新聞記事が出たんだったら、白山議員も言いました、しっかりと議会、市民に説明できるようにしておかないといけないと思いますが、総務部長、どうでしょうか。そういう説明する権利はあります、しないといけないという権利はありますよね。

**○総務部長（有留茂人）** 本議会においては、本市の一般質問ということでもありますので。広域の一般事務については答弁をできないというところでございます。ご理解をお願いいたします。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、指宿市はしっかりしているけど、本当にこういうのが広域で起きたということ、皆さん知っていただきたいと思ひまして、長々やりました。

次に、指宿市は濁口ポンプ場を新設しました。もう完成したと思ひますけど、入札説明書

に瑕疵担保保証について明記していると思いますが、瑕疵担保の期間というのは40億円の事業だとどのぐらい、瑕疵担保を明記するんですか。建設部長に伺います。

○議長（松下喜久雄） 通告はないんですけど、できますか。

○建設部長（山下康彦） ただいまの質問、通告書をいただけてないものですから、資料の準備までちょっと時間がかかるんですけど、対応をお願いしたいんですが。

○議長（松下喜久雄） 休憩取ってでも答弁を、ただ、しかし新川床議員、事前の通告がない質問なんですよ。

○17番議員（新川床金春） 指宿の入札についてと。指宿の入札ですので、指宿においてどうなってるかということ聞いてますんで。

○議長（松下喜久雄） 潟口ポンプ場という言葉が出てきて、その質問。

○17番議員（新川床金春） 要するに、発注してますけど、ただ瑕疵担保はどうなってますかということですか。

○議長（松下喜久雄） 一般論としての潟口でなくて、一般論としての瑕疵担保、そこらですか。そうすると、それは財政、じゃなくて、どうなのかな。

暫時、休憩します。

休憩 午後 1時52分  
再開 午後 2時02分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） 瑕疵担保については一般論として、その工事工事によって設定をされるということになっております。

○17番議員（新川床金春） 40億円ぐらいで建設した建屋、機械なんかの瑕疵担保ですけれども、40億円ですよ。そのときの回答はできないんですか。

○総務部長（有留茂人） 先ほどお答えしましたように、そのそれぞれの工事ごとに設定をされるということになっております。

○17番議員（新川床金春） なぜ、これを聞くかということ、30年、確実に稼働してほしい指宿広域組合が造る新ごみ処理場が14年前の再来にならないようにと、さっきから言ってますよ。要するに、今日は小学生が議会傍聴に来てます。その子たちが大人になったときに、指宿がごみの処分もできない炉になっていたら困るので、聞いたんです。今の指宿で、直近で造ったポンプ場がありますよね。ああいうところの瑕疵担保を、どうだということと言えないんですか。仮の話で聞きますよ。だったら先ほど言った、潟口の場合はどうなのかな。あれは80億円ぐらいだったのかな。本当に瑕疵担保っていうのは30年・50年もつ機械の場合に、長期に設定するべきじゃないんですか。部長、お願いします。

○総務部長（有留茂人） 一般論としてということでお答えさせていただきました。一般論としてそのそれぞれの工事ごとに設定をするということですので、個々の工事についてもそれぞれ

れの工事で設定していきます。

**○17番議員（新川床金春）** 昨日の同僚議員の質問ですね、広域のことなら広域で答えるということでしたので、広域議会では答弁していただくとお思いますので、広域議会を早急に開催し、新聞記事の問題をですよ、指宿市民、南九州市民にですよ、しっかりと報告する義務がありますが、市長、いつまでに広域の臨時議会を招集しますか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** ただいまのご質問の件ですけれども、広域組合の開会、そういった権限というのは広域組合の管理者であり、広域組合の議会であるとお思いますので、そちらの方で判断されるべきかとお思います。

**○17番議員（新川床金春）** 市長は3年前のことがなぜ今頃になって問題になるのかと、新聞記事で市民が見たとお思います。3年間隠したことが今明らかになったということじゃないんですか。なぜなら、元請けかJVという縛りがあったのに、新聞報道で下請けだったということを書いてあったんですよ。この下請けだったという記事が話されたのはですよ、そのときの広域の局長じゃないのかなと思うんですよ。それ以外の方が新聞社から聞かれて、説明したような話は聞いてませんが。下請けだったのが3年経ってやっと分かったんですよ。もともと入札に参加できない業者がですよ、仕事をしてたということで新聞は報道したということで、答弁は求めません。よろしいでしょうか。要するに資格がない会社が指宿の清掃センターに43億円の新しいごみ処理場を造ったということは新聞記事に載っていますので、それを間違いないなとお私は思っていたら、文教厚生委員会で私の発言に間違いないと答弁していますので、この場で間違いないということだろうとお思いますので、私はこれを議事録に残したくて今話をしていますんで、間違いなかったですよ。答弁しなくてもいいんだよ。ただ聞いていただけだから。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 特に答弁は求めないんですね。

**○17番議員（新川床金春）** うん、求めないよ。

**○議長（松下喜久雄）** はい、それじゃ、新川床議員。

**○17番議員（新川床金春）** 間違いないですよ。ねって言ったのは答弁は求めないけれども、一応私の中で確認したつもりであります。

**○議長（松下喜久雄）** はい、分かりました。

**○17番議員（新川床金春）** 次にですね、長期包括運転管理業務についてですが、広域の書類を見たらですね、造った炉の運転管理をしながらですね、機械が故障した場合はですね、50万円以上は組合が持つというふうになってました。ですから、これから5年間運転する期間の瑕疵担保は幾ら取ってるのかなと。指宿市民、南九州市民の負担が少なくなるように設定されてればいいなということで聞いています。ですから、広域だから答えられないんですけど、指宿市議会の皆さんに広域ではこういうことは審査もしてないし、私たちは市民に説明

しないといけないということですので、広域の議員に今後審査してもらいたいものですから、この場を借りてやっております。実際、炉が壊れて、1億円来ても広域組合で払うんですよ。瑕疵担保というのはですね、造ったら不具合があるから瑕疵担保を取るんですよ。造った炉の瑕疵担保が幾らあるとか、期間がどうって、これは広域に選出されている6名の議員がですね、徹底的に議論して私たち議会、市民に公表する権利がありますので、広域の議員に私はお願いしてるつもりで今話をしております。これは、市民が負担することがないようにしっかりと議論していただきたいということですので、広域の皆さん、よろしくお願ひします。

次にですね、砂楽の問題に入ります。砂楽の事件が発生し、私がテープを聴き、納得いかないので、元専務理事に電話をし、会ってくれるかということで会いに行きました。実際、指宿市は被害者で、加害者は砂むし会館ですよ。市長、弁護士法にですね、被害者と加害者が一緒の人に頼んではいけないという、利益相反という弁護士法があるんですけども、このことについて専務理事はですね、駄目ですよと言ったと言います。だけれども、私は市長ですよ、行きなさいと言ったと聞いて来ましたが、間違いはないのかお願ひします。

**○市長（豊留悦男）** 質問の意味が分からないんです。誰がどこでどうしてという、その専務理事が誰なのか。やはり、この砂楽事件をある程度、理事会とか評議委員会である程度、結論を出したわけですよ。市は損害のその部分は砂楽からもらったわけですよ。その部分に私に問われれば、1,600万円出したでしょうか、そんだけ市に、金銭的なマイナスがないよというので、市長としては請求をしてやったつもりですよ。それを、なぜまた砂楽のことをここで言うてどうだこうだ、私その意味が分からないっていうのはそこなんですよ。

**○17番議員（新川床金春）** 意味が分からないという答弁でした。私はですね、砂楽のレシートを2か月間借りて見ました。市長はですね、議員懇談会の場でいろいろ言ってます。今、タブレット立ち上げますんで。実際、監査も理事も見ただけど見抜けなかったんですよということでしたよ。私が見たときに、レシートは1日、こうありますけれども、午前中、夕方、夜と3回に分けて決裁してるんですよ。それは、事務所にあるんですよ。それ、だけれども証拠としてロールになってるんですよ。あれを見れば一目瞭然なんですけど、あれが分からなかったというのは私は不思議でなりません。時間ですので、砂楽の問題はこの前の公認会計士の数字が私は納得できないので、今後も質問はさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

（「議長、待ってください。私はちょっと、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** いや。

（「ちょっと、やはり誤解を受けないか、受けたく」「終わりましたよ」「おかしいでしょ、あなたは。自分で言いたいことだけ」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 市長、市長。この場で落ち着いてください。

(「議長，ですからちょっと待って」「議長，最後の今，質問に対しての回答はよろしいんですか」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 質問はしてませんよ。質問は。

(「質問はしてませんから」「議会としてのあれで，やはり議会正常でないといけませんので」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 皆さん，それはほとんど理解されてると思いますよ。

(「議事録に載るんですよ」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) 発言を求められてますから，休憩中ですけどもよろしいですか。はい，市長，どうぞ。

○市長(豊留悦男) 当たり前でしょ，それ。一方的に言われてですよ。休憩中ですからね，広域処理場の瑕疵担保のうんぬん，そういうのも認識してない，いわゆる・・・なんですかね。

○議長(松下喜久雄) 休憩中じゃなかった。市長，ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き，会議を開きます。

改めまして，暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時24分

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，前之園正和議員。

○14番議員(前之園正和) 私は日本共産党の議員の一人として，市民の命と暮らしを守り，平和と民主主義を愛する立場から，通告に基づき一般質問を行います。

まず，地熱の恵み活用プロジェクトについてであります。3月定例市議会以来，地熱の恵み活用プロジェクトでの事業である地熱発電を巡って，議会で大きな問題になってきました。議会だけでなく，近隣住民や旅館業，観光業界でも大きな問題として懸念される事態となりました。地熱発電のための泉源掘削，最初は調査井であります，いつでも生産井に用途替えのできる掘削に変わりはありません。その泉源掘削が及ぼすであろう既存泉源への影響や，その他環境への影響を含めて，懸念される事項があまりにも多いことや，住民説明会の在り方と理解や合意の問題，そして関係業界の不安に対する説明不足，あるいは説明不能といった問題。市議会に対しては掘削のための予算が減額修正され，掘削が否定されたのに掘削のための手続を進めるなど，議会意思の無視，議会での議決行動の前に個別に議員に接触して事実上の議決への介入，また，議会での説明や答弁も真摯なものではなく，事実を隠

してるのではないかと思わざるを得ないこともありました。現在、地熱発電の計画は凍結ということになっていますが、凍結したからといって多くの問題が免責されるわけではありません。また、凍結ですから、いつ解凍され再開されるかという問題も含んでおります。凍結の理由は何だったのか、その理由がなくなれば再開されるのかということも言えます。そこで、伺いますが、凍結とはどういうことか。また、凍結にした理由は何だったのか、明確にしていきたいと思えます。

次に、高齢者の運転免許証自主返納に対する支援策についてであります。近年、高齢者による交通事故が増えております。以前は歩行者側としての立場が多かった高齢者ですが、最近車を運転する側としての事故が報道されるなど、年々目立ってきています。高齢者の交通事故の原因として大きいのは、老化による能力の低下とされています。誰も自らのことは認めたくないところですが、毎年毎年一つずつ年を取ることが自然の摂理であり、老化もまた個人差があるとはいえ、防ぎようのないことであります。その老化からくる、当意即妙な対応の欠如、運動能力の低下、あるいは勘違い、場合によっては認知症も絡んできます。具体的には、アクセルとブレーキの踏み違いや高速道路の逆走、何かあったときの反応の遅れによる事故など、高齢者特有のものがあります。70歳以上のドライバーに対しては免許更新の際の高齢者講習がありますが、免許の返納についてはドライバーの自主性に任されております。高齢者ドライバーの方からすれば、車がないと日常生活に支障を来すというケースがあるのも事実です。核家族化や高齢社会における高齢者だけの世帯が増えることで、日常生活を高齢者自らが独立しておかなければならない。買い物に行くのも、病院に行くのも、何かあるたびに自らが移動手段を持たなければなりません。公共交通機関の発達しているところなら、自家用車の代替えは比較的容易に考えられますが、公共交通機関の乏しい市町村にあっては自家用車に頼るケースが多く、その分高齢者自らが運転するということになります。高齢者ドライバーの運転免許証自主返納を進めるために、近年では警察や自治体において、あるいは民間企業とも連携して自主返納した方に何らかの特典を与えるところも増えてきています。そこで、現在指宿市においては、警察あるいは市としてどのような支援策を行っているのか、伺います。

次に、防災体制についてです。災害対策基本法の規定に基づき、県の地域防災計画を基本として、指宿市の地域防災計画が策定されています。暴風雨による災害、異常降雨による災害、崖崩れや地滑り、土石流などの土砂災害、高潮による災害、地震、津波災害、その他特殊災害等を想定しての計画になっています。業務の大綱としては予防計画、応急対策計画、復旧計画と全般的なものが求められています。また、県や他の公共団体、民間団体との連携も求められています。同時に、市民や事業所の責務や協力体制も求めています。更には地域防災計画は、必要において常に速やかな修正をすることや、市民等への周知徹底も必要とされています。その中で、今回の質問は限られた部分についての質問とさせていただきます。

まず、地域防災計画は適宜見直し、改善がされているかどうか伺います。指宿市内における通常災害での避難所について、管理運営体制まで計画がされているのかどうか。水や食料などの備蓄や補給体制は確保されているのかどうか、伺います。

次に、原子力災害においては、いちき串木野市からの市民約1万4千人の避難者を受け入れることになっています。これまでの答弁で原子力災害時の避難所については、市は場所の提供だけで、管理運営は県が行うと言ってきましたが、確認を含めて、原子力災害時における避難者に対して、管理運営や水、食料などの備蓄について、どのように計画がされ、準備されているのか伺って、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の恵み活用プロジェクトにつきましては、市民、各界の代表とともに昨年10月に策定いたしました指宿市版まち・ひと・しごと総合戦略に掲げるとともに、第二次指宿市総合振興計画では、本年2月に市議会から承認を受けており、その間いずれもパブリックコメント、市民からの意見等を聴取する機会を設けたりして、市民の皆さんから意見等を伺い、進めてまいりました。また、指宿市議会においても昨年度の地表調査に引き続き、調査井掘削予算を本年7月の臨時会で承認いただいております。しかしながら、観光関係事業者や温泉に携わっている方々など、市民の既存泉源への影響などについて心配する声が届いており、こうした声に対して丁寧に説明するとともに、より多くの市民に深い理解を図る必要があるとの判断から、現在進めております地熱発電事業を10月27日に凍結する決断に至ったものであります。

次に、凍結した理由は何かということでございますけれども、平成28年10月26日に市議会議長宛、地熱発電事業の凍結についてと題した内容で文書をお伝えしました。その内容は以下のとおりであります。指宿市が進めております地熱開発事業につきましては、観光関係事業者や温泉に携わっている方々など、市民から既存温泉への影響などについて心配する声が届いております。こうした声に丁寧に説明するとともに、より多くの市民に深い理解を図る必要があると判断し、現在進めている地熱開発事業を凍結し、平成28年7月25日付けで環境大臣へ提出している申請を取り下げるものといたします。以上が凍結にした理由でございます。

防災体制についてでございます。地域防災計画は、災害対策基本法で全ての都道府県と市町村に計画策定が義務付けられていることから、各自治体は国の防災基本計画に基づき、それぞれの計画を策定し、必要に応じて修正することとなっております。本市の地域防災計画につきましては、市町村合併により旧指宿市、山川町、開聞町の地域防災計画を基本として、平成19年度に策定され、その後数回にわたる見直しや火山対策編の追加等を行ってまいりました。そのような中、中央防災会議は東日本大震災の発生を受け、国の防災基本計画を修正するとともに、津波災害対策編を新設し、地震、津波対策の強化を図ったところであり、このことを受け、鹿児島県においても地域防災計画の修正が行われたところでありま

す。本市としましても国や県の防災計画と整合性を保つ必要があることから、現在細部にわたる修正、見直しを行っており、本年度末には新たな地域防災計画としてお示しできる予定でございます。

以下、いただきました質問は、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○総務部長（有留茂人）** 高齢者の運転免許証自主返納に対する警察としての支援策についてでございますが、警察署では運転免許証を自主返納した方に対し、運転経歴証明書を発行をしております。これは写真付きの身分証明書として使えるほか、高齢等の理由により運転が困難になった方や運転に不安がある方が無理に運転を継続しなくてもよい環境づくりを推進するため、市町村や趣旨に賛同していただいた民間企業が実施している支援サービスを提供していただく場合の証明書として利用できます。また、自主返納に対する推進対策としましては、高齢者を対象とした交通安全教室の中で、ドライブシミュレーターを使用し、運転中における判断能力や反射神経等の運転適性診断やドライブレコーダーを貸し出し、運転技量等に関する相談等を実施をしております。更に、政府はこれまで高齢運転者対策に加えまして来年3月、認知症の恐れがある高齢運転者に医師の診断を義務付けるなど、認知症対策を強化した改正道路交通法を施行することとしているところでございます。

次に、市としての支援策ということであります。現在、本市におきましては警察署と連携し、長寿介護課、地域包括支援センターにおいて本人や家族の方から相談があった場合、運転免許証の自主返納に関する相談等を実施をしております。また、協賛いただいた事業所等のみになりますが、指宿市内タクシー乗車料金や県内の路線バス、鹿児島市電、宿泊施設の利用料金等の割引をしていただける特典もあります。なお、他市においては独自の支援策として県内13の市において、バス等交通機関の割引、タクシー券や商品券等の交付等を実施しているようであります。今後も高齢運転者の事故防止について、警察署、交通安全協会等関係機関と連携し、効果的な交通安全教室の実施や運転免許証の自主返納に係る取組を促進するとともに、地元の企業等で支援いただけるものがないか調査・研究をしてみたいと考えているところでございます。

次、次に防災体制について、指宿市の避難所運営体制はどうなっているかということでございます。市の地域防災計画に避難所の設置、開設、管理運営について定めておりますが、この防災計画に基づき避難所運営管理マニュアルを策定をしております。内容については避難者、施設管理者、市職員が合議制により運営すること、避難所運営については、それぞれが避難所運営の役割を担うことや、避難所での生活のルールを定めております。このように災害が発生し、避難所を開設する場合は、市が策定した避難所運営管理マニュアルを柔軟に活用していただきたいと考えているところでございます。また、避難所は避難者・自主防災組織等により共同で運営していくことから、自主防災組織の育成を図ることが重要であり、本年度から各地域において説明会を実施し、自主防災組織の活性化を図り、避難や避難所運

営などの訓練の支援を実施していくこととしております。

続きまして、備蓄についてどのようになっているかということでございます。東日本大震災や阪神・淡路大震災を教訓として、近年市町村において日用品や食料、飲料水、非常食の備蓄がされてきております。現在、市における日用品等の備蓄は僅かで、災害の際には県や日本赤十字社鹿児島県支部に依存している状況であり、また食料に関しましても防災計画においては市が調達を行い、県や九州農政局が支援することとなっておりますが、市自体で食料の備蓄はない状況であります。今回の熊本地震を含め、過去の大きな災害時には、3日間ほど支援が届かないような状況ですので、市として災害時の備蓄を検討していくとともに、市民の皆さんや自主防災組織での備蓄のお願いなど、大規模な災害時に備えてまいりたいと考えております。また、指宿市の特徴としまして市内には多くのホテル等宿泊施設があり、リネンや米などの食料品を大量に持っておりますので、災害時の応援協定について締結できないか、関係者と協議を進めていきたいと考えているところであります。

次に、原子力災害の運営体制はどうなっているのかということでございます。県では鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編により、川内原発から半径30km圏内にある薩摩川内市や関係周辺市町村の広域避難計画の策定を支援し、避難先の調整を図るとなっており、このことにより本市にいちき串木野市の約1万4千人の避難計画が示されているところであります。県内における受入体制については、鹿児島県及び県内の市町村間において結ばれた災害時相互応援協定により、このような広域的・大規模な災害が発生し、要請があった場合に支援体制を取ることであります。また、避難計画については鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編及びいちき串木野市原子力防災ガイドブックにより、避難の方法や避難所の運営等について示されており、これによりますと県及び関係周辺市町村は受入市町村に対し、避難の受入・準備を要請し、避難方法については自家用車及び県が手配したバス等により、道路状況や交通状況、また風向き等に基づき三つのルートが選定をされております。避難所の開設や運営については関係周辺市町村、いちき串木野市の場合、これが実施し、各避難所へ職員を派遣するということになっております。また、県は被災者の生活維持のために必要な物資等を調達・確保し、情報提供や要請に対応するとともに、災害の規模や被災者の避難・収容状況、長期化等により応援、応急な仮設住宅への移転や避難対象区域外への広域的な避難などについて協議することとなっているところであります。また、原子力災害が発生し、被災者受入れの要請があった場合には、本市としましても県や社会福祉協議会等と連携し、災害時相互応援協定や本市の地域防災計画に基づき、可能な限りの支援・協力を行ってまいりたいと考えております。また、避難計画等の見直しにつきましては、県が例年実施をしている原子力防災訓練により、関係機関相互の連携や段階的避難の手順等の確認及び避難訓練等が行われており、いちき串木野市においては自主防災組織等により本市までの避難経路の確認、本市の避難所の視察等も実施をされていることや、また三反園知事も関連施設、市町村等を

視察していることから、今後県や30km圏内の関係周辺市町村等において、避難計画等の検討、また修正もされていくものと考えているところでございます。

それから、原子力災害の受入時のところで、備蓄はどうなっているのかということでございます。食料等の調達につきましては、県の地域防災計画により現在県が備蓄しているものや、県が事業者やNPO法人等と締結している災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定、これにより調達をし、供給されるものと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** まず、地熱の恵みの関係ですが、凍結にした理由は何かということふうに伺ったところ、旅館、観光業界、それから市民からの不安や心配の声が届いているということで、より深い説明、理解を求めるんだということでした。ということは、関係業界、あるいは市民の方から十分な理解と合意が得られてないという判断ということになります。そういうことでよろしいんですね。

**○総務部参与（中村孝）** そのような声があるということで、市としてもそのように判断をしたところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 関係業界、市民の理解を得るといふふうに判断して進めてきたわけでしょうけれども、そこは理解を得るといふことにはなっていないということにも、思いを新たにしたいということだろうと思うんです。そのことによって凍結をしたということになるならば、関係業界、あるいは市民の理解、合意がないうちは凍結を解くということはないということになります。そういうことでよろしいんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 市民であるとか、観光関係事業者の方に市民の皆様からも不安の声がありますので、そのような声にですね、耳を傾けまして、不安を解消するような努力をしてまいりたいという形で考えております。

**○14番議員（前之園正和）** いずれにしても、理解、合意が不十分だったので、それに応えるために凍結したということですから、それが理解、合意を得るまでは凍結を解くことはないというのが、客観的に見てそういう論理立てになるわけでありまして。

それから、もう一つですね、議会との関わりについてですが、議員の表決に対して介入とも思われる行動を取ったことや掘削費用を減額して修正可決され、これは2月25日から3月31日の申請のその辺りのことですが、予算がないのに掘削のための手続を進めたこと等に対して、反省すべき点がある、いや瑕疵があったという認識なのか、それとも全く問題はないという認識なのか、明確に、端的にお答えください。

**○総務部参与（中村孝）** 我々としては、議会の方から慎重に審議をして、専門家の意見を聴いてということでありましたので、我々はその、言えばそういう専門家の意見を聴くということの目的で、そういう手続をしたところでございますので、ご理解を賜りたいと思いません。

**○14番議員（前之園正和）** 専門家やそういう人の声を聴けっということだったので、聴いた

と。だけでも手続は進めたんだということですけど、それはおかしいんですよね。仮に、専門家の声を聴けよということ、それはそれだけではないんですが、を理由にして事実上の否決をしたんです。可決をした上で注文を付けて、専門家の声を聴けよではないんですよ。それは、理屈にならないんです。ですから、そういうことを今言い争うつもりはないんですが、そういったこの間の議会の対応に瑕疵があったという認識なのか、問題はないという認識なのか、今の答弁は問題はないという認識だというふうに、答弁としては聞くんですが、そういうことでよろしいんですね。

**○総務部参与（中村孝）** 専門家の意見を聴くという形では、こういう手続を進めさせていただきました。それとあと地熱開発事業の実際の予算につきましては、臨時会の方で皆様の方にも説明をし、お認めいただいたということで、それからの作業を進めているところでございますので、最初の申請の部分につきましては、専門家の意見を聴くということで手続を進めたということでございます。

**○14番議員（前之園正和）** これまで、今日だけじゃなくてですよ、何回言っても分からないんですよ。予算を得たのは7月の臨時会ですよ。7月だったですかね。2月、3月の時点ではその分については修正減額して、否決、事実上の否決をして、予算はないんです。そして、予算を認めた上で専門家の声を聴きなさいよだったら、事務を進めながら専門家の声を聴くでもいいでしょう。ところが、いろいろ事情、理由があってそのうちの 하나가専門家の声も聴けというのが理由であって、理由の一つであって、結果は事実上の否決なんです。なのに、事務を進めるということは全く根拠がない。そのことをいまだに反省しないというのはとんでもない問題です。ということを改めて言っておきます。

それから、最初3月31日に県への掘削許可申請を出したのは仮申請だという説明だったんですね。ところが、仮申請という手続はないではないかということ指摘すると、あとで差し替えたという説明に変わったんです。差し替えたのであれば、いかなる方法だったのか聞くと、直接持って行ったのか、使送便だったのか、メールだったのか、郵便だったのか、はっきりしないということでしたよ。そういう答弁をされた経緯は記憶してますか。

**○総務部参与（中村孝）** そういう説明をしてきましたけれども、これまでの経緯として。

**○議長（松下喜久雄）** 答弁、いいんですか。終わったんですか。

**○14番議員（前之園正和）** 経緯を認めるかって言っただけだから、認めるって言ったんだから、もういいです、はい。

続いてですね、差し替えたということで、今言ったように使送便だったか、メールだったか、何だったか分からないって言うことでしたので、それではいつだったのかということも伺いました。そしたら、4月5日に説明会があったということもあってですね、4月5日以降だったと言うだけで、日にちは分からないって言ったんですよ。その差し替えと言った、差し替え日は分からないって言ったんです。それなら、県に問合せ確認するよう求めたんで

す。そしたら、県も分からないと言ってるって答弁しました。事実関係だけ確認いたします。そういう説明が経過として事実ですね。

**○総務部参与（中村孝）** この申請書につきましては、何回か県とのやり取りをしておりますが、正式な申請書類については4月の12日に県の方に直接、南薩地域振興局の方に、直接職員の方に手渡しましたけれども、その途中で書類の不備等についてやり取りをしている部分もありましたので、そのような発言をした部分があったところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** とにかく、差し替えと言っていたので、差し替え日は市は分からない、県に問合せても県は分からないって言ってるって言ったんですよ。昨日、今日4月の12日に持って行ったというふうに言われました。その4月12日というのはいつ出てきたかということです。我々共産党の議員は県内に何十名かいるわけですが、例年、地方議員団で県に対して要求をまとめて、対県交渉を行います。そのときに、県内の共産党の議員団で対県交渉を行った際、私はこの問題も取り上げました。市は、こういうことで差し替えたというふうに言っているが、その文書はいつどうしたんだというようなことですね。そしたら、そのときに3月の31日ということになっているけども、4月の12日に印紙を貼ったものを持って来たって言ったんですよ。そのときに4月の12日って初めて出たんです。私はびっくりしましたよね。県に問合せても県も分からないって言ってるって言ったのに、県に直接聞いたら4月の12日に持って来たって言うんですから。その情報を得てから、当時指宿の決算特別委員会の最中だった、最中か始まる前だったと思うんですよ。県から私からこういう質問があったというふうに聞いたかもしれません、いや、向こうが、あったのかもしれません。私が4月の12日、県が持って来たという情報を得てから、それで市の方が12日という日にちが出てきたんじゃないですか。なんで、市が差し替えをした期日が分からない、県に聞いても分からないって言ったのが、4月の12日という、県は明確に言っているのに、分かっていたのにそれは隠したんじゃないか、言わなかったんじゃないかと思うのは当然じゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** 4月の12日につきましては、南薩地域振興局の職員の方に渡しまして、その振興局の方から県の方に書類の方が届いていると思います。我々が確認をしたのは、県の方にしたものですから、そこでちょっと分からないという答弁をさせていただいたところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 持って行ったのは南薩地域振興局だと、問合せては県にしたから、食い違いが出たんじゃないかと。おかしいじゃないですか。提出した相手に問合せるならするでしょ。それが、場所が違っただって、県が分からないっていう、県が分からないって言ったって言ったんですよ。差し替え日は市は分からない、それなら県に問合せてみろって言ったんです。県も分からないと言ってるって言ったんですよ。今、4月の12日と言っているからいいっていう問題じゃないんですよ。隠してたのか、わざと言わなかったのか、もうそれしかないじゃないですか。まだ、それにも反省はないんですか。

**○総務部参与（中村孝）** この手続に関しましては、議会の皆様に説明の不足があったこと、配慮が足らなかったことについては、我々としては本当に申し訳ないという形で反省をしているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 説明の不足じゃないんですよ。こちらがわざわざ差し替え日はいつかって聞いてるんです。分からないと言うから県に聞いてみなさいって言ったんです。説明不足っていうのはですね、こちらが例えば質問がなかったんで、ついついそれを語るに至らなかったということであるならば、説明不足で通るかもしれない。わざわざその質問をしてるじゃないですか。なのに、市は分からない。県に聞いても分からないって言ってる。分からないことないじゃないですか。そして、私が4月の12日という情報を得てから、それから決算特別委員会なりで4月12日だったという言葉が出てきたんですよ。説明不足じゃないんじゃないですか。嘘を言ったということしかないんじゃないですか。私は嘘という言葉、あまり使いたくない。確たるものがなければ。先ほど市長も、言葉とは大変な問題だというふうなことを言いました。そういう意味においても、嘘という言葉はですね、めったやたらに使いたくないですよ。分かってて言わなかった、そうとしか思えないじゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** このことに関しましては、前之園議員の方が県の共産党さんの方から県の方に照会があってからということですが、一応我々としては県の方に確認をしたら、4月の12日であったという形で、事前に確認をして、その確認がその決算委員会の前でありましたので、そこでそういう4月12日という形で説明をしたところでございます。一応、こういう手続の関係で皆さんの方に混乱を招くような形になったのは、反省をしているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 私が情報を得てから、その後の決算委員会というふうに私も言いましたけども、その辺の認識は、時期としての認識はしているようですね。今、県に問合せたら、いつの時点が分かりませんが、決算委員会の直前ということなんでしょ、流れからして。県に問合せたら4月の12日だったと言ったっていうことでした。私がその差し替え日はいつか、分からないんだったら県に問合せてみろと言ったのはいつか、ちょっと今即座に日にちは出てこないんですが、それよりも前は前ですよ。そのときは、ちょっと書類をひっくり返してみないと分からんからということじゃないんです。差し替え日が分からないと言ったんですよ、それが答えですよ。調査に時間を要するっていう意味の分からないじゃないんですよ。県に聞いたら分からないって言ったんですから。後で聞いたら、4月の12日だったと。市が独自にというか、市が単独で、悪く勘ぐればですよ、県に問合せもしないで分からないって答えを引き出したのか、あるいは県も一緒になって分からないってことにしようとしたのか、何か分かりませんよ。でも、少なくとも市は、4月の12日という事実がはっきりしていながら、差し替え日が分からない、県も分からないって言っている。そ

して、先ほども言ったように、その方法も使送便だったか、メールだったか何だか分らん。最後にはなんか手で持って行ったんじゃないかっていうような話にちょっとなったようですけど、それさえも分からないって、そんな重要なことをですよ、どういう手続を取ったか、いつだったかも分からないっていうことで通ると思ってるんですか。時間がどんどん進みますので、最後に聞きますが、100条委員会でもないのでも何を言おうと、何を隠そうとも、当座しのげるということなんじゃないですか。市長、どうですかそれは。

**○市長（豊留悦男）** 今、議員がご指摘のように、手続上の多くの課題、問題があった。そのことについては認めざるを得ないであろう。ただ、日付のそのことについても、担当、そして最終決裁者は私でありますので、私は私から自ら、この手続上、その他議員の皆様に変な混乱、迷惑を掛けたということで、私は謝ったところでございます。ただ、担当、事務担当者としてはこういう考え方で事務を進めたという、そういうことで今答弁をさせていただきましたけれども、最後にいろいろと誤解、又は皆さんにご迷惑を掛けたことについては、担当者も反省をしておりますというような答弁がありましたので、そのことで是非ご理解をいただきたいと思います。もろもろのそういう問題がありましたので、凍結という、そういう判断をしたのも事実でございます。

**○14番議員（前之園正和）** 端的に言えば、手続上のミスがあったということでよろしいわけですね。

**○市長（豊留悦男）** 手続上のミスという、そのことがどういう経緯からのミスかということも十分に調査しないといけませんけれども、日付の問題というのは、今議員の皆さんには大きな問題点としてクローズアップされているわけでございます。その日付につきましては、いろいろその後の手続を含めて、そうせざるを得ないような状況であったのかもしれませんが、それが適切であったかどうかということについては判断はできませんけれども、私としては手続上の問題としてそれを捉えておりますので、そのことについては最終決裁者の私として、これまでも申したとおり、議員の皆様に変な迷惑掛けたことについて謝ったところでもございます。

**○14番議員（前之園正和）** それからですね、地熱に関する議会の陳情があった際に、市の担当職員が陳情取下げ依頼とも取れる行動をしたのに対して、副市長は陳情者と知り合いだった、そういった類の言葉でしたが、知り合いだったとか、時間外だったからとか、個人の携帯からだったとか言って、これを擁護しました。市長は確か、さすがにそれはまずいという趣旨のことを述べられた記憶が私もあります。そして、副市長は自らは議員への裏工作とも言うべき議会への介入をしておきながら、新聞報道によると配慮が足りなかったとしながらも訪問が悪いとは思っていないなど、根本的反省はなく、今に至っております。前段で言った、地熱に関する陳情者に、その取下げ依頼とも取れるような行動を起こした職員については、何らかの処分が出たやに聞いているわけですが、それを擁護した副市長については何ら聞

いていないわけですけれども、行政の責任ある立場の人としてこれは許されるのでしょうか。副市長なり、市長なり、教えてください。

**○副市長（佐藤寛）** 議員のところに訪問したという件で報道された件につきましてですけども、議会と執行部と申しますのはよく車の両輪に例えられますけども、時にはアクセル、時にはブレーキになるものだと思っております。そうした中で、適度な緊張関係の中で市政の発展に尽力しているものと考えているところでございます。こうした視点から議員宅を訪問し、議案などについて説明し、あるいはそのご意見等を伺うということはこれまでもあったと認識しており、また、情報を共有するという視点からも大切だと思っております。ただ、今回につきましては、100条委員会の設置が検討されているという時期であって、こうした時期に訪問したことに対して配慮が足りなかったというところで思っているということで、紙面の方で反省しているという言葉が発したということでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 100条委員会が取り沙汰されている頃でしたので、そういう時期ではおかしいということかと思うんですが、100条委員会でなければ、通常の、例えば予算なり、補正予算なり、条例なりだったら問題はないという解釈なのかということにも取られますよね。100条委員会の時期だったからまずかったんですか。それとも、そもそも議員のところに行って、説明をするんだったら全員協議会、全体のところであればいいわけですから、個別に投票行動を左右するようなことを言ったことに対する反省はないんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 議員の方々は多くの有権者の負託を受けていることは、十分承知しております。様々な事案などを判断されますけども、議会での意思表示としては賛成、反対、棄権、あるいは退席と、そういったような行為があると理解しております。本来、そうした議員が判断すべき行為について、言葉が発したということが軽率だったと思っております。ところで

**○14番議員（前之園正和）** 非常に、この微妙な発言なんですよね。軽率というのもですよ、やるべきじゃなかったという意味なのか、悪く取れば、ばれるような言い方をしたから悪かったと、これはちょっと穿った見方かもしれませんが、軽率というのはいろんな幅を含んでるんですね。根本的に反省というのはあるんですか、ないんですか。市長はまたこれに対してどうなんです。前段の市民への陳情取下げ要請とも取れることについては担当職員は何らかの、注意だったか何だか、広い意味での処分を受けたと思うんですが、副市長についてはこれを擁護してるんです。市長は、それはまずいって、すぐ即座に答えましたよ。副市長は擁護したままなんです、まだ。どうなんです。

**○市長（豊留悦男）** 陳情という大きな市政に関する判断に左右するような事態でありましたので、私としては適切ではなかったのではないかとというようなそういう答弁をさせていただきました。ただ、現実問題といたしまして、私は村・町・市・県という議会対応をしまいに、言

業は悪いですけれども事前にいろいろ協力をお願いするための訪問というのは、私自身はやった経験があります。例えば、ある事業をやるために、こういう事業ですと、ですから今回議会では是非ご理解いただき、賛成をしていただきたいというような事業説明とともに思いを伝えたことはあります。つまり、これは一般的に根回し的な、というようなことを言いますけれども、それが時と場合によって許されるときと許されないときもあるかもしれません。今回、それが判断基準としてどうだったか、問われた場合には私は適切ではなかったのではないかという判断をしたところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 議案なり何なりをですよ、よく十分理解をしていただいて、可決なり認めるなりしていただきたいという思いが強いのであれば、全員を相手にしてやればいいわけであって、個別に行くということですよ、私はもう問題ありません、賛成ですってところに行くのかどうか。それは、多分反対なり態度を決めかねている人、いわゆる立場を、できるものなら変えてもらおうかなってという思いを持って行くわけでしょ。ですから、そこはもう勘違いと、その思いで理解をしていただきたいっていうんだったら全体に説明をする。あるいは開かれた本会議で、委員会で。あるいは場合によっては全協等懇談会も含めてですけれども、とにかく全体を相手にしてやるべきだということを申し上げておきたいと思えます。

時間の関係があります。最初に確認しましたが、凍結の理由というのからしても、理解が十分でなかったということですので、それが十分になるまでは再びっていうことはないんだと思えます。それから、確認をしますが先ほども国への手続の取下げは、いつだったですかね、答弁がありました。県への掘削申請の方は、許可申請の方は取り下げているんですか、しないんですか。昨日、今日ちょっと混乱というか、明確になってないので。県への方は取り下げてるんですか、してないんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 県の掘削申請についての取下げですけれども、県の方からは平成28年6月17日付けで温泉掘削許可申請の処分結果についての表題で通知をいただいております。その通知によりますと、申請地が自然公園法の特別地域のため、別途同法の許可が必要ですので、許可が得られるまでは温泉掘削の許可処分は保留とされますとあり、自然公園法の許可が得られなければ掘削許可は得られないことになっているところでありますので、県の掘削申請については取下げの申請は行っていないところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 昨日の答弁では、そちらの方を取り消した、取下げたように聞こえたんですね。とにかく、県の方が保留にしているだけで、保留という言葉が妥当かどうか分かりませんが、決裁をしてないだけで、市としては取下げはしてないということのようです。そこでですよ、凍結という意味合いについてですけど、凍結ということであるならば、1回なんもかんもりセットする必要あるんじゃないかという気がするんですけれども、先ほどもありましたが九州電力、セイカ、これがコンサルだったのか事業者だったのか

分かりませんが、これも1回リセット、全てリセットというふうにすべきじゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** 考え方によってはそういう形も選択の一つであります。しかし、この地熱の発電は、地熱の恵みのプロジェクトは賛否両論あります。多くの市民が反対をしているので、環境省としてもこれを許可すべきではないというような、そういう文言も見ました。しかし、多くの反対、市民の反対という、この漠とした多くのという、これについて。そして、私どもは市民の多くが賛成をしていると、じゃどういふことで多くというその判断をしたのかというようなことも指摘されましたので、今は取りあえず、市民の説明とか関係者への説明が足りないからこの地熱の恵みのプロジェクトは問題があるという、議員の皆さんからの指摘でございますので、取りあえずは凍結という形で判断をし、理解を求めたところであります。

**○14番議員（前之園正和）** 私が言っているのは、これまで問題として言われているのは市民の合意の問題がどうだとか、旅館業も含めて関係業の理解がどうだとかいう問題、議会での対応の問題がどう、それから前の質問者ではその九電やセイカ、事業所の問題、いろいろこう問題視されているわけですよ。市当局から言わせれば、それはそれで言いたい分があるかもしれませんが、そこが問題視されていることは事実なんですよ。そういう中において、全てをリセットするというのも、選択肢としてはあるんだということでしたが、この際、やっぱりそこまで覚悟する必要あるんじゃないですか。全てをリセットする。そして、再構築をして理解が得られ、関係のところですよ、ということになればまた別の道があるのかもしれないけれども、そこは今は言いませんが、何しろ凍結というわけですから、一旦リセットと、全てを、そういう決断が必要なんじゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、この事業は地方創生戦略の中にも盛り込まれ、そして将来の人口ビジョン、そして市の総合戦略、振興計画の中にも盛られておりました。つまり、これは行政と市民が一緒になって作った計画でございますので、すなわち白紙撤回となりますと、この審議員の方々を含めいろいろ説明をし、手続が必要だろうと、そういう判断で凍結という形へ選択したわけであります。

**○14番議員（前之園正和）** 白紙撤回か凍結かという問題もありますが、凍結においてもリセットという道はあるだろうというふうに思いますので、そこはまたこれ以上は申し上げませんが、凍結の中においても全てをリセットという道はあるということだけ申し上げておきます。

それから、もう時間がありませんが、高齢者の運転免許証自主返納についてですが、これはもう最近あちこちで取り組まれていることではあると思うんですが、その自治体の事情によってもどういう対応ができるのかということには違いが出てくると思うんですよ。公共交通機関があるところは意外と、そこをパス券を渡すとか簡単にできるかもしれません。そこで、一つその、現在子育て支援パスポート事業というのがありますが、あれはご協力い

ただける事業所を募って、その協力と、一緒にやっていくということですが、この子育て支援パスポート事業のような同じような仕組みを考えられないかどうか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** この運転免許証の返納に対して、その子育て支援パスポートのようなシステムの構築ということでございますが、今市内の協賛をいただいている事業者等に協力をお願いしていきたいと考えておまして、まずはこの協賛をいただける事業所等の発掘、そういうものをして、そこがある程度なりましたら、また新たなシステムというふうなものも考えていきたいと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** 名前はどうか分かりませんが、大雑把に言えば似たような仕組みということでよろしいわけですね。検討の方向にあるということでもよろしいわけですね。

**○総務部長（有留茂人）** 今回のこの運転免許証の自主返納というのは、先ほど議員もおっしゃいましたように年齢の制限はないというふうなことで、ただし高齢になったら検討する必要があるというふうなことで考えておりますので、この促進というふうなものは交通事故防止の面からは有効な手立てだろうと思っております。そのシステムについては、またその子育て支援パスポート等のシステムも参考にしながら、事業所が増えてきた段階でですね、検討していきたいと思えます。

**○14番議員（前之園正和）** 地域防災計画については、随時検討、改定をしていくということで、今年度中にはということでしたが、幾つか、これは幅が広いわけですので、限られた時間の中ではできないんですが、一つだけ提起をしておきたいと思うんですが、ハザードマップというのは非常に大切なものだろうというふうに思うんですが、これも1回配ればいいっていうもんでもないんじゃないかなど。少なくとも、例えば議員も市長の方も任期は4年ですけれども、4年に1度ぐらいは配りなおすということがあってもですね、いいんじゃないか。もうもらったけれどもどっかいつちゃってるということもあり得ると思うんですよね。また、同じだったら例えば災害のときに持って行くっていうことになれば、防水のマップということの方が泥びたしになっても持てるということなどを考えればですね、いう気がするんですよ。ですから、防水とかそういうことを、4年に1度とか、例えばなれば、その辺についても知恵も出てくると思うんですね。ですから、そういうことも含めて、例えば4年に1度、繰り返し繰り返しになるかもしれませんが、改定するものはして発行していくと。1度出しておしまいということじゃなくて、そういうことも必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○危機管理課長（園田猛志）** ハザードマップにつきましては、毎年毎年、土石流の危険地域等の変更もあります。その中で現在市が出しているハザードマップが切れてきていることから、来年度増刷をし、今後においてはですね、更に地域の危険箇所等の見直しをしながら、新たなハザードマップの作成も検討してまいりたいと考えているところでございます。

○14番議員（前之園正和） それから、原子力災害のときの備蓄、あるいは管理運営等については、場所は市が提供するけれども、管理運営、備蓄、それから食料供給等については県だというふうにこれまでも言ってきたし、今日の答弁でもそうなわけです。これもですね、共産党の議員団で対県交渉を行ったときに、この件も聞いたんですが、県が原子力災害の受入れに対する市との管理運営、食料供給等については県の責任ということになっているがということで聞いたら、その備蓄に関する予算は取ってないってということなんですよ。市に聞けば、それは県だというふうに言うけれども、原子力災害時の避難、いちき串木野市から例えば指宿市に1万4千人来る。その人の必要な備蓄等についての予算は取ってないって言うんです。これはですね、原子力災害はないだろうという、いわゆる神話論の一つだというふうに思うんですが、これについてはどのように考えるでしょうか。県と言うなら県にやっぱり責任を持ってですね、計画を立ててもらおうということ、やっぱり進言すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○総務部長（有留茂人） 県の地域防災計画によりますと、県が備蓄をするということになっております。県の方が米の販売店業者等と供給可能量のその協定とか、それから粉乳、それと漬物、味噌、醤油等の調達についても協定で結んでいるようでございます。また、先日はNPO法人フードバンク鹿児島と災害時に備蓄してある食品を被災者に供給する協定を結んでいるというふうなことでございますが、県独自としての備蓄は、今のところ議員のおっしゃるとおりであるような状況でございますので、計画に沿った備蓄をお願いしたいと思っておりますし、また県が毎年、その災害訓練を実施しております。その災害訓練を通じて、その課題となったものが抽出されますので、その時点でのまた備蓄に対する見直し等も検討されるものと考えております。

○議長（松下喜久雄） 残り時間、あります、簡潔に、はい、お願いします。

○14番議員（前之園正和） 市においてなすべきも県においてなすべきもですね、備蓄はどここの責任というだけではなくて、それが実際にどうなっているかを見極めるようにお願いしまして、場合によっては県に要請すべきはするということを申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時34分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） お疲れ様でございます。13番、前原六則です。今日は非常に寒くなっておりますが、今年は9月後半からの温暖な気候と台風で、県内外の秋冬野菜初期栽培に非常に影響を与えたわけですけれども、キャベツなど葉野菜とスナップエンドウ等の収量が少

なく、高値の販売がもう少し続きそうです。全体の農家所得増に期待したいところでございます。また、12月7日、韓国から8名の方々が鹿児島での農協組織活動研修に訪れ、同行いたしました。夜は指宿いわさきホテルに宿泊していただき、2次会を居酒屋で、茹でたてのスナックえんどうを出しましたが非常に喜ばれ、指宿の新鮮な食材に、今度来るときはプライベートで来たいとのことでした。指宿の新鮮な野菜ですばらしいもてなしができましたことで、郷土に誇りを持ったわけでございます。

では、順次、通告に従いまして質問をまいります。

1件目の農業振興についてですが、9月定例会でエコファーマー認定者を前提とした有利販売方策についてお聞きしましたが、今回はそれにつながる具体的な減農薬推進についてお聞きいたします。まず、去年はオクラ栽培農家へのIPM技術推進に取り組んだと思いますが、どのような結果だったかお聞きいたします。

2件目の地域コミュニティ組織推進についてお聞きします。現在、地域コミュニティ組織モデル事業を始めて3年になりますが、進化している地域、進化に向けて組織規模を検討している地域、様々でございます。支援している側からの立場でモデル地区の現状についてどのように感じているか、お聞きします。

3件目の副市長1人制についてお聞きします。3月議会で1人制の選択をされ、9か月余り経ちますが、副市長1人制での市政運営はスムーズに進んでいるか、率直な状況をお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 地域コミュニティの組織推進、モデル地区等の現状についてでございます。今年度、モデル地区として取り組んでおります地区は3地区あります。現状といたしましては、福元区の自治会、これは新聞等で既に御存じかと思いますが、自立して地域課題を明確にし、具体的に取組を進めております。今和泉校区自治公民館連絡協議会においては、文化祭を開催するに当たり多くの住民が関わり、達成感を享受したようでございます。今後も地域内の多くの住民を巻き込み、コミュニティの構築につながる活動になるよう、模索をしているようでございます。指宿校区自治公民館連絡協議会につきましては、モデル事業に取り組み、2年目となっております。今年度は校区を四つの地域に分けて、地域住民を巻き込んだ話し合い活動へと展開していくことになっております。そのほか、岡見ヶ水区自治体、魚見校区自治公民館連絡協議会では、集落支援員を活用した話し合いの場づくりの支援を行っております。また、町区自治会では福元区自治会の子供クラブと連携をして、放課後の子供の居場所づくりを考える取組や、荒田集落ではNPO法人と連携し、地域づくりを行うなど、それぞれの地域の特性が活かされた新たな地域コミュニティ組織が広がっているものと感じているところでございます。

次に、副市長の1人制についてでございます。副市長の所掌事務につきましては、指宿市

副市長の所掌事務に関する規則において、市民福祉担当副市長とまちづくり担当副市長の二つの区分を設け、事務を所掌するように定めております。市民福祉担当副市長は総務部、市民生活部、健康福祉部、教育委員会等を所掌し、まちづくり担当副市長は産業振興部、農政部、建設部等を所掌し、それぞれの行政課題に迅速かつ的確に対応できるようにしております。現在は1人の副市長で、この二つの事務を担当しており、議員ご指摘のとおり地方分権の推進、防災・減災対策、観光行政の推進、行政改革など、山積する本市の行政課題を担当するに当たり、その負担が大きくなっているのは現状でございます。しかしながら、行政として施策を停滞させるわけにはなりませんので、部・課等それぞれの部署において、部課長をはじめ担当職員が副市長を補佐しながら、現在、市政運営に努めているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 減農薬推進について、I P Mの技術推進に取り組んだ結果のお尋ねでございます。I P Mとは耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除などを利用可能な防除技術を使いながら、経済性を考慮しつつ病虫害・雑草の発生を抑え、人の健康へのリスク軽減、環境への負荷軽減を進めるための総合的病虫害・雑草管理技術がI P M技術でございます。例えば、オクラのI P M技術につきましては、ソルゴーの植栽によるテントウムシ等の土着の昆虫を増やすことにより、害虫であるアブラムシの防除を行うもので、県農政普及課や関係機関で展示ほを設置をしながら取り組んでいるところでございます。平成27年度にJ Aいぶすきエコファーマーオクラ部会26戸、面積で約300 a とJ Aオクラ部会役員や農業青年クラブを中心に取組がなされ、これまでの防除方法では、アブラムシ防除を7回実施していましたが、それと比較しますとI P M技術を使った栽培ではアブラムシの薬剤防除は2回に止まり、またアブラムシの数も20分の1に減少することが分かってきたところでございます。平成28年度は、J Aいぶすきエコファーマーオクラ部会、新西方野菜振興会、J Aいぶすきオクラ部会を中心に取組がなされ、100戸以上の農家の方が面積で10ha以上のほ場で取り組んでいるところでございます。結果に個人差はありますが、農薬の散布回数が低減され、収量・品質面においても慣行栽培と遜色がなく、安心・安全な農産物の生産につながると考えてるところです。今後もオクラにおけるI P Mの普及拡大と併せてソラマメ等の新たな品目展開も図ってまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 農業振興について、2回目に入っていきます。生活分野や農業分野で紹介されてるL O V Eいぶすきの農業分野での耕種農家と畜産農家の普及状況について、両件数をお聞きいたします。先ほど、I P M技術の紹介がございましたけれども、徐々にこういう形ですね、私ども農家もですね、エコファーマーグループ以外の農家でもこういった減農薬に対して非常に興味があるわけでございます。その辺りの量、件数なども含めて教えていただきたい。

**○農政部長（宮崎英世）** LOVEいぶすきの製造と販売に関してのご質問です。LOVEいぶすきは、愛媛県において環境浄化微生物として開発された、複合微生物えひめA Iを本市においてはLOVEいぶすきという名称で、平成20年度から取り組みました。当初は家庭での使用による水質浄化を目的として、環境政策課で普及を始めましたが、畜産経営において発生する悪臭の抑制に応用するため、農政課でもLOVEいぶすきを製造し、畜産農家で使用していただきながら、平成23年度からは畜産・園芸向けLOVEいぶすきとして販売を開始しまして、平成26年度からは菌体を原料とした製造に変更し、現在はマイエンザという名称で製造・販売を行っております。販売量につきましては、実証試験等の販売も含めまして、平成27年度の販売量は2万5,2550、平成26年度は3万8670、平成25年度は2万9,5550ということになっております。また、畜産農家・耕種農家におけるマイエンザの利用者については、平成27年度においては、畜産農家の実数で13軒、家庭菜園を含む耕種農家利用は、延べ290軒の方々を利用されているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 指宿のあの農家戸数からいけば、まだまだという感が否めないんですけども、これらからですね、この使用した農家からのデータっていうのを吸い上げていると思うんですけども、もしそのデータがありましたらどのような分析になってるか、教えていただきたいと思えます。

**○農政部長（宮崎英世）** マイエンザ、今愛称は呼んでおりますが、製品名ですね。これの耕種農家の方々の利用の効果ということで回答させていただきたいと思えます。この耕種農家の利用に関しましては、なかなかこの菌体の部分がございます、数字的には効果というのが測れないところでございます。しかし、以前農業関係の書籍で取り上げられた記事がございますので、それを引用させていただきますと、まず温暖で1年中農業が盛んな指宿市でも、えひめA Iですね、は大人気でございます。LOVEいぶすきという愛称で、主婦から園芸農家、畜産農家まで愛用者が増えているという、とこういう噂があるということで指宿を訪ねてみたというような文頭で始まりました書籍でございます。その中で、使った耕種農家の方々の意見がたくさん出ておりますので、それを効果として考えられるんじゃないかと思えます。まず、この耕種農家の方々からは、霜の被害を受けたソラマメに関しまして、ソラマメがこの当時LOVEいぶすきですね、それを散布することによってソラマメが復活したというような声、またその作物の根を強くする効果があるとか、木がものすごく元気になったとかというような声があるということで、その書籍の方に書いてございましたので、これが効果になるんじゃないかというふうに考えております。

**○13番議員（前原六則）** やはり、先ほど最初の段で言いました、スナッフえんどうとかですね、オクラとか、指宿のブランド品としてですね、非常にこう生食って言いますか、少し茹でただけで食べられ、食べることが美味しいという園芸作物が多いわけでございます。そういう中において、やはりこのしっかりとしたデータっていうのは反収当たり、試験区とです

ね、既存の区と、どのようにこの比較、差が出るのかというような比較っていうのをこうやってみる必要があるかと思います。そのためにはですね、いろいろこのいろんな雑誌に載っておりますが、農業の専門誌に載っておりますけども、それらの内容をですね、認定農家の会合とか、JAにおいて生産物ごとの部会等の生産管理の会合が、JAの場合はきめ細かくございます。その機会を捉えて、JAとのですね、連携を図ることでですね、また普及展望が見いだせると思うんですが、このことについてどのように考えるか、お聞きいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 先ほど答弁させていただきましたが、なかなか数字的なものが成果として測りかねる部分がございます。しかし、今議員がおっしゃいましたように、例えば散布をするほ場の散布前の収量、散布後の収量、そこら辺りは統計的に取っていけるといいますので、そこら辺りは研究をさせていただきたいと思います。また、農協との連携ということですけど、やはりこの減農薬の野菜というのは安心・安全でございます。消費者が求めている部分でもございますので、この減農薬推進、IPM技術の普及というのは、JA等とも協議をしながら推進をしていきたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** LOVEいぶすきということで、私はもう刷り込まれておりました。ところが、先ほどマイエンザという菌体にこの呼び名が変わったということなんですが、何か訳があったんでしょうか。お聞きいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 当初、LOVEいぶすき、これは先ほど答弁いたしました愛媛県でえひめAIという形で開発されたやつを指宿市版で、安上がりな材料を使うと。例えば納豆を使って納豆菌を使うとか、ということで最初作っておりました。しかしながら、えひめAIが生産に使っております菌ですね、それを使った方が少し価格が高くなるんですが、そちらの方が効率、生産量ともいいということで、マイエンザという形で製造を始めたということでございます。だから、今作って販売をさせていただいているのは、もうマイエンザになっているということでございます。

**○13番議員（前原六則）** ということは、菌体がちょっと変わったというような理解でよろしいかと思いますが、指宿の園芸作物のトップ級であるオクラ、ソラマメ、スナップえんどう等は日本列島のリレー出荷作物でございます。それゆえ、他の産地出荷が始まると価格が下がってまいります。IPM技術を駆使して育て、収穫した安心・安全な園芸作物を指宿独自のトップセールス、指宿ブランド品として認証制度を設けてPRできないか、お聞きいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** IPMを活用した安心・安全をトップセールスの指宿ブランド品として認証制度を設けて、PRはできないかというご質問でございます。JAいぶすき管内において秋冬野菜が本格的な出荷を迎える時期に行う秋冬野菜販売促進消費地会議、11月のトップセールス等を通じまして、IPM技術を使った安心・安全な野菜のPRや販売努力を市場にお願いをしているところでございます。特に路地のオクラのIPM技術につきましては、

全国的に注目をされておりまして、農協の活動方針の中でも積極的な取組が示されているところでございます。県としても鹿児島県の農林水産物認証制度や鹿児島ブランド産地指定などに取り組みながら、消費者に安心・安全な農産物の提供と農業が環境に負荷を掛けない農産物生産による有利販売に努めているところでございます。これらの制度の活用による有利販売など、JAいぶすきや生産部会等も連携をしながらしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** これからも、やはり指宿市の稼ぎ手と言えば農業と観光でございます。是非、安心・安全の農作物作りにですね、農政課としては頑張ってくださいと思うところがございます。

次に、答弁によるとモデル地区によって活動状況は違うように感じられますが、福元地区におけるコミュニティ組織の中で二つの自主的な活動が芽生えているとのことでした。どのような地域コミュニティ支援で自立した活動組織につながっていったか、お聞きいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 福元区自治会においては、現在七つのグループが立ち上がり活動を行っております。活動状況につきましては、子育て支援グループが子供クラブを立ち上げ、地域の高齢者ボランティアが子供たちを見守る活動や、11月末に絵本作家のサトシンさんという方をお招きしまして、地域や住民などができることを気軽に語り合える地域づくり子育て支援セミナーを開催しまして、多くの方が参加しております。それと、空き家の利活用については、地域の方の協力でその空き家を整備いたしまして、地域の交流を図るための茶飲み場を設置しております。なお、一集落でしか残っていなかった伝統行事、亥の日については、区全体で継承しようとやまがわ豊祭りで披露いたしました。また、盆踊りが30年ぶりに復活しまして、南日本新聞の広場欄に盆踊りの復活という小学生の投稿が掲載され、頑張っている大人の姿を子供はしっかり感じ取っていることが分かっております。それと、学ん方グループでは住民がそれぞれ教える側にも、教わる側にもなれる交流の場を作っております。福元再発見グループでは転入者に対して、ウェルカムファイルという、これは福元の特産品情報やバスの運行表などが入ったファイルでございますが、これを配布したり、お試し移住者との交流会を開催しております。なお、取組内容については、福元区の多くの区民の方に知ってもらい、楽しみながら関わっていただきたいということで、5月と9月には活動経過報告会を開催しております。市の支援といたしましては、この地域実態を把握するためのアンケート調査、前向きなその話合いの学び、誰もが意見表明できる対話の場づくりなどの取組を集落支援を活用して、地域の皆さんと一緒に進めておるところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 今、福元区の方の説明がるるありましたけども、私はやはり福元区ってところは、まず県のコミュニティづくり重点推進モデル事業、これが先行して走ったということと、それから拠点施設が区の所有であって、条例公民館でなかったから、スムーズ

な推進ができたんじゃないかということのを非常に考えるわけです。そこで、この山川地域以外のですね、旧指宿地域におきましては、現在、条例公民館を利用してコミュニティ組織づくりに邁進しているわけなんですけど、今後この指宿地域の中でも指宿校区におきましては四つの地域に分かれて、今後コミュニティ組織を立ち上げる研究をしようかっていうことで、その方向付けがなされてきたわけでございますけども、そういうコミュニティ組織がですね、それぞれ分かれていったときに、この条例公民館との関わり、それからコミュニティ組織との関わり、これがどうなっていくのか、今後このコミュニティを根付かせていくためのですね、ここの裾分けができないと非常に混乱するんじゃないかと思うんですが、その辺りの考えをちょっと教えていただきたいと思います。

**○教育部長（長山君代）** 本市では、社会教育法第24条の規定に基づきまして、指宿市立公民館条例を制定をいたしまして、中央公民館1館、校区公民館12館の合計13館を設置しているところでございます。これらの条例公民館は、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置をしているところでございます。そして、これらの目的を達成するため、各公民館に非常勤職員の公民館長、公民館主事を配置し、定期講座や討論会、講習会、講演会の開催、体育・レクリエーション等集会の開催、各種団体・機関等の連絡調整、図書、資料等の整備、その他公民館の公共的利用に供する各種事業などを実施をしているところでございます。また、これらの事業実施に当たりましては、地域実態に即した事業運営や事業の充実化を図るため、地域内の自治公民館をはじめとする地域代表の11名の方々で構成される校区公民館運営委員会を設置しているところでございます。なお、指宿地域におきましては、特に校区自治公民館連絡協議会が校区公民館を活動の場として利用し、地域づくりの話合いや講演会、青少年育成に関する会議等様々な事業を実施していただいているところでございます。公民館主事は、そのような事業に関わる資料印刷や文書配布等のお手伝いをしているところでございます。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 福元区は区単位で、新たなコミュニティづくりを広げておりますが、今和泉校区や指宿校区は校区単位で、これは公募をかけて新たなコミュニティづくりの公募を行った結果、校区単位で応募して、今そのモデル事業をやられているわけでございますけれども、今和泉校区につきましては、世代や立場を超えて交流できる場や機会を、中心を文化祭というところに持ってきまして、その文化祭を中心にしてコミュニティづくりを進めております。これも校区単位でやっておるんですけども、あと指宿校区の方はもう議員が御存じのとおり、今はその四つの地域でやれないかということで模索しているような状況でございます。あと、魚見校区につきましては人的支援を行っておるんですけども、これについては今アンケート調査を行ったところでございます。

**○13番議員（前原六則）** ちょっと理解できないんですけども、私は平成26年9月議会で質問

したんですが、この条例公民館とコミュニティ組織のですね、このなんて言いますか、運営の仕方、それぞれ分かれてくるんじゃないかということで、条例公民館はどうするのかと、旧指宿地域においては特にですね、考えないといけない問題じゃないかと。そうしないと、この主事がですね、コミュニティ組織の中でどういうふうにするのかと、先ほど教育委員会の方で説明があったように、主事っていうのはあくまでも社会教育の活動に従事する、また条例公民館の管理運営、これを司る方だと認識しております。そうなりますと、コミュニティ拠点というのは当然、現在はないわけですよ。また、今いる主事にお願ひしましてコミュニティ関係の行事をですね、段取ってもらおうとか、それぞれ今は校区公民館長などがですね、指宿地区においてはみんなを束ねていくというようなことをやってるんですけども、やはりその補助は主事なんですよ。主事はこのコミュニティ組織には、線引きからして所掌がない仕事をやっているわけです。そんなことから、最近仕事が増えて、非常にこの困るというような話も聞いております。今後、これはしっかりと考えていかないといけないことじゃないかと思うんですけども、今後この運営について、また拠点についてどのように考えるか、市民生活部長にお伺ひいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 確かに、条例公民館の主事さんが、今例えば指宿校区とか今和泉校区の方でかなりそのコミュニティ事業の方にも携わっているというのはお聞きしております。大変ご苦労されていることは聞いております。議員がおっしゃるように、やはり条例公民館とコミュニティづくりは分けるべきだと私も思います。新たなコミュニティづくりっていうのは、そもそも自助・共助・公助の中で共助の世界で始まるべきものであって、地域住民の方々、自らがそういうものを作っていきたいということで盛り上がっていくと、それに公助ということで私どもが支援員を使ったりとかして、応援していく形が理想だと思います。それができているのが福元区かなという思いがありまして、福元区は福元区でそういった事務員さんを雇用して、それぞれやっています。ただ、指宿校区とか今和泉校区は、たまたまそういったふうに拠点が校区公民館にあるがために、こういった状況になりますので、これについて、やはりまた今後そういった校区のその自治公民館、校区自治公民館の皆様方とお話をしながら、そのメンバーの中でですね、共助の世界でそういったものをしていただければいいのかなと。それに対して、私どもが例えばその人的支援とか、あるいはその財政的支援をできる範囲でやっていって、そういった地域住民の方々を中心になってやるべきものであるかなというふうに考えているところです。

**○13番議員（前原六則）** 答弁のとおり、条例公民館運営については主事を置き、拠点を設けて社会教育事業、活動をしているわけですが、市民共生・協働活動の推進については調査・研究を平成18年度から地域政策係で取り組み、また平成20年4月1日からは私が見ると係と言えども課に匹敵する陣容の市民協働課パートナーシップ推進係を設け、8年がもう経とうとしております。共生・協働活動、イコール、コミュニティ組織活動育成を執行部は現時点に

において、目標とするコミュニティ協議会運営の形に到達するのに、今後どの程度の期間を要すると描いているかお聞きいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 私どもが目指すコミュニティというのは、公の分野におけるその一定の財源や権限を保持して、住民が一丸となって地域が直面する様々な課題を分析、整理するとともに、目指すべき地域の将来像について計画づくりを行っていくほか、その実践活動において自助・共助・公助、これは先ほど申し上げましたが補完の原則に基づきながら自分たちの地域は自分たちの手で活性化して、再生していくという姿を理想と考えております。その考えの下、その平成26年度から28年度の3年間モデル事業を行った結果、それぞれ地域によって人口規模や課題などが明確に違います。自立して活動している福元区の事例、自治会の事例がそのまま他の地域に通用するものでないことや、活動していく中で人材育成、財政面など様々な課題がここ3年間で出てきたところがございます。今後につきましては、現在実施しているモデル事業の実践活動の検証を行いまして、他の先進地事例も参考にしながら市全体として地域内分権の理想的な仕組みづくりについて、地域の皆様と一緒に考えてまいりたいと思っております。

**○13番議員（前原六則）** 私はこのコミュニティ協議会、これがですね、指宿市内各ところで設立されていけば、市の行政の仕事っていうのは格段に減るし、また地域の皆様が楽しんで形で、地域内の生活が豊かになっていくと思うんですよ。そんなことを考えるときにですね、実は少子高齢化の進む中において、集落単位ごとの日常行事ができない地域が発生します。例として指宿校区の上手地区の現状を述べますと、戸数は90戸ですが小学生は1人という地域、また子供が、小学生が1人もいない狩集、水迫、永嶺にはなかなか高齢者だけ、もうそれも高齢化率80%以上というような状況でございます。また、その中でも特に白山地区は住民の高齢化で、公民館運営が困難ということで、自治公民館組織を解散し、協議会組織に移行したわけがございます。使送便などの行政からの委託、これはしっかりとやっておりますが、また資源ごみ収集等続けております。しかし、今後この地域がどのようにになっていくか、近くでもありますし非常に不安でございます。また、これを自治公民館を解散したために、校区公民館からも離れております。こういうところでですね、やはり上手地区というコミュニティ組織が立ち上がったなら、共助のですね、手が差し伸べられるんじゃないかと思うところがございます。市内ではこのような地域が多く散見されるわけで、行政の目の届かない行事活動等を、近隣の日常交流、あるいは集落が幾つかで組織するコミュニティ協議会で共生・協働することがこれからの地域分権に向けての姿だと思うが、本市が目指す地域運営方式は今後どのように進めていく考えか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 私どもの指宿市の協働のまちづくり指針というのがありまして、その中には地域内分権というのがあります。まさしく今議員がおっしゃるとおりで、例えばその上手の地域の方々がやはりこの小規模集落だけではやっていけないと、幾つか集まっ

てコミュニティづくりをやるんじゃないかという機運が高まればですね、私どもの市民協働課のパートナーシップ係がもう人的支援、これをもう差し伸べたいという思いはもういつでもありますので、そう言っていただければ、私どもが地域の中に入って行って、その上手地区なら上手地区のそのコミュニティづくりに一緒に参画してまいりたいというふうに考えております。

**○13番議員（前原六則）** 何度も申しますけども、この、白山地区のような、また水迫、狩集、永嶺のような地区はですね、上手だけでもこれだけあるんですよ。指宿校区、また池田校区も多くあります。こういうふうに散見されてくるわけなんですよ。早くコミュニティ組織をですね、立ち上げないと大変なことになると思うんですよ。だから、そのめどとして、また推進の方策としてどのように考えているか、もう一度よろしくお答えをお願いします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 以前もお話したと思うんですが、新たなコミュニティづくりって、組織づくりというのは行政主導でいって失敗した例がたくさんございます。私どももそういったいろんな市町村を見にまいりまして、例えば福岡県の宗像市でしたか、あの辺も視察に行っておるんですけども、やはりこれは地域づくりっていうのは、恐らくその地域の方々やはり考えないといけない話だと思います。その、それがゆえに校区、校区でまとまったり、あるいは先ほど議員がおっしゃったその上手地区なら、そういった集落でまとまったりとか、あるいはその福元区みたいな区単位でまとまったりする、いろんなパターンがあると思います。そういったことから、行政が校区でやりなさいとかいう画一的なこう、決めつけというのはできないと私どもは思ってます。そういったことから、自助・共助・公助のこういった形の中で共助でやろうというところがあればですね、先ほど来申し上げますとおりそういった支援員を使ってやりたいと。最終的には協働のまちづくり指針にあります地域内分権というのを目指すというのは、もう考え方は変わらないんですけども、まずはそういった核をそれぞれ作っていくべきかなというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 時間がないので、このコミュニティ問題につきましては、また議論したいと思えます。

次に入ります。私は、市長は市民の皆さんの生活を守るため、長期的な市政運営を透明で公平な施策の取組を提案する、企業で言う最高経営責任者と思えます。今、指宿市が主管となり共同で取り組んでいる周辺市町とのまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の協働や国・県の信頼、連携、協力のためリーダー、トップリーダーとして外交、セールスはまさしく市長の役割だと思います。地方自治法第162条により選任され、地方自治法第167条で先ほど市長の方で紹介がありました事務所掌ですね、2項について、指宿市は平成18年3月30日、規則第170号の所掌事務に関する規則を定めている市民福祉担当とまちづくり担当の2名体制により、指宿市政を円滑に運営するものと思うが、先に副市長1人体制での市政運営についてお聞きいたしました。市長と副市長の役回りはそれぞれあると思いますが、1人体制になって

役割分担に負担が生じてないかお聞きいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 市長は行政の長として指宿市が執行する事務について、包括的に管理執行権限を有しております。従いまして、行政の最高責任者として、全ての事務事業について最終的な判断を行い、施策を進めていくこととなります。また一方、副市長につきましても、この市長を補佐し、市役所の各部署が実施する各種事業等の企画、監督する職務を具体的に実践し、また市長の不在期間等につきましても、職務代理等の職務を有しているところでもあります。そのようなことで、市長の補佐的な部分もございますので、その職務というものは多種多様であるというふうに捉えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** では、県内他市のですね、副市長体制はどうなっているか、人口と予算規模等も含めてお聞きいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 鹿児島市を含む県内19市における副市長の配置状況でございますが、2人体制を採っている市が鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、志布志市、始良市の7市であります。また、7市の人口と予算規模ですが、人口は本年4月1日現在、予算につきましても本年度の当初予算で申しますと、鹿児島市が60万3,779人の2,421億8,600万円、鹿屋市が10万3,838人の457億7,600万円、薩摩川内市が9万7,024人の518億4,000万円、曾於市が3万7,858人の219億1,500万円、霧島市が12万6,232人の572億5,000万円、志布志市が3万2,410人の232億5,000万円、始良市が7万6,275人の290億8,200万円となっております。これに対しまして、本市、指宿市は人口4万2,377人で、約240億円の予算規模となっているところでございます。なお、1人体制の市は、本市を含めて12市となっております。

**○13番議員（前原六則）** 実は、10月にですね、大隅地区の開発期成会のメンバー、市町をですね、訪ねて、首長さんをはじめ副市長、副町長さんと意見交換をする機会がございました。その中で、革新首長の運営する曾於市に興味があったこともあり、雑談の際、2人体制について市長、副市長交えてですね、話を聞くことができました。感想として、指宿より人口が少なく、産業として農業が主である曾於市においては、余裕をもって地域の産業振興、市民の声を聴きながら国・県などとともに施策等照らし合いながら政策・企画を取り入れているそうでございます。その結果、先ほどお答えいただきました曾於市の内容を見ますと、人口が3万7,804人ですね、28年の当初予算が219億円ほどでございます。指宿市は当初予算が239億円ほどでございます。でもですね、平成26年度の予算、ちょっとインターネットで調べましたらですね、曾於市の26年度の歳入が223億円あります。歳出が215億円ということでございます。幾らかこう減ってるんですが、これが積立がですね、増えてるってのをお聞きしております。そんなことからですね、やはり補正を組むことによって執行予算が増えていることがですね、市民サービス、それから産業育成などに役立っているのかなという思いでございます。また、同時に各部署の職員との意思疎通がよく取れ、事務の監督やトラブルが生じたときの的確な事後処理対応ができるとのことでございました。これは指宿市の事

情がこうだからって、新聞紙上、新聞等でですね、よく皆さん方知っておられまして、なかなかトラブル解決に向けて大変なんですよという話しましたらですね、このような答えをいただきました。そして、指宿市は3月議会で副市長2名体制提案を受け入れてもらえなかったわけですが、私は特に1人体制になってから、問題対処にタイムリーな整理ができてないんじゃないかということを考えております。やはり、当市を考えると、2人体制でなければならないんじゃないか。これがまた市民に対するですね、市民の生活向上にはやはり余裕を持って、非常時のときはそこをできるような体制を採るべきじゃないかという思いでございます。そこで、聞きます。指宿市民の生活の向上、生命・財産を守る政策対応を強力に進めるため、地方自治体のリーダーとしての市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（豊留悦男）** 現在、副市長は土地開発公社の責任者として、又はまちづくり公社、即ち砂楽等の責任者として、消防・広域の監事として、副管理者として、その他もろもろの重い責任のある仕事をしていただいております。先ほど申し上げましたように、現在、自治体を取り巻く環境というのは、業務としては増えることはあれ、少なくなることはないと思えます。地方分権が推進され、そして少子化、高齢化の問題、医療費の問題、防災・減災対策など、喫緊に取り組まなくてはならない行政課題が山積しているのは、議員の皆さんもご案内のとおりだろうと思えます。本市においても、これらは例外ではありません。特に、昨年度策定いたしました指宿市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとした各種施策の推進や近年各地で発生しております、地震や台風等の大規模災害に対する危機管理体制の構築、そして東京オリンピックや国体、そして西郷どん放映に係る観光事業の推進など、行政組織を横断する機能が求められているところでございます。このようなことから、本市における副市長の2人体制は効率的・効果的な行政を目指す観点からも必要だと私は判断をして、議会に提案をいたしました。しかし、様々なご意見をいただき、現在1人体制ですけれども、やはりこのような、先ほど申し上げましたけれども喫緊の課題、これに対応するためには、ほかの市の例を参考に、副市長の2人体制というものについても考える必要があるかと思えます。ただ、流れとして、副町長の2人体制、そして副市長の2人体制という流れになっているのは事実でございます。

**○13番議員（前原六則）** 本当に、私もいろんなことですね、大隅半島、ちょっといろいろと歩いてまいりました。やはり、そういう中で元気のあるこの志布志市は1人体制ですね。それと、曾於市と比べた場合、志布志市はああいうコンビナートなどを持っていてですね、商業が盛んですけれども、曾於市は農業地帯であるにも関わらず農業政策、非常に力を入れて、農業生産高も畜産を中心に上げてまいっております。新しい革新の市長と言えどもですね、やはりそういう実際の市政の運営に当たっては見習うべきところがあるのかな、やはりそれには2人の副市長が支えているのかなということを感じいたしました。まず、市長の方もそういう思いがあるならですね、早い段階でやはり提案すべきじゃないかということをお考えまし

て、このような質問をいたしました。

これで、私の質問を終わります。

### △ 延 会

○議長（松下喜久雄） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は12月19日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 東 伸 行

議 員 高 田 チヨ子

# 第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 19 日

(第 4 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成28年12月19日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 新たに受理した陳情上程

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	臼 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	前之園 正 和
15番議員	木 原 繁 昭	16番議員	中 村 洋 幸
17番議員	新川床 金 春	18番議員	下川床 泉
19番議員	新宮領 進	21番議員	松 下 喜久雄

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世

建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	危機管理課長	園田猛志
市民協働課長	田畑喜史	観光課長	今柳田浩一
長寿介護課長	西浩孝	耕地林務課長	西田栄一
建設監理課長	田之上辰浩		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、森時徳議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

12月16日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 皆さん、おはようございます。3番、恒吉太吾です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

2016年も残りわずかとなりました。今年の夏はオリンピック・パラリンピックがブラジルで開催され、国内においてもオリンピック・パラリンピック後に東日本大震災復興の架け橋として、第71回国民体育大会希望郷いわて国体、第16回全国障害者スポーツ大会希望郷いわて大会が開催されました。広報いぶすき12月号にも掲載されていましたが、本市から岩手大会に出場した花岡選手は、フライングディスクの県代表として、飛距離を競うディスタンス部門で金、ゴールを狙って通過数を競うアキュラシー部門で銅メダルを獲得するという、輝かしい成績を残されました。私もこの岩手大会に実際に足を運んでまいりましたが、岩手県全体が歓迎ムードに包まれ、関係者に対する様々なサービスや、あふれんばかりのおもてなしの心で迎え入れていただきました。人の優しさに触れ、魅力に引き込まれ、またこのまちを訪れてみたいと思ったのは私だけではなかったと思います。今日は、柳田小の児童の皆さんも見学に来られていますが、試合会場には、各都道府県のチームを応援するのぼりも学校単位で数多く作成され、掲げられていました。選手団との交流も多くあったように聞いております。先の一般質問でも2020年に開催される鹿児島国体において、小・中学生の応援や交流についてしっかりと行っていくという答弁を執行部よりいただいております。是非、盛り上げていけるような方法を、これから示していただきたいと思います。そして、私が岩手県に対して抱いた感情のように、この指宿をまた来たい、また行きたい、訪れてみたいと思われるような魅力的なまちにするために、皆さんと一緒に盛上げていけたらと思います。

繰り返しになりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催と同じ年に、第75

回国民体育大会燃ゆる感動鹿児島国体、そして全国障害者スポーツ大会が開催されます。国体においては、指宿市では、バドミントン競技全種目別が指宿総合体育館、成年女子ソフトボール競技が開聞総合グラウンド、公開競技としてゲートボール競技が市営陸上競技場で開催が予定されています。国体後の障害者スポーツ競技大会においても、11月10日に開催されました県の準備委員会第4回委員会において、開聞総合グラウンド会場地選定案として、身体障害者のグラウンドソフトボール競技の開催が計画されています。指宿市では鹿児島国体に向けて、第75回国民体育大会指宿市準備委員会設立総会第1回総会、第1回常任委員会の開催、また会議だけではなく、実際に職員を派遣しての愛媛県西予市でのソフトボールリハーサル大会や岩手国体、岩手大会視察と国体成功に向けて着々と準備が整い、県内の他市町村と比較してもすばらしいスタートが切れたのではないかと評価しています。バドミントンが開催される指宿総合体育館においては、競技において影響する空調の風の問題を解決すべく、風の起こりにくい輻射式の空調設備の整備、照明・照度の改善をはじめとした大規模改修工事が計画され、いよいよこれからというときでありました。しかし、9月20日未明の台風16号により、今回バドミントン競技全種目別が開催される指宿総合体育館にも大きな被害が出ました。実際に同僚議員と足を運びましたが、屋根が吹き飛び、窓ガラスが散乱している状況でした。そこで、今回の台風16号により指宿総合体育館にどのような被害が発生したのか、詳細な被害状況と被害額をお聞きし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 鹿児島国体がやってまいります。そして同じ年に東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。まさしくこれに向けて本市も準備をしなければなりません。しかしながら、去る9月20日に本市を襲った台風16号により、指宿総合体育館は大きな被害を受けたところでございます。特に打撃、被害を受けたのが屋根2か所、大きな穴が開いてしまった指宿総合体育館の被害状況でございます。天井やキャットウオークには、がれきが引っ掛かってしまい、それが時折落下するなど、非常に危険な状態でございます。また、落下物の飛散により競技場の床が傷ついております。場所によっては床にガラス片が刺さっているところもございました。さらに雨漏りも重なり、床にひずみが生じているところもあり、現在も使用できない状況でございます。そのほかの被害といたしまして、陸上競技場側の2階の窓ガラスが10枚破損し、これによりカーテン2枚も大きく破れてしまいました。また、がれきが落下したことにより、一般観覧席も破損しております。このほか、出入口のドアや外壁も数箇所破損したところでございます。このような被害を受けたことから、屋根の大きな穴の部分を銅板、コンパネ、ブルーシートにより塞ぐ養生、窓ガラス修繕等の応急措置工事を約220万円の費用で10月2日までに終わらせたところでございます。屋根の穴が大きかったことや、破損箇所が多いことから、その後も雨漏りは止まっていない状況であります。その他、体育施設には体育館をはじめ、いろいろな施設で被害が生じました。やはり、一日も早い復旧をし、市民が利用できるような状態にしたいと考えているところでござい

す。

○3番議員（恒吉太吾） 今回の台風における被害状況について、お聞きさせていただきました。見たところでも、ガラスの破片、散乱であったり、屋根が吹っ飛んだというのは見て分かったんですが、それ以外にも更にカーテンが破れたり、床にガラスが刺さったりということ、雨漏りもあるということですね、被害の状況はすさまじかったというのはよく分かります。今回の被害を踏まえてもですね、元々予定していた大規模改修工事というのがあったと思います。今回の災害を受けまして、どのような変更点、若しくは追加点が出てくるのか、答弁をお願いします。

○教育部長（長山君代） 指宿総合体育館は、今年度、大規模改修工事の設計業務委託を行っている中で、台風16号の被害を受けたことにより、当初、屋根につきましては全面防水工事のみを予定をしておりましたが、屋根全面改修工事の設計を追加することになったところでございます。平成29年1月末までに設計業務を終わらせて、来年3月議会で改修工事に係る契約議案の議決をいただき、4月から着工させていただければ、平成29年12月末には工事を終わらせることができると考えているところでございます。指宿総合体育館は、本市で最も利用頻度が高く、大会、合宿などでの利用も多い施設でございます。また、市民の体力・健康づくりの活動拠点として重要な体育施設でもございますので、できるだけ早く改修工事を終えて、皆様に利用していただきたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今の教育部長の答弁をお聞きしますと、4月から大規模改修、来年29年度の大規模改修工事に入るということなんですけど、指宿ではその前に来年1月ですが、菜の花マラソン大会が開催されます。今のこの体育館の状況を見ますと、使用不能であったり、出入りがかなり制限されていると思います。あの場所はランナーの受付であったり、休憩所などとして菜の花マラソン大会にとっても重要な場所になっておりますが、市民の方々からもその点について心配の声をお聴きしまして、実際、その菜の花マラソン大会の際は使えるのでしょうか。影響がないのか答弁をお願いします。

○教育部長（長山君代） 指宿総合体育館は、いぶすき菜の花マラソン大会の受付会場として、毎年使用しているところでございます。先ほども雨漏りの状況を説明いたしましたが、これ以上雨漏りにより建物に悪影響を及ぼさないよう、また、危険な状況を回避するため、現在、約1,050万円の費用で屋根の災害復旧工事を行っているところでございます。台風災害以降、屋根にぶら下がったり、引っ掛かったりしていたがれきの撤去がほぼ終わり、現在、穴を塞ぎ、屋根全体の雨漏り箇所の修復をしているところでございますが、この工事につきましては12月中に終わらせる計画でございます。1月に開催されますいぶすき菜の花マラソン大会では、例年どおり体育館競技場内全面にシートを設置し、受付会場として使用できるものと考えているところでございます。その後は、1階競技場の一部やトレーニングルーム、2階の卓球場など、部分的にはございますが、利用できるようなと思われま

ただ、競技場の床には無数の傷やへこみがあり、また、雨に濡れたことから、歪みが生じているところもございます。正式競技には使用できないところがございます。

○3番議員（恒吉太吾） まだ取り急ぎというところで、菜の花マラソンの際は使えるということを書いて安心しました。もちろん、そういった来られる方への安全面というのは十分考慮していただいて、菜の花マラソンへの影響が最小限になるようにしていただきたいと思いません。

この総合体育館については、まず1点目に国体で最高のパフォーマンスができるようにということで、私も一般質問をたくさんさせていただいております。そして今、部長からもありましたとおり、市が掲げている健幸のまちづくりですね、そのため市民の健康増進のためにも不可欠な、必要不可欠な施設というふうに思っております。今回、空調設備が導入されるということで、市民の利用も増える、夏期においては熱中症対策にもなるなというふうに思っております。そして、大きな災害も頻発しておりますが、災害時には避難所として使われることも想定されるのかなと思っております。災害時に避難所となっても、暑さ寒さの対策もできる環境になるということは、とてもありがたいことだと思っております、実際に今回、熊本地震でこの輻射式の空調設備を導入している熊本県宇土市の総合体育館ですね、市民体育館、こちらでも地震後は避難所として活用されております。また、ほかの自治体がなかなかこの空調設備の導入に関しては二の足を踏んでいる中で、思い切って指宿市は導入すると決めたということは、これから、いろんな大きな大会、そして合宿誘致にもかなり有利な状況になるのではないかと思います、この地域活性化についても、ものすごく期待をしていました。しかし、今回のですね、被害状況を見て、市民の方からですね、テレビとかSNSでかなり拡散されていますので、ああいう屋根が吹っ飛んだような状況を見て、避難所として本当に使えるのか。後は今、部長からも答弁がありました、屋根は防水だけする、大規模改修では防水だけするというふうになっていた、そのところに関して、元々屋根が改修の計画に入っていなかったけど、市の改修計画では対応は大丈夫だったのかというような声が、私の方にも多数寄せられております。そこで質問になります。今回ですね、改修ではなく、新しく造り直す、新築、改築ですね、そういったものも選択肢の一つにあったように思います。そして、市民会館の方も建て替えの時期に来ていると思います。市民会館と体育館が一体となったような複合施設の建築計画、その点について、まず庁議がなされたのでしょうか。また、今回改築、新築ではなく、改修でいくと決めた理由について教えてください。その中で、改修と改築した場合の見積金額ですね、それぞれ提示、見積りの概算が出ていけば、それも併せてお答えください。

○教育部長（長山君代） 指宿総合体育館は、今年度、大規模改修工事に向け設計業務を委託し、実施しているところでございます。当初予定をしておりました大規模改修工事の内容といたしましては、外壁補修、体育館内の床・壁・天井の補修、空調設備の設置、トイレの改

修、照明設備を全てLED化するなどの内容で進めているところでございます。その際中、今回、予期せぬ台風16号の襲来により甚大な被害を受けたことから、今後避難所として安心して利用できるよう、当初防水工事のみの予定としておりました屋根につきましても、全面的改修に変更するように計画をしているところでございます。新しい体育館建設、また複合施設につきましても、庁内で検討いたしました。建替の場所、財政状況、既存体育館の取扱い、市民サービスなど、本市の総合的な状況を踏まえた結果、これまでの計画どおり大規模改修工事を実施するとの結論を出したところでございます。

なお、大規模改修工事に掛かる費用は、およそ12億5,000万円程度を予定しているところでございます。体育館のみの新築工事の場合は、29億円を想定しているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 仮に複合施設を造った場合は、幾らの予算の予定になっているんでしょうか、見積りは。お願いします。

○教育部長（長山君代） 複合施設を建設するとなった場合には、約50億から60億円掛かる予定でございます。

○3番議員（恒吉太吾） 今の話を聞きますと、大分、建て替えた場合、単体でも29億円、複合にすると50億から60億円という金額、大きな差が改修と比べてあるというふうに思います。市民会館との関係を考えて、これから20年・30年先のことを考えると、私なんかは、まずは先行してこの体育館、新築してもよかったんじゃないかなというふうに思っています。その中で、市長が最終的に今回は改修でという判断をされたわけですから、しっかりとですね、新しい追加点も出てきたと思いますので、そういったところを改修して、今日は子供たちも来ていますが、この子供たちが大人になってもですね、是非、長く大切に使い続けるような施設にしていきたいというふうに思います。

体育館の方はこれで終わりますが、次に開聞の総合グラウンドの周辺整備についてお聞きしたいと思います。

国体を開催するに当たりましては、以前から何度も申し上げます駐車場の確保、駐車場整備というのが、大変どの自治体も苦勞している状況のように思います。前回の9月定例会でも教育部長の答弁でありましたように、成年女子ソフトボールというのは、大変人気のある競技種目でありますので、これまでの国体の開催例を見ましても、3日間で1万人を優に超える来場者が来られるのではないかとということが予想されております。また、2020年東京オリンピックの際には、この成年ソフトボール競技というのが追加種目に承認されております。ここでメダル獲得ということになればですね、更にもっと多くの方が来られるというのが安易に予想されると思います。現在の駐車場確保台数、以前から答弁ありますように、体育館との今は兼用なんですけれども、普通車、大型車、そして障害者の4台を含めても、181台分しか駐車場が用意されていません。また、ふれあい公園キャンプ場もあるじゃないかと

いかかもしれませんが、宿泊者や登山者の利用がもちろんあります。また、開聞中学校は練習会場としての利用が予定されているために、そこを使うというのも大変難しい状況になっております。現在の駐車場台数、確保台数の難しさというのが、今の点からもですね、かなり伺えます。それを踏まえた質問をさせていただきます。

前回、9月定例会で草スキー場跡地の利活用に関しまして、私も一般質問の中で提案させていただきました。その草スキー場跡地の駐車場としての利活用について、庁舎内でその後検討されたのかどうか、お聞かせください。

○教育部長（長山君代） 国体の成年女子ソフトボール競技は、非常に人気の高い競技でございます。併せまして、鹿児島国体は東京オリンピック直後の開催となることから、日本女子ソフトボールチームが活躍することにより、更に来場者が増えることが予想されております。議員ご指摘のとおり、開聞総合グラウンドは現在も開聞総合体育館と大会やイベント等が重なった場合は、駐車場が不足していることも十分に認識をしており、このような場合、主催者側で指宿中央家畜市場を駐車場として借りていることも把握をしているところでございます。開聞総合グラウンド周辺は、開聞岳の麓であることから、近くに平坦な土地がないことや、国立公園内であることなどの問題はございますが、現在、グラウンド専用の駐車場の整備をする方法や、規模も含めまして調査・検討をしている段階でございます。

開聞総合グラウンドにつきましては、今後、表層土の入替改修工事等を予定しており、その工事に伴いまして現在の表層土の運搬業務も発生することから、経費節減の面からも駐車場整備と一体的な整備が効果的であると考えているところでございます。また、改修工事終了後はグラウンドを駐車場としては利用しない方向で検討していることから、議員ご指摘のとおり草スキー場の一部を駐車場として整備する考えも、一つの方法であろうかと思っておりますので、ふれあい公園の未利用施設も含め、今後も総合的な判断の下、関係課とも連携を図りながら整備計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 本当に計画検討されていますか。というのが、関係課と連携しながらという答弁がありました。私、この一般質問をしたのは9月14日しました。しかし、その後、10月11日に山川文化ホールの会議室において、菜の花商工会主催の行政、市議会と商工会との懇談会が開催されております。市長をはじめとしまして、執行部の方々、我々議員も参加させていただいた大変有意義な会でございます。その中でですね、菜の花商工会から提案として開聞草スキー場の跡地について、今後どのように活用していくのか、跡地利用についての質問がありました。それに対して廣森部長が答弁されています。代わりに少し読みますと、議事録からですね。私どもとしてはアジサイを一面に植えられないかということで、本年度苗木を育成している。一定の苗木が確保できたので、来年2月にはアジサイを試験的に植栽をして、活着がよければ、更に面積を広げていく。ほぼこのように答えられていると思います。教育部長、今、草スキー場の利活用検討とおっしゃいましたが、草スキー場

跡地一面にもうアジサイを植えると発言されています。しかももう苗木は育成している。部長が趣味で作っているんですかね。誰が育成しているんですかね。そんな話、全く聞いてないわけですよ。来年2月から試験的に植えて、しかも草スキー場の下の方もですね、私なんか考えている一番駐車場に適しているんじゃないかという、なだらかなコースの方から植えるというふうに発言されています。まず、それが間違いないかの確認です。観光課、産業振興部というかですね、そこだけじゃこの計画、事業はできないと思いますけれども、これ、まず誰の発案なのか、教えていただきたい。

あと市長を含めた庁議で、こういったものって議論に上がるんですよ。でしたら、市長がいつこの計画について決裁されたのかまで教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 確か私の方で菜の花商工会との協議の場で、そのような回答をしたというのは自分でも記憶しております。ただ、私どもとしましては、まず、あそこの斜面のところに何を、今のところ全然利用されていない状況ですので、何が一番適切かというのを課の中で検討した結果、あそこは御存じのとおり、非常に岩、岩肌を削って表土をそこに少し乗せて芝を植栽したという経緯がありますので、桜の木とか、そういう花木については、なかなか風も当たりますので、根が活着しづらいということで、倒木等の恐れがあるということで、最も適切な植栽は何かと考えたときに、今ふれあい公園の中でもたくさんアジサイを植えてありますけれども、そこの挿し木を植えた方が未利用財産としては非常に有効活用できるのではなかろうかというふうに考えて、そのような答弁をしたわけですが、先ほど議員の方が、一番平らな部分で植えていくというふうに、私の方で答弁をしたというようなことをおっしゃった、さっき質問の中で出たんですけど、そこも含めまして、我々としては一番、斜面のところが一番利用しづらい土地形態になっておりますので、上級者コース等の斜面部分にですね、まずは植えていこうかと。

（発言する者あり）

○産業振興部長（廣森敏幸） そういうふうに当初は平らな部分が工事をしやすいでしょうけれども、斜面部分に植えた方が未利用財産の有効活用につながるのではなかろうかというふうに、現在のところでは考えております。それで、一応、この計画につきましては、この国体に向けた駐車場整備ということが出てきましたので、そういうところも含めまして観光課の中で計画をしたわけですが、これについては一応決裁という形で市長の方にはまだ報告はしておりませんが、一応、市長の方も菜の花商工会との意見交換の中で出席しておりますので、あそこを草スキー場跡にアジサイを植えるという部分については、承知しているというふうに我々としても考えております。

○3番議員（恒吉太吾） 市長も、先週ですかね、この議場での発言、重要と考えて対応するとほかの同僚議員の質問に対して答弁されています。私、9月の時点で一般質問をしているんですよ。あれ、何だったんですか。関係ないということなんですか。10月でもその発言をし

ているということは、全然そこで検討されてもないというふうには受け取れるんですけど、その点どうですか。

○市長（豊留悦男） 草スキー場の跡地の駐車場の整備は、もう1年以上前から検討しております。ただ、ここが駐車場として整備した場合に、国体の、いわゆる参観者の駐車場として適切なのか。バスでの輸送等を含めて総合的に判断をしなければいけないだろうと。そうなりますと、やはり役員、それから報道関係者の駐車場を含めて、いわゆる総合グラウンドの道路向かい、横地を駐車場として整備をできないかということでこれまで検討し、そしてその土地の所有者等についても、実際当たってまいりました。現在、家畜市場という案も出ましたけれども、私といたしましては県外から多くの参観者、又は選手の皆さん、車も来るであろうと。家畜市場等を駐車場に利用する場合には、十分な、入念なその駐車場利用の取扱いについて協議をしなければ、口蹄疫等がもし発生した場合には大変なことになるので、この駐車場については草スキー場を含めて、隣の民地を含めて、担当課は検討し、私のところにその案は上がっております。ただ、草スキー場という特異な地形でありますので、駐車場として利用できない場合の利用方法も、観光、国体に向けて検討しなければならないだろうということで、両方検討をさせました。庁議の中でも、この駐車場の問題については、十分担当課を含めて協議を進めております。このことについては、開聞支所、その他にもこの駐車場の検討を国体に併せて、できるだけ早めにするようにという指示は出しておりますので、この駐車場問題については、間もなく方向性、結論を出さなければならないだろう、そう思っております。

○3番議員（恒吉太吾） これから方向性、出していただいて、アジサイもいいんですけども、目の前に迫った国体、ございますので、是非取り組んでいただきたいのと、あと1点だけ最後。この計画ですね、教育部長、まず観光課の計画を9月11日の時点で知っていらっしやったのか。廣森部長は、なぜその計画がありながら、この場で答弁されなかったのか、お二人にそれぞれお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○教育部長（長山君代） 9月の時点では、私の方は存じ上げておりませんでした。

○産業振興部長（廣森敏幸） 9月議会の前の庁議の中で、草スキー場を一部駐車場として利用する考えがあるということは、教育委員会部局の方から説明を受けて承知をしておりましたけれども、具体的にその段階でどのような整備をするというような、一つの案としての考えでございましたので、その後の10月の菜の花商工会の中で私としてはそのようなアジサイの植栽の話をしたところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） あそこで発言されると、皆さんはあれが市の計画というふうには取られますよね。私なんかも一般質問をしておりますながら、もう全然反映されていないんだと、この2者間もそうですよ、庁内としてですね、全然話が通じてないんだというのを、ものすごく危惧しております。サッカー場の問題もありました。地熱の問題、最近是新ごみ処理場の

問題もありますけれども、ある部署だけが情報を知り得て、ほかのところは全然情報が共有されていない。何もかも今みたいな後出しでどんどん情報が出てくるという状態がですね、ずっとずっと今続いております、この指宿。こういうことがですね、不適切かもしれないですけど隠ぺい体質みたいな形にですね、取られても仕方ないような状態なのかなと思うわけですよ。本当に指宿のことを、指宿市民のことを考えるのであれば、いろんな答えをですね、みんなに出してもらおう、そういったことが必要だと思うんですけども。これからもですね、いろんな情報、考えていたけど言わないということがどんどん続いて行くんですかね、どなたかお答えください。

○市長（豊留悦男） 様々な計画があります。その時々に応じて情報を公開しなければならない場合と、ある程度方向性が決まってからでないと思えないものがあります。まさしくこの開聞の総合グラウンドの駐車場、民地を借り上げるという、そういうこともありましたので、担当としてはいろいろと調べ、所有者等の意向を聴きながら、この駐車場整備には努力をしてみいました。この草スキー場、この問題につきましても、数年前からソフトボール協会等からの願いがありました。ただ、ここについてはパークゴルフ場を造っていただきたいとか、桜を植えていただきたいとか、そういう要望もあったわけでございます。ですから、この土地問題もありましたので、そこを同時並行しながら、この草スキー場というのをどうするのかということは協議をしてみいました。担当課を含めて、これは協議をしたのは事実でございます。そして、ある程度のこの駐車場整備の方向性をまとめる時期ではあると思っております。ただ、この開聞駐車場につきましては、総合グラウンド、そしてあの上の体育館を含めて、何台ぐらい、どのような形で整備したらいいのか。実際の国体のときにどれぐらいの車が見込めるのか。そういうことを含めて、現在、検討はしております。これは、庁舎内の各部間の調整もそのときどきに応じてやってきたのは事実でございます。ですから、今後、この駐車場整備を含めて、国体、東京オリンピック・パラリンピックに備えた合宿誘致等もございまして、いろいろな場で協議の場を持ちながら、方向性というのを時間がもうございませぬので、早く決めたいと思っております。

○3番議員（恒吉太吾） そうなんですよね。国体までもう時間ないんですよ。しっかりとですね、この点、庁内協議をして、早くですね、方向性を出していただきたいと思っております。アジサイもいいですよ、アジサイもすばらしいです、私も花を愛でるのは大好きです。でもですね、4年後という国体は決まっているんですから、まずそこに思いっきり取り組んでくださいよ。そこをお願いして次の質問に入りたいと思っております。

次は、観光客の誘客促進についてお聞きしたいと思います。まず、台風16号に関連しまして、看板の被害状況についてお聞きしたいと思います。サイン看板といわれるものが指宿駅を中心として市内あちこちに設置されています。正式には周遊型観光誘導多元語サイン整備事業、その名のとおり日本語だけでなく英語、繁体語、簡体語など、様々な言語で道案内が

されています。また、絵での表記もあり、大変分かりやすいものになっております。歩行者やレンタル自転車を利用している観光客の方にはとても評判が良いものでした。しかし、今回の台風で折れ曲がったりしているものを多数見掛けております。これから冬休み、そして年始年末とたくさんの観光客の方がこの指宿を訪れていただくと考えています。この看板を目にする機会も多いんですが、まずこの看板の被害の状況、そして修理のめどが立っているのかどうか、お聞かせください。

○産業振興部長（廣森敏幸） ご質問のサイン看板についてですけれども、議員ご指摘のとおり増加している外国人観光客が、主要な観光地間を周遊しやすくするために周遊型観光誘導多言語サイン整備事業としまして、平成27年度の鹿児島県地域振興推進事業を活用し、指宿駅を中心とする17か所に整備いたしました。案内板には日本語のほか、英語、繁体語、簡体語、韓国語の5言語で表示しており、外国人観光客などが散策、あるいはサイクリングで周遊するための一翼を担っているというところでございます。併せまして整備しましたサイン支柱の足元には、QRコードを印字した路面標示シートを貼り、スマートフォンなどで読み取ればダイレクトに観光情報を取得できる仕組みとなっているところでございます。

しなしながら、9月19日から20日に襲来した台風16号の猛烈な強風により、17か所のうち13か所の支柱が傾き、案内表示板につきましては68枚中、36枚が折れ曲がるなど、大きな被害に遭ったところでございます。一応、構造設計上は風速、最大瞬間風速61メートルに耐えられる構造設計で設置しておりましたけれども、それ以上の強風が吹いたということで、被害が発生したところでございます。現在、その修繕については業者の方へ発注して取り組んでいるところでございますけれども、年内には傾いた柱を起こし、折れ曲がった表示板についても修繕の上、設置を完了するよう、一応工事内容として契約をしているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 大変、本当に海外から来られる方にとってもですね、便利な役に立っている看板です。今お聞きしますと、年内である程度の修理のめどが立っているということなので安心しまして、少しでも早くですね、また修理・設置していただきたいというふうに思っております。

次は、この誘客の中でも熊本地震後の対応についてお聞きしたいと思います。4月に熊本・大分両県で発生しました熊本地震では、多くの尊い命が奪われ、とても大きな被害が出ております。私もこれまで幾度となくこの被災地を訪れ、少しでも力になればと活動していますが、依然として復興にはほど遠い状態が続いている現実があります。この地震により、本市の観光業も大きな影響を受けています。震災後、ホテルや旅館には多くのキャンセルが出て、大変危機的な状況に陥りました。そこで、実際どれほど宿泊者数が減少したのか、前年同月比で4月以降の数字を直近まで、もし分かるところまでお答えください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 4月14日に熊本地震の発生によりキャンセルが相次いで、非常に

これまで本市の産業としてはこれまでにない大きな打撃を受けたところでございます。その打開策としまして、市ではいち早く商品券付き宿泊プラン事業を実施し、また、鹿児島県の方でもお得旅とか、国の方では九州ふっこう割を順次実施し、九州の観光が注目されたところにより、本市の宿泊者数は観光協会が集約している速報の7月から10月の人数は、対前年比108.56%で、前年を上回った状況でございます。しかしながら、1月から10月までの宿泊人員につきましては、4月、5月の大幅な宿泊減により、トータルとしまして、昨年よりも約3万2千人落ち込んでいるところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 7月から10月が108.5%と前年を上回っているんですけども、やっぱりその震災直後の4月、5月、修学旅行なども含め、キャンセルがたくさん出たと思っております。本市において、今、部長からもありましたように、第2回の臨時会でホテルへの利子補給助成金が1,500万円、商品券付き宿泊プラン及び観光客誘客を目的としたキャンペーンの実施に1,000万円という補正予算が組まれました。つい先日の新聞だったんですが、市長も新聞に載られてましたが、この事業による義捐金289万395円、これは地元商店は、商品券利用額の3%、宿泊施設は宿泊料金に応じて100円から500円の寄附をして、熊本地震の復興に役立てるため贈呈したという記事が載っておられました。このプランを使った宿泊者数も7,403人と出ておりました。このような取組でですね、震災直後の迅速な対応、宿泊者数を見ればですね、一定の効果があつたのではないかというふうに思っています。また、そのあとふっこう割などにより、少しずつ九州にも、そしてこの指宿にも観光客の皆さんが戻ってきている状態というのは、この7月から10月の宿泊者数、前年比を見ても明らかであります。そのふっこう割が年内で終了するということですね、年明けから、またこの指宿、宿泊者数の減少対策として、指宿市として仮称でまだあると思いますが、泊まって当たる西郷どんも愛した指宿どんとプレゼント、そして旅の思い出伝えたい、つながる指宿キャンペーンということで、新たな二つの事業について説明がありました。過日の新聞紙面にも掲載されておりました。観光客であったり、宿泊客が減少することを見越してキャンペーンを打つことは大切なこと、大変重要なことであるというふうに思いますので、今回質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今申しました二つのキャンペーンですね、どのようなものかという説明と事業費総額、もし少しでも内訳で分かるのであれば教えていただきたいと思っております。それと併せまして、前回は1,000万円で商品券付きの宿泊プランを作ったんですが、7,403人宿泊と、かなり効果があつたように思うんですが、なぜそれを今回やめてまで、このキャンペーンに切り替えたという大きな理由があれば教えていただきたいと思っております。やはり何か前回、反省点、改善点があつて、この今回のキャンペーンに切り替えたのか。先ほど申しました新しいこのキャンペーンの説明、事業費総額、内訳、そして切り替えた理由、3点について答弁、お願いします。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず、今議会で予算を計上いたしました西郷どんも愛した指宿どんと誘客事業についての事業内容の説明でございますけれども、この事業の中身は二通りでございます。まず、泊まって当たる西郷どんも愛した指宿どんとプレゼントということを称して、2月から4月に指宿に宿泊した方に、毎月抽選で10名の方に2万円相当の商品をプレゼントすると。総勢3か月間ですので30名になります。そして、泊まった方が、今度は別人に指宿は良かったよ、非常にいいところだよという案内をするという目的を持った、つながる指宿キャンペーンお友だち紹介ということで、これは今年の2月から8月まで市内に宿泊した全ての宿泊者に対して紹介者カードを配布いたしまして、その泊まった方が旅行が終わった後に地元のところで、指宿は良かったから、是非あなたも行ってみなさいよという形で紹介者カードを渡して、その紹介者カードをもらった方が指宿に来たときに、抽選で友だちを紹介した方、そして紹介されて泊まった方のそれぞれに10組、総勢160名に5,000円相当のプレゼントをするということで、この事業を実施したのは、この商品券付き宿泊プランでもよかったんじゃないかなろうかというご指摘ですけれども、確かに一定の商品券付き宿泊プランは成果を上げているというふうに、私どもの方としても分析をした結果、経済効果としまして、この宿泊プランについては約1億8,000万円ほどの経済効果が出たというふうに考えておりますけれども、この西郷どんも愛したという、これに切り替えたのは御存じのとおり再来年1月からNHK大河ドラマで西郷どんが放映されると、この大河ドラマの場合には必ずもう、放映がされる前から全国から観光客がその放映地を訪ねて来るということもありますので、12月で九州ふっこう割が終わった後に、指宿に誘客を図る目的と、NHK大河ドラマ・西郷どんにいち早くゆかりのある指宿でありますよということ、全国にPRするという目的を持って今回、そしてまた特産品の方も併せて振興を図りたいという意味で、今回のこのプランを策定したところでございます。

一応、反省点といたしましては、特段、周知方法について、ある一定、インターネット等を活用しましたけれども、反省点というところまではいっていないんですけれども、この商品券付き宿泊プランがあったために、指宿に旅行を目的にしたかどうかというところの明確なまだ分析はされていないということもあまして、今後は事業の実施をした場合での、いかに誘客効果があったかということを検証できるようなプランというものを、今後また検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。やっぱり、実際泊まった人、顧客の声を収集分析するというのをしなければ、何も次に反映できないと思いますので、是非その点をして、今回、あと事業費について、まだお聞きしていませんので、事業費をお願いいたします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 一応、総事業費600万円でこの事業は組み立てておりますけれども、これにつきましては28年度、29年度2か年で事業実施する予定でございます。

○3番議員（恒吉太吾） 漏れがあったら申し訳ないんですが、事業費幾らで、その内訳、幾らぐらいなのか教えてください。600万円の総額は分かるんですけど、その内訳を。

○観光課長（今柳田浩一） 西郷どんも愛した指宿どんと誘客促進事業、今部長の方が答えました総事業費は600万円。2か年間にわたってする事業でございます。内訳でございますが、まず西郷どんも愛した指宿どんとプレゼント事業、これには特産品をお渡しする内容で69万円を考えています。それから、お友だち紹介カードの方が約100万円近くを考えています。何はともあれ、この事業はNHK大河ドラマ、これにつなげるための事業だということも考えてありますので、広告料600万円のうちの約半分の310万円を充てて指宿の特産品、それから指宿が西郷どんの愛したゆかりの地であると、こういうところを全国にPRしていきたい、そういう旨で広告料を310万円ということで、大きく取っている、そういう内容の事業でございます。よろしく申し上げます。

○3番議員（恒吉太吾） 今回、担当の部・課としてですね、限られた予算600万円は大きいんですが、その中で、大河ドラマとの連動であったり、そういったところを含めてよく考えていらっしゃるとは思います。だからこそ、同じお金を使うのなら、最大限の効果を考えるべきじゃないかという意味で今質問させていただいています。説明にありました指宿どんとプレゼント、総勢30名ということは毎月10名ですね。言い方を変えれば毎月10人に当たる。逆に言えば毎月10人しか当たらないキャンペーン、これですね、一体どれぐらいの、広告料を300万円組まれています、一体どれぐらいの人が見て、そのうちどれぐらいの人が泊まりに来ると想定されて、このキャンペーン、考えていらっしゃるのか。600万円の予算です。当然、その宿泊予定のですね、予測する宿泊者数、もう細かく想定されているであろうし、大河ドラマの連動ということであれば、ターゲットとする、狙っているセグメント等もあると思います。そこで、今回のキャンペーンにおけるプロモーション方法、この広告料を使うということでしたので、プロモーション方法と併せて、この事業を行うことで予想される宿泊者数、ターゲットとするセグメントについてお答えください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 毎月10名ということが少ないと、少ないのじゃなからうかというようなこともありますけれども、私どもとしましては霧島の方もこれに黒豚1頭というキャンペーンをしておりますけれども、そういう中で、指宿に泊まったら、何かそういう素敵なプレゼントがあるよということで、人数、当たる人数が多い少ないというものについては、さほど影響しないのじゃなからうかなというふうに考えております。そのために、先ほども申し上げましたように、広告費を使って、なるべく県外の方々についても指宿でこういう事業をやっているんだという周知活動に力を入れていくということで考えております。

それとあと、誘客の総勢については、一応ですね、お友だち紹介カードという形で、30万枚指宿市としては準備をして、少なくともその間に30万人の宿泊者が指宿に宿泊して、こういう誘客促進事業があるよということを周知するための方法というものを考えているところ

でございます。

○3番議員（恒吉太吾） この30万枚のはがきを用意するだけでも、かなりのお金が掛かると思うんですね。今みたいなやり方、従来の発信方法って、極めて費用対効果の低い戦略のように感じるわけです。これからはですね、こういった従来の広告に頼るキャンペーンじゃなくて、PRを駆使して、自分たちで積極的に、自分たちの方から仕掛けるべきだと思うんですね。さらにはそれが、もう1個の上の段階として、一方通行なこちらからただ発信するだけの情報ではなくて、来ていただいた観光客の皆さんや地域の方々、そういった方たちを巻き込んでですね、そういった情報なんかもコンテンツとして活用すべきじゃないかというふうに思っているわけです。このキャンペーンが悪いというわけではありませんが、私も一つ提案をさせていただきたいと思います。

まず、今答弁の中でも今回キャンペーンを行うに当たってのセグメントを明確に示されていないんですが、もう一回、そこをどこを対象にしているのか、教えてください。

○産業振興部長（廣森敏幸） 一応、昨年度実施しました観光ビジョン、マーケティング調査の結果でもありますように、概ね30代の女性というものが、指宿に一番興味を示しているということですので、今回の場合には女性を対象として考えているところでございます。そして、先ほど30万枚、そういう周知のチラシ等を準備するということでしたけれども、それをした結果、指宿のその30万枚の結果として、ほかの広告も含めまして1万2千人ほど集客ができたらいいのではなからうかということで、この事業を作っているところでございます。

○3番議員（恒吉太吾） 前回は7,400人ですか、なので1万2千人というのは、更にいい効果が出るというふうに思います。今、部長の答弁の中でも、セグメントに対しては、30代女性というところをターゲットとして、ターゲティングしているという答弁がありました。そういった意味でもですね、ターゲットを絞る、これからは観光客、海外も含めてですね、ターゲットを絞るといった意味で、インスタグラムとか、そういったものを使ったSNSの活用について戦略をお聞きしたいと思います。

その前にインスタグラムって何よって多分、おっしゃられるので、少しだけ説明したいけど、時間がないのでちょっとはしよりますけども、若い人を中心としたですね、写真動画を共有できるSNSアプリでありまして、おしゃれに撮れたりとか、格好よく撮れるので、結構人気があります。独自性としてハッシュタグというのがあるんです、シャープマークみたいなものがあるんですけども、コメントのキーワードにハッシュマークをつければ、自動的にハッシュタグとして認識され、そのハッシュタグをタップするとですね、同じハッシュタグを使った投稿一覧画面がだあっとたくさん出てくるんですね。例えば、ハッシュタグ指宿とすれば、指宿に関連する写真であったり、動画というのが一斉に出てきます。そういったものです。先週の一般質問でも廣森部長の方から指宿の観光を考えるに当たっては、若い女性、海外からのインバウンド誘客が重要であるといったような答弁があったと思います。

これからですね、数ある観光地の中で指宿を選んでもらうためには、やはり周りがやらないことをしていかなければならないんじゃないかと思っています。はがきを送るのもすばらし事業だと思います。ただ単に、そういったキャンペーンをしているから、指宿に来てくださとか、ホテルに泊まってくださいと言ってもですね、ほかのところもしていますので、魅力があったり、行ってみたいと思う理由とか動機付けがなければ、この指宿を選んでもらえないと思うわけですね。指宿に行けば何ができるのか、どんな体験ができるのか、伝えることが重要になってきます。そういった中で、このSNS、特にInstagramを使ったプロモーションはローコストで効率的であると思います。Instagramとか、フェイスブックもそうです、ツイッターもそうですけれども、そういったものを使えばですね、言葉の壁も取っ払えます。言葉の壁を越えて海外の方へもアプローチできる、伝えることもできる、今申しました指宿がターゲットとしている若い女性、20代から30代の女性に対しても、人気が高いですので、アプローチできるというふうに思っております。指宿で撮影した写真にハッシュタグを付けてInstagramに投稿すれば、写真コンテスト、Instagramに投稿してですね、写真コンテストとか、キャンペーンにするという方法も一つの方法であるように思うんですよね。そちらの方がもっと広く周知されるんじゃないかというふうに思うわけです。フォロワーも増えるし、もっと広くみんなに理解してもらえば、この指宿の認知度も上がっていくというふうに思います。鰻とか黒豚のプレゼントもいいけど、こういった写真コンテストのような考えができないか。優秀な作品を市のホームページや広報誌の表紙で紹介するとか、そういったこともできると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松下喜久雄） 簡潔にお願いします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 確かに今現在の旅行の情報は、インターネットから取得するという方が6割に上っているというようなデータもございます。そういうことで、市としましては、このSNSを活用した情報発信としまして、フェイスブックをはじめ、ツイッター、メールマガジン、Instagramのこの4種類に取り組んでいるところです。Instagramにつきましては、今議員がおっしゃったように、ハッシュタグということで砂楽の方にもそういうポップを準備をしてやっております。Instagramについては、職員が毎日必ず1枚更新をして、なおかつ日本語、英語、中国語で独自でコメントを入れて、今現在2,000人のフォロワーがいるところでございます。少しずつ、職員の手作りですけれども、フォロワーが増えている状況でございます。またフェイスブック、ツイッターについても、約2,200人のフォローがあるということと、さらにメールマガジン等については。

○議長（松下喜久雄） 部長、簡潔にまとめて。

○産業振興部長（廣森敏幸） 県外の旅行エージェント等に発信しておりますので、この辺のところから相当数の発信というものができておりますので、今後、今おっしゃったような写真コンテスト等ができるかということにつきましては、こういうSNSを使った中での一つの

観光誘客につながると思いますので、検討していきたいというふうに考えているところで
す。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外菌幸吉議員。

○1番議員（外菌幸吉） 昨日の南日本新聞に出ていましたけど、孫が初めての運動会でビリになったと。思い出したら息子もビリだったなというおばあさんが非常に心配してまして人生相談をしていましたが、その回答者が落語家の人でして、あなたの孫は偉いと、ほかの人が引き受けないビリを引き受けたと。かつ落語では、トリというのは偉いんだというのが出ていましたが、議会の今年の一般質問の大トリということでございますが、何も偉いことはありませんけれども、なごやかにいきたいと思えます。

議会の方で私はチェック機能も非常に大事だと思っています。それと同じぐらい提言機能といえますか、提案をして、職員の皆さんの情報量とか、知識量とか、すごいもんですから、それを集めてですね、指宿市のために、そして指宿市民のためになればいいなと思っております。そこで、本題に入ります。

今回の質問は、植物対策と利活用についてということでございます。松の木の再生と樹種転換ということでございますが、先の市長と語る会で徳光公民館でしたが、そこで戸ヶ峯というんですかね、あそこは。長崎鼻の方から川尻にかけての松林が透け透けになって、開聞岳がよく見えるようになったと、これはいい話じゃなくて、寂しいという意味で知覧町から移住して来た方がおっしゃいました。あそこもそうですが、いろんなところの松の木が、松くい虫その他で駄目になっております。なぜ松を松をと言うんだらうかなとも思うんですが、この再生と樹種転換についてお聞きしたいと思えます。

皆さんもご承知のとおり、昔はですね、もう私は昔の話ばかりしますが、建築資材として非常に利用されていたわけですね。今、住宅も天井が張ってあって見えませんが、屋根を支える脚ろとかですね、それから、松の葉っぱは堆肥にしたり燃やす。そして人の山であろうとも、共有の山であろうとも、枯れた松の木をもらってくるのは、そう怒られなかったですね。その辺があったから、松くい虫対策にもなっていたと思うんです。そういう松の利用の仕方がですね、今は何があるんだらうか。あと1週間、10日したら、門松を作りますよね。あれぐらいかな、松を利用しているのはと思ったりするんですが、あれも松が主役じゃなくてですね、竹の方がたくさん使われますよね。この竹もですね、今何に使うんだらうかと。私の年配の人はよく分かると思うんですが、孟宗竹で雨樋を作っていたんですね、二つに割って。あれもないですね。それから、籠、ざるの類。私は山川の港の方です

から、昔ですね、カツオの生き餌、餌を運ぶのに、生けすという4、5m縦横長さがあるようなカゴをですね、船の後ろに付けて餌を入れてカツオを釣りに行きよったんです。そういう利用の仕方もありましたが、今でも七夕の竹に使っているかなと、日頃使うのはですね。そんなかなと思ったりもします。それで、先日、職員の皆さんの事情聴取のときに、おい、タンコ屋さんて知っているかって言ったらですね、彼は30代ですかね、40代ですか、知りませんと言うんですね。桶にタガをはめるのは竹でやるわけですから、そういう商売のタンコ屋さんがないですね。普通のカゴ屋さんもない。時たま産業祭りとか、芸術品のカゴを作っていたらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、そういう利用の仕方ぐらいしかないのかな。今、時たまテレビで焼酎を作るのにでかい桶というんですか、あれにこの前出てきたなと思ったりもするところです。そしてですね、杉、ヒノキ等の利活用、これは杉をたくさん植えました。戦後ですね、戦後すぐは山のところまでイモを植えましたけれども、山川町の方でも補助金を1本10円とか15円とか出して、杉やヒノキをいっぱい植えたんです。ところが今、杉花粉とか出てですね、もう今杉は嫌われていますね。その上に、前回の台風でもありましたように、杉はこんなに折れるのかという状況がありますね。それから、繁茂する竹類、かずら等の対策ということですが、皆さんもよく御存じのように、いろんなところでですね、山まで竹が侵食していますね。いろんな意味の、さっき言いました孟宗竹、真竹等じゃない、いろんな竹の種類もありますけれども、侵食しております。かずら、私たちはカンネンカズラと言っておりましたが、本で見るとクズなんですね、クズという木。その中でですね、私たちはクズを使ったかなと思われるのは、集落の綱引きのときの芯にしましたね、クズをですね。それにわらを巻き付けて、十五夜の綱引きはしたような記憶があります。そういうぐらいの利用でですね、今はくず粉、くず湯、結局和菓子の材料としては使われているようですね。そういうぐらいで、植物の本なんかによれば牛馬の餌にというのも書いてありますが、今牛馬の餌にもやりませんね。こういういろんな植物がですね、利用価値がないから、金にならないからですね、いろいろ問題になっているわけです。それで、職員の皆さんの英知を借りてですね、こういう対策をやっていききたいと、よろしく願いいたします。

それから、2番目のこれも、もう言うっておきましょう。通学路の街路灯についてということでもあります。通告してありますが、山川大山・小川地区の国道226号線の歩道が暗いが、どう対応するかということです。これは、あそこを通った人は分かると思いますが、国道226号線の本田自動車のところから山川図書館、山川中学校へ通ずる通学路、あの間にはですね、約100mぐらいだと思いますが、街路灯が立っております、畑の中に。そして、大山駅からですね、浜児ヶ水に通ずる道路も街路灯があります。満足できるかはともかくとしてですね。ところが、その国道226号線はないんです。必要がなかったんです。いろんな店があったから明るかったんです。ここ1、2年の間にですね、コンビニとパチンコ屋がなくなり

ました。その先にはスーパー、そしてラーメン屋さん、いろいろなくなるとですね、私たちは普通車で通っているから、そんなに気付かないんですが、私の息子が大山駅から帰って来ましてね、お父さん、真っ暗だよと言いました。ああ、店がなくなるということはこういうこともあるんだと。私が小川のバイパスに40年おりますけれども、延べ40店舗ぐらいはなくなりましたね。同じ場所で4、5代替わったところもあります。そういうことですね、あの地区に街路灯の話をするなんてことは、昔はなかったですよ。ところが、今ですね、大成小学校の下にコンビニができましたから、あのコンビニからずっと指宿に向かったガソリンスタンドの間も暗いんですね。ほかにもあるんじゃないですか、指宿市内で。それをどう対応するかです。結局、指宿市道であればですね、対応の仕方は防犯灯とか、街路灯、いろいろあるわけですね。集落で管理しているのもあります。ところが国道なんですね。国道は勝手にやれないというのがありますので、ほかに対応した例とかあればですね、是非提示していただきたいと。真っ暗じゃですね、大山駅から帰る人もいます。顕娃高とか行ってですね、大山駅から自宅へ帰る人、それから山川高校の生徒たちも大山駅から乗る人もおるんです。今ですね、もう6時ごろは暗いですよね。天気によっては6時前に暗い。真っ暗です。子供たちは自転車でも帰っていますが、まだ自転車はいいんですけど、歩いている子供たちはですね、不用心だと思います。そういう点ですね、通学路等の街路灯についてということでお伺いします。

1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 伝統文化や生活様式、そして生活文化も大きく変わってまいりました。それとともに、里山、山や海、その生活の様式も大きく変わってまいりました。その影響を受けたのが山であり川であり、海であろうかと思っております。日々受け継がれてきました日常の伝統的な文化も、正月の風景もそうでしょうけれども、大きく変わってきたのが現実であります。さて、山、里、見たときに、この松枯れ、これは大変な問題でございます。議員ご承知のとおり、ここ数年、特に松くい虫の被害が目に見えて増大しており、松くい虫によって枯れた松を伐倒駆除した実績等を見ますと、平成25年度が1,450㎡と、大変広い広大な地域で、平成26年度は5,266㎡、平成27年度は6,991㎡、大変増えているのが現実でございます。そこで、行政といたしましては、樹種転換等を図り、この松くい虫に対応した施策を打っているところでございます。県とも協議しながら、海岸近くに植栽する樹木の候補としてタブの木とか、シャリンバイとか、モッコクなどの広葉樹を挙げているところでもございます。比較的海岸に強いとされている樹木、例えばモクマオウという、松に似た樹種でございますけれども、それ等も考えているところでございます。松以外の樹種につきましては、平成26年度に試験的に海岸沿いの保安林に松及び広葉樹の苗木の植栽を行ったことがありますけれども、ウバメガシやハマビワなどの広葉樹についてはほぼ全滅をしたところでもございます。一方、松については40%が残っているようでございます。海岸沿いは気象条件が厳し

く、広葉樹は根を横に張ることから、風に弱く、すぐ倒れてしまい、なかなか広葉樹林単体で植栽するのは難しいと考えているところでございます。平成27年度から南薩地域景勝林保全再生対策事業を活用し、クロマツの植林を行っているところでもございます。山川の戸ヶ峯海岸につきましては、松くい虫の被害が顕著となっております。平成26年度以降、対策を鹿児島県と協議を重ねているところでございます。その結果、平成22年度から10か年計画で行います、海岸防災林造成事業に平成29年度から防潮堤の背後に1ha当たり1万本のクロマツを補植するなど、保安機能の再生、防風防潮機能の回復が図られるよう調整していただいているところでございます。今後ともこの松くい、いわゆる松枯れの対策というのは、官民一緒になって取り組む必要があると思っているところでもございます。

以下、いただきました質問については、担当部長が答弁をいたします。

○農政部長（宮崎英世） 杉、ヒノキの利活用ということでご質問をいただきました。まず、現状をお話をさせていただきたいと思えます。杉やヒノキの価格は、外材の輸入を契機といたしまして下落をして、その結果、林業が衰退、間伐の停滞や山の手入れ等が放置をされてきているところでございます。外材に負けない価格にするためには、間伐や皆伐、再生林に要する人件費など、経費の削減、コストダウンが大きな課題となっているところでございます。そのために現在、国や県と連携をしながら、高性能機械の導入を推進し、コスト削減や生産性の向上、安全対策の充実を図ってきているところでございます。さらに、現在、県内では木質バイオマス発電施設が2か所、ツーバイフォー施設が1か所、CLT、いわゆる直交集成板と言いますが、これの加工施設が1か所、稼働をしてくれているところでございます。そのほか、東アジア諸国への木材輸出が増加してきており、木材需要は増大をしてくているところでございます。現在、森林自体は育成期から本格的な利用期へと移行し、森林蓄積量、木材供給量についても、年々増大してくている状態でございます。今後も山主に少しでも多く還元できる方法がないか、県や振興局、林業試験場や森林組合など、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、繁茂する竹類、ツタ類への対策というところでございます。まず、竹についての現状といたしましてお話いたしますが、林野庁の資料によりますと、鹿児島県は1万6千haで、全国の都道府県で第1位となっております。ちなみに2位は大分県で1万3千haとなっております。県内におきましては川薩地区が一番多く2,084ha、次が鹿児島地区の1,082haとなっておりますが、本指宿地域では少なく、6haであるとの資料がございます。議員がおっしゃいますように、日本人と竹との関わりの歴史、これは非常に古く、縄文時代から日本人は竹を有用な植物として利用してきたといわれております。椅子やテーブルなどの家具類、ざるやすのこ、竹の皮などの家事用品、竹トンボ、笛、鉄砲などのおもちゃ、植木鉢や支柱などの園芸用品という様々な活用などがありまして、人々の生活に密着して里山が維持されてきておりました。しかしながら、戦後、生活様式の変化に伴う代替品の普及に伴い竹製品が

減少し、これに伴い竹林を含めた里山が管理されなくなっているのが現状であります。ただ、このような中、すだれや花瓶、扇子、うちわ、置物、敷物などの竹製品につきましては、現在も根強い人気があるようでございますし、最近では竹の紙、竹炭、竹パウダーなど、竹の持つ優れた特性を生かした商品、あるいは特産品づくりに取り組んでいる企業や自治体が出現してきているようでもあります。しかしながら、その原料となる竹の多くは、孟宗竹か真竹のようであり、メダケやダンチクなどにつきましては利活用が行われていない状況でございます。また、ツタに関してでございます。ツタに関しては、古くから自生をし、くず餅、くず湯、籠などに使われてまいりましたが、戦後は需要が減り、現在では有害な雑草として捉えられていて、利活用についてはほとんど行われていないというのが現状でございます。竹林やツタの利活用につきましても、今後、他の自治体の動向を注視をし、情報収集に努め、県や林業試験場と連携をしながら、情報交換をしていきたいと考えているところでございます。

○総務部長（有留茂人） 国道226号線の歩道が暗いと、特に今ご指摘がありました山川大山・小川地区の国道の状況でございましたけれども、国道の道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況等を的確に把握するための良好な環境を確保し、道路交通の安全、円滑な流れを図ることを目的として設置をされているようでございます。道路管理者である県の南薩地域振興局に確認いたしましたところ、国道における道路照明については、交通量等の多い交差点、又は横断歩道等に設置しており、山川大山・小川地区の国道226号につきましては設置が難しいというふうな回答があったところでございます。しかしながら、当該路線は通学路であり、住宅環境等の変化により照明が少なくなっていることから、夜間における安全確保や犯罪発生を予防するための防犯灯の設置も検討していきたいと考えているところでございます。

○1番議員（外園幸吉） いろいろな植物の話が出ましたけれども、私の頃までだったと思うんですが、指宿高校にですね、木工科というのがあったと思うんです。ちょっとある人に確認しましたけれども、昭和40年で終わりだったということですね。それから、中学校の頃は技術家庭とかありましたね。そして、小学校でもですけども図画工作、こういう園芸じゃなくてですね、植物に接する機会があったと思うんですね。それで、今の小・中学校というのは、こういう機会があるのかどうかですね。例えばですね、私ら年代の人が、さっき部長の話もちょっと出ましたけれども、竹で笛を作ったり、竹で鉄砲を作ったりですね、水鉄砲、水鉄砲は片方の節を残さないけれども、たか鉄砲と呼んでいたのはですね、センダンの実でしたかね、あれを使ってやる。両方とも節を切ってですね。そして紙鉄砲というのはですね、その植物の実がない頃にですね、新聞紙を濡らして、両方から詰めて、空気圧を利用してやるわけですね。そういうのを作った。それから、竹トンボですね。ああいう作れる人が私ら年代はいるんですよ。その人たちが、いろんな機会に作って、子供たちに伝えてい

る。あの子供たちのゲーム機はいいでしょうけど、やっぱりああいうのが作れるというのは素晴らしいことだと思うんですが、今、その市長も元専門家ですが、教育長、そういう機会はあるんですか、小・中学生としては。

○教育長（西森廣幸） 今お尋ねになりました木工、木を使った創作活動というのは、中学校でも小学校でも取扱いをしているところがございます。先般、昨年度でしたか、北指宿中学校では学校応援団のお手伝いをいただきながら、地域の方々がノコの引き方を教えたりとか、そのような授業も参観したところがございます。また、社会教育の分野では、青少年の健全育成という立場で、ふるさと探検事業を実施しておりますが、その中で竹を削って箸を作ったりとか、そのような体験の機会もあるところがございます。

○1番議員（外園幸吉） 図書館に行くതുですね、植物の本を探すと、一番目立つところは園芸のコーナーなんですね。こういう植物とか、それを遊びに利用すると、子供たちが親しんでいけばですね、植物に親しんでほしいと思うので、今おっしゃったようにですね、私は正直言って、今の小学校・中学校の先生たちでもさっき言ったような物を作れないと思います。学校応援団の話も出ましたけどね、そういう人たちをお願いしてですね、現にやっぴらっしゃるといことですので、素晴らしいことだと思います。

ところで、その松くい虫、松の問題で、よく気付くのは、指宿商業の辺りの立派な大木が、必ず1本か2本は赤くなっていますね。私は、お父さん、あれは何って、息子に聞かれて、松の紅葉だと言ったらすごく怒られましたけど、真面目に話をしているんだって。でも、やっぱりああいうところを見たらですね。それから、いろんな繁茂、竹もですね、部長の話がありました立派な竹というより、困った竹がですね、見た目も悪い。私はかずらと言いましたが、ツタと、ツタと言った方がいいんでしょうかね、こういう点からですね、観光の面から見てはどうですか。どう対応しますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 観音崎の景勝林松が今度の台風等でも、非常にやられて、また過去にも松くいでもやられているということは知っておりますけれども、一応、観光としましては、あそこの国道沿いの雑草等の伐採については、国道事務所の方に要請をし、しっかりと管理をしていただくよう、お願いをしているところがございます。

○1番議員（外園幸吉） それぞれ管轄がありますのでね、あれをやれとは言いませんが、やっぱり指宿、観光と言うならば、松は大事だと思いますね。私が知る範囲では、ああいう胸周りのこういう木があるのは、あの辺とですね、山川の長崎鼻のキャンプ場の辺りですね、そんぐらいしか、もうないと思います。それ以下はありますけどね。松の年輪といますか、切ってみなきゃ分かんと思うんですが、場所によって成長がかなり違いますね。恵まれたところと、例えば海岸で潮をかぶるようところじゃ、もうかなり成長も違うようですが、やっぱり一銭がつもらんかもしれないませんが、松は見る目がですね、かつですね、松の利用価値があればいいんですね、さっき言いました利用の方法もありますが、今もう大抵駄

目ですが、先日テレビを見ていましたらね、三重県鈴鹿だったかな、木製ドラムというのを作っているんですね。木製ドラムというと、えっ、何だと言われるでしょうが、皆さんも見たことがあるはず。この辺で言うと、九電とか、九電工に行くんですけどね、電線とか銅線を巻く、両方を板を、丸い板をして、真中は胴があって、ここに線を巻くわけですね。見たことあると言われると思うんですが、あれはですね、外側の板を三枚重ねでするんだそうです。そしてですね、なぜこういう話をするかというと、松、鉄、プラスチックであのドラムを作ってみるとですね、一番松がいいんだそうです。プラスチックは強度で劣ると、鉄は重いと、その点、松はすごくいいという。今、その全国のシェアというのがテレビで出ていましたけどね、80%松なんだそうです、あれは。そしてですね、松は一部壊れても、その部分を差し替えがきくんだそうですね。かつ5回ぐらい使ったら廃棄するんだそうです。ですから、ある程度更新しなければならぬからですね、そういう需要もあると、意外なところで需要があると思うんですが、最初言いましたように、皆さんの英知を集結してですね、松の利用法、これも松くい虫対策にもなるんですが、松は意外と根を直根で張って、風にも強いということなんですね。これは松については考えていただきたいと思います。

それから、杉、ヒノキの類ですが、子供の年代からすると、杉とヒノキの違いが分からんみたいですね。でも、葉っぱを見れば一目瞭然ですね。ですから、ああいのうがですね、使われないことが、ある意味残念なんですね。かつ先日から出ていますように、台風で出せない、大隅湖のダム湖にいっぱいというのもテレビで出ましたけれども、この辺の山でもですね、出せない、杉の木が道路に出ていて、地区民で切ったという話も聞きますけど、それをそのまま放置して、完全に朽ち果ててくれればいいんでしょうが、いつか大雨や風のときはですね、道路に出てくる可能性もあると思うんですよ。先日の補正予算にもありましたが、松の対策としてかなりの予算を組んでおりますけれども、いい時期にですね、この杉類の搬出ですか、をしなきゃならない。かつですね、部長の話で、バイオマスの発電の関係とか出ましたけれども、そういう何かですね、利用法、今、部長の話もありました中で、木材の輸出と、木造の良さもいわれているんですから、杉、ヒノキについても、銘柄産地もあるようで、なかなか難しいとは思いますが、この利用を何とか考えていかなきゃいけないと思っております。

それから、繁茂する竹類、かずら等の対策ということですが、これはいわゆるタケノコを採ったり、管理がよくされている竹林のことよりもですね、私は見た目も悪いし、ツタ、カズラ類が杉やヒノキに絡まったりすると枯らしたりしますね。そういうことがあるわけですので、クズについてはですね、これもテレビで見たんですが、奈良県でしたね、本くずといってですね、さっき出たくず湯とか、くず粉という話もありましたけど、くずでですね、見た目は寒天みたいな感じでしたね。高級品なんだそうですね。鹿児島県でも大隅の方で、くず粉を取る、くずの根っこを掘ってくださる人がおるように聞きましたが、こちらはもうあ

れも何とかありませんですかねと思います。こういう方法をですね、何とか情報網を持ってですね、探していただきたいと、今後のこととしてこれはお願いしておきます。

そして、さっき出ましたが、松の海岸に植えるので、私らの経験から言うとはですね、ヘルシーランドのところの海岸の保安林のところですね、松を植えたけど駄目だったんですが、その中にですね、グミとか、シバを植えたんですね、そしたらグミとかシバは、割と潮をかぶるようなところでも残っていますね。ある程度いったらグミやシバを切って松を自生させないかんわけですけど、そういうこともあると思うんです。それから、山川の福元区ですね、竹山の辺りに強化松ということですね、正確に数えませんでした、100本ぐらいいはあったんです。なかなかいい具合でしたね。5・6年、7・8年。ところがですね、今行ってみると40本ぐらいしかないんです。関係者に聞くとですね、強化松といわれたけど、枯れているんですね、松くい虫で。これは難しいなと、いろいろと思ひ方ですが。今日、明日の問題じゃありませんので、この松とかですね、杉、ヒノキと、繁茂する竹類、かずら類ということですね、いろんな情報を集めてですね、今後ともにやっていけば、少しでも指宿市はよくなると思っていますので、よろしくお願いしておきます。

それから、通学路等の街路灯についてということで、さっきお聞きしましたが、この指宿市内でそういう例はあるかということをお聞きしましたがどうですか。

- 総務部長（有留茂人） ここ1年ほど、国道に防犯灯を付けた経緯はございません。
- 1番議員（外園幸吉） さっきの答弁としてはですね、国道、国道事務所の管轄だからということでしたが、先の指商の前の松は国道事務所に言って切ってもらえるけれども、国に街路灯をとすることは無理という話でしたね。それなら、指宿市として、通学路としてやれるということですかね。
- 総務部長（有留茂人） 子供たちの安全を最優先に考えていかなければならないと思います。市としましても、学校又は地区等からの要望に沿えるように検討をしていきたいと考えておりまして、その県との協議を経て、その市が設置する防犯灯の設置を検討していきたいというふうに考えております。
- 1番議員（外園幸吉） 地区等の要望ということでしたが、山川支所長、そういう声は聞いていませんか。
- 山川支所長（馬場久生） 各学校関係者とか、そういったところからくることはありますけれども、特にその強い要望というのは今のところないところであります。
- 1番議員（外園幸吉） 幸いにも、今日、区長さんたちもいらっしゃいますので、私たち車に乗っている人間は、そう分かりませんが、あの現状を見ていただいて、私一人が、議員が言うよりも、今、総務部長がおっしゃったように地区の要望ということもありますので、私も区長さんたちをお願いしてみたいと思います。

そういうことですね、私がお聞きした中で、付けた例はないということでしたが、街灯

をですね。暗くなったような、そういうところはありませんか、市内で、ほかに聞きませんか。

○総務部長（有留茂人） 現在、そのここ1年ほど付けた例はないところですが、その通学路以外と言いますか、国道で暗いというふうなところは数箇所あるかと思っております。

○1番議員（外園幸吉） 教育委員会にはどうですか、そういう声は出ないものですか。

○教育長（西森廣幸） 国道ではございませんが、通学路の安全確保のために、小学校でスクールゾーン委員会というのを開いていただいております。その中で地域の方々が通学路等の安全点検をしまして、ここは暗いとか、そういうようなことは話題として上がってきているようでございます。

○1番議員（外園幸吉） 今、教育長がおっしゃったような一般論は当然ですが、そういう、さっきから申しますように、社会状況の変化に応じてですね、今までなかったところが生じているわけですので、ご回答を信じてですね、より中学生ももちろん、安全にできるように期待しております。

以上で終わります。

○議長（松下喜久雄） これにて、一般質問を終結いたします。

△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休会中に審査されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で本日に日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 森 時 徳

議員 高橋 三樹

第 4 回 定 例 会

平成 28 年 12 月 22 日

(第 5 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

平成28年12月22日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第102号 指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第104号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第105号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第103号 セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第106号 指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について
- 日程第7 議案第107号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第8 議案第113号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第108号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第109号 平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第110号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第111号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第112号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 審査を終了した請願及び陳情（請願第2号，陳情第13号）
- 日程第15 閉会中の継続審査について（陳情第4号，陳情第9号～陳情第12号）
- 日程第16 意見書案第3号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書（案）
- 日程第17 議案第115号 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第116号 指宿市職員の勤務時間，休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第117号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期

付職員の採用等に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第118号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第119号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第120号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第23 議案第121号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第122号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第25 議案第123号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第124号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議員派遣の件

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 前之園 正 和 |
| 15 番議員 | 木 原 繁 昭 | 16 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17 番議員 | 新川床 金 春 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新宮領 進   | 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長    | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 馬 場 久 生 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与   | 中 村 孝   | 総 務 課 長   | 岩 下 勝 美 |
| 財 政 課 長 | 上 田 薫   | 市民協働課長    | 田 畑 喜 史 |
| 農 政 課 長 | 松 澤 敏 秀 | 指宿海岸整備室長  | 山 崎 一 磨 |
| 水 道 課 長 | 川 口 光 志 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 森 和 美   | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 嶺 元 和 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において福永徳郎議員及び前原六則議員を指名いたします。

## △ 議案第102号、議案第104号及び議案第105号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第102号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、から、日程第4、議案第105号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第102号、指宿老人福祉センター及び山川老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第104号、指宿市税条例の一部改正について、及び議案第105号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第102号について、指宿・山川老人福祉センターの指定管理の委託料は、5年間で総額幾らになっていますか。現在と次期、幾らで考えていらっしゃいますかとの質疑に対し、現在、年間927万9千円で、両老人福祉センターの指定管理料としています。次回の指定管理料は、年間1,040万5千円を予定していますとの答弁でした。

指定管理料が次回は金額が多少上がっていますが、これも含めて何か要望とか、もっと増額していただいて、これからやはりお年寄りが増えてきますから、それに伴って増額も必要だとか、そんな協議があつてのこの価格設定なのですかとの質疑に対し、今回、指定管理料を算定するに当たり、社会福祉協議会からこれまでの年間の経費資料をいただきました。そ

の経費資料を精査していく中で、これまで市が把握をしていた以外の支出があり、社会福祉協議会と協議をしながら市で把握をしていない部分について112万円ほど増額をしました。増額の最も大きなものが約84万円の委託料で、内訳は山川老人福祉センターの芝の管理委託料、指宿老人福祉センターのシルバー人材センターに委託をしている館内清掃委託料、トイレの定期点検、メンテナンスの委託料ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第104号について、もう少し分かりやすく、改正の主な内容で構いませんが、説明をいただきたいと思いますとの質疑に対し、医療費控除の特例ということで、現行の医療費控除は一般的には医療費が10万円を超えた場合に、その医療費の控除がされます。それとは別に、新設をされたもので医療用の医薬品から市販薬に移行された要指導医薬品や一般用医薬品について、年間の購入額が10万円を上限として1万2千円以上買った場合に、10万円を限度として医療費を新たに控除します。10万円を限度として、1万2千円を超える、つまり8万8千円までの医療費控除を特例で新設をしたということです。これは、現行の医療費控除との併用ができず、どちらかを選びます。現行の医療費控除は最大200万円まで控除が受けられますので、8万8千円以上の医療費控除がある場合は、現行の医療費控除を適用した方が得だということです。軽自動車税のグリーン化特例は、3輪及び4輪の軽自動車で電気自動車、排出基準が低い、燃費とかで環境への負荷が小さい車種について税を軽減をする制度が、28年度にも適用され、75%、50%、25%の三段階の軽減がされています。これを1年間延長し、28年4月1日から29年3月31日までの1年間に、新規に検査を受けた車、簡単に言えば新車で買った車については、29年度も28年度と同じように軽減をするということが、この改正の内容ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第105号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第102号、議案第104号及び議案第105号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号、議案第104号及び議案第105号の3議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第103号及び議案第106号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第5、議案第103号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、及び日程第6、議案第106号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第103号、セントラルパーク指宿の指定管理者の指定について、及び議案第106号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第103号について、指定管理者候補者選定委員会のメンバーは、どういう方が入っているのかとの質疑に対し、指宿市指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、10人以内の方に委嘱している。構成メンバーは、副市長、総務部長、教育部長、当該施設所管の部長のほか、一般の方から学識経験者と、利用者としての市民代表4名ということになっているとの答弁でした。

どのような業務を日常的に行っているのかとの質疑に対し、セントラルパーク内の芝刈りを年8回、除草が年5回、美化保全上ごみ拾いを行い、トイレ施設については毎日、観光協会の職員が30分程度、就業前に手入れと掃除を行っている。ビジターセンターの方は清掃、備品の管理などを行っているとの答弁でした。

観光協会との契約の中で、台風が来た場合は公園内だけではなくて、公園外の民家に飛んだ、又は折れた枝の処理までしてもらうことを条件に契約をするようお願いをすべきだと思いがとの質疑に対し、セントラルパークが市民に愛されるような公園になるように、協会の方にも指導、お願いをしていきたいとの答弁でした。

当初は、観光協会自体が芝刈り機を購入して、職員が刈って手入れをしていたと思うが、今は造園組合にお願いをしているのかとの質疑に対し、今は専門的な部分もあるので、造園組合にお願いをしているとの答弁でした。

駐車場を一部の業者が占領しないように対策を取っていただきたいと思うがとの質疑に対し、目的外で使わないよう指導していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第106号について、現在の管理の状況と今後の公募の予定はどのようになっているのかとの質疑に対し、11月1日から市の直営事業となり、指宿市シルバー人材センターに芝の管理や観光業務などをお願いしている。今後は募集要項の作成等を行い、平成29年6月議案を提出し、29年9月ぐらいから指定管理をお願いできればと思っているとの答弁でした。

観光的な面で影響はないのかとの質疑に対し、えぷろんはうす池田のみの休館であり、物販については自主事業でやる。実質的には観光案内業務のみが休みとなり、多目的広場や屋外トイレについては常時開放しているので、大きなサービスの低下にはつながらないと考えているとの答弁でした。

観光施設でやっていきたいのか、あるいは地域の指宿市民を対象とした憩いの場所として提供したいのか、はっきりする必要もある。耕地林務課だけではなくて、観光課も一緒にここをどうするか考えるべきだと思うがとの質疑に対し、観光課で今年度鹿児島県魅力ある観光地づくり事業の計画というのが設定され、当該施設もその対象になっている。施設全体の整備に向けて関係機関と協議して、よりよい方向で指定管理が行われるようもっていききたいとの答弁でした。

池田校区の皆さんが盛り上げていくようなものを作っていくべきだと思うという質疑に対し、池田校区の公民館長に検討会をお願いしており、年内に何らかの校区からの意見が出ると思っているとの答弁でした。

意見として、指宿スカイライン出口に遺跡が出て、工事がストップしている。幸屋から喜入に出ている広域農道に出す案と、レイクグリーンパークの辺りに出口を変更したらどうかという案がある。今の場所が県道から中に入っているので、実現できるような方向性を探っただけ、検討していただきたいというものと、検討委員会、評価委員会、審議会で答申を受けて事業を展開するケースが非常に多い。職員が思考力を持って知恵を絞って事業を推進していくような形を是非作っていただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第103号及び議案第106号の2議案を、一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号及び議案第106号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第107号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第7、議案第107号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） おはようございます。総務水道委員会へ分割付託されました議案第107号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、山川支所地域振興課所管分について、山川庁舎建替え等検討委員会の委員は15人ということですが、どういう構成メンバーなのかとの質疑に対し、自治公民館代表の区長10名と山川地域の各団体の代表の方で、要綱では20名以内とうたっていきたいと思いますが、予定としては15名になっておりますとの答弁でした。

山川庁舎は、耐震補強はしないという方針のようですが、この検討委員会を開いて、大体いつ頃までにその結論を出したい考えなのかとの質疑に対し、次年度も引き続き検討委員会を開催して、平成32年度までの合併特例債を生かせるときまでに完成をしたいということで、逆算しますと29年度辺りで何らかの方向性を見いだせたらと考えていますとの答弁でした。

もう今、耐震性がないということですので、もっと早く結論は出せないのですかとの質疑に対し、今年度から区長会等でも検討・協議をさせていただいているところですが、なかなか同じ意見にまとまらず、方向性が見いだせない中で、29年度も引き続き検討委員会を開催するというので、できる限り早い時点で方向性を見いだせたら、その方向性に応じて市へ提言するなり、市で決定したら議会の承認を得ながら、できるだけスピーディに動いてはいきたいと思っていますとの答弁でした。

これまでの経緯の中で、各区長さんなどにも検討していただいたけれども、方向性を見いだせなかったということでした。今度の検討委員会も、また区長さんのようですが、どういふことですかとの質疑に対し、耐震性がない、補強工事の意味がないという結論をいただいたところで、現在のところ建て替えるのがいいのか、それとも山川地域という中心地に移って行った方がいいのか、それとも既存のいろんな施設を利用して、そこに移る方がいいのか、いろいろ案はありますが、区長会としては何も回答を出せない、みんなで協議した方がいいんじゃないのかというご意見もありまして、検討委員会を設置しましょうかというふうになり、これから検討が始まっていくと考えていますとの答弁でした。

これまでは、区長会にいい方向性はありませんかと依頼しても、それを集中して検討するシステムになっていなかったのので、検討委員会としてそれを専門的に集中して検討する組織づくりをするという理解でよろしいんでしょうかとの質疑に対し、現時点ではそういうふうと考えていますとの答弁でした。

指宿市の協議会等で公募というのがあるみたいですが、委員の公募というのは考えていないのですかとの質疑に対し、地域審議会でも公募という方がメンバーに入っており、そういう方向も考えているところなんですけれども、位置を決める際に難しい問題が出てくると思っていますので、今回は公募というの難しいのかなと判断しているところですよとの答弁でした。

いつものメンバーばかりじゃ、どうなんだろうかと思います。公平性というか、いろんな意見を入れるという意味でよその地区から移り住んだ人たちの声を生かす意味でも、ある意味、市長と語る会なんかを見ていても積極的ですから、そういう人たちを入れる意味合いからも公募というのを検討してもらいたいと思いますがとの質疑に対し、今、議員からご指摘があったとおり、検討委員会もこれから設置され、今年度中に少なくとも2回は開催する予定ですが、その前にメンバーについてもどういう方向が一番いいのか、もうちょっと詰めてみたいと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、開聞支所地域振興課所管分について、開聞庁舎の在り方検討委員会の設置ということでしたので、開聞の方は建て替え、あるいは今の建物を使おうという両方が視野に入っているという理解でよろしいんですかとの質疑に対し、開聞庁舎は建て替えではなくて耐震補

強と改修を予定していますとの答弁でした。

開聞庁舎の利用状況はどうなっていますかとの質疑に対し、現在、主に使われているのは1階部分で、2階部分は会議室、それから一部倉庫等に使っています。3階は書庫と会議室がありますが、主に1階がほとんど職員が常駐して使っている状態ですとの答弁でした。

学校等の使われなくなったところで学童をしたり、老人クラブの関係を入れたりとか、そういう例もありますが、2階等をほかの団体とか、庁舎以外に利用するような考え、意見等はないですかとの質疑に対し、2階、3階の空きスペースをどのように有効利用していくかを職員間でも検討してきました。その中では学童クラブや社協、土地改良区、菜の花商工会とか、また開聞駅を庁舎の裏に移動できないかとか、庁舎前の駐車場のスペースもあるんですが、そこをJRの停留所とか、そういう案も出てきています。1階を市民のスペース、2階を行政のスペース、3階は災害の物資等や永久保存文書の書庫、そういうのに使ったらどうかということで、職員の案は出ていますが、なかなか我々だけでは決められないので、この在り方検討委員会を立ち上げて市民の皆さんのいろんな意見を聴いて、市民の皆さんが有効利用できる庁舎に改修しようと現在進めているところですよとの答弁でした。

山川庁舎の職員に対して、今年初めか、去年か、アンケートをしていますか、開聞庁舎では職員や職員以外に対するアンケートはしたことはないですかとの質疑に対し、開聞庁舎にいる職員とパートにアンケートは採りました。その結果、20項目ぐらいいろんな案が出てきているんですが、市民に向けてのアンケート等は、まだ現在のところは採っておりませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について、ふるさと納税は毎年12月が特に多いんですが、増える見込みはどういう理由からですかとの質疑に対し、実績として11月までで既に2億円入ってきています。昨年度が11月までで2,900万円、12月がひと月で1億6,000万円入ってきています。今年は12月4日にもう既に1日で1,000万円を超える寄附があることから、見込みとして11月までの2億円と12月に3億円以上は入ってくるだろうということで、約5億円と見込んで計上したところですよとの答弁でした。

5億円を見込んでいるということですが、これは1万円以上の返礼品が良かったからなのか、それとも指宿市は今までのいろいろなところでPR、郷土会も含めてしてきたいろんな成果として、こういったたくさんの金額が見込めるのですかとの質疑に対し、いろいろなところでふるさと納税の返礼品事業を開始したことに対して、皆さん、その商品に対して魅力があるということで、この事業で皆さん、寄附をしてきました。一方、地方税の改正で、この寄附に対して2千円以上については控除があるということから、1月から12月までの所得の計算をする期間において特に12月は増えてきていますが、一方でその商品の魅力につきまして、本市においても商工水産課と連携をして商品開発に努めてきました。商品の選定部門は商工

水産課の担当ということで、市内の業者に説明をして、商品開発に努めてきましたが、昨年は87品目の商品で10月にスタートをいたしました。それが既にもう148品目が増えております。本市の特産品が増えたということと、所得の控除ということも相まって、急激に増えてきていると思っておりますとの答弁でした。

返礼品の見直しをしたということですが、どういった商品が人気があるのでしょうかとの質疑に対し、特に多いのが肉関係や焼酎、果物、ビワ、マンゴー、削り器とのセットの鯉節です。また、新たに畜産関係も業者に入り、豚の切り落としとか、そういう身近なものも増えました。観葉植物ではオーガスタやガジュマル、そういうのが新たに増えてきたところでございますとの答弁でした。

いろんな発想、その他もろもろ、職員体制は大丈夫ですかとの質疑に対し、現在は一人の担当とパートを雇って、ふるさと納税の事務をしています。今後、12月から増えてくるということで、領収証の発行、ワンストップの申請の証明書の発行等がありますので、係員で応援体制を取って進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

指宿の出身者、もしくはゆかりのある方と全く縁もゆかりもない方といらっしゃると思いますが、その比率などは分かりますかとの質疑に対し、その割合というのは控えておりませんとの答弁でした。

今は控えてないということですが、今後の戦略を立てる意味でも、どういう縁とゆかりのある方が多いのか、全く縁もゆかりもない人が多いのかは、商品選択の方向性を決めるとか、その他の戦略の意味でも把握しておいた方がいいんじゃないかという気もしますが、それを把握しようと思えばできるんですかとの質疑に対し、件数的に何千件ということで、10月から始めましたが、それ以前については県人会とか郷土会、そういう方々に対してPRをしてきましたので、リピーターではありませんが、寄附をする方というのは毎年同じ人がその頃までは分かっていました。その方々をピックアップすれば継続して郷土会の方が寄附をしているというのは分かるかもしれませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について、音声認識システムを導入することによって、時間的にはどのくらいの短縮が計られる見込みですかとの質疑に対し、仮に委員会の録音時間が2時間の場合、そのデータをインターネットを経由して業者が管理するサーバーの反訳システムへ送信すると、約20分から40分で反訳したデータが返送されてきます。反訳率は最初は60%ぐらいですが、繰り返しこのシステムを活用することで、約70%から80%の反訳率になるようです。職員が反訳作業をすると録音時間が2時間の場合、作業に3日以上かかりますが、この音声認識システムで作業をすると、内容にもよりますが、1日半までには作業を終えることができるようですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、総務課所管分、市長公室所管分、危機管理課所管分、監査委員事務局所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生員会へ分割付託されました議案第107号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、清掃費で平成10年炉の解体に関して当初計画では29年3月まで稼働予定でしたが、議会の方に詳細な説明もなく、28年12月に変更になっています。このことは、施設がもしものときは市民に負担を強いることになりかねないので、この部分については慎重に判断すべきで、ここを修正する必要があるのではないかと思いますので反対しますというものと、賛成討論として、今日は長時間にわたり、新ごみ処理施設の問題について議論してきたと思います。このことについては広域組合もいろいろ検討されているという観点からすれば、これは原案のとおり認めるべきというふうに思っておりますというものがあり、起立採決の結果可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により可決と決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、スポーツ振興課所管分について、12億7,800万円という高額な金額を使って改修するのですが、市民会館建て替えの計画もあります。それと併せて検討されたのかどうかとの質疑に対し、台風の被害を受けて、即座に課としましては建て替えについても声が出るんじゃないかということで、市民会館の基本構想も出来ていることから、複合施設は出来ないかということも検討した経緯はありますとの答弁でした。

予算的にアリーナ方式でという人もいますので、一緒にした場合、どのくらい掛かって、市の負担が幾らとか、改修だと地元負担が大きいわけです。そのところの数字的なものが分かっていたら、お願いしますとの質疑に対し、複合施設については、市民会館の基本構想に体育館を合わせると50億から60億円掛かるんじゃないかということで、最初は提案しましたが、期間的な問題もあり、また、財源的にも無理であろうということで、その検討はせ

ず、即座に体育館単体としての新設をした場合の比較をしたところですよとの答弁でした。

今回、台風被害を受けて計画の見直しということで、屋根改修が主な台風被害だと思えますが、どのくらい当初から見込んでいた改修費用よりも建設費として上がっているのかお願ひしますとの質疑に対し、合計で12億5,000万円計上しており、これから議会の承認を得て変更申請をし、屋根の設計に入る予定でしたが、今の試算でいきますと、約1億7,000万円の増になりますとの答弁でした。

意見として、今、体育館を使えない状態なので、市民の方々からやはり使いたいという声をよく耳にします。今後、大規模改修を行う中で、長期間にわたって使用ができなくなりますので、開聞の総合体育館を利用するというものもありますが、できるだけなのはな館のような空き施設等を有効利用していただいて、市民の健康の維持・向上に寄与できるように考慮していただきたいというものと、今、指宿の人たちが競技施設を使えない状況があって、山川や開聞に行っていますが、今回はこの状況ですので、最寄りの小・中学校の体育施設も開放するようになっていただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について、平成10年炉の稼働停止が今、12月30日だということで、広域組合で造っている新しいごみ処理施設の火入れ式を12月中に行うと聞いていますが、そのまま本格的稼働をしていくということになるんですかとの質疑に対し、広域組合からは試験運転は明けて1月4日から開始すると聞いておりますとの答弁でした。

平成10年炉で今燃やしている燃えるごみ用の処理は新炉でやっつけいけるので、頼娃ごみ処理施設に持って行くということでもないということですかとの質疑に対し、新ごみ処理施設の試運転については、直接持ち込みのごみです。指宿地域の一般家庭ごみで委託収集している分は、ほとんどを頼娃ごみ処理施設で処理し、それ以外は試験ごみとして新しい施設に搬入をしていくこととなりますとの答弁でした。

実際稼働して、試験適応をしてみて、問題が発生しないとも限りません。そうしたときに、そのごみをどうするかと言えば、やっぱり燃やす施設があった方がいいと思います。当初、3月までは停止するつもりはなかったということも言われましたが、実際の試験的な間はあってもしかるべきだと思いますが、その辺りは大丈夫なんでしょうかとの質疑に対し、清掃センターが部分稼働しなくても、頼娃ごみ処理施設の処理能力が40 tあり、例えば、新ごみ処理施設も停止しないといけない時期があります。そうすると、スケジュールにもあったように、その期間はどうしても頼娃ごみ処理施設で燃やすこととなります。そうした場合は、頼娃ごみ処理施設の方も若干時間延長した運転になるかと思いますが、現在でもそうなっておりますので、清掃センターが12月末で止まっても、心配することはないと考えておりますとの答弁でした。

平成10年炉は新ごみ処理施設全体の工期に間に合わせる必要があったため、当初計画より3か月早く停止する必要があるという説明でした。しかし、平成10年炉の解体工事スケジュー

ールを見ると、解体工事が終わるのは9月で、書類作成、マニフェスト完成書類の後、優に残り3か月あるので、施設にもし何かあったときのことを考えたら、当初の計画どおりでもよかったのではないかとこの質疑に対し、広域組合との協議を行いました。9月末で解体を終了して、解体後の場所に整備するストックヤード2棟、駐車場、外構工事等に最短で5か月かかるということで、この解体工事を9月末に終える必要があることから、本年12月末で炉を止めるというスケジュールになりました。また、その後は広域組合による解体に向けたダイオキシン調査及び作業環境調査を経て、同年3月に解体工事に係る契約の締結がなされて、4月以降に具体的な解体が始まる予定になっています。当初、広域組合が考えていたスケジュールと変わった点は、廃棄物焼却施設作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づき、労働基準監督署に提出してある作業環境測定及びダイオキシン測定結果から解体作業の計画の許可が下りるまで、最低2か月かかるということ、それと、3月14日までの工期内に済ませるためには、従来どおり3月まで炉を焚いてから作業をすれば、工期の変更が必要となり、事業費の増加も考えられますし、国庫補助金の申請等々が発生するので、3月14日に納めるためには12月末の停止が必要であるという内容ですとの答弁でした。

東京の東村山市の方で造られたリサイクルセンターの落札率が99.9%、私たちの新ごみ処理場の方も99.95%でした。実績から見たときに、確率的に言ったらものすごい確率になると思います。ただ、ゼロではないんでしょうけど、その辺の情報を持っていましたかとの質疑に対し、震災前は落札率がかなり低いんですけど、確かそのときの記憶によりますと、その当時落札されたのはおっしゃるような99.何%台というものが幾つかありました。そういう状況だというのは分かってはいたんですけども、実際、自分たちの建設工事については、予定価格は事後公表ですので、公表されておりません。その中で、価格入札をしたところ、入札参加者は2社だったんですが、2社とも予定価格内に達しておりませんでしたので、再度入札をいたしました。再入札で1社は予定価格内に入ってきましたが、もう1社は辞退しました。その結果、札を開いたところ予定価格内に納まった1社を評価するということになり、その価格点と技術提案点数を合計したものが一番高いということで、優秀提案者と決めたところです。結果的に2回目の入札でやっと予定価格内に納まったということなので、恐らくそういった結果になったのではなかろうかと思えます。もしこれが、まだ予定価格内に納まらなければ、再々度入札、三度目の入札になって納まったかどうかは、これは分かりませんが、もし納まっていたら、またそれに近いような数字じゃなかったのかなというふうには想像はできるところですとの答弁でした。

今、再入札でということでしたけれど、途中補正をして、3億1,900万円上げましたが、その確認をお願いしますとの質疑に対し、平成26年1月30日に新ごみ処理施設の建設工事の入札公告をし、本事業費に係る予算ということで、40億7,800万円を計上して2社が応募しました。震災復興、東京オリンピックが開催されることなど、その当時、労務単価、資材単価

がものすごく上がっていました。そういうことなどを鑑みて、当時の広域組合の事務局で環境省が出している入札契約の手引きに基づいて設計価格を積算したところでは、積算するに当たって、その入札参加者から見積りも取っておりますけれど、それと合わせて、最近5か年でごみ処理施設を建設したところから、その価格の内訳を各市町村とか、広域組合にお願いして、そういった実績、手引きに基づいて積算したところ、やはり今の価格ではちょっと難しい、労務単価も確かにその当時7.8%とかに上がっていましたので、積算したらやはり費用が足りないということで、平成26年8月1日に40億7,800万円であったものを、43億9,700万円という一般競争入札の公告の変更をしています。その前に、当然議会にお諮りしてこの差額について債務負担行為の変更をお願いしています。それについては、26年8月1日の第1回組合議会臨時会におきまして、債務負担行為の追加を3億1,900万円して、全会一致で承認をいただいておりますとの答弁でした。

平成10年炉の解体工事も今のJVで受けた方がスムーズにいく気もしますが、そうするとここが同じように落札をする状況もまた出てくる可能性は十分ありますが、その辺はどうですかとの質疑に対し、恐らく入札参加者を組合事務局が選出して、入札契約運営委員会に諮ると思っています。そこで選定して、それを管理者が決定して入札すると。昭和63年炉の経験で言いますと、指宿市の業者と鹿児島県内のそういった解体をやっている専門業者とJVを組ませて解体した経緯がありますので、恐らくその方法を踏襲するか、あるいはまた別の方法を考えるのかは、今後、組合事務局が検討することだと思いますとの答弁でした。

入札の関係について、いろいろ取り沙汰されて、真実はどこにあるかまだ分からない状況もありますが、どうもまた、平成10年炉の解体工事入札が問題になってくるような気もします。広域組合がやることですから、市として担当部課としてどうこうと言えないという回答にはなりますが、担当部課として幹事会にも入っておりますので、そういうところはきちんと検証して、どこが取るにしても疑いを持たれないようにしてもらいたいと思いますが、そういうところはどうでしょうかとの質疑に対し、確かに、協和エクシオ・五洋建設JVでの入札参加はあり得ないと思います。ただ、五洋建設は解体工事もやられているということもお聞きしましたので、こういった関連業務であると地方自治法に関連工事については随契ができるとありますが、それはちょっとまずいのではないかというふうに思います。逆に、五洋建設をその経験があるのに入れない方が指宿市にとって不利になりますので、現場事務所はもうあるわけですので、新しい落札者だと、また現場事務所を造らないといけないわけですから、入札者として排除することもおかしいだろうと思いますし、その辺は公明・公正に参加資格があるのであれば、それを入れてJVを指宿市の業者と組ませてやるなり、そういった方法論はたくさんありますので、はっきり言い切れませんが、そういったのに参加する可能性はあるのではないかと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、児童福祉費の中で利永保育所の入所児童が増えたということですが、何名ほど増えたのですかとこの質疑に対し、利永保育所は4月の当初、27名でスタートし、12月1日現在は32名で、5名増えています。定員が30名で、今2名オーバーしましたが、118%の35名まで入所可能ですので、3名はまだ余裕がありますとの答弁でした。

子ども医療費の増額に伴う2,019万6千円は、現物支給に変わって増えたのですかとこの質疑に対し、子ども医療費は当初、月額890万円で試算して、年額1億680万円で計上していました。27年10月の診療分から中学生までに拡充されたことにより、28年度の上半期の実績を勘案して、下半期分を6,600万円ぐらい必要ということで、9月までの上半期分の実績と、今度の半年分の見込みを合わせて計上したところですよとの答弁でした。

6,000万円補正になったんですが、26年、27年の実績と比べて、どのくらい増えたのですかとこの質疑に対し、平成27年10月診療分から、医療費の助成対象者を小学3年生から中学3年生までに拡充しましたが、拡充前と拡充後の1年間の医療費助成額を比較すると、約3,253万円、月平均で271万円の増となっていますとの答弁でした。

現時点の市全体で、待機している人はどの程度いるか把握していますかとこの質疑に対し、11月1日現在で、希望している保育所に入れられない潜在的待機児童が43名いますとの答弁でした。

43名は多いような気もしますが、それは自分の地域がいいということなんでしょうけど、その方々をほかに受け入れるということについては、何か検討はしていますかとこの質疑に対し、中心部の指宿地域の園がほとんど定数で入れられないような状況です。山川・開聞等に空きがある状態で紹介はしています。それで入れない場合には、無認可の施設も紹介をしていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

また、税務課所管分、健康増進課所管分、長寿介護課所管分については、特に質疑、意見はありませんでした。

なお、市民協働課所管分、教育総務課所管分、指宿商業高校所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第107号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

ます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について、松くい虫が広がり、枯れたのが非常に目立つ。面積と本数はとの質疑に対し、県が主体となってやっている区域で薬剤を散布しているエリアとして、開聞山麓で158ha、多宝仏塔周辺に3ha、ふれあい公園周辺に4ha、唐人山、物袋海岸周辺に6ha、市が県の補助金で散布を行う区域は、多宝仏塔周辺が25ha、入野が2ha、花瀬が6ha、戸ヶ峯海岸が8ha、いわさきホテルさんの周辺の大山崎が1ha、合計が213haで、感触的には3割から4割ぐらいが9月末の時点でやられている。本数は8万本ぐらいと考えているとの答弁でした。

二次的な使用方法はないのかとの質疑に対し、生松の場合、銘木の価値があるということで認められれば、銘木市場に出荷して材木に換えることは可能だが、枯れ松というのは松くい虫が入っているので、燻蒸処理あるいは破碎してチップにするしか方法はないとの答弁でした。

対策はとの質疑に対し、全部の木に樹幹注入ができれば、かなりの確率で守れると思っているが、1本50cm級の松で3万円の経費が掛かるということもあり、樹幹注入については薬剤散布をできない景勝地に限定して行っているのが現状である。守るべき松を重点的に定めて守っていくとの答弁でした。

1回樹幹注入したら何年ぐらいの効果があるのかとの質疑に対し、現在のグリーンガードNEOという薬は7年間は薬効成分になっているので、基本的には7年間は持続する。7年サイクルで場所を変えながら打っていくというように、今計画しているとの答弁でした。

伐倒駆除をした後の植林については、どのように考えているのかとの質疑に対し、27年度から戸ヶ峯海岸、花瀬海岸、唐人山、物袋海岸に計3,000本の植林を実施した。今年度も同じように全体で3,000本を考えている。景勝地である観音崎についても要望をいただいているので、3,000本の中で融通できないか考えていきたいとの答弁でした。

台風16号の被害状況について把握しているのかとの質疑に対し、県が調査した数字によると、市内で80haの区域に影響があったと聞いている。台風災害の復旧事業ということで、森林組合が主体で行う事業で対応できると思っている。松枯れについては補助事業というのはないが、県とも協議をし、対策について練っていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、そばの館の水道料金不足に伴う71万円は、どういう経緯で

の補正かとの質疑に対し、そばの館に併設されたプールの井戸水用のろ過機の故障により、急々に水道で対応したことと、今年の夏は非常に暑くて、プールの利用者が多かったため、その分水道料の方がたくさん掛かったための補正ですとの答弁でした。

どーんと誘客促進事業は、どういう方々が対象かとの質疑に対し、指宿市内のホテル・旅館に宿泊された方が対象ですとの答弁でした。

どーんと誘客促進事業で当たる指宿の特産品というのが、黒豚、黒牛と言えば鹿児島の特産品になっている。指宿産としてブランド化すべきじゃないのかとの質疑に対し、確かにその部分があるので、指宿の黒豚、黒牛、鰻、そういうものを第一に考えながら特産品に選んでいきたいとの答弁でした。

西郷どんという大河ドラマが始まると決まった時点で、全国の西郷さんに関わる地域、県が一斉にものすごい勢いで売り出しにかかっている。真剣に取り組んでいただきたいがとの質疑に対し、今回、この補正を組んだのも、いち早く指宿はスタートしたいとの思いからの事業であり、出遅れないよう精一杯大河ドラマにつなげていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿港海岸整備室所管分について、今回、補正8,000万円で全て完成するのかとの質疑に対し、28年度末の事業費進捗が90%になる予定です。残り1,600万円で歩道を予定しているので、平成29年度中には完成できるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について、玉利川は河川の方と道路の方との進め方は、どのようになっているのかとの質疑に対し、河川については砂防の区間で、県が底盤工の補修を行う。近接する道路の後玉利線は、市の道路改良事業として舗装の打ち替えを計画しているとの答弁でした。

市道の方はどのようになっているのかとの質疑に対し、計画では本年度と来年度まで2か年で工事をするように予定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

また、都市整備課所管分については、特に質疑、意見はありませんでした。

なお、農政課所管分、商工水産課所管分、建築課所管分、建設監理課所管分、農業委員会所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

井元議員。

**○4番議員（井元伸明）** 反対討論をさせていただきたいと思います。この清掃費の中に、平成10年炉解体工事に係る負担金の一部含まれております。今回の新聞報道をはじめとする疑問点を解明するために、15日、16日の一般質問で問い質しましたところ、広域組合に関することには一切答えられないとの答弁でございました。

以上のことから、何ら解明されておられませんので、このことについては、広域組合議会による懇談会が今月の27日開催される予定でもありますので、現時点においては解体工事一部負担金が入っておりますので、解体の手順などに疑問点がございまして、反対といたします。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第107号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第113号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第8、議案第113号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題をいたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会へ付託されました議案第113号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席のもと審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第113号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第113号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第108号及び議案第109号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第9、議案第108号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び日程第10、議案第109号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第108号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び議案第109号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第108号について、27年度に外部委託したものを、28年度はまた賃金でしてい

ますが、費用的には外部委託とどう違うのですかとの質疑に対し、今回、臨時職員を増やし、賃金が増える部分が63万2,450円、約63万2千円になります。委託料については、今年度はまだやっておりませんので、27年度実績の94万7,109円で比較すると、約31万円程度臨時職員による入力の方が安価になろうかと思いますとの答弁でした。

委託から今回これを元に戻すのは、何か不備があったのか。ただ、金額が安くなるというだけなんですかとの質疑に対し、事務の効率化を図るため委託を実施しましたが、当初の予定では申告が2月上旬から始まるので、1月中に紙ベースで届いた給与支払報告書をすぐ委託業者に提出し、すぐ入力をしてもらって随時返してもらって、申告に活かしていくつもりで想定をしていましたが、ある程度まとまってから渡してくれという業者の要望もあり、4回に分けて委託をしたところ、申告時期と重なってしまい、事務に支障を来したということで、従来の臨時職員による入力に戻すということですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第109号について、今年度、審査認定が出るのがかなり遅れている状況が起こっていると思いますが、そういった点は把握されていますかとの質疑に対し、訪問調査をして、それ以後に主治医意見書や、いろいろ書類を揃えてから審査会に持って行くことになるのですが、その部分での遅延であったりとかいう部分があったのかもしれないとの答弁でした。

意見として、介護認定を受けている方は、体が大変不自由で、いろいろなケアをしてもらいたいと思っていますので、更新日が確実に迎えられるような対応をしていただきたいとお願いしておきますというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第108号及び議案第109号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号及び議案第109号の2議案は原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第110号～議案第112号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第11、議案第110号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、から、日程第13、議案第112号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会に付託されました議案第110号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第111号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について、及び議案第112号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第110号について、消費税の中間申告に伴う公課費増の理由はどの質疑に対し、確定申告と中間申告があるが、前年度の支出に伴い控除する部分が多ければ納税は減るが、27年度においては特別大きな工事がなかったため、当初、予算見積りとするに不足してしまったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第112号について、新潟口雨水ポンプ場のポンプ等は、予定より安い部品でも大丈夫だというような説明が本会議でもあったが、詳しく説明していただきたいとの質疑に対し、材質見直しの内容は、ポンプケーシングの材質を当初の協定時点で国土交通省が示す揚排水ポンプ設備技術基準に定められた耐腐食性、耐熱性、耐酸性に優れたニレジスト鋳鉄管というものを採用し、設計を行っていた。平成27年2月にニレジスト鋳鉄より安価な普通鋳鉄エポキシ樹脂塗装を施した製品が耐腐食性に問題がないとの結論が得られたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

議案第111号については、人事異動に伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第110号から議案第112号までの3議案を、一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号から議案第112号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第14、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

請願第2号、介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出することの請願書、及び陳情第13号、開聞地域における小中学校の再編への対応に関する陳情書は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会に付託になりました請願第2号、介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出することの請願書、及び陳情第13号、開聞地域における小中学校の再編への対応に関する陳情書の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、請願第2号について申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

去る12月6日に本委員会を開催し、全委員出席のもと、紹介議員の説明を受け審査いたしました結果、指宿市は健幸のまちづくりに取り組んでおります。要介護1・2の方の保障が少なくなってくると、重篤化になっていって医療費の増大につながっていくと懸念されますので、やはり元気な高齢者が周りにいてほしいなと思う観点から、採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第13号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

去る12月19日に本委員会を開催し、全委員出席のもと、参考人からの意見聴取を行い審査いたしました結果、現在、教育委員会が小・中学校の再編についていろいろ検討会、説明会等を開いておりますが、やはり検討過程で不十分であると思われる部分が多々あります。また、今年度中に市として学校再編についての方向性を示すということに関して、市民の方々が非常に関心を持っており、これから幅広い情報提供を行っていくことが必要だと思えます。以上のことから、この陳情書は採択すべきであると考えますという意見と、陳情書の中では小・中学校の再編について執行部側の説明責任が言われており、やはり住民の声が反映された中で推進委員会では取り組んでもらいたいということから採択すべきだと思いますという意見と、陳情書に書かれてある拙速な判断を行わずに、極めて慎重な対応をすることということも十分理解できますし、地域住民の要請の有無を問わず、執行部として進んで説明会に出向くということも、我々議会等でも申し上げている当然のことでもありますので、採択すべきだと思いますという意見と、今年2月に初めて開聞・山川地域の多くの方々が小中一貫校を望んでいるという報告を受けていましたが、開聞・山川地域の方々に聞いてみると、そういう話はまるでないということでした。小・中学校のPTAの方々や保育園、幼稚園に子供を預けている保護者の方々はもちろんですが、これから結婚して、その地域で子供を産み育てていく方、また、その地域に住んでいる住民の方々にも意見を聴いて、新しい形の再編について考えていただきたいので、この陳情書は採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、請願第2号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第13号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第15、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

まず、総務水道委員長から目下委員会において審査中の陳情第4号、指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発反対に関する陳情書、陳情第9号、「地熱発電所新設」に関する反対陳情書、陳情第11号、「地熱の恵み」活用プロジェクトに於いて、指宿市と事業者との間の契約内容の公開を求める陳情、及び陳情第12号、指宿市内の地熱資源量及び温泉条例で規定された協議会についての情報公開を求める陳情については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、文教厚生委員長から、目下委員会において審査中の陳情第10号、サッカー専用競技場の整備の実現を求める陳情書については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

文教厚生委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、文教厚生委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしま

した。

#### △ 意見書案第3号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（松下喜久雄） 次は，日程第16，意見書案第3号，介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決することに決定しました。

これより，意見書案第3号を採決いたします。

本意見書案は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって，意見書案第3号は，原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時33分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第115号～議案第124号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は，日程第17，議案第115号，指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について，から，日程第26，議案第124号，平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について，までの10議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回追加して提出いたしました案件は，条例に関する案件5件，補正予算に関する案件5件の計10件であります。

まず，議案第115号，指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正につ

いて、であります。

本案は、公益社団法人指宿市観光協会が行う公益事業の確保及び組織体制の強化を図り、行政と連携した観光事業を推進するため、指宿市職員を派遣できるよう、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第116号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、及び児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、これらの条例の所要の改正をするものであります。

次は、議案第117号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、市職員の給与の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第118号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、指宿市議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第119号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、特別職の職員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第120号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,155万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億6,865万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第121号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ15万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,016万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第122号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第5号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,533万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第123号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につい

て、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億9,852万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第124号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、収益的支出に77万8千円を追加し、収益的支出額を6億5,934万7千円に、職員給与費に77万8千円を追加し、職員給与費額を1億1,356万7千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第115号、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、であります。

2ページをお開きください。

本案は、平成25年4月に、より公益性の高い事業と透明性が求められる公益社団法人となった公益社団法人指宿市観光協会に対し、公益事業を支えるための収益事業の安定確保及び組織体制の強化を図りつつ、行政と連携した観光事業を推進するため、市職員を派遣できるようこの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第116号、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る改正内容に準拠して地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、4ページをお開きください。

まず、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、第1条において、育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務について、小学校就学の始期に達するまでの子の規定に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を追加するものであります。また、介護休暇期間について、これまでは連続する6月の期間となっておりましたが、今回の改正によりまして、合計6月を超えない範囲で3回まで分割しての取得が可能となります。併せまして、日常的な介護ニーズに対応するため、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務を要しないことを承認できる制度を設けております。

次のページをお開きください。

第2条では、第1条において改正した指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における里親を養子縁組里親に改正するものであります。なお、この定義付けは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行期日が平成29年4月1日となっているために、条を変えて改正しているものであります。

第3条では、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組の里親に委託されていることを追加するものであります。

次に、施行期日ですが、第1条及び第3条につきましては、平成29年1月1日又は公布の日からとなりますが、第2条につきましては児童福祉法等の一部を改正する法律の施行期日である平成29年4月1日となります。

次は、追加提出議案の9ページをお開きください。

議案第117号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、平成28年人事院勧告の趣旨に基づき、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、10ページをお開きください。

まず、第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、一般職の期末・勤勉手当のうち、勤勉手当について平成28年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の80から100分の90に改定し、再任用職員については現行の100分の37.5を100分の42.5に改定しようとするものであります。

また、別表第1、第4条関係の給料表について、平均で約0.2%の引き上げ改定をしようとするものであります。

次に、15ページをお開きください。

第2条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。同一条例の改正ですが、施行期日が第1条と異なるため、条を分けて改正しております。改正の主な内容は、平成29年度以降の一般職の勤勉手当の支給割合を6月、12月ともに現行の100分の80を100分の85に改定し、再任用職員については現行の100分の37.5を100分の40に改定しようとするものであります。

16ページをお開きください。

第3条及び第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ですが、これについても同一の条例を施行期日が異なるため、条を分けて改正しております。

まず、第3条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、一般職

の任期付職員の給料表の1号級及び2号級について1,000円の引き上げ改定をしようとするものであります。また、平成28年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の157.5から100分の167.5に改定しようとするものであります。

次に、第4条の指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、平成29年度以降の指宿市一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を6月、12月ともに現行の100分の157.5を100分の162.5に改定しようとするものであります。

次に、附則で第1条及び第3条の改正後の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、適用を平成28年4月1日とするものです。また、第2条及び第4条の施行期日を平成29年4月1日とするものであります。次に、附則の第3項で改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払とみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の18ページをお開きください。

議案第118号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、議会議員の期末手当を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、19ページをお開きください。

まず第1条で、議会議員の平成28年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の165から100分の175に改定しようとするものであります。

次に、第2条も指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。施行期日が第1条の改正内容と異なるため、条を分けて改正しております。第2条の指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、平成29年度以降の議会議員の期末手当に、支給割合を6月支給分については現行の100分の150を100分の155に改定し、12月支給分については現行の100分の165を100分の170に改定しようとするものであります。

次に、附則の第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を平成29年4月1日とするものであります。

次に、附則の第3条で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の20ページをお開きください。

議案第119号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、特別職の職員の給与を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容についてご説明申し上げますので、21ページをお開きください。

まず第1条で、特別職の平成28年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の165から100分の175に改定しようとするものであります。

次に、第2条も指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。施行期日が第1条の改正内容と異なるため、条を分けて改正をしております。

第2条の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、平成29年度以降の特別職の期末手当の支給割合を6月支給分については、現行の100分の150を100分の155に改定し、12月支給分については現行の100分の165を100分の170に改定しようとするものであります。

次に、附則で第1条の改正後の期末手当の支給割合の施行期日を公布の日からとし、第2条の施行期日を平成29年4月1日とするものであります。

次に附則の第3条では、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすことを定めております。

次は、追加提出議案の22ページをお開きください。

議案第120号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の3ページをお開きください。

改正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,155万5千円を追加して、歳入歳出予算の総額を268億6,865万4千円にしようとするものであります。

15ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しております。これにつきましては、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正等に基づく人件費及び賃金等の補正であります。なお、各目の人件費につきましては、28ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

21ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金2億4,565万6千円の補正につきましては、台風16号の被害に伴い、農業施設の復旧支援に係る補助金を増額するものであります。

23ページをお開きください。

款7土木費、項4港湾費、目1港湾建設費、節19負担金補助及び交付金122万円の補正につきましては、魚見港の自然護岸が波浪による浸食を受けたことに伴い、年度内に県が港湾整備事業として整備するもので、その事業に係る負担金を増額するものであります。

24ページをお開きください。

款7土木費，項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金26万9千円の補正につきましては，指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく公共下水道事業特別会計の人件費補正に伴い，一般会計からの繰出金を増額するものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，14ページをお開きください。

款15県支出金2億4,565万6千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款18繰入金2,589万9千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の23ページをお開きください。

議案第121号，平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第4号）について，であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の33ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8千円を追加して，歳入歳出予算の総額を4,016万5千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から説明をさせていただきます。

42ページをお開きください。

款1温泉配給所費，項1温泉配給所費，目1総務管理費15万8千円の補正につきましては，指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の補正であります。人件費につきましては，43ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，41ページをお開きください。

款5繰入金15万8千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として温泉配給事業特別会計財政調整基金からの繰入金であります。

次は，追加提出議案の24ページをお開きください。

議案第122号，平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第5号）について，であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の47ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万6千円を追加して，歳入歳出予算の総額を2億2,533万6千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から説明させていただきます。

56ページをお開きください。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費47万6千円の補正につきましては，指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費及び月額臨時職員に係る賃金，共済費の補正であります。人件費につきましては，57ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，55ページをお開きください。

款6繰入金47万6千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として唐船峡そうめん流し整備等基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山下康彦）** それでは，命によりまして，建設部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の25ページをお開きください。

議案第123号，平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について，であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の61ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9千円を追加して，歳入歳出予算の総額を16億9,852万5千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から説明させていただきます。

70ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては，指宿市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費の補正であります。なお，各目の人件費につきましては，72ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

71ページをお開きください。

款3公債費，項1公債費，目1元金の補正につきましては，人件費の補正に基づく財源組替えであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，69ページをお開きください。

款4繰入金，26万9千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として一般会計からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（川口光志）** それでは，命によりまして，水道課所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の26ページをお開きください。

議案第124号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第4号）について、であります。  
別冊の平成28年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用に77万8千円を追加し、水道事業費用を6億5,934万7千円に、営業費用を5億7,969万1千円にしようとするものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う職員給与費の増額であります。

第3条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費に77万8千円を追加し、1億1,356万7千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時18分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第115号～議案第124号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 議案第118号並びに議案第119号について、一括して伺います。

議員及び特別職についての期末手当を28年度に遡及して増額しようとするものであります。年額にしまして議長、副議長、委員長、議員、そして市長、副市長、教育長、それぞれ現行幾らから幾らになるのか、年額でお示しいただきたいと思っております。

○総務部長（有留茂人） 議長におきましては年額140万5,530円が145万150円に、副議長においては112万2,975円が115万8,625円に、委員長におきましては106万1,393円が109万5,088円に、各議員におきましては、103万6,035円が106万8,925円に改定の予定でございます。市長におきましては294万1,470円が303万4,850円に、副市長においては230万287円が237万3,312円に、教育長においては215万5,387円が222万3,812円に改定される予定でございます。

○14番議員（前之園正和） 今答弁をいただきましたが、ちょっとメモができなかった部分がありますので、後ほどまた別の段階でお聞きいたしますので了解いたします。確認でそのことを申し上げたわけです。2回目で同じことをメモできなかった部分をお聞きしてもよろし

んですけども、後ほどメモを取らせていただきたいので、そういう意味で1回目の答弁を了承したいということです。

**○議長（松下喜久雄）** 1回の質疑で実質終わりということでということですね。はい。

次に、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 先ほどの同僚議員の質問と少しかぶりますが、私の方では、今回の改正で議員、市長、副市長、教育長、全て合わせて金額が幾らになるのか教えていただきたいと思えます。

それとですね、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、とありますが、この法律自体、市として何が何でもですね、準拠しないといけないものなのか、教えていただきたいと思えます。

もう1点、指宿市特別職報酬等審議会条例第2条で、市長は議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときには、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとありますが、これに従い審議会の意見を聴いたものかどうかお聞きいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の改正で、合わせて、議員、市長、副市長、教育長、幾らアップになるのかということでございます。年額で91万340円のアップになる予定でございます。

それから2点目の、その法律の公布に伴い準拠しないといけないのかということですが、本市における特別職の給与等の水準については、これまで国家公務員の制度の趣旨を鑑みて設定をしております。このことは、議会議員や市長等の特別職においても、国の特別職の職に準ずる改正ということで、同様の改正を行ってきております。また、議会議員や市長等の特別職の場合は、国との水準を図ることに併せまして、県内他市との均衡も計ることが必要であると考えておりますので、今回の提案をさせていただいたところでございます。

それから、指宿市特別職の報酬等審議会の意見を聴いているかということでございます。特別職報酬等審議会条例では、先ほど議員からありましたが、特別職の報酬を改定する場合は、報酬審議会に意見を聴くと規定されておりますが、このことは本市の特別職の報酬等において本市における特別な要因により、報酬等の増減を行う必要がある場合に、公共団体の代表等の有識者にその是非を問う意味で諮問することであると認識をしているところでございます。今回の改正のような、いわゆる法律の改正に準拠する改正については、国の状況や県、県内他市等の改正状況を考慮して特別職報酬等審議会を開催する必要がないと判断をいたしまして、お聴きしていないところでございます。

**○2番議員（白山正志）** 2回目の質問を行います。総額で91万340円アップするということでした。また、今回の国のこの法律の改正に伴い、国に準拠してこれまで行ってきたというふうに答弁がありましたが、そもそも国家公務員に準ずる、国の水準に合わせるというような趣

旨の、今答弁がありました。私たちの一番の主権者であります市民との水準、バランス、まず第一にこの点を考えないといけないと思っております。今年もですね、雪害による農家の方々の被害、それから熊本地震によります観光客の激減、それから台風によります甚大な被害等あります。それを鑑みますと、市民の生活は良くなっているとは言えない状況であります。その点はどうかお考えでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** この人事院勧告に準拠してと、この法律に準拠してということですが、この人事院勧告の制度等に鑑みた場合に、今回の提案をしているところでございます。鹿児島県人事委員会が平成27年に公表をいたしました事業所規模50人以上の県内民間事業所576事業所から無作為に抽出をした135事業所を対象に調査した県内における民間事業所の平均給与は37万3,799円となっております。これと比較をした場合においても、本市の平均給与というのは上回る数字にはなっていないというのが調査で出ております。そのようなことから、この人事院勧告制度はその民間の状況等を把握をした上での政府への勧告というふうなことで、中立的な人事院が評価をして勧告するわけですので、それに準じて今回はしたというふうなことでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今回の件は、以前も質問をさせていただきました。今、事業所を抽出して、それと平均を取って比べたときという話でしたが、前回質問をしたときに、そのような事業所は指宿市にあるんですかという質問に対して、ないというふうにお聞きしたと、私は記憶しております。そもそも国の、どちらかという都市部の大企業を中心にそういう給料の報酬額の額を出していると思っております。私たち、何度も言いますが、主権者は指宿市民であります。市民の生活、市民の平均給与からしたら、私たちは大分たくさんいただいております。この、準ずるということですが、自治体によっては、今回上げないところもあるやに聞いております。準じてということですが、重ねて聞きますが、これ、必ず準拠しないといけないものですか。

**○総務課長（岩下勝美）** 先ほど総務部長が答弁しました県内の状況、これは指宿市におけるものではなくて、平成27年に鹿児島県人事委員会が公表した資料を基に答弁させていただきましたので、お断りしておきます。また、必ずしもその人事院勧告に準拠しなければならないのかというご質問に対しましては、これはそれぞれの自治体が、いわゆる国の水準、あるいは近隣自治体の状況、こういったものを見てですね、それぞれ決めることであろうかと思っております。本市におきましては、先ほど答弁いたしましたように国の水準、併せて県内他市の均衡を図ることが必要であると、併せてその人事院勧告に基づくこの数値、こういったものを総合的に勘案してですね、今回準拠するという形を取ったところです。また、本市を含む県内19市中、本市を含む17市がですね、この人事院勧告に基づいた改定を予定されております。2市がですね、現在のところ未定というふうになっております。私どもが得た情報によると、この17市中1市、1市がですね、議会議員についてはこの制度について否決したと、

否決されたというような情報を得ているところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号から議案第124号までの10議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号から議案第124号までの10議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** まず、議案第118号並びに議案第119号について、一括して反対討論を行います。

議員並びに特別職の期末手当を28年度に遡及し、年額で0.1か月分を増額しようとするものであります。期末手当を含めて議員や特別職の報酬を決定する際は、判断すべき基準が幾つかありますが、その一つに市民の視点、市民の感情というものも大事な基準の一つと考えます。市民の生活実態や感情を考慮すれば市民の理解は得られず、議員や特別職の期末手当値上げはすべきでないと考えます。よって、それぞれの議案に反対をいたします。

次に、議案第120号について反対の討論を行います。

議案第118号並びに119号が前提となった議案ですので、同様の趣旨にて反対をいたします。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、臼山正志議員。

**○2番議員（臼山正志）** 議案118号及び議案第119号及び議案第120号について、反対の立場から討論いたします。

今回の条例提案は、人事院勧告に基づく条例整備と市長以下、三役に並びに私たち議会議員の期末手当の支給のアップについて、0.1か月分をアップする内容です。今回で3年連続の期末手当アップとなります。今回の期末手当アップを市民の皆さんはどう思われるでしょうか。私はこうした厳しい状況下において3年連続で市議会議員の期末手当をアップすることには、到底市民の皆さんの理解が得られるものではないと考えます。むしろアップ分を子育て

て支援等に回すことが、市民の市議会に対する信頼を増すことになるのではないかと考えます。指宿市民の目線から考えた場合、本議案は到底理解の得られるものではないと判断し、反対いたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第115号から議案第117号まで、及び議案第121号から議案第124号までの7議案を、一括して採決いたします。

7議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号から議案第117号まで、及び議案第121号から議案第124号までの7議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議員派遣の件

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第27、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、平成29年1月13日に鹿児島市で開催される鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（松下喜久雄） 以上で本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成28年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 福 永 徳 郎

署名議員の前原六則議員、平成29年1月23日死亡

## 意見書第3号

### 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、保険料負担の上昇等を抑制するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。

また、財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」において、軽度者の福祉用具使用は日常生活で通常負担する費用と考えられ、住宅改修は個人の資産形成そのものであることなどから、軽度者に対する福祉用具貸与等は原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべきであるとされている。

このような中、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の持続可能性確保の観点から、軽度者への支援の在り方や福祉用具・住宅改修の給付の在り方が検討されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度における福祉用具貸与等の給付は、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則自己負担となった場合、福祉用具等の利用が減ること介護度の重度化や要介護者の増加を招くおそれがあり、保険給付の抑制という目的に反して、給付の増大につながるとともに、介護人材不足に拍車をかけることにもなりかねない。

よって、国におかれては、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用について、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

指宿市議会議員 松 下 喜久雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

社会保障・税一体改革担当大臣 殿

## 議 員 派 遣 書

平成28年12月22日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成29年1月13日（1日間）
- (3) 派遣議員 議長ほか19人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。